

多文化共生事例集作成ワーキンググループ（第1回）

議事次第

日時：令和3年2月2日（火）
13:00～14:30
場所：オンライン開催

議事

- 1 「多文化共生事例集」（令和3年度版）（仮称）の作成について

（配付資料）

- 資料 1 「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」開催要項
- 資料 2 事務局説明資料
- 資料 3 「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」（令和2年9月）
- 資料 4 「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（令和2年8月）
- 資料 5 「多文化共生事例集」（平成29年3月）

「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」開催要綱

1 開催趣旨

総務省は、都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するために策定・周知している「地域における多文化共生推進プラン」（以下「総務省プラン」という。）について、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設等の社会的経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂を行った。

今後、改訂した総務省プランの内容を広く周知し、地方公共団体における多文化共生施策の推進を促進するため、「多文化共生事例集」（令和3年度版）（仮称）を作成することを目的に、本ワーキンググループを開催する。

2 名称

本ワーキンググループは、「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）と称する。

3 構成及び運営

- (1) ワーキンググループの構成員は、別添「構成員名簿」のとおりとする。
- (2) ワーキンググループには、座長1名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等にワーキンググループへの出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) ワーキンググループは、非公開とするが、終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、座長が必要と認める時は、配付資料を非公開とすることができる。

4 開催期間

令和3年2月から令和3年7月頃までとする。

5 庶務

庶務は、総務省自治行政局国際室において行う。

構成員名簿

- 加藤 理絵 (公財) 名古屋国際センター広報情報課長
- 蒲 久美子 越前市総務部理事(市民協働担当)兼ダイバーシティ推進室長
- 黒岩 春地 (公財) 佐賀県国際交流協会理事長
- 清水 隆教 (一財) 自治体国際化協会多文化共生部長
- シュルスタ フォパール マン エベレスト・インターナショナル・スクール・ジャパン初代理事長
- 武田 裕子 順天堂大学大学院医学研究科教授
- 田村 太郎 (一財) ダイバーシティ研究所代表理事
- ハッカライネ ニーナ 外国人女性の会パルヨン代表理事
- 藤井 正直 大分県企画振興部国際政策課長
- 山脇 啓造 明治大学国際日本学部教授

(五十音順：敬称略)



事務局説明資料

令和3年2月2日
自治行政局国際室

「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」の開催について

1. 経緯・趣旨

(1) 「地域における多文化共生推進プラン」の改訂（令和2年9月）【別紙参照】

- 地方公共団体における「多文化共生^(注)の推進に係る指針・計画」の策定に資するため総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂を行った。

(2) 「多文化共生事例集」（令和3年度版）の作成（令和3年6月を予定）

- 「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を受けて、その内容を広く周知し、地方公共団体における多文化共生施策の推進を促進するため、「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」を開催し、多文化共生推進の優良事例を紹介する「**多文化共生事例集**」（令和3年度版）の作成を行う。

2. 主な掲載内容

(1) 「多文化共生事例集」（平成29年3月）の掲載事例【更新】

（既存の掲載事例）

- ① コミュニケーション支援（9事例）
- ② 生活支援（28事例）
- ③ 多文化共生の地域づくり（9事例）
- ④ 地域活性化やグローバル化への貢献（6事例） 計52事例

(2) プラン改訂で新たに盛り込まれた項目に関する事例【追加・拡充】

（プラン改訂で新たに盛り込まれた項目）

- ・ICTを活用した多言語対応
- ・日本語教育の推進
- ・感染症流行時における対応
- ・地域活性化の推進・グローバル化への対応
- ・留学生の地域における就職促進
- ・地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

3. スケジュール

第1回（2月） 調査・選定の進め方

第2回（3月） 事例発表

（2～3月） （事例調査を実施）

第3回（4月） 事例選定

第4回（6月） 改訂案の取りまとめ

※当面オンライン形式で開催

（注）「多文化共生」：国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

「地域における多文化共生推進プラン」の概要

- 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生^(注)の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※旧プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
 - 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂 ※改訂に当たって有識者による研究会を開催【次頁】
- 今後、総務省は、地方公共団体において、今回改訂したプランを参照して、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」の見直し等を行い、多文化共生施策の推進をすることを促進**

(注)「多文化共生」:国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

旧プラン (2006年)

[施策]

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化
日本語及び日本社会に関する学習支援

② 生活支援

居住	教育
労働環境	医療・保健・福祉
防災	

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発
外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備
地域における各主体の役割分担と連携・協働

改訂プラン (2020年)

[施策]

① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備
日本語教育の推進 生活オリエンテーションの実施

② 生活支援

教育機会の確保 適正な労働環境の確保 災害時の支援体制の整備
医療・保健サービスの提供 子ども・子育て及び福祉サービスの提供
住宅確保のための支援 感染症流行時における対応

③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成 外国人住民の社会参画支援

④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備 地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

「多文化共生の推進に関する研究会」の概要

1. 開催趣旨

(前略)地域において外国人に対して行政サービスを提供する主体となる地方公共団体におけるこれまでの取組を振り返りつつ、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた総務省プランのあり方について検討を行うため、本研究会を開催する。

2. 構成員(五十音順)

大泉 貴広 (公財)宮城県国際化協会 総括マネージャー
 金森 孝治 福岡県苅田町 防災・地域振興課長
 清水 隆教 (一財)自治体国際化協会 多文化共生部長
 田村 太郎 (一財)ダイバーシティ研究所 代表理事
 新谷 秀樹 岡山県総社市 市民生活部長
 西 和一 群馬県 企画部 外国人活躍推進課長
 長谷部 美佳 明治学院大学教養教育センター 准教授
 前田 真子 札幌市 総務局 国際部長
 八木 浩光 (一財)熊本市国際交流振興事業団 事務局長
 山脇 啓造 明治大学 国際日本学部 教授【座長】

3. オブザーバー

【関係省庁】

内閣府 政策統括官(防災担当)参事官(防災計画担当)
 総務省 国際戦略局 技術政策課 研究推進室
 消防庁 国民保護・防災部 防災課
 出入国在留管理庁 政策課 外国人施策推進室
 文部科学省 大臣官房 国際課
 文化庁 国語課
 厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課

【地方3団体】

全国知事会 総務部
 全国市長会 行政部
 全国町村会 行政部

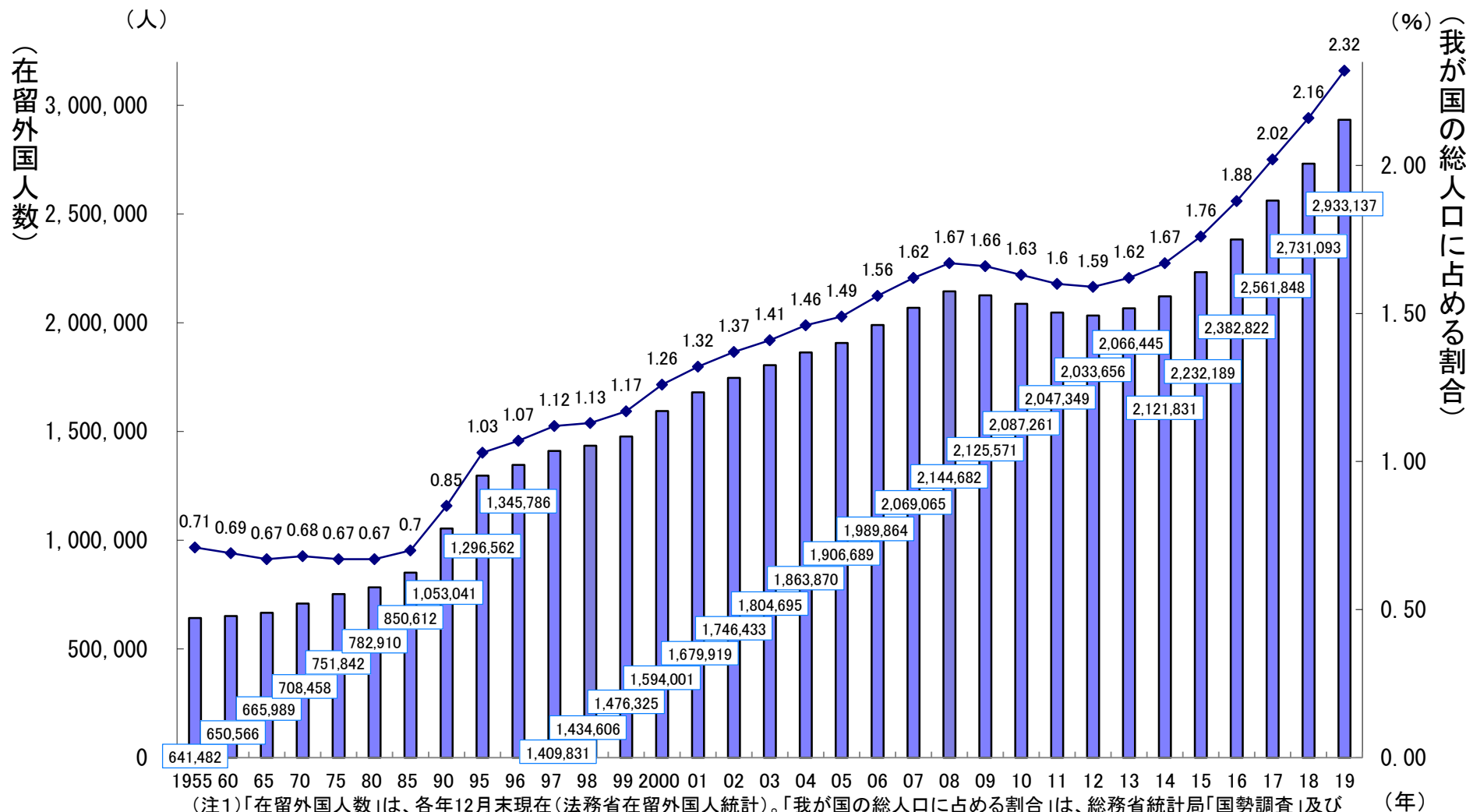
4. 開催状況

研究会	主な議題
第1回(11/1)	○外国人材の受入れと地域における多文化共生の現状等 ○検討の方向性
第2回(12/25)	○地方公共団体の取組事例発表 ○外国人住民からのヒアリング ○多文化共生の必要性・意義
第3回(1/31)	○ICT事業者等からのヒアリング(ICT技術を活用した多言語翻訳) ○コミュニケーション支援(ICT技術の活用)
第4回(3/17)	○生活支援(日本語教育、教育、医療・保健・福祉)
第5回(5/15)	○生活支援(防災、労働環境の確保)
第6回(6/5)	○意識啓発・社会参画支援 ○地域活性化の推進・グローバル化への対応 ○多文化共生施策の推進体制の整備 ○多文化共生の推進に係る指針・計画の未策定団体の課題と対応
第7回(6/26)	○新型コロナウイルス感染症に係る外国人住民への対応 ○報告書骨子案
第8回(7/27)	○報告書目次案
第9回(8/17)	○報告書の取りまとめ

※第5回以降はオンライン形式で開催。

(参考) 在留外国人数の推移

○ 在留外国人数は1990年ごろから大幅に増加し、リーマン・ショック(2008年)後減少に転じたものの、その後再び増加傾向にあり、令和元年には293万人と過去最高を更新した。

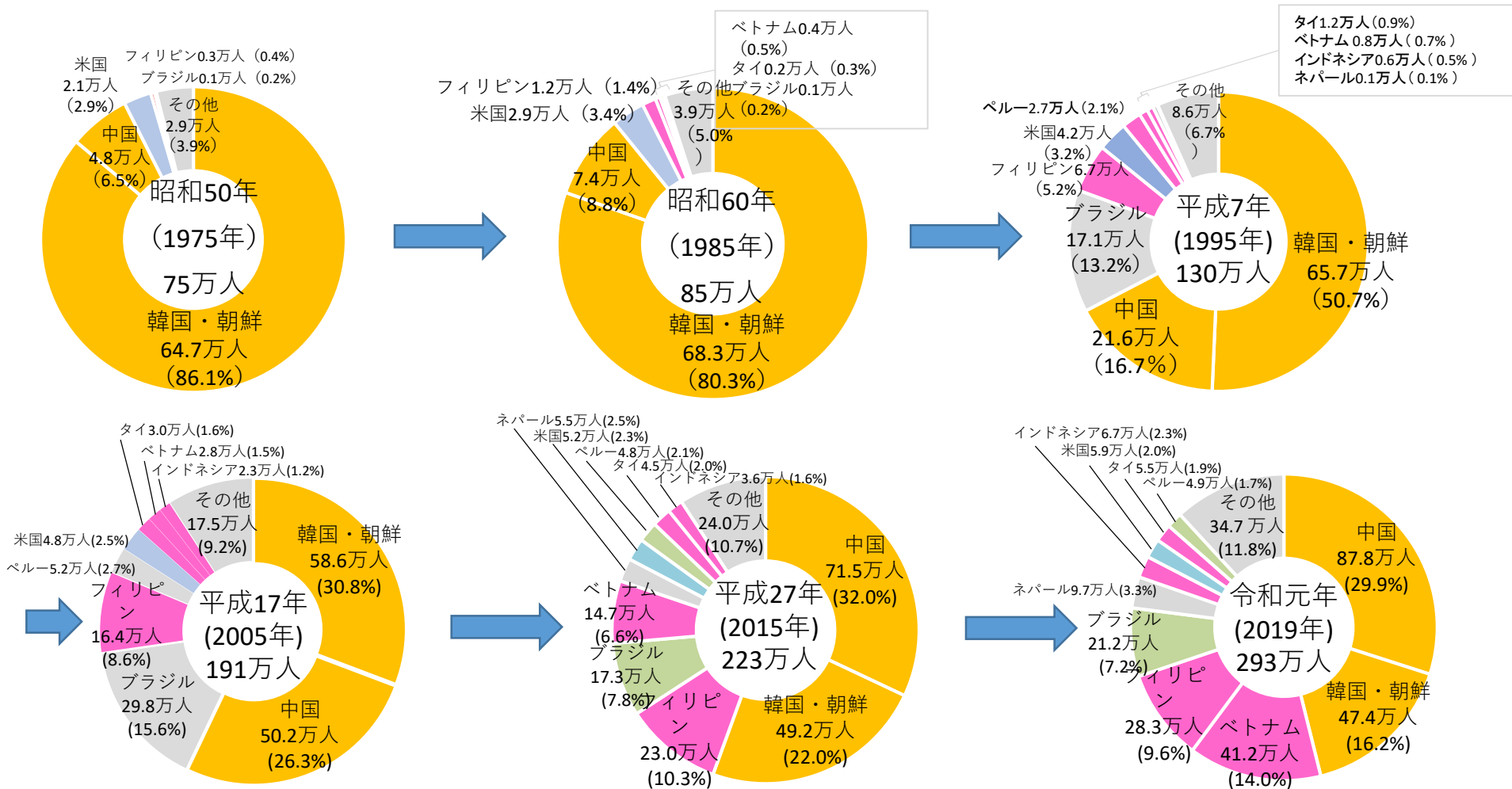


(注1)「在留外国人数」は、各年12月末現在(法務省在留外国人統計)。「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在。

(注2)昭和60年までは外国人登録者数、平成2年から平成23年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。

(参考) 在留外国人の国籍・地域別内訳の変遷

○ 80年代までは中国・朝鮮が大半を占めていたが、90年代に入るとブラジルなどの中南米が増加し、近年はベトナムやフィリピンなどの東南アジアが増えている。



出典：法務省「在留外国人統計」

(参考) 都道府県別外国人人口の状況 (平成26年 (2014年) と令和元年 (2019年) の比較)

- 人口規模に関わらず、全ての都道府県で外国人人口は増加している。
- 我が国全体として外国人人口は43%増加し、外国人割合も1.7%から2.3%に高まっている。

(単位:人)

都道府県	2014年			2019年			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)
	全人口	外国人人口 (A)	割合	全人口	外国人人口 (B)	割合		
北海道	5,431,658	23,534	0.4%	5,267,762	42,485	0.8%	18,951	81%
青森県	1,353,336	4,041	0.3%	1,275,783	6,386	0.5%	2,345	58%
岩手県	1,300,963	5,697	0.4%	1,235,517	8,170	0.7%	2,473	43%
宮城県	2,328,133	16,274	0.7%	2,292,385	23,986	1.0%	7,712	47%
秋田県	1,056,579	3,622	0.3%	985,416	4,354	0.4%	732	20%
山形県	1,140,735	6,131	0.5%	1,082,296	8,058	0.7%	1,927	31%
福島県	1,965,386	10,249	0.5%	1,881,981	15,559	0.8%	5,310	52%
茨城県	2,981,773	52,009	1.7%	2,921,436	71,125	2.4%	19,116	37%
栃木県	2,004,417	32,178	1.6%	1,965,516	43,732	2.2%	11,554	36%
群馬県	2,012,203	43,978	2.2%	1,969,439	61,689	3.1%	17,711	40%
埼玉県	7,304,896	130,092	1.8%	7,390,054	196,043	2.7%	65,951	51%
千葉県	6,254,106	113,811	1.8%	6,319,772	167,512	2.7%	53,701	47%
東京都	13,297,585	430,658	3.2%	13,834,925	593,458	4.3%	162,800	38%
神奈川県	9,116,666	171,258	1.9%	9,209,442	235,233	2.6%	63,975	37%
新潟県	2,337,485	13,475	0.6%	2,236,042	18,861	0.8%	5,386	40%
富山県	1,085,710	13,345	1.2%	1,055,999	19,850	1.9%	6,505	49%
石川県	1,159,763	10,978	0.9%	1,139,612	16,881	1.5%	5,903	54%
福井県	803,505	11,719	1.5%	780,053	15,823	2.0%	4,104	35%
山梨県	855,502	13,990	1.6%	826,579	17,179	2.1%	3,189	23%
長野県	2,148,503	30,748	1.4%	2,087,307	38,446	1.8%	7,698	25%
岐阜県	2,087,595	45,024	2.2%	2,032,490	60,206	3.0%	15,182	34%
静岡県	3,786,106	75,115	2.0%	3,708,556	100,148	2.7%	25,033	33%
愛知県	7,489,946	200,673	2.7%	7,575,530	281,153	3.7%	80,480	40%
三重県	1,860,113	42,897	2.3%	1,813,859	56,590	3.1%	13,693	32%

都道府県	2014年			2019年			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)
	全人口	外国人人口 (A)	割合	全人口	外国人人口 (B)	割合		
滋賀県	1,421,342	24,295	1.7%	1,420,948	33,929	2.4%	9,634	40%
京都府	2,579,305	52,213	2.0%	2,545,899	64,972	2.6%	12,759	24%
大阪府	8,868,870	204,347	2.3%	8,849,635	255,894	2.9%	51,547	25%
兵庫県	5,638,338	96,530	1.7%	5,549,568	115,681	2.1%	19,151	20%
奈良県	1,395,648	11,081	0.8%	1,353,837	13,951	1.0%	2,870	26%
和歌山県	1,003,730	5,934	0.6%	954,258	7,169	0.8%	1,235	21%
鳥取県	583,351	3,849	0.7%	561,175	5,042	0.9%	1,193	31%
島根県	706,198	5,988	0.8%	679,324	9,342	1.4%	3,354	56%
岡山県	1,939,722	21,270	1.1%	1,903,627	31,569	1.7%	10,299	48%
広島県	2,869,159	39,842	1.4%	2,826,858	56,898	2.0%	17,056	43%
山口県	1,431,540	13,219	0.9%	1,369,882	17,892	1.3%	4,673	35%
徳島県	776,567	4,992	0.6%	742,505	6,592	0.9%	1,600	32%
香川県	1,005,570	8,946	0.9%	981,280	14,266	1.5%	5,320	59%
愛媛県	1,426,367	9,290	0.7%	1,369,131	13,540	1.0%	4,250	46%
高知県	747,122	3,565	0.5%	709,230	4,967	0.7%	1,402	39%
福岡県	5,120,197	57,696	1.1%	5,129,841	83,468	1.6%	25,772	45%
佐賀県	847,424	4,401	0.5%	823,810	7,367	0.9%	2,966	67%
長崎県	1,413,155	8,295	0.6%	1,350,769	10,995	0.8%	2,700	33%
熊本県	1,818,314	10,079	0.6%	1,769,880	17,942	1.0%	7,863	78%
大分県	1,190,798	10,234	0.9%	1,151,229	14,081	1.2%	3,847	38%
宮崎県	1,135,652	4,414	0.4%	1,095,903	7,850	0.7%	3,436	78%
鹿児島県	1,691,427	6,733	0.4%	1,630,146	12,215	0.7%	5,482	81%
沖縄県	1,454,023	11,229	0.8%	1,481,547	21,220	1.4%	9,991	89%
全国合計	128,226,483	2,121,831	1.7%	127,138,033	2,933,137	2.3%	811,306	43%

※外国人人口は各年12月末時点の在留外国人統計に基づくもの。

※全人口(2014)は2015年1月1日時点、全人口(2019)は2020年1月1日時点の住民基本台帳に基づくもの。

※外国人人口の全国合計には、都道府県が「未定・不詳」である人数(2014:1,893人、2019:3,368人)を含む。

※全国平均を超える増加率を黄色で着色している(なお、増加率の全国合計欄の数値は全国平均値)。

(参考) 地方公共団体の人口に占める外国人人口の割合 (上位20市区町村)

○人口に占める外国人割合上位20市区町村

順位	都道府県	自治体名	R2人口 (A)	R2外国人人口(B)	外国人割合 (B/A)
1	北海道	勇払郡占冠村	1,613	516	31.99%
2	大阪府	大阪市生野区	127,452	28,178	22.11%
3	群馬県	邑楽郡大泉町	41,987	7,977	19.00%
4	北海道	虻田郡倶知安町	16,892	2,497	14.78%
5	北海道	虻田郡留寿都村	2,070	301	14.54%
6	北海道	余市郡赤井川村	1,273	179	14.06%
7	大阪府	大阪市浪速区	69,259	9,641	13.92%
8	東京都	新宿区	348,452	42,598	12.22%
9	愛知県	名古屋市中区	88,683	10,568	11.92%
10	北海道	虻田郡二セコ町	5,403	636	11.77%
11	長野県	北安曇郡白馬村	9,484	1,113	11.74%
12	神奈川県	横浜市中区	152,210	17,310	11.37%
13	東京都	豊島区	290,246	29,672	10.22%
14	埼玉県	蕨市	75,679	7,397	9.77%
15	兵庫県	神戸市中央区	137,782	13,355	9.69%
16	岐阜県	美濃加茂市	57,330	5,325	9.29%
17	大阪府	大阪市西成区	105,987	9,769	9.22%
18	大阪府	大阪市東成区	83,977	7,505	8.94%
19	東京都	荒川区	217,146	19,298	8.89%
20	大阪府	大阪市中央区	102,432	9,083	8.87%

○外国人人口増加率上位20市区町村(H27→R2)

(単位:人)

順位	都道府県	自治体名	H27外国人人口(A)	R2外国人人口(B)	外国人増加率 (B/A-1)
1	北海道	虻田郡倶知安町	766	2,497	225.98%
2	兵庫県	加東市	564	1,676	197.16%
3	長野県	北安曇郡白馬村	396	1,113	181.06%
4	香川県	仲多度郡多度津町	440	1,093	148.41%
5	三重県	名張市	460	1,090	136.96%
6	岡山県	総社市	726	1,704	134.71%
7	北海道	釧路市	473	1,035	118.82%
8	大分県	中津市	661	1,445	118.61%
9	福岡県	小郡市	503	1,093	117.30%
10	福岡県	京都郡苅田町	609	1,302	113.79%
11	大阪府	泉佐野市	1,051	2,163	105.80%
12	岡山県	岡山市東区	788	1,604	103.55%
13	沖縄県	うるま市	658	1,328	101.82%
14	京都府	八幡市	843	1,674	98.58%
15	沖縄県	那覇市	2,897	5,731	97.83%
16	石川県	白山市	813	1,604	97.29%
17	島根県	出雲市	2,248	4,396	95.55%
18	静岡県	牧之原市	1,162	2,237	92.51%
19	埼玉県	蕨市	3,851	7,397	92.08%
20	岐阜県	中津川市	941	1,807	92.03%

※住民基本台帳に基づく人口を使用(各年1月1日現在)

※外国人人口増加率については、令和2年1月1日現在で外国人人口1,000人以上の市区町村を対象としている。

(参考) 地域において多文化共生を推進する意義

地域における多文化共生を推進することは、「外国人住民の受入れ主体としての地域」「外国人住民の人権保障」「地域の活性化」「住民の異文化理解力の向上」等の意義を有しているとともに、特に、次の点から今日的な意義を有しており、重要性が増している。

(1) 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

- ・全ての外国人住民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、日本人と同様に行政サービスを享受し安心して生活することができる環境を整備していくことが必要
- ・外国人住民も含めて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを促す環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することで、ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」の構築につながることも期待
- ・持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めた「持続可能な開発目標」(SDGs)においても、包摂性を示す「誰ひとり取り残さない」とのキーワードは、分野を問わず求められる基本的理念

(2) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

- ・外国人住民が、主体的に、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ等の担い手となる事例や人材が現れつつあり、こうした外国人住民との連携・協働を図ることで、地域の活性化やグローバル化に貢献することが期待

(3) 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

- ・在留期間が無期限の「永住者」の人数が年々増加し、在留外国人全体の約3割を占めるなど、緩やかな定住化の傾向が見られること、外国人住民の年齢構成が若いこと等を背景に、外国人住民が、外国人コミュニティや人口減少・少子高齢化が進む地域を支えている事例が現れつつあり、今後の地域社会を支える担い手となることが期待
- ・外国人住民が多文化共生施策の推進に関与することにより、外国人住民のニーズを的確に捉えて、多文化共生施策の質の向上を図ることも期待

(4) 受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

- ・外国人労働者が増加するとともに、今後、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れも進む見通しである。こうした中、外国人住民が地域においても十分な行政サービスを受けられる体制を整備するとともに、国や企業をはじめとする関係機関と連携して就業支援や就業環境そして生活環境の整備を行うなど、地域における多文化共生施策を推進することにより、都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備することが必要

「多文化共生事例集」(平成29年3月)の概要

背景

平成18年3月:総務省において「地域における多文化共生推進プラン」(※)を策定し、地方自治体に通知

(※)地方自治体において、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定する際に参考となる考え方を整理したもの

⇒ 同プラン策定・通知から10年が経過し、外国人住民の多国籍化・高齢化など外国人を取り巻く状況も変化

優良な取組の全国的な普及・展開が必要

多文化共生事例集

多文化共生推進プランから10年

共に拓く地域の未来

(1)コミュニケーション支援(9事例)

① 多言語・「やさしい日本語」による情報提供(6事例)

- ・外国人からの119番通報時や、災害・救急現場における外国人との対応時に、民間の通訳を介した多言語対応を実施
- ・災害発生時に母国語を問わず広く情報を伝えることのできる、外国人にわかりやすい「やさしい日本語」の研究・公表 など

② 大人の日本語学習支援(3事例)

- ・地域生活に密着する「生きた日本語」の学習機会の提供
- ・地域の日本人住民が外国人住民の日本語学習を支援するボランティアとして参加し、住民同士の交流の場にもなっている日本語教室の運営 など

(2)生活支援(28事例)

① 居住(2事例)

- ・多言語による相談が可能な不動産業者の紹介
- ・入居後のトラブル等に関する多言語での相談窓口の運営

② 教育(10事例)

- ・就学前の外国人の子どもを対象に初期の日本語指導及び学校生活指導を行う「プレスクール」の実施
- ・外国人の子どもへの不就学解消を図るための継続した実態調査や就学支援等の実施
- ・外国籍親子の放課後の居場所づくり など

③ 労働環境(4事例)

- ・日本に移住した外国人を親に持つ第2世代による第2世代のための就職支援
- ・介護職を希望する外国人に対する資格取得支援や就業支援 など

④ 医療・保健・福祉(6事例)

- ・外国人患者と医師との間の円滑な意思疎通のために派遣される医療通訳の仕組みづくり
- ・多様な出身国のスタッフによる外国人高齢者に対する介護・福祉サービスの提供 など

⑤ 防災(6事例)

- ・外国人住民が企画・運営する防災訓練の実施
- ・外国人住民の中心となって活動するとともに、日本人住民とのパイプ役を担う「外国人防災リーダー」の育成
- ・災害時における外国人支援サポーターの相互派遣 など

(3)多文化共生の地域づくり(9事例)

① 地域社会における多文化共生の啓発(4事例)

- ・外国人住民を含む地域住民が農作業等を通じて交流を深めるガーデンの開設
- ・留学生やJETプログラム参加者などの外国人住民による地域の子どもたちへの異文化交流体験の提供 など

② 外国人住民の自立と社会参画(3事例)

- ・外国人住民が企画・運営する街歩きツアー等のイベントの実施 など

③ 多文化共生に関わる体制づくり(2事例)

- ・多文化共生担当部局に限らず幅広い分野の自治体職員等を対象とした多文化共生に関する研修の実施 など

(4)地域活性化やグローバル化への貢献(6事例)

① 地域活性化への貢献(3事例)

- ・日本在住歴の長い外国人住民が、日本人には自国の文化を、外国人には日本の文化を伝えることを通じ、地域の国際化に貢献
- ・外国人の視点から見た地域の魅力をSNS等により発信 など

② グローバル化への貢献(3事例)

- ・外国人が発掘した新たなアウトドア観光メニューにより、通年観光が実現し、雇用機会の創出に貢献
- ・地域の留学生と企業をマッチングする会議の開催を通じ、地元企業の海外進出等に貢献 など

「多文化共生事例集」（H29.3）

はじめに

1. 外国人を取り巻く状況の変化
 - (1) 在留外国人について
 - (2) 訪日外国人について
2. 国における外国人施策の動向
 - (1) 外国人住民の制度的な位置づけ
 - (2) 外国人の活用等に関する国の方針
3. 地方における多文化共生へ向けた取組
4. 地域におけるグローバル化・地方創生の推進

事例集

- (1) コミュニケーション支援
 - ①多言語・「やさしい日本語」による情報提供（6事例）
 - ②大人の日本語学習支援（3事例）
- (2) 生活支援
 - ①居住（2事例）
 - ②教育（10事例）
 - ③労働環境（4事例）
 - ④医療・保健・福祉（6事例）
 - ⑤防災（6事例）
- (3) 多文化共生の地域づくり
 - ①地域社会における多文化共生の啓発（4事例）
 - ②外国人住民の自立と社会参画（3事例）
 - ③多文化共生に関わる体制づくり（2事例）
- (4) 地域活性化やグローバル化への貢献
 - ①地域活性化への貢献（3事例）
 - ②グローバル化への貢献（3事例）

おわりに

1. 現在の多文化共生施策の傾向
2. 多文化共生施策のこれから一国内・海外の事例よりー
3. 今後について

「多文化共生事例集」（令和3年度版）(仮称)案

はじめに

赤字部分:改訂プランの新規項目

事例集

1. 地域における多文化共生を推進するための取組み
 - (1) コミュニケーション支援
 - ①行政・生活情報の多言語化 (ICTの活用を含む。)、相談体制の整備
 - ②日本語教育の推進
 - ③生活オリエンテーションの実施
 - (2) 生活支援
 - ①教育機会の確保
 - ②適正な労働環境の確保
 - ③災害時の支援体制の整備
 - ④医療・保健サービスの提供
 - ⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供
 - ⑥住宅確保のための支援
 - ⑦感染症流行時における対応
 - (3) 多文化共生の地域づくり
 - ①多文化共生の意識啓発・醸成
 - ②外国人住民の社会参画支援
 - (4) 地域活性化やグローバル化への貢献
 - ①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
 - ②留学生の地域における就職促進
2. 多文化共生施策の推進体制の整備
3. 地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定（導入事例）

おわりに

地域における多文化共生の取組み事例に関する調査案

	調査内容	照会先
(1)「多文化共生事例集」(H29.3)の掲載事例【更新】	<ul style="list-style-type: none"> ○取組みの現況 ○掲載内容の修正案 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の掲載事例の実施主体(52事例53団体)
(2)プラン改訂で新たに盛り込まれた項目等【追加・拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ○事例集に掲載すべき取組み (「総務省プラン」の全16項目※) ・自薦/他薦 ・取組団体名 ・プランの項目 ・取組の名称 ・マスコミ取材歴及び表彰歴 ・取組の概要 ・予算額 	<ul style="list-style-type: none"> ・47都道府県 ・指定都市を含む1,741市区町村 ・外国人集住都市会議事務局 ・多文化共生推進協議会事務局 ・地域国際化協会62団体 ・ワーキンググループ構成員の推薦事例 ・関係省庁

※「地域における多文化共生推進プラン」(令和2年9月改訂)の「3. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策」(14項目)、「4. 多文化共生施策の推進体制の整備」及び「5. 地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定」の全16項目

(参考) 「多文化共生事例集」(平成29年3月)作成時の事例選定の視点

- ① 将来(今後10年間)を見据えた取組かどうか
 - ・ 外国人住民の高齢化を見据えた介護分野での取組
 - ・ アジアをはじめとした出身国の多様化に対応した取組
 - ・ 時代や状況の変化に応じた工夫を加えることで長期・継続的に実施している取組
 - ・ 多文化共生を担う組織・人材の育成に関する取組 など
- ② 多様性を地域の未来に前向きに活かした取組かどうか
 - ・ 外国人観光客対応のため外国人住民と連携した取組
 - ・ 外国人住民を主役とした地域活性化の取組 など
- ③ 多くの人・団体の参画を促す仕組みがある取組かどうか
 - ・ 地域の住民、団体、企業などを広く巻き込んだ取組
 - ・ 地域の外国人コミュニティと連携した取組 など
- ④ 他の自治体がモデルとして参考にしやすい取組かどうか
 - ・ 多くの地域が抱える課題に対応した取組
 - ・ 従来の方法に工夫を加えることで事業効果を高めることに成功した取組
 - ・ 既存の事業に多文化共生の要素を加えた取組
 - ・ 予算や人員をかけずに工夫を凝らして行っている取組 など
- ⑤ 地域の実情などに合わせた創意工夫を凝らした取組かどうか
 - ・ 外国人住民の散在地域ならではの工夫をした取組
 - ・ 各地域のコミュニティの特性を活かした取組 など

⇒ 今回の事例選定に当たって、追加・拡充すべき内容があるか

多文化共生事例集作成WGスケジュール案

	令和3年2月	3月	4月	5月	6月
WG	第1回 (調査・事例選定の進め方等)	第2回 (事例発表 (3項目程度))	第3回 (事例選定) (予備) <small>※必要に応じて開催</small>		第4回 (事例集案の 取りまとめ)
事例調査・作成作業		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事例調査</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事例集案作成</div>		

- 事例集の掲載内容
- 調査・事例選定の進め方
- 事例選定の視点
- 推薦事例 等

総行国第100号
令和2年9月10日

各都道府県・指定都市多文化共生主管部局長 殿

総務省自治行政局国際室長
(公 印 省 略)

地域における多文化共生推進プランの改訂について（通知）

平素より、地域における多文化共生の取組の推進について、御理解・御協力をいただきまして、ありがとうございます。

総務省においては、平成18年に、都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、「地域における多文化共生推進プランについて」（平成18年3月27日付け総行国第79号）において、これを周知しました。

その後、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等、多文化共生施策を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

こうした中、国においては、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を取りまとめて、以後順次改訂を行い、拡充を図るなど、外国人の受入れと共生社会づくりに政府全体で取り組んでいます。また、地方公共団体においては、多文化共生の推進に係る指針・計画を改訂し、地域社会での活躍推進等の新たな視点を盛り込む動きも見られます。

こうした状況を踏まえ、別紙のとおり、「地域における多文化共生推進プラン」を改訂しましたので、通知します。

貴団体におかれましては、地域の実情を踏まえて、今回改訂した「地域における多文化共生推進プラン」のほか、「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（令和2年8月）等を参照して、多文化共生の推進に係る指針・計画の見直し等を行い、多文化共生施策を推進していただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知の内容について周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

地域における多文化共生推進プラン（改訂）

1. 改訂の背景

(1) 社会経済情勢の変化と多文化共生施策の変遷

①社会経済情勢の変化

(外国人住民数等の動向)

我が国の在留外国人は、人数が増加しているとともに、多国籍化している。地方においても、全ての都道府県に加え、全ての市区町村の人口規模区分の外国人人口が増加している。また、市区町村では、人口規模や所在地域にかかわらず、人口に占める外国人人口の割合が高い団体、外国人人口の増加率の高い団体がある。

(入国管理制度等の改正)

「技能実習制度」は、累次にわたり、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための制度改正が行われている。平成 22 年 7 月には、在留資格「技能実習」を創設するとともに、雇用契約に基づき行う技能等修得活動について、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用されることとする等の制度改正が施行された¹。また、平成 29 年 11 月には、制度の基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、監理団体の許可、実習実施者の届出及び技能実習計画の認定の制度を設ける等の制度改正が施行された²。

平成 31 年 4 月には、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するため、在留資格「特定技能」が創設された³。

平成 24 年 7 月には、中長期在留者に対して在留カードを交付し、在留情報の一元的、正確かつ継続的な把握を行う新たな在留管理制度が導入されたこととあわせて、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を目的とする制度改正が施行された⁴。

¹ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)等。

² 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)等。

³ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 102 号)。

⁴ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 79 号)、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成 21

(多様性と包摂性のある社会の実現)

平成 27 年 (2015 年) 9 月に行われた国連総会において、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標を定めた「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) 」(SDGs) が全会一致で採択された。

政府は、「SDGs 実施指針」(平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定、令和元年 12 月 20 日改定)において、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題の分野の 1 つとしている。また、「誰ひとり取り残さない」とのキーワードで表現される「包摂性」は、SDGs の基本的理念であり、政府が優先課題に取り組む際、主要原則の 1 つとして、分野を問わず適用することとしている。

地方公共団体においても、多様性の推進を政策課題とし、担当部署の設置、条例制定、計画策定等に取り組む動きがある。

(デジタル化の進展)

世界的に急速なデジタル革命(第 4 次産業革命)が進む中、AI・ロボットによる自動化、IoT 技術による遠隔・リアルタイム化等、新たな技術革新によって、社会課題を解決し、付加価値を生む「Society 5.0」の実現が期待されている。

特に、概ね 1 人が 1 台保有するスマートフォンを活用した音声翻訳アプリをはじめとする新たなサービスの普及が進展しつつある。

また、多言語翻訳技術については、総務省が、2025 年に AI による「同時通訳」を実現するための技術の研究開発を行っている。

(気象災害の激甚化等)

近年、1 時間降水量 50mm 以上の短時間強雨が頻発するなど、気象災害が激甚化しているとともに、気候変動に伴い、こうした気象災害が今後さらに増加することが予測されている。

また、関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するおそれのある「南海トラフ地震」、首都中枢機能への影響が懸念される「首都直下地震」が、今後 30 年以内に高い確率で発生することが予想されている。

こうした中、国は、外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する多言語辞書を作成し、スマートフォンアプリ「safety tips」へ反映するなど防災・気象情報の多言語化を推進している。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

年法律第 77 号)等。

世界規模の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は広範で長期にわたることが見込まれ、国内外の社会経済に波及しつつある。政府は、感染症が収束したポストコロナ時代を見据えて、多様性を活かすことにより、リスクに強い強靱性を高めながら、「我が国が持つ独自の強み・特性・ソフトパワー」を活かした「新たな日常」の構築を通じて、誰ひとり取り残されない、国民の一人一人が「包摂的」で生活の豊かさを実感できる質の高い持続的な成長の実現を目指す方針を示している⁵。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、我が国においては、在留外国人に対して、出入国在留管理庁が、帰国困難者の「短期滞在」又は「特定活動」への在留資格変更を許可する等の在留諸申請に関する措置を講じているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等の雇用を維持するため、関係省庁と連携して雇用維持支援を行っている。また、国、地方公共団体、地域国際化協会、NHK（NHK WORLD-JAPAN）、NPO等が多言語での情報発信等を行い、対応している。

②多文化共生施策の変遷

（国における動き）

政府は、国内で就労・生活する外国人について、社会の一員として受け入れるとともに、日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境を整備するため「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（平成18年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議決定）、「日系定住外国人施策に関する基本指針」（平成22年8月31日日系定住外国人施策推進会議決定）、「日系定住外国人施策に関する行動計画」（平成23年3月31日日系定住外国人施策推進会議決定）等を策定し、各般の施策等を実施することとした。

また、政府は、「特定技能」の在留資格創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）⁶を策定し、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組、③生活者としての外国人に対する支援及び④新たな在留管理体制の構築等の施策を実施することとしている。

⁵ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）。

⁶ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和元年12月20日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）により順次拡充。

また、総務省は、「地域における多文化共生推進プラン」（平成 18 年 3 月）策定後も、累次にわたって多文化共生の推進に関する研究会等を開催し、優良事例を把握して共有や横展開を図るとともに、東日本大震災や熊本地震の経験を踏まえた防災対策のあり方の検討等を行ってきた。

（地方公共団体における動き）

地方公共団体において、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定が進んでいる中、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に係る指針・計画に独自の施策を盛り込む動きが出てきている。

近年、特徴的な事例として、外国人の視点に立ったインバウンド関連事業をはじめとする地域が持つ新たな魅力の創出や、地域特産品のグローバルな販路開拓をはじめとする海外との積極的なつながりによる地域の活力の創出等、地域の活性化やグローバル化への貢献につながる取組が見られる。

また、外国人支援の視点を超え、外国人住民を地域社会の担い手として社会参画を促す取組も見られる。

（2）社会経済情勢の変化等を踏まえた地域における課題

上記（1）の社会経済情勢の変化等を踏まえて、地域における多文化共生の推進に当たって、次のような課題がある。

①コミュニケーション支援

- ・外国人住民の国籍が多様化する中、地域における外国人住民等の人数や国籍等の状況に応じて、希少言語ややさしい日本語を含めて多言語対応が必要である。
- ・多言語翻訳技術の高度化と社会実装が進んでいる中、スマートフォンのアプリをはじめ ICT を積極的に活用し、多言語対応を図ることが必要である。
- ・増加を続ける外国人住民が日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、日本語教育を推進することが必要である。

②生活支援

- ・外国人住民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増加する中、外国人の子供の就学促進や教育環境の整備が必要である。
- ・激甚化する気象災害をはじめとする災害、新型コロナウイルス感染症等に備えた外国人対応を進めることが必要である。
- ・外国人住民の増加に伴い、医療・保健サービス、子ども・子育て及び福祉

サービスについて、多言語対応を図ることが必要である。

- ・新たな在留資格創設に伴う外国人材の受入れ環境を整備するとともに、大都市圏その他特定地域への集中防止策を講じる必要がある。

③意識啓発と社会参画支援

- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）の制定も踏まえて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等に努める必要がある。
- ・ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」を見据えて、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備することが必要である。
- ・身分に基づく在留資格を持つ者や留学生といった中長期的な在留展望を持つ外国人住民が増えていること、外国人住民の年齢構成が若いこと等を踏まえ、地域社会において、外国人住民がその担い手となる取組を推進することが必要である。

④地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ・人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の活性化を通じて、持続可能な地域づくりを推進するため、外国人住民と連携・協働を図ることが必要である。
- ・急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらすため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図ることが必要である。

2. 地域において多文化共生施策を推進する意義

地域における多文化共生⁷を推進することは、「外国人住民の受入れ主体としての地域」「外国人住民の人権保障」「地域の活性化」「住民の異文化理解力の向上」等の意義を有しているとともに、特に、次の点から今日的な意義を有しており、重要性が増している。

(1) 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

全ての外国人住民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、日本人と同様に行政サービスを受

⁷ 「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成 18 年3月））。

心して生活することができる環境を整備していくことが必要である。

外国人住民も含めて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを促す環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することで、ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」の構築につながることも期待される。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めた「持続可能な開発目標」(SDGs)においても、包摂性を示す「誰ひとり取り残さない」とのキーワードは、分野を問わず求められる基本的理念とされている。

(2) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

外国人住民が、主体的に、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ等の担い手となる事例や人材が現れつつあり、こうした外国人住民との連携・協働を図ることで、地域の活性化やグローバル化に貢献することが期待される。

(3) 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

在留期間が無期限の「永住者」の人数が年々増加し、在留外国人全体の約3割を占めるなど、緩やかな定住化の傾向が見られること、外国人住民の年齢構成が若いこと等を背景に、外国人住民が、外国人コミュニティや人口減少・少子高齢化が進む地域を支えている事例が現れつつあり、今後の地域社会を支える担い手となることが期待される。

また、外国人住民が多文化共生施策の推進に関与することにより、外国人住民のニーズを的確に捉えて、多文化共生施策の質の向上を図ることも期待される。

(4) 受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

外国人労働者が増加するとともに、今後、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れも進む見通しである。こうした中、外国人住民が地域においても十分な行政サービスを受けられる体制を整備するとともに、国や企業をはじめとする関係機関と連携して就業支援や就業環境そして生活環境の整備を行うなど、地域における多文化共生施策を推進することにより、都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備することが必要である。

3. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

ア. 多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等について、多言語（やさしい日本語を含む。以下同じ。）での情報提供を行う。その際、地域の実情に応じて、対応する言語を検討する。

通訳の配置のほか、ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用を検討し、必要な多言語対応の体制を整備する。なお、ICTを活用する際も、情報の受け手である外国人住民の理解を得て、円滑に意思疎通できるよう、十分配慮する。

多言語による情報の提供に関しては、行政の窓口に加えて、コミュニティ施設や日本語教室等、効果的な情報伝達ルートを確認することとし、SNSも積極的に活用する。

イ. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置

外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、「外国人受入環境整備交付金」（出入国在留管理庁）を活用した一元的相談窓口等、外国人住民の生活相談のための窓口や情報センターを設置する。

ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供

通訳を育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むNPO等や外国人の自助組織等と連携の上、多言語による情報提供を推進する。

エ. 地域の外国人住民を相談員等とする取組

外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同様の文化的・社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあることを踏まえて、地域の外国人住民を相談員等とする取組を推進する。

②日本語教育の推進

ア. 日本語教育の推進

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）に規定された基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する。また、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努める。

地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果

的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。

必要に応じて、基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置く。

イ. 日本語教育の推進に係る体制の整備

地域における日本語教育が適切に行われるよう、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。その際、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（文化庁）の活用も検討する。

③生活オリエンテーションの実施

ア. 生活オリエンテーションの実施

外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供する。その際、地域の自治会やNPO等との連携を図ることも留意する。

イ. 日本社会に関する情報の提供

生活オリエンテーションの実施後も、継続的に、外国人住民に日本社会に関する情報を提供する。

(2) 生活支援

①教育機会の確保

ア. 就学状況の把握

学齢簿の編製に当たり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を管理・把握する。また、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のみならず、外国人学校等も含めた就学状況を把握する。

イ. 就学に関する多言語による情報提供・就学案内

外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、小中学校の入学や学校生活及び就学援助制度、その他学校制度全般について、多言語での周知やわかりやすい説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内する。

外国人の保護者に対し、住民基本台帳等の情報に基づき就学案内を送付する。就学案内に対して回答が得られない場合は、個別に保護者に連絡を取って就学を勧めることも検討する。

ウ. 就学校・受入れ学年等の決定

外国人の居住地等の通学区域内における義務教育諸学校で十分な受入れ体制が整備されておらず、他に受入れ体制が整備されている義務教育諸学校がある場合には、就学校の変更に関する制度と必要な手続について説明し、保護者の申立てがあれば、地域の実情に応じて就学校の変更を認めるなど、柔軟な対応を行う。

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の不足等により、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと思われる場合には、一時的又は正式に日本語能力・学習状況等に応じた下学年への編入学を認めること等も検討する。

エ. 日本語の学習支援

「外国人児童生徒受入れの手引き改訂版」(平成31年3月文部科学省)等を参考に、外国人の子供の日本語能力に応じた指導を進めるとともに、学校管理職や日本語指導担当教員等に対して外国人児童生徒教育の研修を実施する。

日本語による学習の効果を高めるために、学校における「特別の教育課程」による日本語指導や在籍学級における支援、加配教員の配置、日本語指導補助者・母語支援員の派遣等の指導体制の充実に加えて、ボランティア団体等と連携した学習支援や母語による学習サポート等、放課後等や地域での補習を実施する。

オ. 地域ぐるみの取組の促進

親子間のコミュニケーションギャップ、保護者と学校とのコミュニケーションギャップ等の課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなくNPO等、国際交流協会、自治会、企業等も含めた地域ぐるみの取組を促進する。

カ. 不就学の子供への対応

学校に通っていない又は中途退学した不就学の外国人の子供の実態を把握した上で、外国人の子供が未来への希望を持ち、その能力を地域社会においても最大限発揮できるよう、教育環境の整備を行い、不就学の子供に対する支援等の取組を講じる。その際、地域のNPO等との連携を図ることに留意する。

学習の機会を逸した外国人の子供については、本人や保護者が希望すれば、公立の義務教育諸学校への円滑な編入が行われるよう措置する。この際、学校生活を送るために必要な日本語能力が不十分である場合は、本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等において受け入れるなどし、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努める。

キ. 進路指導・キャリア教育

外国人生徒の高等学校・大学等進学や就職に向けた進路指導・キャリア教育を実施する。

特に、外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要であり、高等学校等への進学を促進する観点から、中学校等において外国人の子供やその保護者に対して早い時期からの進路ガイダンス・進路相談等の実施、公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進する。

ク. 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進

国籍等の違いにかかわらず、誰もが社会の構成員であることを学ぶことが重要である。外国人の児童生徒を受け入れていない学校も含めて、全ての児童生徒を対象として、多文化共生や異文化理解の考え方に基づく教育を推進する。その際、外国人の人権尊重の視点に配慮する。

ケ. 外国人学校を各種学校等として設置認可する際の要件審査の弾力的取扱い

外国人学校を各種学校又は準学校法人として設置認可の際の校地及び校舎等の自己所有要件等の審査を行うに当たって、地域の実情に応じて、より弾力的な取扱いについて配慮する。

コ. 幼児教育制度の周知・多文化対応

保育所等とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子供の幼児教育に取り組む。

サ. 学齢を経過した外国人への配慮

外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受入れを検討する。

また、地域の実情に応じて、夜間中学の設置を検討する。夜間中学を設置している地方公共団体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内する。

②適正な労働環境の確保

ア. 就業支援

外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワーク等の関係機関と連携して就業支援を行う。

また、特定技能外国人をはじめとする外国人材の円滑かつ適正な受入れを促進するため、関係機関と連携して、地域の実情に応じて、地域の企業

に対する制度の周知、地域の企業とのマッチング支援、地域における受入れ環境の整備、地域に就労することのメリットの周知等を実施する。

イ. 就業環境の整備促進

商工会議所をはじめとする関係機関と連携し、地域の企業と協議の場を持つこと等を通じて、社会保険への加入等の外国人労働者の就業環境の整備を促すとともに、地域社会の構成員としての社会的責任について啓発する。

ウ. 起業支援

起業意欲のある外国人住民が、地域経済の特徴や外国人の発想を活かした企業家として地域で活躍できるように、情報提供等を行い、外国人住民の起業を支援する。

③災害時の支援体制の整備

ア. 外国人に関する防災対策の推進

訪日外国人及び外国人住民の増加に伴い、災害発生時に被災する外国人の数も増加しており、外国人に対する平常時からの防災情報の周知及び災害発生時における災害そのものや被災者の生活支援、気象に関する情報提供等の重要性が増していることから、外国人に関する防災対策について、防災基本計画及び防災業務計画等を踏まえて各地方公共団体の地域防災計画への位置付けを含めて推進する。

イ. 多言語支援のための応援体制の整備

災害発生時に外国人被災者に対する多言語での支援を迅速に実施するために必要な体制の確保のため、地域国際化協会と地方公共団体との連携体制を整備するとともに、外国人住民の増加や国籍等の多様化、自然災害の多発・激甚化を踏まえて連携内容の再確認を行う。また、地方公共団体間で締結している相互支援協定に、多言語での支援体制の整備のために必要な人材の派遣を位置付けるよう検討する。

また、NPO等やその他の民間団体も含め、地方公共団体の枠を超えた広域の応援協定の策定を検討する。

なお、感染症の拡大防止の観点から、支援協定に基づく受援業務の選定に当たっては、遠隔地での業務対応の可能性を検討するなど、遠隔地間での感染拡大の抑止に留意する必要がある。

ウ. 外国人住民の所在把握

要支援者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠であるため、外国人住民の所在情報について平常時からの的確に把握しておく。

エ. 自主防災組織等への外国人住民の参画促進

高齢化率が増加を続ける中で、外国人住民を災害時の支援の対象としてだけでなく、災害時の支援の担い手として位置付けることが一層重要となっている。こうした状況を踏まえ、外国人住民が参加しやすい防災訓練となるよう訓練内容の工夫や、行政と連携して外国人住民の自助・共助の担い手となる外国人防災リーダーの育成等により、外国人住民の防災訓練への参加及び自主防災組織等への参画を促進する。

オ. 外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用

外国人被災者に対し円滑に情報提供が行えるよう、平常時より多言語化した防災マップ等により防災情報の周知を図るとともに、災害時には（一財）自治体国際化協会が提供している災害時多言語表示シートや災害時用ピクトグラム等の活用のほか、ホームページやSNS等により多言語での情報発信を実施する。

また、通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働について、地方公共団体における防災部門と多文化共生施策担当部門の連携をはじめとして、NPO等や地域の自主防災組織等、多様な民間主体との連携・協働を図る。

カ. 外国人被災者への効果的な情報伝達体制の整備

大規模災害発生時には、災害時外国人支援情報コーディネーターの活用等により、外国人被災者に多言語での支援を行う活動拠点である「災害多言語支援センター」を設置する等、外国人に対し効果的に情報伝達を行うことができる体制を整備する。

キ. 避難所における外国人被災者の感染症対策

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、災害が発生し避難所を開設する場合には感染症対策に万全を期すことが重要になっていることから、令和2年4月に内閣府・消防庁・厚生労働省より地方公共団体に対して発出された、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に係る通知⁸等を踏まえ、災害時に外国人被災者が避難する場合に備え、これまで防災情報として外国人住民に対して周知してきた内容からの変更（密集等を避けた避難方法や避難場所の分散等）については、多言語化した防災マップへの記載等により速やかに広報を行う。

また、多言語対応ができる感染症患者受入可能病院等の把握や遠隔医療通訳等の体制の確保等、避難所で外国人被災者が感染症に罹患した場合に備えた取組を推進する。

⁸「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁防災課長・厚生労働省結核感染症課長通知）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁防災課長・厚生労働省結核感染症課長事務連絡）。

④医療・保健サービスの提供

ア. 医療機関における多言語対応

対面通訳、電話・映像通訳、機械翻訳（A I通訳アプリ）等を組み合わせて、地域の実情に応じて、医療機関で必要な医療通訳の体制を確保する。

また、広域的な医療通訳派遣システム（電話・映像通訳を含む。）を構築し、外国人住民に係る医療通訳のニーズと、広域に存在する医療通訳に係る人的資源の効果的なマッチングを図る。国際交流協会、NPO等による医療通訳派遣が行われている場合は、こうした団体との連携・協働も検討する。

イ. 医療機関における文書等の多言語化

医療機関において、問診票をはじめとする文書等を多言語化し、外国人住民が安心して受診できるようにする。

ウ. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供

地域の多言語対応が可能な病院や薬局については、ホームページ等により、外国人住民へ積極的に情報提供を行う。

エ. 健康診断や健康相談における対応

外国人が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施に際して、多言語対応を行う。

⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供

ア. サービスの利用促進

外国人住民が、必要とする子ども・子育てや福祉のサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用の際の手續について、多言語による情報提供を行う。

また、住民基本台帳を活用するなどして、子ども・子育てや福祉サービスを必要とする外国人住民やその世帯（複数国籍世帯⁹を含む。）の把握に努める。

イ. サービス提供時の多言語による支援

母子健康手帳等を多言語化して外国人住民に交付や配布を行うとともに、地方公共団体の窓口やサービスを提供する現場において、多言語対応を行う。また、保育における多文化対応にも留意する。

多言語対応については、ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用も検討する。

⁹「複数国籍世帯」：外国人と日本人で構成する一の世帯。

⑥住宅確保のための支援

ア. 外国人住民に対する公営住宅の供給

外国人住民について、地域の実情に応じて、可能な限り地域住民と同様の公営住宅の入居申込資格を認める。また、多言語による公営住宅の入居者募集案内等の広報の充実に努める。

イ. 外国人住民に対する居住支援の推進

賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、住宅に関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人住民へ多言語で提供する。

また、外国人が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）により「住宅確保要配慮者」とされていることを踏まえて、地域の実情に応じて、居住支援協議会の設立、外国人への居住支援を行っている団体との連携や居住支援法人としての指定等を含めて必要な施策を検討し、外国人住民に対する居住支援を推進する。

加えて、居住支援協議会、居住支援法人、受入れ機関、登録支援機関及び不動産関係団体等と連携を図る。

ウ. 住宅入居後のオリエンテーションの実施

家庭ゴミ等の一般廃棄物の取扱い等、地域における生活ルールを巡って、外国人住民と日本人住民との間に起こるトラブルは、生活習慣の差異に起因するケースが多いことから、地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築する。

エ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進

平常時・緊急時を問わず、自治会等が中心となって、NPO等、その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人住民を受け入れていくことが重要であるため、自治会等への外国人住民の加入を促すとともに、外国人住民と自治会等が連絡を取ることができる仕組みづくりを推進する。

オ. 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

外国人住民への入居時の生活情報の提供や、生活相談に対応できる相談窓口を集住団地内に設置する。

⑦感染症流行時における対応

ア. 感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応

新型コロナウイルス感染症等、感染症の感染拡大に備えるため、国内に在留する外国人に対して、感染症に関する多言語による情報提供や相談対応を行う体制を整備する。

情報発信については、背景となる制度の概要等、外国人が内容を理解するために必要な情報を的確に伝達するよう留意する。また、できる限り、多言語での情報発信についても、遅滞なく適時適切に行うよう留意する。

イ. 感染症対策における外国人の人権への配慮

感染症流行時における取組の実施に当たっては、患者・感染者や対策に携わった者等、外国人の人権に配慮することの重要性に留意する。

(3) 意識啓発と社会参画支援

①多文化共生の意識啓発・醸成

ア. 地域住民等に対する多文化共生の意識啓発

地域住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、NPO等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行う。

イ. 不当な差別的言動の解消

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の制定を踏まえ、地域の実情に応じて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等に取り組むよう努める。

ウ. 多文化共生の場づくり

地域において、学校、図書館、公民館等の施設も活用し、NPO等と連携しながら、外国人の人権尊重の啓発や地域に多く居住する外国人住民の言語を学ぶ機会を提供する等、地域住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進する。

エ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

外国人住民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会を設ける。

②外国人住民の社会参画支援

ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織を支援する。

災害時の支援等、外国人住民が支援者となることにより、支援を受ける外国人住民に対して、よりきめ細かなサービスの提供が可能となることを踏まえて、担い手となる外国人住民の育成を図り、その協力を得る。

イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

審議会や委員会等の会議への外国人住民の参加を促進し、地方公共団体の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みを構築する。

ウ. 外国人住民の地域社会への参画促進

地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備するとともに、外国人住民の地域社会（自治会、商店街、PTA等）への参画を促進する。その際、特に外国人である配偶者や子育て世帯等の地域社会とのつながりの形成に配慮する。

エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰

外国人住民の中には、様々な形で地域社会の構成員として活躍し、地元社会に貢献している人々もいる。そのような活動を評価し、周知することにより、地域社会の理解や外国人住民の活躍を促進するため、表彰を実施する。

（４）地域活性化の推進やグローバル化への対応

①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

ア. 優れた取組を行う事例や外国人住民の人材の発掘・情報収集

外国人住民が、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ等の担い手となる事例やスキルやノウハウを有する外国人住民の人材について、発掘や情報収集に努める。

イ. 地域活性化の推進

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の維持・活性化に向けて、外国人住民との連携・協働を推進する。

ウ. グローバル化への対応

急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたすため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図る。

②留学生の地域における就職促進

ア. 留学生の地域における就職促進

増加を続ける留学生においては、卒業後に国内での就職や起業を希望する者も多い。留学生について、高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する貴重な人材であることを踏まえて、教育機関、企業等と連携し、就職フェアの開催など地域における就職を促進する。

イ. 留学生に対する生活支援等

留学生は、地域のまちづくりに参画する者も増えており、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めているので、このような観点も踏まえて、地域の実情に応じて、留学生に対する生活支援や地域住民との交流の場の提供を行う。

4. 多文化共生施策の推進体制の整備

(1) 地方公共団体内部での推進体制の整備

多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進するため、地域の実情に応じて、多文化共生施策の推進を所管する担当部署等を庁内に設置するとともに、労政担当部局、各産業分野の人材担当部局、教育担当部局、人権担当部局等の関係部局と横断的に連絡調整を行い、連携を図る。

既に担当部署又は担当者を設置している地方公共団体においては、関係する部署及び機関との間で適切に役割分担がなされるよう留意する。

多文化共生施策の推進を所管する担当部署又は担当者を設置していない地方公共団体においては、地域の実情に応じて、担当部署等を設置し、庁内外で連携がしやすい環境の整備を図ることを検討する。

担当部署等の設置が難しい場合であっても、プロジェクトチーム等により、部局横断的に多文化共生施策の推進体制を整備する。

(2) 地域において多文化共生の推進に寄与する組織等との連携・協働

①市区町村

ア. 市区町村の役割

市区町村は、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人住民の最も身近な行政機関として、必要な施策を着実に推進する。その際、積極的に、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウの活用を図る。

多文化共生の推進に必要な施策の実施に当たり、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを活かすため、多文化共生アドバイザー、多文化共生マネージャー及び地域国際化推進アドバイザー等の活用を検討する。

イ. 各主体の連携・協働

市区町村の多文化共生推進担当部局は、（国際交流協会又は地域国際化協会がある場合はその協力を得て、）NPO等をはじめ、地域の外国人住民に関わる組織等の把握に努めるとともに、協議の場を設置するなど、多文化共生施策を推進するため幅広く外国人住民に関わる組織等との連携・協働を図る。

特に、「技能実習」「特定技能」の在留資格の外国人の受入れ機関等、近年新たに外国人住民に関わるようになった組織等も含めて、幅広く地域における多文化共生施策の推進に必要な連携・協働体制を構築する必要がある。

あることに留意する。

②都道府県

ア. 都道府県の役割

都道府県は、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、必要な施策を着実に推進する。その際、積極的に、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウの活用を図る。

特に、広域の地方公共団体として、市区町村に対して、情報提供をはじめ必要な支援を行い、その取組を促進する。

多文化共生の推進に必要な施策の実施に当たり、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを活かすため、多文化共生アドバイザー、多文化共生マネージャー及び地域国際化推進アドバイザー等の活用を検討する。

I C Tの活用を図る場合は、都道府県内の市区町村との間で共同して導入を図ることも検討する。

イ. 各主体の連携・協働

都道府県の多文化共生推進担当部局は、地域国際化協会の協力を得て、N P O等をはじめ、地域の外国人住民に関わる組織等の把握に努めるとともに、協議の場を設置するなど、多文化共生施策を推進するため幅広く外国人住民に関わる組織等との連携・協働を図る。

特に、「技能実習」「特定技能」の在留資格の外国人の受入れ機関等、近年新たに外国人住民に関わるようになった組織等も含めて、幅広く地域における多文化共生施策の推進に必要な連携・協働体制を構築する必要があることに留意する。

5. 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

今後、全国各地において外国人住民の更なる増加も見込まれる中、地方公共団体においては、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進に取り組むことが必要である。

その際、ノウハウが不足している地方公共団体においては、先進的事例等を共有する「多文化共生地域会議」への参加、先進的な団体の助言やノウハウを提供する「多文化共生アドバイザー制度」の活用が有効である。また、「多文化共生マネージャー」や「地域国際化推進アドバイザー」を活用する方法もある。

既に多文化共生の推進に係る指針・計画を策定している地方公共団体においては、社会経済情勢の変化に対応するための施策を盛り込むなど必要な見直しや改訂を行うとともに、指針等に基づく施策を着実に推進するよう適切に進捗管理を行うことが必要である。

(参考) 多文化共生の推進に係る指針・計画策定の手引き

多文化共生の推進に係る指針・計画策定の手引きとして、以下のとおり、記載イメージ及びポイントを示す。必要に応じて、「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（令和2年8月）、「多文化共生事例集」（平成29年3月）等もあわせて参照されたい。

[記載イメージ]

1. 現状と課題

本市において、外国人住民数は、直近5年間で○人（○%）増加している。

また、在留外国人の動向を見ると、直近5年間で、国籍では、A国、B国及びC国からの外国人が増加するとともに、在留資格では、「技能実習」及び「留学生」の外国人が増加している。

また、現在、学齢期の外国人住民は○人に上り、市内の小・中学校○校において、外国人の児童・生徒を受け入れている。

こうした中、外国人住民の支援を行う国際交流協会、NPO等及び外国人住民を雇用する企業からは、「○○」、「○○」、「○○」といった課題が指摘されている。また、外国人住民を対象に実施したアンケート調査によると、「○○」や「○○」を求める声が多い。

[ポイント]

- 地域の実情に応じた多文化共生施策の立案・推進の前提として、統計等の既存データを活用して外国人住民数の推移、国籍、在留資格等を把握し、外国人住民の現状と課題を明らかにする。
- そのほか、必要に応じて、国際交流協会又は地域国際化協会、NPO等をはじめ、地域の外国人住民に関わる組織等と連携して、外国人住民の現状と課題を把握するよう努める。

[記載イメージ]

2. 計画の目的

本計画は、本市において、多文化共生施策を推進し、次の（１）～（７）を図ることを目的とする。

- （１）外国人住民の受入れ主体としての地域環境の整備
- （２）外国人住民の人権保障
- （３）住民の異文化理解力の向上
- （４）多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
- （５）外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

- (6) 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
- (7) 受入れ環境の整備による外国人材受入れの実現

[ポイント]

- 「地域における多文化共生推進プラン」の「2. 地域において多文化共生施策を推進する意義」を参照し、地域の実情に応じて、計画を策定し、多文化共生施策を推進する目的を明らかにする。

[記載イメージ]

3. 基本方針

(1) コミュニケーション支援

外国人住民等の人数や国籍等の状況に応じて、希少言語ややさしい日本語を含めて多言語対応を推進する。その際、スマートフォンのアプリをはじめICTを積極的に活用する。

外国人住民が日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、外国人住民を雇用する企業や外国人住民の支援を行っているNPO等と連携し、日本語教育を推進する。

(2) 生活支援 (略)

(3) 意識啓発と社会参画支援 (略)

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応 (略)

[ポイント]

- 「1. 現状と課題」及び「2. 計画の目的」を踏まえて、分野（コミュニケーション支援、生活支援等）ごとに、多文化共生施策の推進に係る基本方針を明らかにする。

[記載イメージ]

4. 具体的な施策

(1) コミュニケーション支援

①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

ア. 多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供
行政情報及び生活情報について、多言語（やさしい日本語を含む。以下同じ。）での情報提供を行う。市内の外国人住民の状況を踏まえて、A語、B語及びC語に重点的に対応することとし、必要に応じて拡充を検討する。

窓口においては、外国人住民に対応する機会の多い市民課に通訳を配置するほか、ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等を活用し、必要な多言語対応の体制を整備する。なお、ICTを活用する際は、情報の受け手である外国人住民の理解を得て、円滑に意思疎通できるよう、

十分配慮する。また、必要に応じて、対応に当たる職員間の経験やノウハウの共有を図るための機会を設ける。

多言語による情報の提供に関しては、公民館をはじめとする公共施設や日本語教室等の効果的な情報伝達ルートを確認するほか、SNSも積極的に活用する。

イ. 一元的相談窓口における外国人住民の生活相談

一元的相談窓口において、外国人住民に対して、行政・生活情報を提供するとともに、地域生活で生じる様々な問題に係る相談に対応する。また、必要に応じて、体制の拡充を検討する。

ウ. NPO等や外国人住民との連携による多言語情報の提供

通訳を育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むNPO等のほか、外国人住民やそのコミュニティ組織等と連携して、多言語による情報提供を推進する。

②日本語教育の推進 (略)

③生活オリエンテーションの実施 (略)

(2) 生活支援 (略)

(3) 意識啓発と社会参画支援 (略)

(4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応 (略)

[ポイント]

- 「地域における多文化共生推進プラン」の「3. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策」や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に掲載された施策をはじめとする国の施策を参照し、地域の実情に応じて、必要な施策を検討の上、記載する。

[記載イメージ]

5. 推進体制

企画部多文化共生推進課が、商工観光部労働政策課、健康福祉部介護福祉課、農林水産部農業振興課及び教育委員会学校教育課をはじめ庁内の関係部局と横断的な連絡調整を行い、多文化共生の推進に係る計画に基づく施策を推進する。また、多文化共生推進本部を設置し、庁内の連携体制の構築を図る。

加えて、多文化共生推進協議会を設置し、関係機関との連携・協力体制の構築を図る。

[ポイント]

- 多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進するため、地域の実情に応じて、多文化共生施策の推進

を所管する担当部署等（難しい場合は、プロジェクトチーム）を庁内に設置するとともに、労政担当部局、各産業分野の人材担当部局、教育担当部局、人権担当部局等の関係部局と横断的に連絡調整を行い、連携を図る。

- 既に担当部署又は担当者を設置している地方公共団体においては、関係する部署及び機関との間で適切に役割分担がなされるよう留意する。

多文化共生の推進に関する研究会 報告書

～地域における多文化共生の更なる推進に向けて～

令和2年（2020年）8月

多文化共生の推進に関する研究会

多文化共生の推進に関する研究会 報告書

目次

はじめに.....	3
第1部 「地域における多文化共生推進プラン」の策定とその後の推移.....	4
第1章 「地域における多文化共生推進プラン」の策定経緯と概要.....	4
1. 「地域における多文化共生推進プラン」策定の経緯.....	4
2. 「地域における多文化共生推進プラン」の概要.....	5
第2章 プラン策定後の社会経済情勢の変化と多文化共生施策の変遷.....	5
1. 社会経済情勢の変化.....	5
(1) 外国人住民数等の動向.....	5
(2) 入国管理制度等の改正.....	9
(3) 多様性と包摂性のある社会の実現、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等.....	10
2. 多文化共生施策の変遷.....	12
(1) 国における動き.....	12
(2) 地方公共団体における動き.....	13
第2部 今後の多文化共生施策の推進.....	17
第1章 社会経済情勢の変化等を踏まえた地域における課題.....	17
第2章 今後の多文化共生施策の推進に係る基本的な考え方.....	18
1. 地域において多文化共生施策を推進する意義.....	18
(1) 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築.....	18
(2) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献.....	18
(3) 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保.....	19
(4) 受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現.....	19
2. 地域における多文化共生施策の体系.....	20
第3章 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策.....	20
1. コミュニケーション支援.....	20
(1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備.....	20
(2) 日本語教育の推進.....	23
(3) 生活オリエンテーションの実施.....	26
2. 生活支援.....	27
(1) 教育機会の確保.....	27
(2) 適正な労働環境の確保.....	33
(3) 災害時の支援体制の整備.....	36

(4) 医療・保健サービスの提供.....	39
(5) 子ども・子育て及び福祉サービスの提供.....	42
(6) 住宅確保のための支援.....	44
(7) 感染症流行時における対応.....	47
3. 意識啓発と社会参画支援.....	49
(1) 多文化共生の意識啓発・醸成.....	49
(2) 外国人住民の社会参画支援.....	50
4. 地域活性化の推進やグローバル化への対応.....	52
(1) 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応.....	52
(2) 留学生の地域における就職促進.....	54
第4章 多文化共生施策の推進体制の整備.....	58
1. 地方公共団体内部での推進体制の整備.....	58
2. 地域において多文化共生の推進に寄与する組織等との連携・協働.....	59
第5章 地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況と今後の課題.....	64
1. 現状と課題.....	64
2. 指針・計画策定を促すための今後の対応.....	66
<i>おわりに</i>	67
巻末資料 1 「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱及び開催実績.....	68
巻末資料 2 「多文化共生の推進に関する研究会」等の開催状況.....	71
巻末資料 3 多文化共生の取組事例一覧.....	72

はじめに

総務省は、平成 18 年 3 月に、都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定・周知した。

その後、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「技能実習」及び「特定技能」の創設、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等、多文化共生施策を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。

こうした中、国においては、平成 30 年 12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を取りまとめて、以後順次改訂を行い、拡充を図るなど、外国人の受入れと共生社会づくりに政府全体で取り組んでいる。また、地方公共団体においては、多文化共生の推進に係る指針・計画を改訂し、地域社会での活躍推進等新たな視点を盛り込む動きがある一方、指針等が未策定となっている団体も見られる。

一方、国際社会に目を転じると、平成 27 年（2015 年）9 月に行われた国連総会において、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標を定めた「持続可能な開発目標」（SDG s）が全会一致で採択された。政府は、「SDG s 実施指針」（平成 28 年 12 月 22 日 SDG s 推進本部決定）において、「あらゆる人々が活躍する社会の実現」を優先課題の分野の 1 つとした。

こうした状況を踏まえ、地域の外国人住民に対して行政サービスを提供する主体となる地方公共団体におけるこれまでの取組を振り返りつつ、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた「地域における多文化共生推進プラン」のあり方について検討を行うため、本研究会を開催した。

プラン策定後の社会経済情勢の変化を経た現在、多文化共生施策の推進は、多様性と包摂性のある社会の実現により支えられる「新たな日常」の構築、外国人住民による地域活性化やグローバル化への貢献、地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保等の点からも今日的な意義を有し、今後一層重要となろう。

本研究会においては、プラン策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえた地域の課題に対応するため、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「意識啓発と社会参画」及び「外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進やグローバル化への対応」の具体的施策について、検討を行った。また、多文化共生施策の推進体制の整備、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況と今後の課題についても検討を行った。

第1部 「地域における多文化共生推進プラン」の策定とその後の推移

第1章 「地域における多文化共生推進プラン」の策定経緯と概要

1. 「地域における多文化共生推進プラン」策定の経緯

1970年代までは、外国人住民の大半は在日韓国・朝鮮人であったが、1980年代以降、経済活動のグローバル化の進展によって国境を越えた人の移動が活発化した。政府による中国残留邦人等及びインドシナ難民¹の受入れや、いわゆる「留学生受入れ10万人計画」²による留学生の受入れ等もあり、外国人住民の数は増加した。

その後、平成2年の「定住者」の在留資格創設以降日系南米人が増加したことや平成5年の技能実習制度の開始等を背景に、外国人登録者数が平成16年末時点で197万人となり、平成6年末時点の135万人と比べて10年間で約1.5倍に増加した。グローバル化の進展及び人口減少傾向を背景に外国人住民の更なる増加と定住化の進展が予想された中、外国人住民施策が、一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあった。

このような中、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増していた。

そのため、総務省においては、平成17年6月に「多文化共生の推進に関する研究会」（座長：山脇啓造 明治大学商学部教授（当時））を設置し、多文化共生施策のあり方について検討³を行い、平成18年3月に「多文化共生の推進に関する研究会報告書」を取りまとめた。

そして、総務省は、当該報告書を踏まえるとともに、地方公共団体において、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として推進してきた地域の国際化について、「地域における多文化共生」を第3の柱として、一層推進することが求められているとの認識の下、都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資する

¹ 昭和57年1月1日に効力を生じた「難民の地域に関する条約(Convention Relating to the Status of Refugee)」において、難民に対して、初等教育、公的扶助、労働法制、社会保障、公租公課等の事項について、「内国民待遇」が適用されることとされた。これを受けて、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び児童手当に関する3法が日本国民以外の者にも適用されるよう制度改正が行われた(難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律(昭和56年法律第86号))。

² 「21世紀への留学生政策に関する提言」(昭和58年8月31日21世紀への留学生政策懇談会)、「21世紀への留学生政策の展開について」(昭和59年6月29日留学生問題に関する調査・研究に関する協力者)及び「教育改革に関する第2次答申」(昭和61年4月23日臨時教育審議会)において、21世紀初頭に留学生の受入れ規模を先進諸国並みとするいわゆる「留学生受入れ10万人計画」の実施及びその推進が提言された。国は、これらの提言等を踏まえ、「臨時教育審議会の第2次答申に関する対処方針について」(昭和61年5月1日閣議決定)に基づき、関係省庁等の連携協力の下に、国費留学生数の増員、私費留学生への学習奨励費支給の拡大、留学生宿舎の整備、留学生の入国・在留に係る規制の緩和、国内外での留学希望者に対する情報提供・相談の実施等の留学生受入れ推進施策を実施している。

³ 従来、政府における外国人問題に関する検討は、外国人労働力の活用の観点や、外国人の在留管理の観点からの検討が中心であったが、「多文化共生の推進に関する研究会」では、いち早く、外国人を地域で生活する住民と捉え、「コミュニケーション支援」及び「生活支援」について総合的・体系的に検討した。また、地域社会の構成員として共に生きていくという観点から、「多文化共生の地域づくり」について、さらに、これらの取組を実施するため、地域における「多文化共生の推進体制の整備」についても検討した。

ため、平成 18 年 3 月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定した。

2. 「地域における多文化共生推進プラン」の概要

「地域における多文化共生推進プラン」は、地域における多文化共生の意義を「外国人住民の受入れ主体としての地域」「外国人住民の人権保障」「地域の活性化」「住民の異文化理解力の向上」及び「ユニバーサルデザインのまちづくり」と示した上で、①コミュニケーション支援（地域における情報の多言語化、日本語及び日本社会に関する学習支援）、②生活支援（居住、教育、労働環境、医療・保健・福祉、防災等）、③多文化共生の地域づくり（地域社会に対する意識啓発、外国人住民の自立と社会参画）及び④推進体制の整備について、具体的な施策を示した。

また、「地域における多文化共生推進プランについて」（平成 18 年 3 月 27 日付け総務省自治行政局国際室長通知）により、全ての地方公共団体に「地域における多文化共生推進プラン」策定を通知するとともに、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するよう要請した。

第 2 章 プラン策定後の社会経済情勢の変化と多文化共生施策の変遷

1. 社会経済情勢の変化

(1) 外国人住民数等の動向

在留外国人数は、1980 年代後半から大幅に増加し、リーマン・ショック（2008 年）後減少に転じたものの、その後再び増加傾向にある（図 1）。

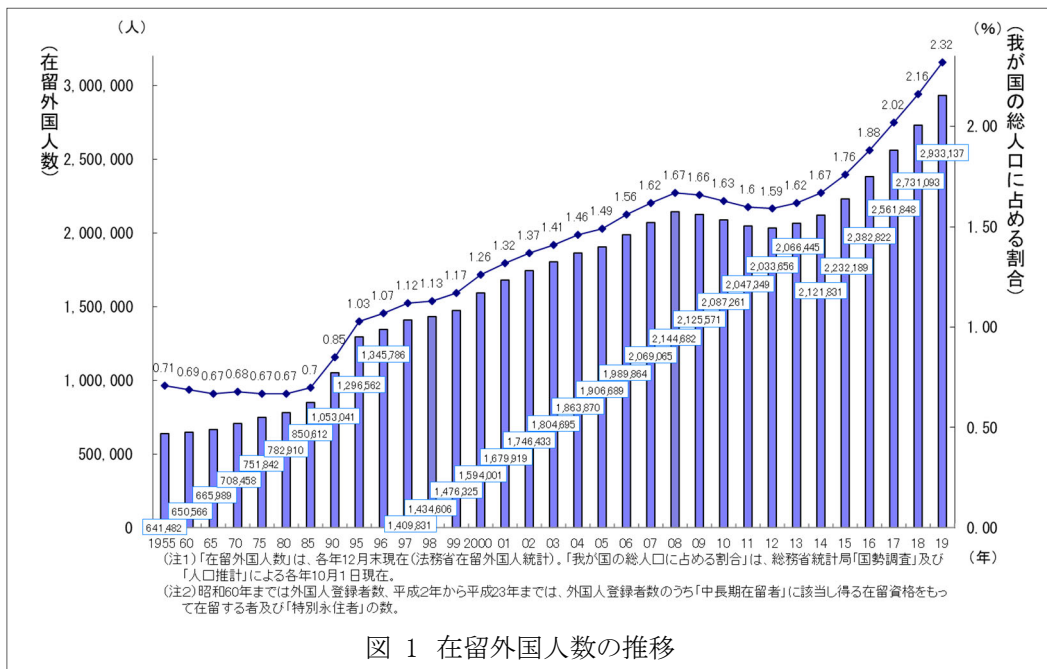
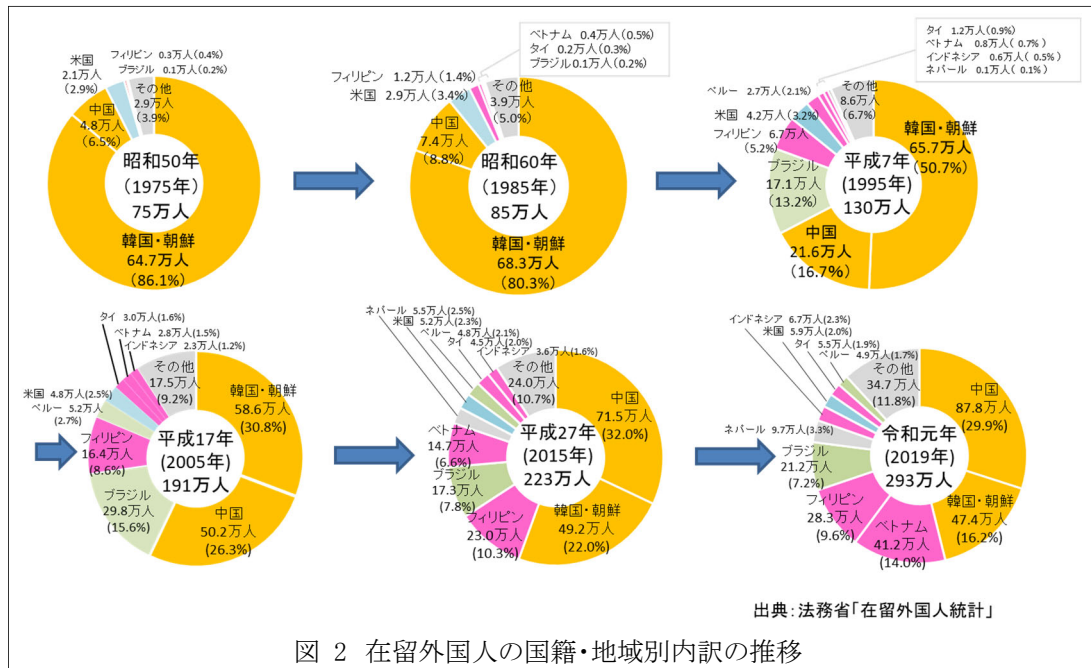


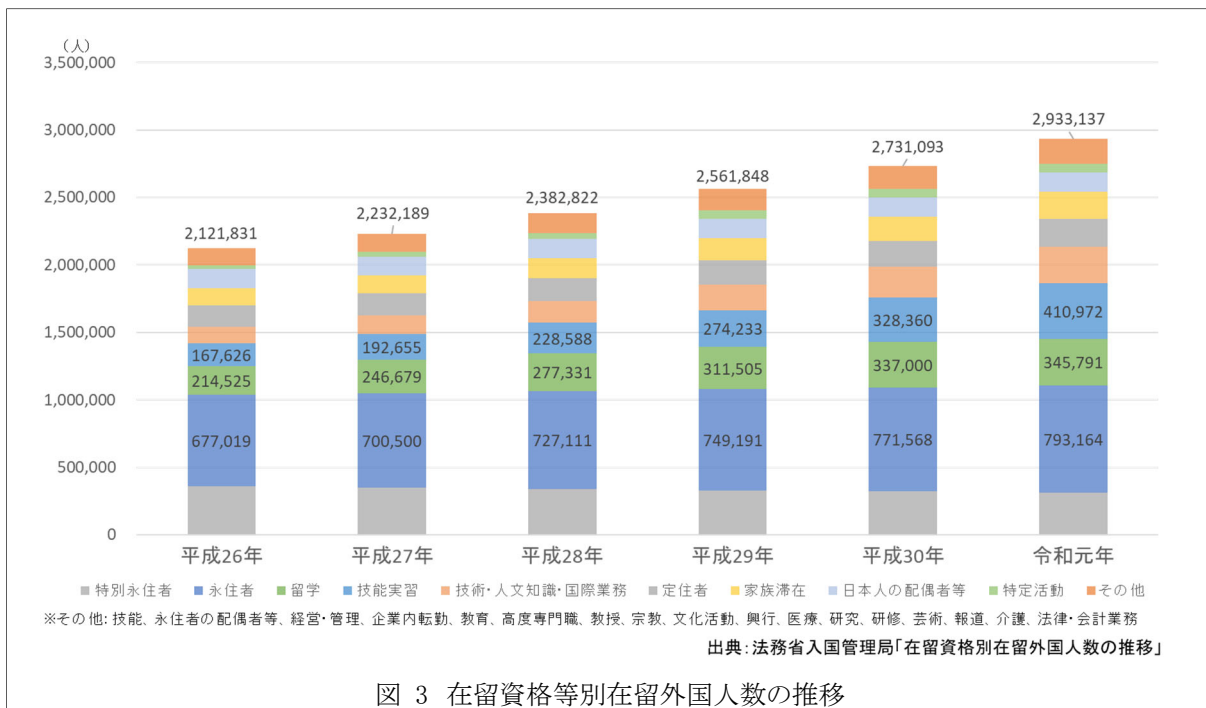
図 1 在留外国人数の推移

在留外国人の国籍・地域別内訳は、1980 年代までは韓国・朝鮮や中国が大半を占めていたが、1990 年代に入るとブラジル等の中南米が増加し、近年はベトナムやフィリピン等の

東南アジアが増加している（図2）。



在留資格の内訳では、直近5年間（平成26年から令和元年まで）で、「技能実習」や「留学」の人数が大きく増加している。また、在留期間が無期限の「永住者」の人数が年々増加し、全体の約3割を占めており、緩やかな定住化の傾向が見られる（図3）。



全ての都道府県において、直近5年間（平成26年から令和元年まで）で、外国人人口が増加している（図4）。

(単位:人)

都道府県	平成26年(2014年)			平成31年(2019年)			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)	都道府県	平成26年(2014年)			平成31年(2019年)			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)
	人口	外国人人口 (A)	割合	人口	外国人人口 (B)	割合				人口	外国人人口 (A)	割合	人口	外国人人口 (B)	割合		
北海道	5,463,045	21,966	0.4%	5,304,413	36,061	0.7%	14,095	+64%	滋賀県	1,421,779	23,824	1.7%	1,420,080	29,274	2.1%	5,450	+23%
青森県	1,367,858	3,895	0.3%	1,292,709	5,680	0.4%	1,785	+46%	京都府	2,585,904	51,337	2.0%	2,555,068	60,145	2.4%	8,808	+17%
岩手県	1,311,367	5,377	0.4%	1,250,142	7,130	0.6%	1,753	+33%	大阪府	8,878,694	200,180	2.3%	8,848,998	235,977	2.7%	35,797	+18%
宮城県	2,329,439	14,930	0.6%	2,303,098	21,183	0.9%	6,253	+42%	兵庫県	5,655,361	94,983	1.7%	5,570,618	108,302	1.9%	13,319	+14%
秋田県	1,070,226	3,688	0.3%	1,000,223	3,931	0.4%	243	+7%	奈良県	1,403,034	10,841	0.8%	1,362,781	12,516	0.9%	1,675	+15%
山形県	1,151,318	6,030	0.5%	1,095,383	7,258	0.7%	1,228	+20%	和歌山県	1,012,236	5,781	0.6%	964,598	6,543	0.7%	762	+13%
福島県	1,976,096	9,502	0.5%	1,901,053	14,047	0.7%	4,545	+48%	鳥取県	587,067	3,793	0.6%	566,052	4,607	0.8%	814	+21%
茨城県	2,993,638	49,574	1.7%	2,936,184	65,001	2.2%	15,427	+31%	島根県	711,364	5,300	0.7%	686,126	8,875	1.3%	3,575	+67%
栃木県	2,010,272	29,858	1.5%	1,976,121	40,658	2.1%	10,800	+36%	岡山県	1,945,208	20,666	1.1%	1,911,722	27,796	1.5%	7,130	+35%
群馬県	2,019,687	40,593	2.0%	1,981,202	56,597	2.9%	16,004	+39%	広島県	2,876,300	37,777	1.3%	2,838,632	51,546	1.8%	13,769	+36%
埼玉県	7,288,848	120,232	1.6%	7,377,288	177,095	2.4%	56,863	+47%	山口県	1,443,146	13,178	0.9%	1,383,079	16,257	1.2%	3,079	+23%
千葉県	6,247,860	106,357	1.7%	6,311,190	153,505	2.4%	47,148	+44%	徳島県	782,342	4,888	0.6%	750,519	5,998	0.8%	1,110	+23%
東京都	13,202,037	394,410	3.0%	13,740,732	551,683	4.0%	157,273	+40%	香川県	1,010,028	8,361	0.8%	987,336	12,467	1.3%	4,106	+49%
神奈川県	9,100,606	160,605	1.8%	9,189,521	212,567	2.3%	51,962	+32%	愛媛県	1,436,527	8,661	0.6%	1,381,761	11,908	0.9%	3,247	+37%
新潟県	2,354,872	12,965	0.6%	2,259,309	16,792	0.7%	3,827	+30%	高知県	754,275	3,348	0.4%	717,480	4,474	0.6%	1,126	+34%
富山県	1,091,612	12,920	1.2%	1,063,293	18,262	1.7%	5,342	+41%	福岡県	5,118,813	55,272	1.1%	5,131,305	76,127	1.5%	20,855	+38%
石川県	1,163,380	10,431	0.9%	1,145,948	15,211	1.3%	4,780	+46%	佐賀県	852,285	4,245	0.5%	828,781	6,338	0.8%	2,093	+49%
福井県	808,229	11,163	1.4%	786,503	14,656	1.9%	3,493	+31%	長崎県	1,424,533	7,683	0.5%	1,365,391	10,168	0.7%	2,485	+32%
山梨県	861,615	13,323	1.5%	832,769	15,704	1.9%	2,381	+18%	熊本県	1,825,686	9,410	0.5%	1,780,079	15,311	0.9%	5,901	+63%
長野県	2,160,814	29,929	1.4%	2,101,891	35,478	1.7%	5,549	+19%	大分県	1,197,854	9,699	0.8%	1,160,218	12,770	1.1%	3,071	+32%
岐阜県	2,098,176	43,474	2.1%	2,044,114	53,516	2.6%	10,042	+23%	宮崎県	1,142,486	4,173	0.4%	1,103,755	6,462	0.6%	2,289	+55%
静岡県	3,803,481	71,561	1.9%	3,726,537	89,341	2.4%	17,780	+25%	鹿児島県	1,702,791	6,362	0.4%	1,643,437	10,339	0.6%	3,977	+63%
愛知県	7,478,606	189,664	2.5%	7,565,309	253,508	3.4%	63,844	+34%	沖縄県	1,448,358	9,886	0.7%	1,476,178	17,492	1.2%	7,606	+77%
三重県	1,868,860	41,284	2.2%	1,824,637	50,643	2.8%	9,359	+23%	全国合計	128,438,013	2,003,379	1.6%	127,443,563	2,667,199	2.1%	14,123	+33%

(注1)総務省「住民基本台帳人口」を基に作成。
(注2)外国人人口の増加数又は増加率が全国平均を超える地方公共団体を着色。

図 4 都道府県別外国人人口の推移

市区町村人口規模別の外国人人口についても、全ての人口規模において増加している(表1)。

表 1 市区町村人口規模別の外国人人口の推移

市区町村人口規模別区分	平成 26 年(2014 年)	令和元年(2019 年)
町村(人口1万人未満)	1.8 万人	2.8 万人(+53.1%)
町村(人口1万人以上)	8.1 万人	11.4 万人(+41.1%)
小都市(人口 10 万人未満)	29.5 万人	40.1 万人(+35.9%)
中都市(人口 10 万人以上)	67.7 万人	93.7 万人(+38.5%)
特例市	10.1 万人	13.0 万人(+28.5%)
中核市	28.3 万人	36.8 万人(+30.0%)
指定都市	54.8 万人	68.9 万人(+25.7%)
計	200.3 万人	266.7 万人(+33.1%)

(備考)1.総務省「住民基本台帳人口」を基に作成。

2.括弧内は平成 26 年(2014 年)比。

市区町村別では、人口規模や所在地域にかかわらず、人口に占める外国人人口の割合が高い団体、外国人人口の増加率の高い団体がある(図5)。

○人口に占める外国人割合上位20市区町村(平成31年1月1日現在)						○外国人人口増加率上位20市区町村※(平成26年→平成31年) <small>※外国人人口1,000人以上の市区町村を対象</small> (単位: 人)					
順位	都道府県	自治体名	人口(A)	外国人人口(B)	外国人割合(B/A)	順位	都道府県	自治体名	平成31年外国人人口(A)	平成26年外国人人口(B)	外国人増加率(A/B-1)
1	北海道	勇払郡占冠村	1,508	393	26.06%	1	北海道	虻田郡倶知安町	1,977	676	+192.46%
2	群馬県	邑楽郡大泉町	41,785	7,623	18.24%	2	兵庫県	加東市	1,294	517	+150.29%
3	北海道	余市郡赤井川村	1,262	159	12.60%	3	島根県	出雲市	4,667	1,909	+144.47%
4	東京都	新宿区	346,162	43,068	12.44%	4	大分県	中津市	1,396	599	+133.06%
5	北海道	虻田郡留寿都村	2,047	252	12.31%	5	福岡県	小郡市	1,016	442	+129.86%
6	北海道	虻田郡倶知安町	16,642	1,977	11.88%	6	福岡県	京都郡苅田町	1,448	669	+116.44%
7	東京都	豊島区	289,508	30,223	10.44%	7	岡山県	総社市	1,496	728	+105.49%
8	長野県	北安曇郡白馬村	9,447	971	10.28%	8	栃木県	栃木市	4,363	2,129	+104.93%
9	北海道	虻田郡ニセコ町	5,298	500	9.44%	9	沖縄県	那覇市	5,015	2,474	+102.71%
10	埼玉県	蕨市	75,261	6,699	8.90%	10	沖縄県	うるま市	1,161	583	+99.14%
11	東京都	荒川区	215,966	19,131	8.86%	11	大阪府	泉佐野市	1,935	972	+99.07%
12	岐阜県	美濃加茂市	56,987	4,946	8.68%	12	熊本県	八代市	2,401	1,231	+95.04%
13	東京都	港区	257,426	20,057	7.79%	13	石川県	小松市	2,378	1,275	+86.51%
14	茨城県	常総市	63,608	4,955	7.79%	14	石川県	白山市	1,384	754	+83.55%
15	東京都	台東区	199,292	15,433	7.74%	15	埼玉県	蕨市	6,699	3,658	+83.13%
16	愛知県	海部郡飛島村	4,764	351	7.37%	16	千葉県	白井市	1,221	673	+81.43%
17	愛知県	高浜市	48,579	3,570	7.35%	17	千葉県	印西市	1,985	1,105	+79.64%
18	岐阜県	可児市	102,175	7,360	7.20%	18	石川県	能美市	1,384	776	+78.35%
19	沖縄県	国頭郡恩納村	11,038	792	7.18%	19	静岡県	牧之原市	1,888	1,064	+77.44%
20	愛知県	知立市	72,459	5,108	7.05%	20	東京都	中野区	19,326	10,949	+76.51%

(注) 総務省「住民基本台帳人口」を基に作成。

図 5 地方公共団体の人口に占める外国人人口の割合等の上位 20 市区町村

ちなみに、訪日外国人旅行者数は、令和元年（2019年）には3,000万人を超え、直近10年間で約5倍と大きく増加している。政府は、さらに、訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とする目標を掲げている⁴（表2）。

表 2 訪日外国人旅行者数の推移

	平成 21 年(2009 年)	令和元年(2019 年)
訪日外国人旅行者数	679 万人	3,188 万人(4.7 倍)

(備考) 1. 日本政府観光局(JNTO)調べを基に作成。
2. 括弧内は平成 21 年比。

こうした中⁵、今後、急速に人口減少・少子高齢化が進むものと推計されている（図6）。

⁴ 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年3月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)。なお、「観光ビジョン実現プログラム 2020」(令和2年7月 14 日観光立国推進閣僚会議決定)において、「感染症終息後の中長期的スパンにおいて、インバウンドに大きな可能性があるのは今後も同様であり、2030 年 6,000 万人の目標は十分達成可能である」としている。

⁵ 在留外国人の定住化の傾向にあわせて、帰化により日本国籍を取得する者も毎年1万人前後いる。また、日本人と外国人の夫婦の子供等、外国にルーツを持つ日本人も増えている。

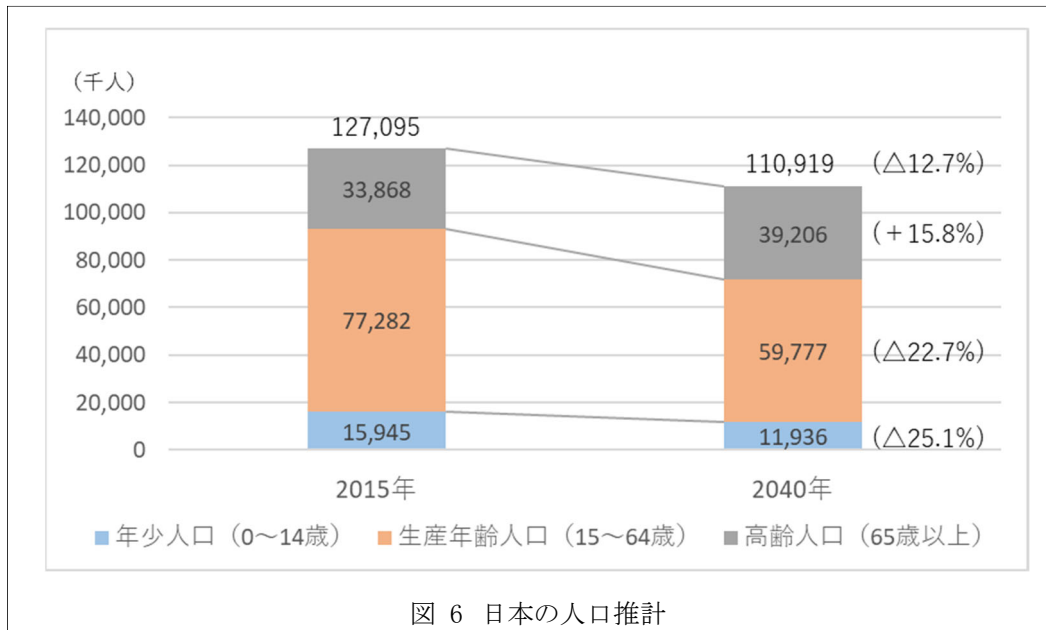


図 6 日本の人口推計
(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成 29 年推計)」を基に作成

(2) 入国管理制度等の改正

「我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与する」⁶ことを目的とする「技能実習制度」は、平成 5 年の創設後、これまでに、累次にわたり、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための制度改正が行われている。

平成 22 年 7 月には、主に団体監理型の受入れにおいて、一部の受入れ企業で技能実習生が実質的に低賃金労働者として扱われていたこと、不当な利益を得て研修生をあっせんする悪質な送出し機関やブローカーが存在したこと、受入れ企業に対する指導・監督が不十分な受入れ団体が存在したこと等の問題が顕在化していたことを踏まえて、在留資格「技能実習」を創設するとともに、雇用契約に基づき行う技能等修得活動について、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用されることとする等の制度改正が施行された⁷。

また、平成 29 年 11 月には、監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確で実習体制が不十分であること、技能実習生の保護体制が不十分であること等の問題に対応するため、制度の基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、監理団体の許可、実習実施者の届出及び技能実習計画の認定の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設置する制度改正が施行された⁸。

平成 31 年 4 月には、在留資格「特定技能」が創設された⁹。「特定技能制度」の意義は、

⁶ 「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針」(平成 29 年法務省・厚生労働省告示第 1 号)。

⁷ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)等。

⁸ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)等。

⁹ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 102 号)。

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することであるとされている¹⁰。

平成 24 年 7 月には、外国人登録制度が廃止され、法務大臣¹¹が中長期在留者に対して在留カードを交付し、在留情報の一元的、正確かつ継続的な把握を行う新たな在留管理制度が導入されたこととあわせて、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を目的とする制度改正が施行された¹²。これにより、外国人住民にも日本人同様、住民票が作成されることとなり、市区町村において、外国人住民についても基本的な情報を正確に把握し、各種行政サービスの適切な提供に利用される基盤が整備された。

(3) 多様性と包摂性のある社会の実現、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等 (多様性と包摂性のある社会の実現)

平成 27 年 (2015 年) 9 月に行われた国連総会において、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年を年限とする 17 の国際目標を定めた「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) 」(SDGs) が全会一致で採択された。

政府は、2030 年までに SDGs を達成するための中長期的な国家戦略である「SDGs 実施指針」(平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定、令和元年 12 月 20 日改定)において、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題¹³の分野の 1 つとしている。また、「誰一人取り残さない」とのキーワードで表現される「包摂性」は、SDGs の基本的理念であり、政府が優先課題に取り組む際、主要原則¹⁴の 1 つとして、分野を問わず適用することとしている。

そのほか、近年、様々な分野において、「多様性 (ダイバーシティ)」の視点の重要性が指摘されている。就労・雇用の分野では、従来、雇用機会均等や女性活躍推進といった面から捉えられていたが、現在は、イノベーションの源泉として位置付け、企業価値の向上を目指した取組が進んでいる。

また、欧州評議会 (Council of Europe) は、移住者や少数者によってもたらされる多様性について、脅威ではなくむしろ好機ととらえ、都市の活力や革新、創造、成長の源泉

¹⁰ 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」(平成 30 年 12 月 25 日閣議決定)。

¹¹ 平成 31 年 4 月以降は出入国在留管理庁長官。

¹² 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律 (平成 21 年法律第 79 号)、住民基本台帳法の一部を改正する法律 (平成 21 年法律第 77 号) 等。

¹³ 「SDGs 実施指針」の優先課題: ①あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現、②健康・長寿の達成、③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、⑤省・再生エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会、⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全、⑦平和と安全・安心社会の実現及び⑧SDGs 実施推進の体制と手段。

¹⁴ 「SDGs 実施指針」の主要原則: ①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性及び⑤透明性と説明責任。

とする新しい都市政策「インターカルチュラル・シティ・プログラム」¹⁵を実施し、欧州内外から約 140 都市¹⁶が参加している。

地方公共団体においても、多様性の推進を政策課題とし、担当部署の設置¹⁷、条例制定¹⁸、計画策定¹⁹等に取り組む動きがある。

(デジタル化の進展)

世界的に急速なデジタル革命（第4次産業革命）が進む中、AI・ロボットによる自動化、IoT技術による遠隔・リアルタイム化等、新たな技術革新によって、社会課題を解決し、付加価値を生む「Society 5.0」の実現が期待されている。

特に、国内では、約7割の個人がスマートフォンを保有している²⁰。スマートフォンは、このように概ね1人が1台持つ情報端末であること、いつでもどこでもインターネットに接続できること、プラットフォームの存在により多様なサービスが提供可能であること、データの入出力のハブであること等の特徴を有し、これらを活かした、音声翻訳アプリ、FinTech、シェアリング・エコノミー、AR/VR、フリマアプリ、パーソナルデータストアといった新たなサービスの普及が進展しつつある。

また、多言語翻訳技術については、総務省が、2025年（令和7年）にAIによる「同時通訳」を実現するための技術の研究開発を令和2年度から開始している。

(気象災害の激甚化等)

近年、1時間降水量50mm以上の短時間強雨が頻発するなど、気象災害が激甚化している²¹。今後、気候変動に伴い、さらに短時間強雨や大雨が増加することが予測されている²²。

また、関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するおそれのある「南海トラフ地震」、首都中枢機能への影響が懸念される「首都直下地震」が、今後30年以内に高い確率で発生することが予想されている²³。

こうした中、国は、外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、

¹⁵ Council of Europe, Intercultural cities programme, [https://www.coe.int/en/web/interculturalcities/].

¹⁶ 国内からは浜松市が参加している。

¹⁷ 三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課、大阪市民政局ダイバーシティ推進室、尼崎市総合政策局協働部ダイバーシティ社会推進課、渋谷区総務部男女平等・ダイバーシティ推進担当課等。

¹⁸ 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（平成31年4月施行）、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（平成27年4月施行）、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年4月施行）等。

¹⁹ 三重県「ダイバーシティみえ推進方針」（平成29年12月）、渋谷区「男女平等・多様性社会推進行動計画」（平成28年7月）等。

²⁰ スマートフォンの個人保有率（令和元年9月末時点）：67.6%（総務省「通信利用動向調査」）。

²¹ 1時間降水量50mm以上の短時間強雨の年間発生回数は、最近10年間（2010～2019年）の平均年間発生回数（約327回）が、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）の平均年間発生回数（約226回）と比べて約1.4倍に増加している（気象庁調べ）。

²² 環境省・文部科学省・農林水産省・国土交通省・気象庁「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響～」（平成30年2月）。

²³ 将来の地震発生の可能性（政府地震調査研究推進本部）は次のとおり。

・南海トラフ地震（M8～M9クラス）：30年以内に70%～80%

・首都直下地震（M7クラス）：30年以内に70%

防災・気象情報に関する多言語辞書を作成（14 か国語）し、スマートフォンアプリ「safety tips」へ反映するなど防災・気象情報の多言語化を推進している。

（新型コロナウイルス感染症の影響）

近年、世界のグローバル化²⁴やアジア地域の経済発展²⁵が顕著であったが、世界規模の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は広範で長期にわたることが見込まれ、国内外の社会経済に波及しつつある。政府は、感染収束後のポストコロナ時代を見据えて、多様性を活かすことにより、リスクに強い強靱性を高めながら、「我が国が持つ独自の強み・特性・ソフトパワー」を活かした「新たな日常」²⁶の構築を通じて、誰ひとり取り残されない、国民の一人一人が「包摂的」で生活の豊かさを実感できる質の高い持続的な成長の実現を目指す方針を示している²⁷。

新型コロナウイルス感染症が世界規模に拡大する中、各国で水際対策措置が講じられ国際的な人の往来が制約されている。国内では、政府が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号）に基づく緊急事態宣言を発出した。こうした中、在留外国人に対して、出入国在留管理庁が、帰国困難者の「短期滞在」又は「特定活動」への在留資格変更を許可する等の在留諸申請に関する措置を講じているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等の雇用を維持するため、関係省庁と連携して雇用維持支援を行っている。また、国、地方公共団体、地域国際化協会、NHK（NHK WORLD-JAPAN）、NPO 等が多言語での情報発信等を行い、対応している。

2. 多文化共生施策の変遷

（1）国における動き

平成 2 年（1990 年）の改正入管法²⁸施行によって、1990 年代から 2000 年代前半にかけて、在留外国人が増加し、日系人を中心に定住する傾向が強まっていた中、言葉や習慣の違いのため必要な公共サービスが受けられないこと、雇用が不安定で労働条件が低いこと等の生活者としての問題が生じていた。こうしたこと等を背景に、政府は、国内で就労・生活する外国人について、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境を整備するため「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（平成 18 年 12 月 25 日外国人労働者問題関係省庁連絡会議決定）を策定し、①外国人が暮らしやすい地域社会づくり、②外国人の子供の教育の充実、③外国人の労働環境の改善、社

²⁴ 世界の貿易額は、2008 年から 2018 年までの 10 年間で 21%増加（16,018,200 百万ドル→19,375,418 百万ドル）している（JETRO「世界貿易マトリクス」）。

²⁵ ASEAN10 カ国の GDP は、2008 年から 2018 年までの 10 年間で 90%増加（1,561,414 百万ドル→2,973,307 百万ドル）している（The World Bank, Countries and Economies, [https://data.worldbank.org/country]）。

²⁶ 「（新型コロナウイルス）感染症が収束したポストコロナの世界は、新たな世界、いわゆる「ニューノーマル」とへ移行するとの見方が強い。（中略）我が国が持つ独自の強み・特性・ソフトパワーを活かした「ニューノーマル」のかたち、「新たな日常」を構築していく。」（「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定））。

²⁷ 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」。

²⁸ 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成元年法律第 79 号）。

会保険の加入促進等及び④外国人の在留管理制度の見直し等の施策を実施することとした。

その後、日系人等の定住外国人がリーマン・ショックで教育、雇用等の様々な面で深刻な影響を受けていたことを背景に、内閣府が、関係省庁連携の下、必要な対策を速やかに講じ、地域における支援を進めるための「定住外国人支援に関する当面の対策について」（平成 21 年 1 月 30 日）²⁹を取りまとめ、教育対策、雇用対策、住宅対策、帰国支援等の施策を実施することとした。また、政府は、日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れるための「日系定住外国人施策に関する基本指針」（平成 22 年 8 月 31 日日系定住外国人施策推進会議決定）及び「日系定住外国人施策に関する行動計画」（平成 23 年 3 月 31 日日系定住外国人施策推進会議決定）を策定し、①日本語で生活できるための施策、②子供を大切に育てていくための施策、③安定して働くための施策、④社会の中で困ったときのための施策等を実施することとした。

直近では、「特定技能」の在留資格創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、政府は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）³⁰を策定し、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組、③生活者としての外国人に対する支援及び④新たな在留管理体制の構築等の施策を実施することとしている。

また、総務省においては、「地域における多文化共生推進プラン」（平成 18 年 3 月）策定後も、累次にわたって多文化共生の推進に関する研究会等を開催し、優良事例を把握して共有や横展開を図るとともに、東日本大震災や熊本地震の経験を踏まえた防災対策のあり方の検討等を行ってきた³¹。

（２）地方公共団体における動き

（「地域における多文化共生推進プラン」策定以前の動き）

日系南米人を中心とする外国人住民が多数居住する都市が、外国人住民に関する施策や活動状況に関する情報交換を行い、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組むことを目的として、平成 13 年（2001 年）5 月に「外国人集住都市会議」を設立した。

また、日系南米人等が多数居住する県市が、協力して多文化共生社会の形成に向けて広域的な取組を進めることを目的として、平成 16 年（2004 年）3 月「多文化共生推進協議会」を設置した。

²⁹ 「定住外国人支援に関する対策の推進について」（平成 21 年 4 月 16 日定住外国人施策推進会議決定）により拡充。

³⁰ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年 6 月 18 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和元年 12 月 20 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 2 年度改訂）」（令和 2 年 7 月 14 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）により順次拡充。

³¹ 巻末資料 2 参照。

(多文化共生の推進に係る指針・計画策定の動き)

「地域における多文化共生推進プラン」(平成 18 年 3 月)の策定以後、地方公共団体において、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定する動きが進んでいる。直近では、全ての都道府県及び指定都市が策定しているほか、その他の市の 7 割超が策定している³²(表 3)。

表 3 地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況の推移

	平成 22 年(2010 年)4月	令和 2 年(2020 年)4月
都道府県	44 団体/47 団体(94%)	47 団体/47 団体(100%)
指定都市	19 団体/19 団体(100%)	20 団体/20 団体(100%)
市(指定都市を除く)・区	327 団体/790 団体(41%)	571 団体/795 団体(72%)
町・村	100 団体/941 団体(11%)	236 団体/926 団体(25%)
計	490 団体/1,797 団体(27%)	874 団体/1,788 団体(49%)

(備考) 1.総務省国際室調べを基に作成。

2.括弧内は策定割合。

(地域活性化・グローバル化への貢献、地域社会の担い手確保等の独自施策推進の動き)

地方公共団体において、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に係る指針・計画に独自の施策を盛り込む動きが出てきている(表 4)。

近年、特徴的な事例として、外国人の視点に立ったインバウンド関連事業をはじめとする地域が持つ新たな魅力の創出や、地域特産品のグローバルな販路開拓をはじめとする海外との積極的なつながりによる地域の活力の創出等、地域の活性化やグローバル化への貢献につながる取組が見られる。

また、外国人支援の視点を超え、外国人住民を地域社会の担い手として社会参画を促す取組も見られる。

³² 地方公共団体において、多文化共生の推進に関する条例を制定する動きもある。例としては、多文化共生社会の形成の推進に関する条例(宮城県。平成 19 年 7 月 11 日施行)、静岡県多文化共生推進基本条例(平成 20 年 12 月 26 日施行)、湖南市多文化共生の推進に関する条例(平成 24 年 3 月 28 日施行)等。

表 4 地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画に記載された独自の施策例

分野	多文化共生の推進に係る指針・計画に記載された独自の施策例
地域における情報の多言語化	<ul style="list-style-type: none"> ・やさしい日本語の普及(埼玉県) ・窓口への多言語自動翻訳機の設置(富山県)
居住	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の転入手続者に、行政・生活情報等の多言語刊行物(ウェルカムパッケージ)を配布(東京都港区)
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語の堪能な教員の確保(教員採用選考試験の特別枠)(静岡県) ・児童生徒の初期日本語教育支援(福井県越前市)
労働環境	<ul style="list-style-type: none"> ・「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及(名古屋市) ・技能実習生を対象にした日本人住民との交流会の開催(埼玉県川口市)
医療・保健・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的通訳ボランティアの養成(埼玉県)
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人災害リーダー・外国人ボランティアの育成(岐阜県美濃加茂市)
地域社会に対する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生を「ふじのくに留学生親善大使」に委嘱(静岡県) ・「食」をテーマにした交流イベントの開催(福井県越前市)
外国人住民の自立と社会参画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みの構築(静岡県) ・外国人住民に伝統芸能の継承組織への加入を啓発(広島県安芸高田市)
地域活性化の推進・グローバル化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的にボランティア活動に取り組む外国人住民やグループ、地域で活躍する外国人芸術家や企業家等の情報発信(滋賀県) ・インバウンド観光や MICE の取組の推進、ビジネスや生活の場として海外からも選ばれる都市を目指したグローバル化の取組(千葉市)

(備考) 1.総務省が令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い 570 市区町村(計 637 団体)を対象に実施したアンケート調査の結果を基に作成。

(国際的な都市連携の動き)

(独法) 国際交流基金は、2009 年度から、欧州評議会が主導して多文化共生を進める都市の国際ネットワークづくりを目指す「インターカルチュラル・シティ・プログラム」に、地方公共団体の関係者の派遣と同プログラム関係者の受入れを行っている。

2012 年 1 月には東京で「日韓欧多文化共生都市サミット」が開催され、同年 10 月には第 2 回サミットが浜松市で、2013 年 10 月には第 3 回サミットが韓国・安山市で開催された。

2017 年に浜松市がアジアで初めて、2020 年には安山市が韓国で初めて、「インターカルチュラル・シティ・プログラム」に参加した。豪州では、バララート市とメルトン市が 2017 年に参加し、2018 年 12 月には、両市(オンライン参加)と浜松市ほか国内の地方公共団体の関係者が意見交換を行う外国人集住都市会議主催のセミナーが東京で開催された。

【コラム】多文化共生を推進する国際的な都市連携の動きとその意義

従来の集住都市間の連携のみならず、より広い範囲の地方公共団体が連携を図るとともに、外国人住民に係る諸課題の解決や多様性を活かした地域づくりに関するグッド・プラクティスを発信し、幅広く共有していくことが重要である。

欧州においては、多様性を好機と捉え、都市の活力や革新、創造、成長の源泉とする都市政策である「インターカルチュラル・シティ（Intercultural City）」というアプローチが注目されている。本プログラムは欧州評議会が主導しており、会員都市相互の視察や特定の課題をテーマにした会議の開催等の活動を進めている。現在、欧州を中心に約 140 都市が欧州評議会によって「インターカルチュラル・シティ」に認定されている。

欧州には、「ユーロシティーズ（EUROCITIES）」という EU 域内の都市が加盟する組織もあり、移民や難民の統合を活動テーマの一つにしている。2010 年に統合都市憲章を策定し、現在、約 40 都市が署名している。

米国においても、ウェルカミング・アメリカ（Welcoming America）という NPO（2009 年設立）が、移民を歓迎し多様性を活かす地方自治体と NPO のネットワークである「ウェルカミング・ネットワーク」を運営し、現在約 100 の地方自治体が参加している。また、カナダには、「シティーズ・オブ・マイグレーション（Cities of Migration）」というウェブサイト（2008 年開設）があり、北米と欧州を中心に各国の都市の優良事例の情報交換を通じて、移民統合の手法の改善を行うことを目指している。

東アジアにおいても、韓国や台湾等で、外国人住民を受け入れる地方自治体の取組が進んでいる。韓国では、日本の「外国人集住都市会議」をモデルとして、2012 年 11 月に安山市が中心となって「全国多文化都市協議会」が設立され、現在 26 都市（会長都市：ソウル市九老区）が加盟している。

このように、多様性を地域の活力と捉えること、また、国内外で幅広い連携を図ることは、今後の多文化共生の推進にとって有意義であると考えられる。

第2部 今後の多文化共生施策の推進

第1章 社会経済情勢の変化等を踏まえた地域における課題

「地域における多文化共生推進プラン」（平成18年3月）策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえた、今後の地域における多文化共生の推進に係る課題は次のとおりである。

（コミュニケーション支援）

- ・外国人住民の国籍が多様化する中、地域における外国人住民等の人数や国籍等の状況に応じて、希少言語ややさしい日本語を含めて多言語対応が必要である。
- ・多言語翻訳技術の高度化と社会実装が進んでいる中、スマートフォンのアプリをはじめICTを積極的に活用し、多言語対応を図ることが必要である。
- ・増加を続ける外国人住民が日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、日本語教育を推進することが必要である。

（生活支援）

- ・外国人住民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増加する中、外国人の子供の就学促進や教育環境の整備が必要である。
- ・激甚化する気象災害をはじめとする災害、新型コロナウイルス感染症等に備えた外国人対応を進めることが必要である。
- ・外国人住民の増加に伴い、医療・保健サービス、子ども・子育て及び福祉サービスについて、多言語対応を図ることが必要である。
- ・新たな在留資格創設に伴う外国人材の受入れ環境を整備するとともに、大都市圏その他特定地域への集中防止策を講じる必要がある。

（意識啓発と社会参画支援）

- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）の制定も踏まえて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等に努める必要がある。
- ・ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」を見据えて、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備することが必要である。
- ・身分に基づく在留資格を持つ者や留学生といった中長期的な在留展望を持つ外国人住民が増えていること、外国人住民の年齢構成が若いこと等を踏まえ、地域社会において、外国人住民がその担い手となる取組を推進することが必要である。

（地域活性化の推進やグローバル化への対応）

- ・人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の活性化を通じて、持続可能な地域づ

くりを推進するため、外国人住民と連携・協働を図ることが必要である。

- ・急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらしため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図ることが必要である。

第2章 今後の多文化共生施策の推進に係る基本的な考え方

1. 地域において多文化共生施策を推進する意義

平成17年度の「多文化共生の推進に関する研究会」においては、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義し、その推進について検討した。同研究会は、報告書において、多文化共生施策を推進する意義として、「外国人住民の受入れ主体としての地域」「外国人住民の人権保障」「地域の活性化」「住民の異文化理解力の向上」及び「ユニバーサルデザインのまちづくり」を示した。

その後の社会経済情勢の変化等を経た上でも、地域における多文化共生施策の推進は、特に次の点から今日的な意義を有しており、重要性が増している。

(1) 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

全ての外国人住民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、日本人と同様に行政サービスを享受し安心して生活することができる環境を整備していくことが必要である³³。

外国人住民も含めて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを促す環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することで、ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」の構築につながることも期待される³⁴。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めた「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」（SDGs）においても、包摂性を示す「誰ひとり取り残さない」とのキーワードは、分野を問わず求められる基本的理念とされている。

(2) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

外国人住民が、主体的に、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ等の担い手となる事例や人材が現れつつあり、こうした外国人住民との連携・

³³ 「政府としては、(中略)在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していく。」(「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」)。

³⁴ 「(前略)地域社会やコミュニティ等において(中略)人の交流やつながり、助け合いが充実した地域共生社会の構築を進め、誰ひとり取り残されることない包摂的な社会の実現をしていく。」(「経済財政運営と改革の基本方針2020」)。

協働を図ることで、地域の活性化やグローバル化に貢献することが期待される。

(3) 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

在留期間が無期限の「永住者」の人数が年々増加し、在留外国人全体の約3割を占める³⁵など、緩やかな定住化の傾向が見られること、外国人住民の年齢構成が若いこと(図7)等を背景に、外国人住民が、外国人コミュニティや人口減少・少子高齢化が進む地域を支えている事例が現れつつあり、今後の地域社会を支える担い手となることが期待される。

また、外国人住民が多文化共生施策の推進に関与することにより、外国人住民のニーズを的確に捉えて、多文化共生施策の質の向上を図ることも期待される。

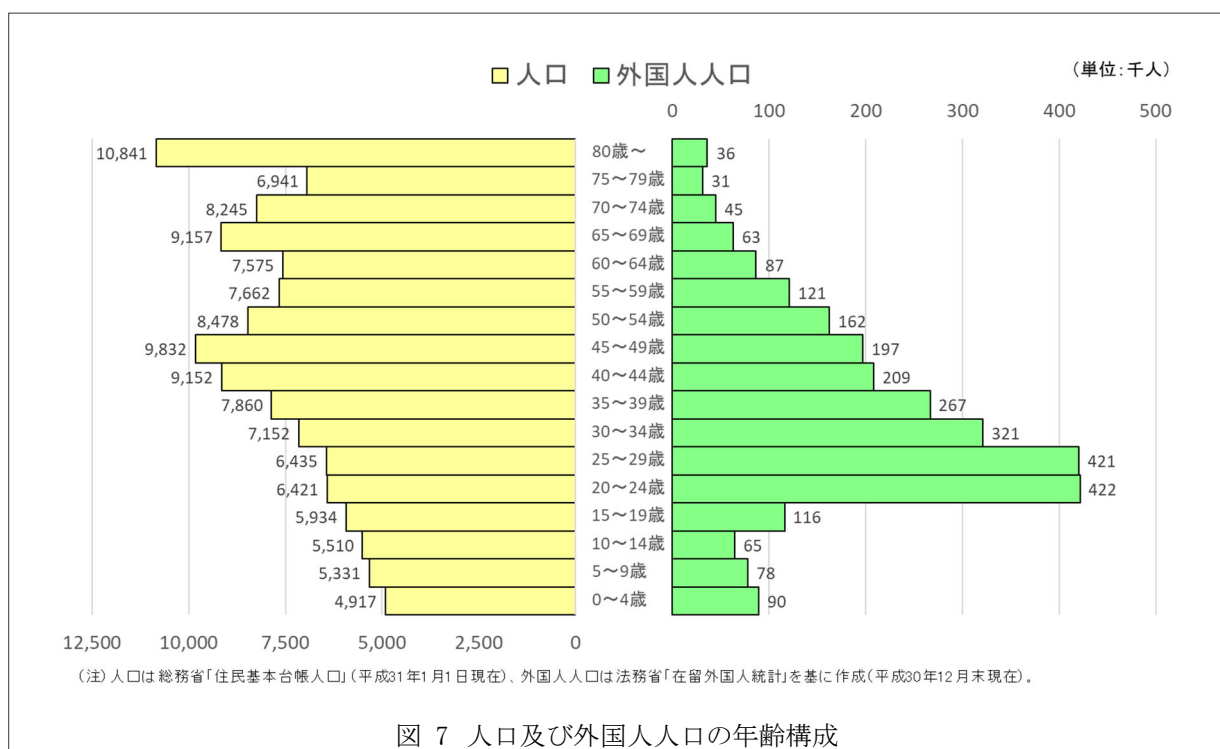


図7 人口及び外国人人口の年齢構成

(4) 受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

外国人労働者³⁶は、直近10年間で約2.9倍に増加し、今後、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れも進む見通しである。地方公共団体においては、人口減少が続き、労働力不足が深刻化する中、外国人住民が地域経済の重要な担い手であると認識し、外国人材の適切かつ円滑な受入れに取り組む動きも見られる³⁷。

こうした中、外国人住民が地域においても十分な行政サービスを受けられる体制を整備

³⁵ P.6図3参照。

³⁶ ①「身分に基づく在留資格」(定住者、永住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等)、②「専門的・技術的分野の在留資格」、③「特定活動」(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)、④「技能実習」(農業、漁業、建設、食品製造、繊維・衣服、機械・金属等の合計82職種148作業(令和2年7月17日時点))、⑤「特定技能」(介護、外食業、建設、農業等の全14分野)及び⑥「資格外活動」(留学生のアルバイト等)。

³⁷ 群馬県「多文化共生・共創「群馬モデル」」(令和2年1月)。

するとともに、国や企業をはじめとする関係機関と連携して就業支援や就業環境そして生活環境の整備を行うなど、地域における多文化共生施策を推進することにより、都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備することが必要である。

2. 地域における多文化共生施策の体系

平成 17 年度の「多文化共生の推進に関する研究会」においては、外国人を地域で生活する住民と捉え、①コミュニケーション支援、②生活支援及び③多文化共生の地域づくりについて、多文化共生施策のあり方を総合的・体系的に検討した。

今回、その枠組を踏まえつつ、プラン策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえた地域における課題に対応するため、今後取り組むべき多文化共生施策のあり方を検討した（表 5）。

表 5 「多文化共生の推進に関する研究会」において検討した多文化共生施策

平成 17 年度「多文化共生の推進に関する研究会」 において検討された多文化共生施策	本研究会において検討した多文化共生施策
①コミュニケーション支援 ・地域における情報の多言語化 ・日本語及び日本社会に関する学習の支援 ②生活支援 ・居住 ・教育 ・労働環境 ・医療・保健・福祉 ・防災 ・その他 ③多文化共生の地域づくり ・地域社会に対する意識啓発 ・外国人住民の自立と社会参画	①コミュニケーション支援 ・行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備 ・日本語教育の推進 ・生活オリエンテーションの実施 ②生活支援 ・教育機会の確保 ・適正な労働環境の確保 ・災害時の支援体制の整備 ・医療・保健サービスの提供 ・子ども・子育て及び福祉サービスの提供 ・住宅確保のための支援 ・感染症流行時における対応 ③意識啓発と社会参画支援 ・多文化共生の意識啓発・醸成 ・外国人住民の社会参画支援 ④地域活性化の推進やグローバル化への対応 ・外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応 ・留学生の地域における就職促進

第 3 章 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

1. コミュニケーション支援

(1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

現状

総務省が実施したアンケート調査によると、地方公共団体における多言語対応の実施割合は、ウェブサイトの多言語化が 75.4%であるほか、通訳の配置が 41.4%、タブレット端末（翻訳アプリ）の設置が 37.6%であり、それぞれ取組が進みつつある（表 6）。

表 6 地方公共団体における多言語対応の実施状況

多言語化対応の取組	都道府県 (47 団体)	指定都市 (20 団体)	その他市 (336 団体)	特別区 (23 団体)	町 (169 団体)	村 (42 団体)	計 (637 団体)
ウェブサイトの多言語化	45 (95.7%)	20 (100.0%)	294 (87.5%)	22 (95.7%)	87 (51.5%)	12 (28.6%)	480 (75.4%)
窓口への通訳の配置	36 (76.6%)	14 (70.0%)	178 (53.0%)	16 (69.6%)	17 (10.1%)	3 (7.1%)	264 (41.4%)
窓口へのタブレット端末 (多言語翻訳アプリの配置)	38 (80.9%)	18 (90.0%)	127 (37.8%)	19 (82.6%)	31 (18.3%)	7 (16.7%)	240 (37.6%)

(備考) 1.総務省が令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い570市区町村(計637団体)を対象に実施したアンケート調査の結果を基に作成。

2.括弧内は実施割合。

また、令和2年(2020年)4月末時点で146の地方公共団体³⁸が、出入国在留管理庁の「外国人受入環境整備交付金」を活用した一元的相談窓口を設置・運営している³⁹。

国の施策

総務省は、(国研)情報通信研究機構(NICT)が開発した多言語音声翻訳技術の高度化及び社会実装を推進しており、これまで翻訳精度の向上や重点対応言語の拡大に取り組んできたほか、民間企業がライセンス契約により端末・アプリの開発に利用できる「多言語音声翻訳プラットフォーム」の開発・構築を行い、平成31年(2019年)4月から一般提供を行っている。この仕組みも活用して、民間企業による多様な音声翻訳機、音声翻訳アプリ⁴⁰、音声翻訳API等の多言語音声翻訳サービスの実用化が進んでいる。

さらに、総務省は、多言語翻訳技術の更なる高度化等を推進すべく、「グローバルコミュニケーション計画2025」(令和2年3月)を策定し、2025年(令和7年)にはAIによる「同時通訳」を実現するための技術の研究開発を令和2年度から始めている⁴¹。

地方公共団体に向けては、NICTが、地方公共団体の窓口業務に対応した多言語音声翻訳システムの実証実験を行っており、各地方公共団体において多言語音声翻訳システムの導入・利活用が進んでいる。令和2年度には、総務省が、地方公共団体が多言語翻訳サービスを導入する際の調達要件、業務で利用する際の留意点等を取りまとめたガイドラインを作成する予定である⁴²。

出入国在留管理庁は、外国人住民が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語⁴³で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体に対して、上述

³⁸ 45 道府県、19 指定都市、82 市区町村。

³⁹ 令和元年度の相談業務の受付件数は、211,076 件(出入国在留管理庁「外国人受入環境整備交付金を活用した地方公共団体における一元的相談窓口の現況について」(令和2年6月))。

⁴⁰ (国研)情報通信研究機構(NICT)は、世界31言語に対応する多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra(ボイストラ)」を音声翻訳技術の性能評価等の実証実験のために無料で公開。

⁴¹ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号50。

⁴² 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号50。

⁴³ 原則として、11言語(日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ポルトガル語及びスペイン語)以上とし、地域の実情に応じて、クメール語(カンボジア語)、ミャンマー語及びモンゴル語の3言語にも対応する

のように「外国人受入環境整備交付金」により支援を行っている⁴⁴。

また、全省庁が、多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、一元的相談窓口をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口において、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進めることとしている⁴⁵。

出入国在留管理庁は、安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）について、「生活・就労ガイドブック」⁴⁶を政府横断的に作成し、電子版（14か国版及びやさしい日本語版）をポータルサイトに掲載するとともに、冊子化したやさしい日本語版を関係機関に配布することとしている⁴⁷。

また、出入国在留管理庁及び文化庁は、やさしい日本語⁴⁸の活用を促進するため、やさしい日本語の活用に関するガイドラインを策定することとしている⁴⁹。

加えて、全省庁が、外国人向けの行政・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語による情報提供・発信を進めることとしている⁵⁰。

総務省は、市町村が行う行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費について、令和元年度から地方財政措置を講じている。

地方公共団体に求められる取組

ア. 多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等について、多言語（やさしい日本語を含む。以下同じ。）での情報提供を行う。その際、地域の実情に応じて、対応する言語を検討する。

通訳の配置のほか、ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用を検討し、必要な多言語対応の体制を整備する。なお、ICTを活用する際も、情報の受け手である外国人住民の理解を得て、円滑に意思疎通できるよう、十分配慮する。

多言語による情報の提供に関しては、行政の窓口に加えて、コミュニティ施設や日本語教室等、効果的な情報伝達ルートを確保することとし、SNSも積極的に活用する。

また、多言語化に係る国との役割分担のあり方を検討する必要がある。

イ. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置

外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、「外国人受入環境整備交付金」（出入国在留管理庁）を活用した一元的相談窓口等、外国人住民の生活相談のための窓口や情報センターを設置する。

よう努めることとされている（出入国在留管理庁「外国人受入環境整備交付金取扱要領」）。

⁴⁴ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 45。

⁴⁵ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 51。

⁴⁶ 令和元年 10 月に第2版（日本語版等）を公表。

⁴⁷ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 48。

⁴⁸ 外国人が希望する情報発信言語：やさしい日本語 76%、英語 68%、日本語 22%、機械翻訳された母国語 12%、非ネイティブが訳した母国語 10%（東京都国際交流委員会「東京都在住外国人向け情報伝達に関するヒアリング調査報告書」（平成 30 年3月））。

⁴⁹ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 49。

⁵⁰ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 52。

ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供

通訳を育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むNPO等や外国人の自助組織等と連携の上、多言語による情報提供を推進する。

エ. 地域の外国人住民を相談員等とする取組

外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同様の文化的・社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあることを踏まえて、地域の外国人住民を相談員等とする取組を推進する。

(2) 日本語教育の推進

現状

国内における日本語教育は、大学等機関及び法務省が告示をもって定める日本語教育機関（以下、法務省告示機関）以外では、地方公共団体・教育委員会、国際交流協会、任意団体等において実施されている（表7、図8・9）。

表7 国内における外国人等に対する日本語教育の現状

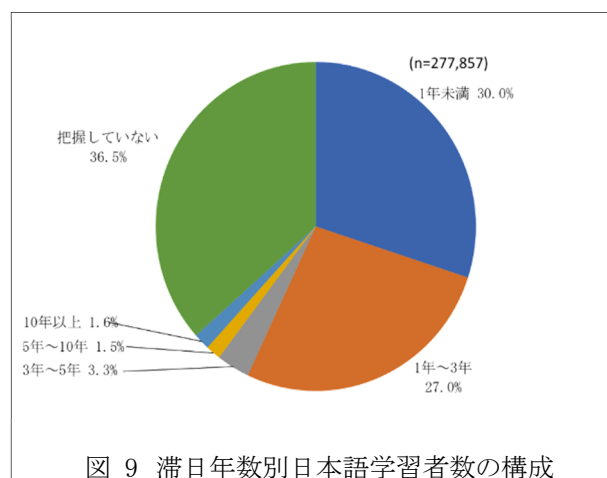
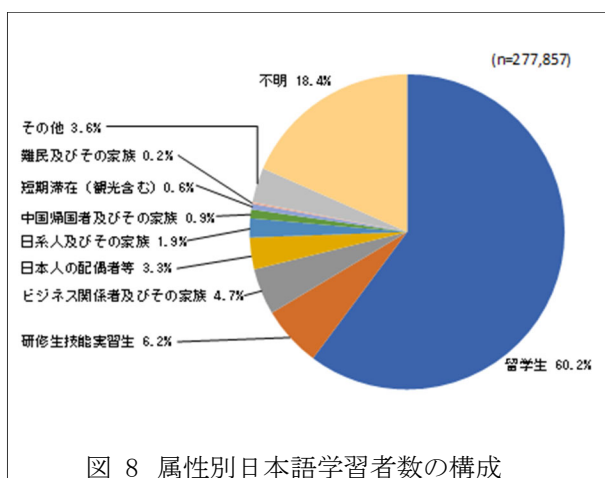
	機関・施設等数	日本語教師等の数			日本語学習者等数	
		うち常勤	うち非常勤	うちボランティア		
大学等機関	566(22.3%)	5,212(11.2%)	1,460	3,455	297	66,112(23.8%)
地方公共団体・教育委員会	372(14.6%)	8,156(17.6%)	393	966	6,797	28,910(10.4%)
国際交流協会	334(13.1%)	10,097(21.8%)	171	564	9,362	33,590(12.1%)
法務省告示機関	618(24.3%)	12,933(27.9%)	4,187	8,693	53	113,626(40.9%)
任意団体等	652(25.6%)	10,013(21.6%)	424	1,353	8,236	35,619(12.8%)
計	2,542(100%)	46,411(100%)	5,655	12,908	23,043	277,857(100%)

(備考) 1.文化庁「令和元年度国内の日本語教育の概要」を基に作成。

2.数値は令和元年(2019年)11月1日現在。

3.括弧内は割合。

4.「国際交流協会」は、国際交流や多文化共生(日本語教育を含む。)を主たる活動内容とし、地方公共団体の補助金等で運営する機関・団体、地方公共団体が事務局である団体、又は公の施設の指定管理を受けている機関・団体(地域国際化協会を含む。)



(出展)文化庁「令和元年度国内の日本語教育の概要」

現在、日本語教室⁵¹を開設する市区町村は 786 団体にとどまり、22 万人にのぼる外国人住民が日本語教室の開設されていない市区町村（1,110 団体⁵²）に居住している。

国の施策

令和元年 6 月に、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第 48 号）が公布・施行された。令和 2 年 6 月には、同法に基づき、政府は「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和 2 年 6 月 23 日閣議決定）を策定した。

これらに基づき、国は、同法第 3 条に規定された基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとされている（同法第 4 条）。

特に、国は、国内における日本語教育の機会の拡充に関する基本的施策として、外国人等である幼児・児童・生徒等、外国人留学生等、外国人等である被用者等及び難民に対する日本語教育、地域における日本語教育並びに国民の理解と関心の増進について、それぞれ必要な施策を講ずるものとされている（同法第 12 条～第 17 条）。

地方公共団体においても、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされ（同法第 5 条）、国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとされている（同法第 26 条）。

また、地方公共団体は、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を参酌し、その地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとされ（同法第 11 条）、この基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができることとされている（同法第 28 条）。

外国人等を雇用する事業主⁵³も、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとされている（同法第 6 条）。また、国及び地方公共団体は、国内における日本語教育が適切に行われるよう、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとされている（同法第 7 条）。

特定技能所属機関及び登録支援機関は、1 号特定技能外国人に対して「特定技能 1 号」の

⁵¹ 「日本語教室」：専ら住民である外国人等（日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者）に対して日本語教育を実施する事業（日本語教育の推進に関する法律第 16 条）。大学等機関及び法務省告示機関は含まない（令和元年 6 月現在）。

⁵² うち、人口に占める外国人住民の割合が全国平均（2.22%）以上の市区町村は 135 団体。

⁵³ 藤田螺子工業（株）（愛知県）は、工場毎に毎週 1 回、社員が自ら講師を務めて、技能実習生を対象に、日本語レベルの各級に分かれた少人数制の日本語勉強会を実施している。また、技能実習生は、全員が毎回、「日本語能力試験」（独法）国際交流基金・（公財）日本国際経済社会支援協会）を受検している。

活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（「1号特定技能外国人支援計画」）に基づき、日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等の日本語学習の機会の提供⁵⁴に係る支援を実施しなければならないこととされている。また、実習実施者（団体監理型の場合は監理団体）が技能実習外国人に対して実施する入国後講習においても、日本語は必須科目である⁵⁵。

文化庁は、日本語教室空白地域を解消するため、「地域日本語教育スタートアッププログラム」において専門家チームの派遣（3年間）を行い、地方公共団体の日本語教室開設を支援している。また、日本語教室の開設が難しい地域において活用できるよう、日常生活に必要な日本語の学習ができる日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」を開発・公開⁵⁶するとともに、日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、施策資料等の日本語教育コンテンツに関するポータルサイト「NEWS」の運用を行っている。

また、文化庁は、「生活者としての外国人」の日本語学習機会を確保し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指して、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」により、都道府県・政令指定都市が関係機関等と有機的に連携しつつ行う地域日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくりについて、支援している⁵⁷。

地方公共団体に求められる取組

ア. 日本語教育の推進

日本語教育の推進に関する法律に規定された基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する。また、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努める。

地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。

必要に応じて、基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置く。

イ. 日本語教育の推進に係る体制の整備

地域における日本語教育が適切に行われるよう、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。その際、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（文化庁）の活用も検討する。

⁵⁴ 本邦での生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること(特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号)第3条第1項第1号へ)。

⁵⁵ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号)第10条第2項第7号ロ(1)。

⁵⁶ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号91。

⁵⁷ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号90。

(3) 生活オリエンテーションの実施

現状

近年、地方公共団体において、地域に出向いて、外国人住民に対する生活オリエンテーションを実施する事例が見られる（表8）。

表8 地方公共団体における生活オリエンテーションの最近の事例

地方公共団体	生活オリエンテーションの取組概要
神奈川県愛川町	・町職員と外国語通訳が地域や職場等へ出向き、日常生活に必要な情報交換や、日頃の悩み等への相談に応じる外国人住民向け出前講座を実施。
広島県東広島市	・新たに市内で生活を開始する外国人住民を対象に、地域社会で生活する上で必要となる行政情報や、ごみの出し方等の生活情報について、オリエンテーションを実施。

(備考) 1. 愛川町 HP「外国籍住民のための出前講座 Daily living consult for foreigners」[<https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/foreigners/1566778332208.html>]及び東広島市 HP「外国人生活オリエンテーションのご案内(事業者向け)」[<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seisakukikaku/1/2/20540.html>]を基に作成。

総務省が実施したアンケート調査⁵⁸によると、地方公共団体における外国人住民に対する地域生活開始時のオリエンテーションの実施割合は約9%である。

国の施策

特定技能所属機関及び登録支援機関は、1号特定技能外国人に対して「1号特定技能外国人支援計画」に基づき、生活オリエンテーション⁵⁹に係る支援を実施しなければならないこととされている。

総務省は、市町村が地域に出向いて行う生活オリエンテーションの実施に要する経費について、令和2年度から新たに地方財政措置を講じている。

地方公共団体に求められる取組

ア. 生活オリエンテーションの実施

外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供する。その際、地域の自治会やNPO等との連携を図ることに留意する。

イ. 日本社会に関する情報の提供

生活オリエンテーションの実施後も、継続的に、外国人住民に日本社会に関する情報を提供する。

⁵⁸ 総務省が平成30年度に都道府県、政令指定都市及び外国人比率の高い469市区町村（計536団体）を対象に実施。

⁵⁹ 本邦入国後、本邦での生活一般に関する事項等に関する情報の提供を実施すること(特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号)第3条第1項第1号ニ)。

2. 生活支援

(1) 教育機会の確保

現状

在留外国人数の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒数は年々増加している(図10)。

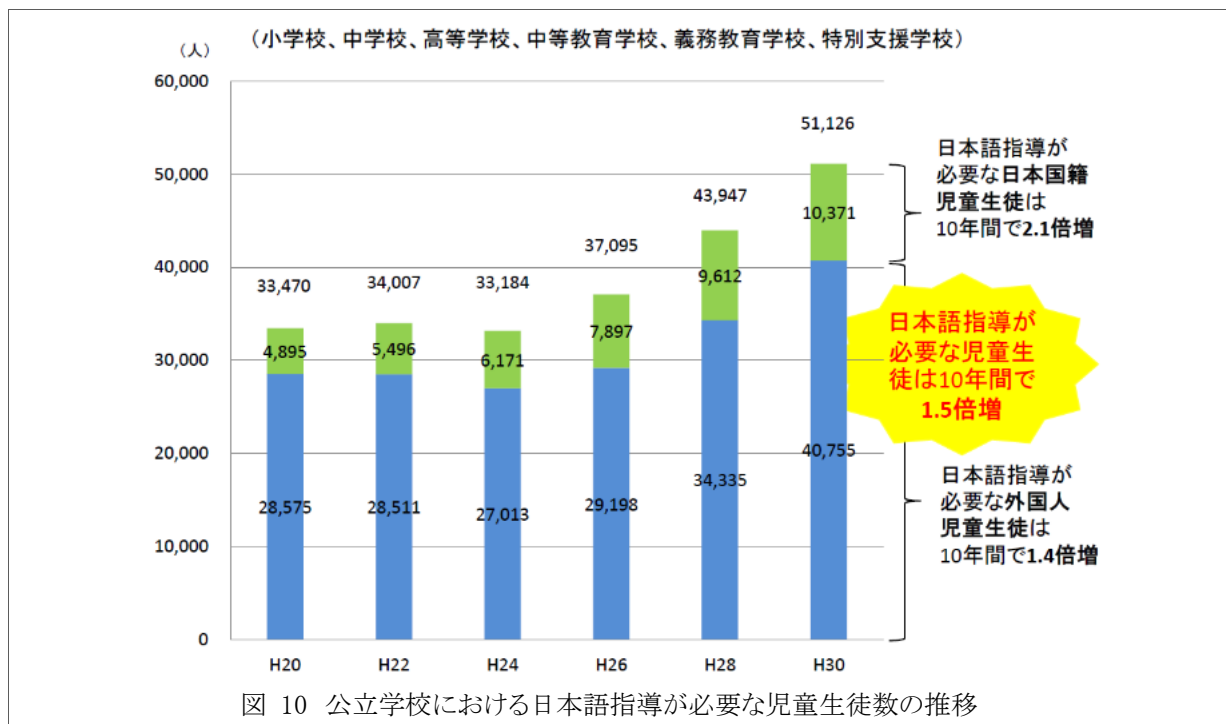


図10 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

(出典)令和2年3月17日第4回多文化共生の推進に関する研究会資料(文部科学省)

また、これらの児童生徒の母語は多様化している(図11)。

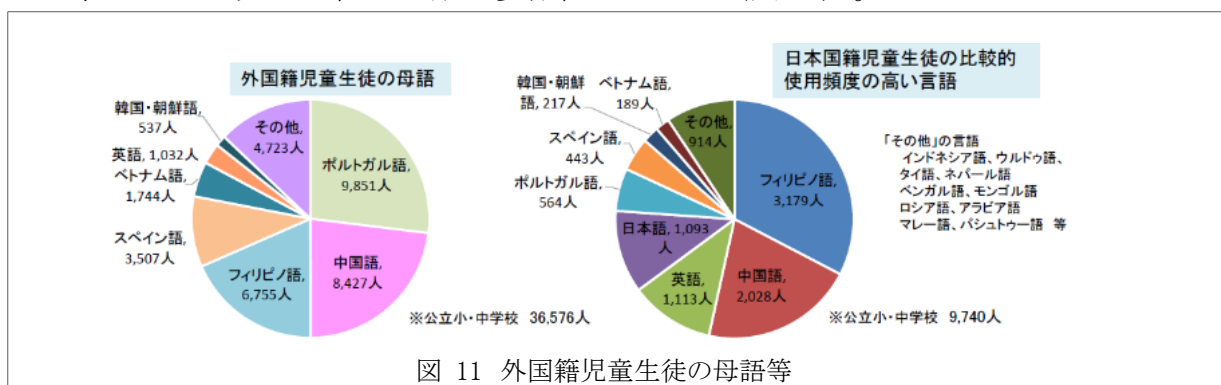


図11 外国籍児童生徒の母語等

(出典)令和2年3月17日第4回多文化共生の推進に関する研究会資料(文部科学省)

外国人の子供については、従来、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」(昭和54年条約第6号)や「児童の権利に関する条約」(平成6年条約第2号)を踏まえて、教育を受ける機会を保障する観点から、公立の義務教育諸学校への入学を希望する場合は、無償で受け入れている。

一方、学齢相当の外国人の子供のうち約2万人が就学していない可能性がある又は就学状

況が確認できていない状況にあることが明らかとなり⁶⁰、就学状況の把握や就学促進が課題である（図12）。

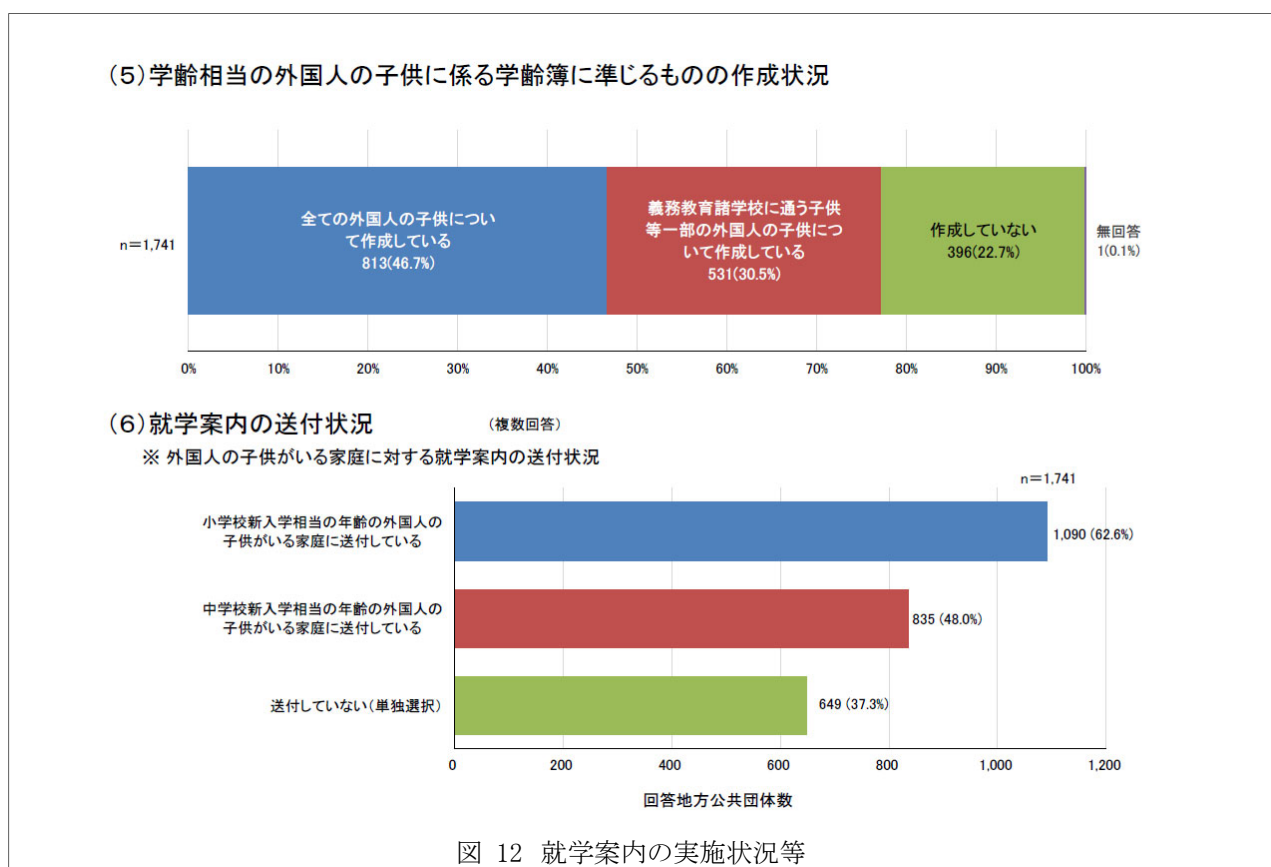


図12 就学案内の実施状況等

(出典)令和2年3月17日第4回多文化共生の推進に関する研究会資料(文部科学省)

日本語指導が必要な高校生等においては、中途退学率が高いこと、大学等への進学率が低いこと及び就職者における非正規就職率が高いことが明らかになっており、高等学校進学が促進されるよう、公立高等学校入学者選抜における配慮の実施と共に、入学後の日本語指導や学習面・生活面の支援、キャリア教育や進路指導の充実⁶¹を図ることが課題である(表9)。

⁶⁰ 就学していない可能性がある又は就学状況が確認できていない学齢相当の外国人の子供の数:19,471人(文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」(令和元年5月調査))。

⁶¹ 文部科学省は、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、中学校・高等学校段階の外国人生徒等に対する進路指導・キャリア教育の推進や日本語指導の充実、高等学校とNPO等が連携して実施する包括的な支援(生活相談や心理サポート等)等の地方公共団体の取組を補助している。

表 9 平成 29 年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

1. 中途退学率			
	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	3,933	378	9.6%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	2,295,416(※1)	28,929(※3)	1.3%

2. 進路状況			
①進学率			
	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※4)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	704	297	42.2%
全高校生等	750,315(※2)	533,118(※2)	71.1%

(※4)短期大学、専門学校、各種学校を含む

②就職者における非正規就職率			
	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	245	98	40.0%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	158,135(※2)	6,746(※2)	4.3%

③進学も就職もしていない者の率			
	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	704	128	18.2%
全高校生等	750,315(※2)	50,373(※2)	6.7%

(出典)令和2年3月17日第4回多文化共生の推進に関する研究会資料(文部科学省)

公立高等学校入学者選抜における外国人生徒に対する配慮について、のべ40道府県が、試験教科の軽減、学科試験の不実施等を実施している。また、14都道府県が、特別定員枠の設定を実施している⁶²。

夜間中学は、義務教育未修了の学齢を経過した者等の教育を受ける機会を保障するために重要な役割を果たしており、外国人等で日本語の学習を希望する者も含めて教育を行っている。現在、夜間中学は、10都府県28市区に34校設置されているが、文部科学省は、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催等を通じてその促進を図っている⁶³。

また、外国人児童生徒等が半数近くを占めるような学校もある中、例えば、クラブ活動の時間を活用し、日本人も外国人も共に多様な言語や文化に触れる機会を設ける、運動会や昼休みに児童生徒が多言語の放送を行うなど、お互いの文化的背景を理解し共に学び合うことに資するような取組事例がある。

国の施策

文部科学省は、「日本語教育の推進に関する法律」により策定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日)を策定し、地方公共団体が講ずべき事項について、指針を示している⁶⁴。

⁶² 文部科学省「平成31年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」。

⁶³ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号94。

⁶⁴ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号110。

就学状況の把握について、市区町村教育委員会において、首長部局（住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等）や外国人の支援を行うNPO等の団体と連携し、学齢簿の編製に当たり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を管理・把握すること、外国人学校等も含めた就学状況を把握することを推進する必要があることを示している。

また、外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、住民基本台帳等の情報に基づき就学案内等を徹底する必要があることを示している。なお、文部科学省と出入国在留管理庁は、連携して、在留資格審査に当たって子供の就学状況の確認に努めるなど外国人保護者に対し子供の就学を促す取組を推進することとしている⁶⁵。

さらに、学校への円滑な受入れについて、就学校の決定に伴う柔軟な対応、障害のある外国人の子供の就学先の決定、受入れ学年の決定等、学習の機会を逸した外国人の子供への受入れ促進、学齢を経過した外国人への配慮、高等学校等への進学促進について、地方公共団体のとるべき対応を示している。

文部科学省は、公立学校における外国人児童生徒等の受入れ・指導体制の構築を支援するため、制度面から、日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施を可能とする制度改革⁶⁶、日本語指導のための教員の基礎定数化⁶⁷等を行っているほか、指導体制構築等に係る補助事業⁶⁸、集住地域・散在地域における先進的な教育プログラムの開発⁶⁹、夜間中学の設置に係る補助事業⁷⁰、外国人児童生徒等教育の推進等に係る助言を行う「外国人児童生徒等教育アドバイザー」派遣等を実施している⁷¹。加えて、地方公共団体における外国人の子供の就学状況把握、就学促進の取組に係る補助事業⁷²を実施している。

文部科学省は、教育委員会等の取組の参考となるよう、「外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例」（文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果」（令和2年3月）別添参考資料）において、優良事例の概要や事例から抽出した取組のポイントを示している。

国内に存在する外国人の子供の教育を担う教育施設（いわゆる外国人学校）については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に定める各種学校として設置⁷³されている事例も多い。各種学校の設置認可に係る審査基準は、各種学校規程（昭和31年文部省令第31

⁶⁵ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号110。

⁶⁶ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成26年文部科学省令第2号)及び学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件(平成26年文部科学省告示第1号)。

⁶⁷ 従来、加配定数であった日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員定数を令和8年度までの10年間で計画的に基礎定数化することとしている(義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第5号))。

⁶⁸ 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」:都道府県、指定都市及び中核市に対して、校内の支援・指導体制の構築(日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援、高校生等に対する包括的な教育・支援等)を補助。

⁶⁹ 「多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究」。

⁷⁰ 「夜間中学の設置促進・充実事業」。

⁷¹ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号108。

⁷² 「定住外国人の子供の就学促進事業」:都道府県、市区町村等に対して、校外での就学支援の推進(日本語指導・教科指導・母語指導、就学状況・進学状況に関する調査、生活・文化への適応を目指した地域社会との交流等)を補助。

⁷³ 外国人学校は、各種学校として設置することにより、補助金や税制面での利点に加えて、対外的信用度が増し、教育環境の改善につながるなどの指摘がある(文部科学省外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査委員会「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査報告書」(平成24年1月))。

号)を満たす範囲で各都道府県が独自に定めており、文部科学省は、外国人の子供の教育環境を整備する観点から、都道府県に対し、当該設置認可要件の弾力的な取扱い⁷⁴を促している。

地方公共団体に求められる取組

ア. 就学状況の把握

学齢簿の編製に当たり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を管理・把握する。また、学校教育法第1条に定める学校のみならず、外国人学校等も含めた就学状況を把握する。

イ. 就学に関する多言語による情報提供・就学案内

外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、小中学校の入学や学校生活及び就学援助制度、その他学校制度全般について、多言語での周知やわかりやすい説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内する。

外国人の保護者に対し、住民基本台帳等の情報に基づき就学案内を送付する。就学案内に対して回答が得られない場合は、個別に保護者に連絡を取って就学を勧めることも検討する。

ウ. 就学校・受入れ学年等の決定

外国人の居住地等の通学区域内における義務教育諸学校で十分な受入れ体制が整備されておらず、他に受入れ体制が整備されている義務教育諸学校がある場合には、就学校の変更に関する制度と必要な手続について説明し、保護者の申立てがあれば、地域の実情に応じて就学校の変更を認めるなど、柔軟な対応を行う。

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の不足等により、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと思われる場合には、一時的又は正式に日本語能力・学習状況等に応じた下学年への編入学を認めること等も検討する。

エ. 日本語の学習支援

「外国人児童生徒受入れの手引き改訂版」（平成31年3月文部科学省）等を参考に、外国人の子供の日本語能力に応じた指導を進めるとともに、学校管理職や日本語指導担当教員等に対して外国人児童生徒教育の研修を実施する。

日本語による学習の効果を高めるために、学校における「特別の教育課程」による日本語指導や在籍学級における支援、加配教員の配置、日本語指導補助者・母語支援員の派遣等の指導体制の充実に加えて、ボランティア団体等と連携した学習支援や母語による学習サポート等、放課後等や地域での補習を実施する。

オ. 地域ぐるみの取組の促進

親子間のコミュニケーションギャップ、保護者と学校とのコミュニケーションギャップ

⁷⁴ 外国人の子供の教育環境を整備する観点から、各種学校設置認可等にあたり、インターナショナルスクール等を対象として、校地・校舎の借用や、運用資産等に関し弾力的な要件を認める等の取組を、地域の実情に応じ積極的に検討するよう求めている（「インターナショナルスクール等の外国人学校の各種学校設置認可等の促進について」（平成27年7月30日付け文部科学省大臣官房国際課長・生涯学習政策局長通知））。

等の課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなくNPO等、国際交流協会、自治会、企業等も含めた地域ぐるみの取組を促進する。

カ. 不就学の子供への対応

学校に通っていない又は中途退学した不就学の外国人の子供の実態を把握した上で、外国人の子供が未来への希望を持ち、その能力を地域社会においても最大限発揮できるよう、教育環境の整備を行い、不就学の子供に対する支援等の取組を講じる。その際、地域のNPO等との連携を図ることにも留意する。

学習の機会を逸した外国人の子供については、本人や保護者が希望すれば、公立の義務教育諸学校への円滑な編入が行われるよう措置する。この際、学校生活を送るために必要な日本語能力が不十分である場合は、本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等において受け入れるなどし、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努める。

キ. 進路指導・キャリア教育

外国人生徒の高等学校・大学等進学や就職に向けた進路指導・キャリア教育を実施する。

特に、外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要であり、高等学校等への進学を促進する観点から、中学校等において外国人の子供やその保護者に対して早い時期からの進路ガイダンス・進路相談等の実施、公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進する。

ク. 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進

国籍や民族等の違いにかかわらず、誰もが社会の構成員であることを学ぶことが重要である。外国人の児童生徒を受け入れていない学校も含めて、全ての児童生徒を対象として、多文化共生や異文化理解の考え方に基づく教育を推進する。その際、外国人の人権尊重の視点に配慮する。

ケ. 外国人学校を各種学校等として設置認可する際の要件審査の弾力的取扱い

外国人学校を各種学校又は準学校法人として設置認可の際の校地及び校舎等の自己所有要件等の審査を行うに当たって、地域の実情に応じて、より弾力的な取扱いについて配慮する。

コ. 幼児教育制度の周知・多文化対応

保育所等とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子供の幼児教育に取り組む。

サ. 学齢を経過した外国人への配慮

外国又は本邦において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受け入れを検討する。

また、地域の実情に応じて、夜間中学の設置を検討する。夜間中学を設置している地方公共団体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内する。

(2) 適正な労働環境の確保

現状

外国人労働者数は、令和元年10月末時点で約166万人となり、直近10年間で約2.9倍に増加している（図13）。

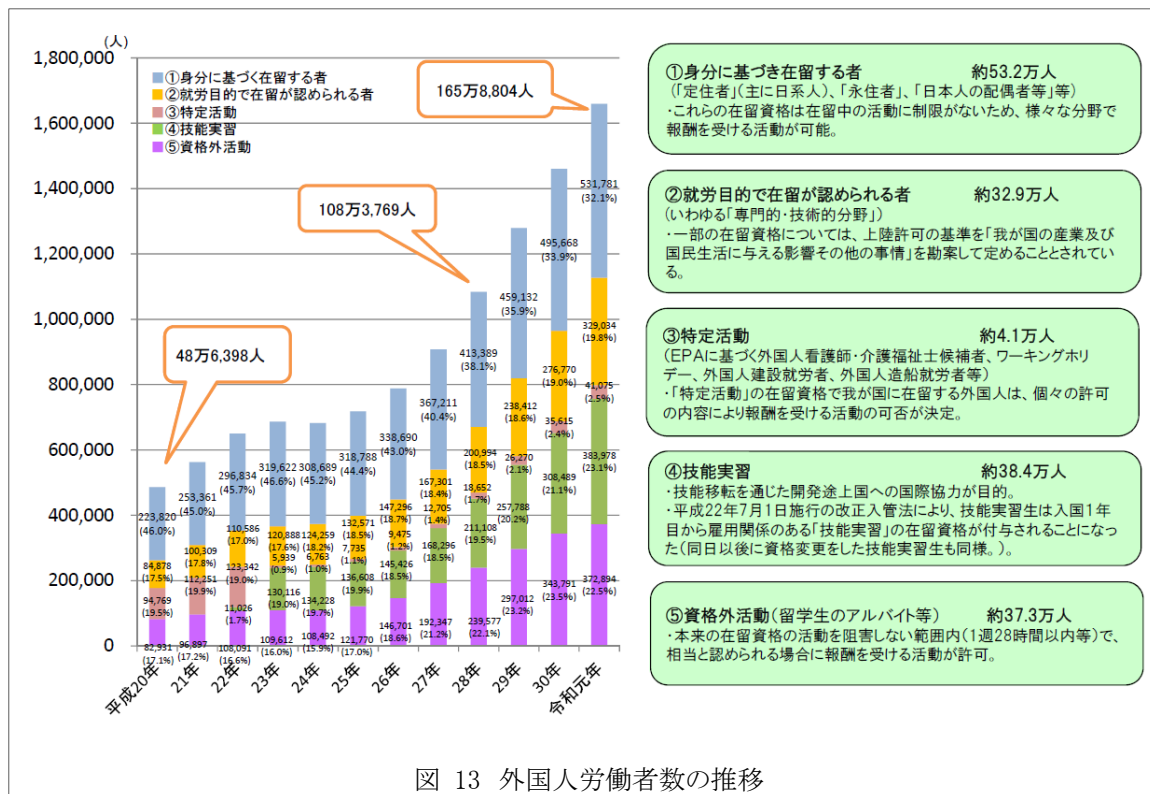


図13 外国人労働者数の推移

(出典) 出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」

平成31年4月には、新たに在留資格「特定技能」が創設され、今後円滑かつ適正な受入れが進められる見通しである。

国の施策

政府は、特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たって、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとされ⁷⁵、基本方針⁷⁶及び分野別運用方針⁷⁷において、措置の内容を具体的に規定している。

国は、地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援⁷⁸、外国人在留支

⁷⁵ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)附則第2条。

⁷⁶ 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」(平成30年12月25日閣議決定)。

⁷⁷ 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(令和2年2月28日閣議決定)。

⁷⁸ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号8。

援センター（F R E S C）⁷⁹における外国人からの相談対応⁸⁰、地域のハローワークにおける就職支援等⁸¹を実施することとしている。

法務省、厚生労働省等は、技能実習制度の更なる適正化に向けて、平成 29 年 11 月に施行された新たな制度の運用も見守りつつ、不正行為に対して厳正に対処していくこととしている⁸²。

厚生労働省は、定住者等身分に基づく在留資格の外国人が、安定的な就職及び職場定着を図れるよう、コミュニケーション能力の向上や雇用慣行、労働関係法令、企業文化等コミュニケーションを行う上で前提となる知識の習得を目的とした「外国人就労・定着支援研修事業」を実施している。

地方公共団体における取組について、国は、介護分野におけるマッチングに対する財政支援⁸³、ハローワークとの連携によるモデル事業⁸⁴、「地方創生推進交付金」による自主的・主体的で先導的な取組に対する支援⁸⁵を実施している。

都道府県労働局は、地方公共団体と雇用対策協定に基づく外国人の就労支援についての取組等を実施している。

特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援⁸⁶の実施に関する計画を策定し、当該計画に基づき支援を行う必要がある（図 14）。

⁷⁹ 外国人在留支援センター（令和2年7月開設）には、出入国在留管理庁（在留支援）、外務省（査証相談）、厚生労働省（労働相談）等が入居。

⁸⁰ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 46。

⁸¹ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 143、144、148。

⁸² 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 138、178～181。

⁸³ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号8。

⁸⁴ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号9。

⁸⁵ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 12。

⁸⁶ ①事前ガイダンス、②出入国する際の送迎、③住居確保・生活に必要な契約支援、④生活オリエンテーション、⑤公的手続等への同行、⑥日本語教育の機会の提供、⑦相談・苦情への対応、⑧日本人との交流促進、⑨転職支援（人員整理等の場合）及び⑩定期的な面談・行政機関への通報（特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号）第3条第1項）



図 14 1号特定技能外国人に対する支援の実施に関する計画の概要

(出典) 出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」

地方公共団体に求められる取組

ア. 就業支援

外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワーク等の関係機関と連携して就業支援を行う。

また、特定技能外国人をはじめとする外国人材の円滑かつ適正な受入れを促進するため、関係機関と連携して、地域の実情に応じて、地域の企業に対する制度の周知、地域の企業とのマッチング支援、地域における受入れ環境の整備、地域に就労することのメリットの周知等を実施する。

イ. 就業環境の整備促進

商工会議所をはじめとする関係機関と連携し、地域の企業と協議の場を持つこと等を通じて、社会保険への加入等の外国人労働者の就業環境の整備を促すとともに、地域社会の構成員としての社会的責任について啓発する。

なお、現行制度上、1号特定技能外国人及び技能実習外国人について、特定技能所属機関、登録支援機関、監理団体及び実習実施者と地方公共団体が情報共有や連携を行うこととされていないが、これらの外国人についても、行政サービスを受ける地域住民として、その実態や課題が地方公共団体に適切に把握されるよう、情報共有や連携のあり方について、検討する必要がある。

ウ. 起業支援

起業意欲のある外国人住民が、地域経済の特徴や外国人の発想を活かした企業家として地域で活躍できるように、情報提供等を行い、外国人住民の起業を支援する。

(3) 災害時の支援体制の整備

現状

近年、自然災害が多発・激甚化している中、外国人住民数は令和元年末現在で約 293 万人⁸⁷、訪日外国人数についても令和元年の総数は約 3,188 万人⁸⁸といずれも過去最高を更新しており、外国人が被災者となり避難所等で支援を受けるケースが増加している。例えば、平成 28 年（2016 年）4 月に発生した熊本地震では、熊本市国際交流会館に開設された外国人避難対応施設に避難した外国人は一時的に 100 人を超えた⁸⁹ほか、平成 30 年（2018 年）9 月に発生した北海道胆振東部地震では、札幌市が開設した観光客向け避難所に 3 日間で延べ 3,000 人以上が避難し、そのうち約 6 割が外国人であった⁹⁰。

外国人被災者への支援については、災害発生時に国際交流や生活相談等の対応実績のある地域国際化協会と地方公共団体が連携して「災害多言語支援センター」を設置する等の対応を実施している。都道府県・指定都市の地域国際化協会と地方公共団体との災害時の外国人支援に係る連携体制の確保方策については、協定の締結によるもののほか、地域防災計画に災害時に地方公共団体と地域国際化協会とが連携して外国人支援を行うことを明記すること等により個別に連携をとって対応している。

また、大規模災害発生時に外国人に対する災害応急対策及び災害予防対策の支援を円滑に推し進めるため、地域国際化協会間の広域的な相互支援の枠組みが整備されており、具体的には、全国に 6 ブロックある各地域ブロック内の協会間の相互支援協定及び地域ブロック間の広域支援協定⁹¹がそれぞれ締結済である（図 15）。

⁸⁷ P. 5図1参照。

⁸⁸ P. 8表2参照。

⁸⁹ 2016 熊本地震外国人被災者支援活動報告書「多文化共生社会のあり方～未来へ、つながりの大切さ～」(平成 28 年 10 月 10 日 一般財団法人熊本市国際交流振興事業団発行)。

⁹⁰ 観光庁「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた検討会(第 1 回)資料9」(令和元年 10 月 29 日)。

⁹¹ 「地域国際化協会連絡協議会における災害時の広域支援に関する協定」(平成 25 年 11 月 27 日締結)。

災害時の外国人支援に係る地域国際化協会間の広域的な相互支援の枠組みについて ～ 地域国際化協会間の災害時広域支援に関する協定 ～



災害が発生した際、まず地域ブロック内で支援し合うこととする「地域ブロック内の協定」がブロック構成協会間で締結されているほか、地域ブロック内だけでは十分に対応できない場合に、他の地域ブロックが支援する「全国6ブロック間の全体協定」が全国6ブロック間で締結されている。

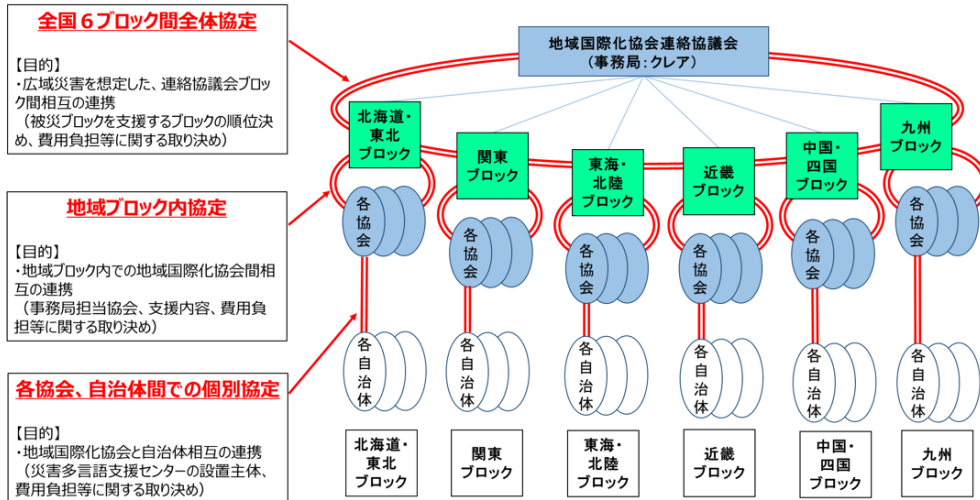


図 15 地域国際化協会間の災害時広域支援に関する協定

(出典) 令和2年5月15日第5回多文化共生の推進に関する研究会資料((一財)自治体国際化協会)

国の施策

外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、消防庁及び気象庁は防災・気象情報に関する多言語辞書(14か国語)の作成及び気象庁ホームページの多言語化を実施⁹²したとともに、観光庁は多言語辞書の「Safety tips⁹³」への反映を行った。

内閣府は、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂し、多言語による防災情報の提供については「Safety tips」等の活用や、市区町村の防災情報のホームページ等の多言語化が重要であることを明記した。

消防庁は、外国人からの119番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進めている。また、外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図っている⁹⁴。

総務省は、災害情報等が配信される緊急速報メールの外国語表示について機能向上に取り組んでいる。

また、総務省は、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーデ

⁹² 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号73。

⁹³ 「safety tips」:観光庁監修の下開発された、緊急地震速報、津波警報、噴火速報、気象特別警報、国民保護情報、避難勧告等を通知するアプリ。

⁹⁴ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号76。

ィネーター」の養成研修を平成 30 年度から実施⁹⁵しており、令和元年度までに 129 名が受講している。なお、防災基本計画（令和 2 年 5 月 29 日中央防災会議修正）に、総務省が研修を通じて災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図ることが明記されている。

総務省は、都道府県及び市町村が行う災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費について、令和 2 年度から新たに地方財政措置を講じている。

地方公共団体に求められる取組

ア. 外国人に関する防災対策の推進

訪日外国人及び外国人住民の増加に伴い、災害発生時に被災する外国人の数も増加しており、外国人に対する平常時からの防災情報の周知及び災害発生時における災害そのものや被災者の生活支援、気象に関する情報提供等の重要性が増していることから、外国人に関する防災対策について、防災基本計画及び防災業務計画等を踏まえて各地方公共団体の地域防災計画への位置付けを含めて推進する。

イ. 多言語支援のための応援体制の整備

災害発生時に外国人被災者に対する多言語での支援を迅速に実施するために必要な体制の確保のため、地域国際化協会と地方公共団体との連携体制を整備するとともに、外国人住民の増加や国籍等の多様化、自然災害の多発・激甚化を踏まえて連携内容の再確認を行う。また、地方公共団体間で締結している相互支援協定に、多言語での支援体制の整備のために必要な人材の派遣を位置付けるよう検討する。

また、NPO等やその他の民間団体も含め、地方公共団体の枠を超えた広域の応援協定の策定を検討する。

なお、感染症の拡大防止の観点から、支援協定に基づく受援業務の選定に当たっては、遠隔地での業務対応の可能性を検討するなど、遠隔地間での感染拡大の抑止に留意する必要がある。

ウ. 外国人住民の所在把握

要支援者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠であるため、外国人住民の所在情報について平常時から的確に把握しておく。

エ. 自主防災組織等への外国人住民の参画促進

高齢化率が過去最高を更新する⁹⁶中で、外国人住民を災害時の支援の対象としてだけでなく、災害時の支援の担い手として位置付けることが一層重要となっている。こうした状況を踏まえ、外国人住民が参加しやすい防災訓練となるよう訓練内容の工夫や、行政と連携して外国人住民の自助・共助の担い手となる外国人防災リーダーの育成等により、外国人住民の防災訓練への参加及び自主防災組織等への参画を促進する。

オ. 外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用

外国人被災者に対し円滑に情報提供が行えるよう、平常時より多言語化した防災マップ

⁹⁵ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 74。

⁹⁶ 令和元年9月 15 日現在推計 28.4%(総務省統計局HP)。

等により防災情報の周知を図るとともに、災害時には（一財）自治体国際化協会が提供している災害時多言語表示シートや災害時用ピクトグラム等の活用のほか、ホームページやSNS等により多言語での情報発信を実施する。

また、通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働について、地方公共団体における防災部門と多文化共生施策担当部門の連携をはじめとして、NPO等や地域の自主防災組織等、多様な民間主体との連携・協働を図る。

カ. 外国人被災者への効果的な情報伝達体制の整備

大規模災害発生時には、災害時外国人支援情報コーディネーターの活用等により、外国人被災者に多言語での支援を行う活動拠点である「災害多言語支援センター」を設置する等、外国人に対し効果的に情報伝達を行うことができる体制を整備する。

なお、災害時外国人支援情報コーディネーターの活用促進のため、総務省において研修受講者名簿の共有方法の検討を行う等、研修受講者が災害発生時に災害時外国人支援情報コーディネーターとして広域的に活動できる方策の検討が必要である。

キ. 避難所における外国人被災者の感染症対策

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、災害が発生し避難所を開設する場合には感染症対策に万全を期すことが重要になっていることから、令和2年4月に内閣府・消防庁・厚生労働省より地方公共団体に対して発出された、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に係る通知⁹⁷等を踏まえ、災害時に外国人被災者が避難する場合に備え、これまで防災情報として外国人住民に対して周知してきた内容からの変更（密集等を避けた避難方法や避難場所の分散等）については、多言語化した防災マップへの記載等により速やかに広報を行う。

また、多言語対応ができる感染症患者受入可能病院等の把握や遠隔医療通訳等の体制の確保等、避難所で外国人被災者が感染症に罹患した場合に備えた取組を推進する。

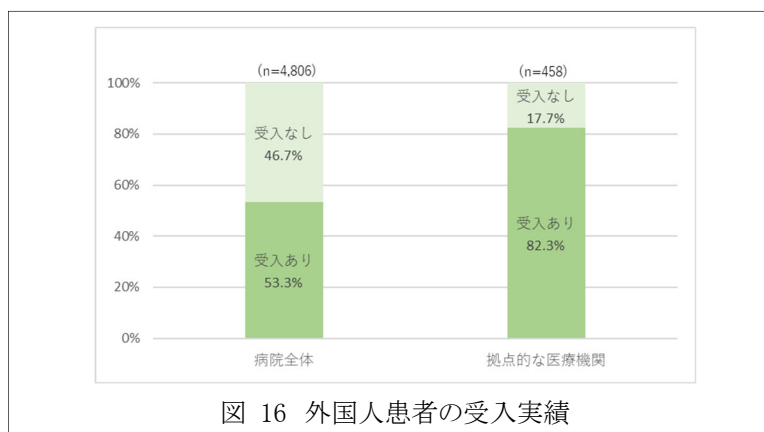
（４）医療・保健サービスの提供

現状

全国の病院の53.3%、拠点的な医療機関⁹⁸の82.3%で、外国人患者を受け入れた実績がある（図16）。

⁹⁷ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁防災課長・厚生労働省結核感染症課長通知）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁防災課長・厚生労働省結核感染症課長事務連絡）。

⁹⁸ 「拠点的な医療機関」：「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受診体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」（平成31年3月26日付け厚生労働省医政局総務課長等通知）に基づき、都道府県によって選出された医療機関。



(出展)厚生労働省「令和元年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」

総務省が実施したアンケート調査によると、医療に関する支援の実施状況は、医療・保健・福祉に関する情報の多言語化が 41.8%、医療機関への通訳の派遣が 15.2%、電話通訳の活用が 17.7%、予防接種や子育て支援等に関する情報提供が 50.2%であり、それぞれ取組が進みつつある（表 10）。

表 10 地方公共団体における医療に関する支援の実施状況

多言語化対応の取組	都道府県 (47 団体)	指定都市 (20 団体)	その他市 (336 団体)	特別区 (23 団体)	町 (169 団体)	村 (42 団体)	計 (637 団体)
医療・保健・福祉に関する情報の多言語化	34 (72.3%)	18 (90.0%)	162 (48.2%)	13 (56.5%)	34 (20.1%)	5 (11.9%)	266 (41.8%)
医療機関への通訳の派遣	23 (48.9%)	9 (45.0%)	55 (16.4%)	1 (4.3%)	8 (4.7%)	1 (2.4%)	97 (15.2%)
電話通訳の活用	25 (53.2%)	9 (45.0%)	60 (17.9%)	4 (17.4%)	14 (8.3%)	1 (2.4%)	113 (17.7%)
予防接種や子育て支援等に関する情報提供	18 (38.3%)	17 (85.0%)	206 (61.3%)	16 (69.6%)	59 (34.9%)	4 (9.5%)	320 (50.2%)

(備考) 1.総務省が令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い 570 市区町村(計 637 団体)を対象に実施したアンケート調査の結果を基に作成。
2.括弧内は実施割合。

地方公共団体においては、対面通訳、電話・映像通訳、機械翻訳（A I 通訳アプリ）等を組み合わせて、地域の医療機関で必要な医療通訳を確保している事例も見られ、特に、I C Tを活用することにより、移動距離・時間や人材不足といった課題を克服できる可能性がある（表 11）。

表 11 特徴的な医療通訳確保の取組

事例	概要	具体的取組
あいち医療通訳システム協議会	・愛知県、(公社)愛知県医師会、(一社)愛知県病院協会、(一社)愛知県歯科医師会、(一社)愛知県薬剤師会、(公社)愛知県看護協会、愛知県立大学、名古屋外国語大学、県内市町村が参加。	・医療通訳の派遣(事前予約) ・電話通訳提供(24時間・365日) ・翻訳 ・医療通訳育成
Be. Okinawa インバウンド医療通訳	・沖縄県が主体となり、県内の医療機関へ電話医療通訳を提供。救急指定病院には、映像通訳を提供。 ・医療通訳派遣、医療機関相談窓口、外国人観光客向け相談窓口等も対応。	・映像医療通訳提供 ・電話通訳提供(24時間/365日) ・翻訳 ・医療機関向け対応相談窓口 ・外国人観光客向け相談窓口 ・医療機関向け通訳相談窓口 ・AI通訳アプリ提供

(備考)1.令和2年1月31日第3回多文化共生の推進に関する研究会資料((株)ブリックス)を基に作成。

また、国際交流協会やNPO等が主導して医療通訳派遣に取り組む動きも全国各地に見られる。

市区町村は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象として、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等の「健康増進事業」⁹⁹を実施している。

国の施策

厚生労働省は、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を目指して、電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備、都道府県内の多様な関係者が連携し、地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を進めている¹⁰⁰。

また、厚生労働省は、地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における医療通訳や医療コーディネーターの配置、院内の多言語化に係る支援等を通じ、外国人患者受入れ環境の整備を進めている¹⁰¹。

厚生労働省は、医療機関における多言語対応のため、外国人患者等の受益者の適切な費用負担の下、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進することとしている。また、通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関もあることから、これらの費用を請求することも可能であることを周知している¹⁰²。

厚生労働省は、「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」を公開して、医療通訳の養成の促進及び質の向上を図るとともに、医療通訳の質の向上を図るため「医療通訳認証の実用化に関する研究」を実施している¹⁰³。

厚生労働省は、都道府県が公表する薬局に関する情報について、全国統一的な検索サイト

⁹⁹ 健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項及び第19条の2。

¹⁰⁰ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号64。

¹⁰¹ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号65。

¹⁰² 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号66。

¹⁰³ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号67。

を構築し、外国語対応やスマートフォンでの検索への対応を含め、情報提供の充実を図ることとしている¹⁰⁴。

厚生労働省は、外国人についても、「予防接種法」（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種の接種率の向上を図るとともに、風しんに関する追加的な対策の対象に位置付けている。また、中長期間滞在することとなる外国人に対し、入国前に自国において麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語（13か国語）で周知しているほか、結核について、適切に入国前のスクリーニングを実施するなど、感染症対策の取組を進めることとしている¹⁰⁵。

総務省は、市町村が行う医療情報を含む行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費について、令和元年度から地方財政措置を講じている。

地方公共団体に求められる取組

ア. 医療機関における多言語対応

対面通訳、電話・映像通訳、機械翻訳（AI通訳アプリ）等を組み合わせて、地域の実情に応じて、医療機関で必要な医療通訳の体制を確保する。

また、広域的な医療通訳派遣システム（電話・映像通訳を含む。）を構築し、外国人住民に係る医療通訳のニーズと、広域に存在する医療通訳に係る人的資源の効果的なマッチングを図る。国際交流協会、NPO等による医療通訳派遣が行われている場合は、こうした団体との連携・協働も検討する。

イ. 医療機関における文書等の多言語化

医療機関において、問診票をはじめとする文書等を多言語化し、外国人住民が安心して受診できるようにする。

ウ. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供

地域の多言語対応が可能な病院や薬局については、ホームページ等により、外国人住民へ積極的に情報提供を行う。

エ. 健康診断や健康相談における対応

外国人が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施に際して、多言語対応を行う。

（5）子ども・子育て及び福祉サービスの提供

現状

外国人住民についても、地方公共団体等が提供する様々な子ども・子育てや福祉のサービスの対象となっている（表12）。

¹⁰⁴ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号68。

¹⁰⁵ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号70。

表 12 外国人を対象とする子ども・子育て及び福祉のサービス

項目	サービス	備考
妊娠	母子健康手帳の交付	
	妊婦健康診査	
	保健師・助産師等による訪問指導	・家庭生活や食事等の指導 ・妊娠・出産に関する不安や心配に対する相談 ・新生児の育児に関する相談
	母親・父親(両親)学級	
出産・育児に係る 各種手当	出産育児一時金	・健康保険や国民健康保険の加入者
	出産手当金	・健康保険の加入者
	育児休業給付金	・雇用保険の加入者
	児童手当	
育児	乳幼児健康診査	
	予防接種	
	保育所・幼稚園・認定こども園等	
	ファミリー・サポート・センター	・保育施設の送迎、一時預かり等の援助
年金	国民年金又は厚生年金保険	・社会保障協定の相手国 ¹⁰⁶ との加入期間の通算あり ・脱退一時金 ¹⁰⁷ の支給あり
福祉	介護サービス	・介護保険の加入者
	障害福祉サービス	
	生活保護	・永住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等及び定住者等 ¹⁰⁸
	生活困窮者自立支援制度	

(備考)1. 出入国在留管理庁「生活・就労ガイドブック(第2版)」(令和元年10月)を基に作成。

国の施策

厚生労働省は、外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市区町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人の子育て家庭に対する相談対応、子育て支援に関する情報提供等の取組について、引き続き推進することとしている¹⁰⁹。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援を実施している。

厚生労働省は、外国人の妊産婦が、母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てが出来るように、母子保健の入口である母子健康手帳を多言語化し、それを活用した効果的な支援方法等について、地方公共団体へ周知することとしている¹¹⁰。

(国研) 情報通信研究機構(NICT)は、地方公共団体の窓口業務に対応した多言語音声翻訳システムの実証実験を行い、各地方公共団体において、子ども・子育てや福祉のサー

¹⁰⁶ 20ヵ国との社会保障協定が発効済。

¹⁰⁷ 短期滞在の外国人に対して、被保険者であった期間に応じて支給される。令和3年4月に、支給上限が3年から5年に引き上げられることとされている(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号))。

¹⁰⁸ 生活保護制度は、憲法第25条に基づき日本国民が対象であるが、適法に国内に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、国際道義上、人道上の観点から、予算措置として、生活保護法に準じた取扱いがされている。主な在留資格として、①出入国管理及び難民認定法別表第2の在留資格を有する者(永住者、定住者、永住者の配偶者等及び日本人の配偶者等)、②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の特別永住者及び③出入国管理及び難民認定法上の認定難民が対象とされている。

¹⁰⁹ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号72。

¹¹⁰ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号103。

ビスも含めて、多言語音声翻訳システムの導入・利活用が進んでいる¹¹¹。

総務省は、市町村が行う子ども・子育てや福祉に関する情報を含む行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費について、令和元年度から地方財政措置を講じている。

地方公共団体に求められる取組

ア. サービスの利用促進

外国人住民が、必要とする子ども・子育てや福祉のサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用の際の手續について、多言語による情報提供を行う。

また、住民基本台帳を活用するなどして、子ども・子育てや福祉サービスを必要とする外国人住民やその世帯（複数国籍世帯¹¹²を含む。）の把握に努める。

イ. サービス提供時の多言語による支援

母子健康手帳等を多言語化して外国人住民に交付や配布を行うとともに、地方公共団体の窓口やサービスを提供する現場において、多言語対応を行う。また、保育における多文化対応にも留意する。

多言語対応については、ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用も検討する。

（6）住宅確保のための支援

現状

外国人は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）により「住宅確保要配慮者」と定義され¹¹³、同法の規定に基づく居住支援等の対象である（表13）。

¹¹¹ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号50。

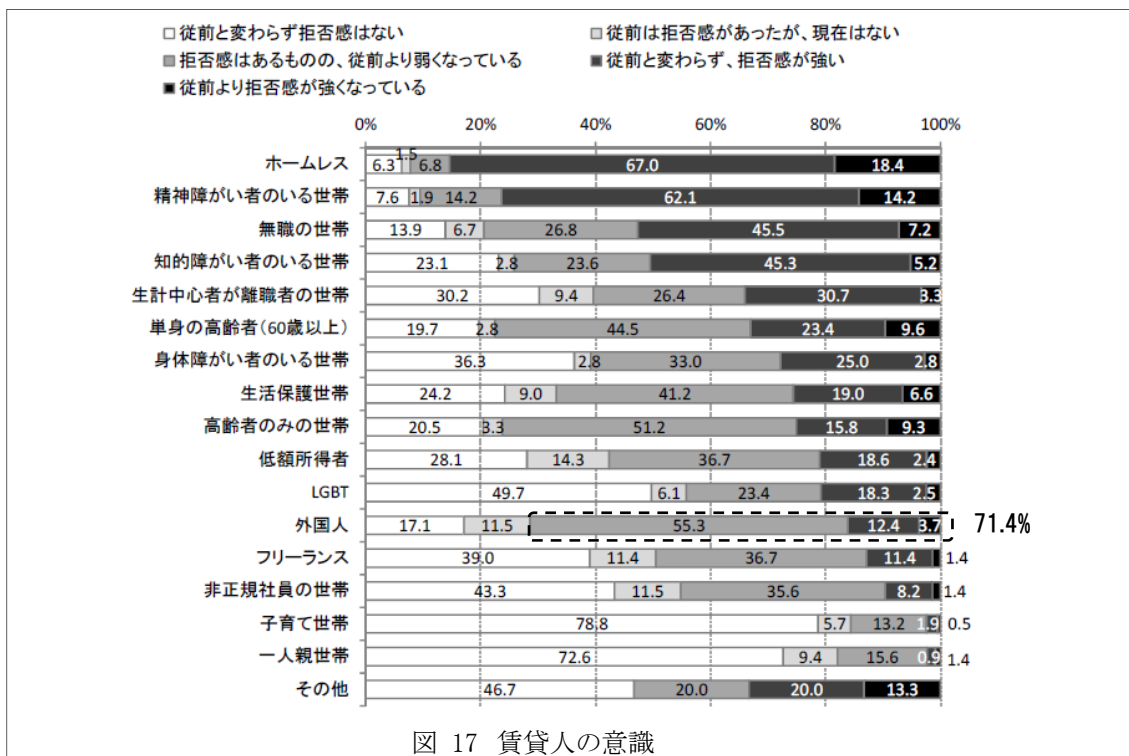
¹¹² 「複数国籍世帯」：外国人と日本人で構成する一の世帯。

¹¹³ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項第6号及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第3条第1号。

表 13 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく外国人に対する居住支援等

実施主体	支援内容	備考
賃貸人	・住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 ¹¹⁴)の登録	登録戸数:20,424 戸(令和2年1月 31日現在)
居住支援法人 ¹¹⁵	・登録住宅の入居者への家賃債務保証 ・賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ・見守り等の生活支援 等	法人数:279 者(40 都道府県)(令和2年1月 31日現在)
居住支援協議会 ¹¹⁶	・民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・あっせん ・住宅相談サービス(相談会開催、相談員配置) ・家賃債務保証制度等の紹介 等	設立数:94 協議会(47 都道府県、47市区町)(令和2年1月 31日現在)
国・地方公共団体	・公的賃貸住宅の供給の促進 ・家賃低廉化に係る補助 ¹¹⁷ ・家賃債務保証料の低廉化に係る補助 ¹¹⁸	

国土交通省が実施した調査によると、賃貸人の 71.4%が外国人の入居に拒否感を持ち、16.3%が募集時に外国人の入居を制限している(図 17)。



(出典) (公財)日本賃貸住宅管理協会「家賃債務保証業者の登録制度等に関する実態調査報告書」(平成 31 年3月)

¹¹⁴ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条。

¹¹⁵ 特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社であって、基準に適合すると認められ、都道府県知事の指定を受けたもの(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 40 条)。

¹¹⁶ 地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者等は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、住宅確保要配慮者居住支援協議会を組織することができる(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 51 条)。

¹¹⁷ 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金。対象:大家等が行う家賃低廉化に要する費用。補助率:国1/2+地方1/2(国費限度額:2万円/戸・月)。

¹¹⁸ 対象:家賃債務保証会社等の入居時の家賃債務保証料。補助率:国1/2+地方1/2(国費限度額:3万円/戸・月)。

また、法務省が実施した調査によると、外国人住民の 39.3%が、外国人であることを理由に入居を断られた経験がある¹¹⁹。

国の施策

国土交通省は、地方公共団体に対して、公営住宅への外国人の入居に関する取扱いについて、次のとおり、地域の実情を勘案し、適切に対応するよう要請している¹²⁰。

- i 中長期在留者については、地域の実情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様の公営住宅の入居申込資格を認めること
- ii 外国語による公営住宅の入居者募集案内等の広報の充実に努めること
- iii 登録支援機関や居住支援協議会等の関係機関と連携し、外国人の居住の安定の確保に努めること

また、国土交通省は、居住支援協議会に対して、外国人材の受入れ・共生に係る居住支援について、次の事項を要請している¹²¹。

- i 外国人への居住支援を行っている団体との連携や居住支援法人としての指定等、外国人に対する居住支援の更なる推進・強化について検討・協力すること
- ii 受入れ機関、登録支援機関、一元的相談窓口及び不動産関係団体に対して、居住支援協議会、居住支援法人、登録家賃債務保証業者、登録セーフティネット住宅等に関する積極的な情報提供等を通じた連携をすること
- iii 国が作成したガイドライン¹²²やガイドブック、不動産関係団体が設置する無料相談窓口を活用すること

特定技能所属機関及び登録支援機関は、「1号特定技能外国人支援計画」に基づき、適切な住居¹²³の確保に係る支援を実施することが必要である。また、監理団体又は実習実施者は、技能実習外国人のための適切な宿泊施設¹²⁴を確保することが必要である。

総務省は、市町村が実施する、地域に出向いて行う生活オリエンテーションの実施に要する経費について、令和2年度から新たに地方財政措置を講じている。

地方公共団体に求められる取組

ア. 外国人住民に対する公営住宅の供給

¹¹⁹ 法務省「外国人住民調査報告書」(平成29年6月)。

¹²⁰ 「公営住宅への外国人の入居に関する取扱いについて」(平成30年12月25日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)。

¹²¹ 「外国人材の受入れ・共生に係る居住支援について(要請)」(平成30年12月25日付け国土交通省住宅局安心居住推進課長通知)。

¹²² 「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」。14カ国語で、契約時に役立つ各種チェックシートや、「入居申込書」、「重要事項説明書」、「賃貸住宅標準契約書(平成30年3月版)」、「定期賃貸住宅標準契約書(平成30年3月版)」等の見本も掲載している。

¹²³ 居室の広さは、一般的に我が国に相当数存在する居室の面積等を考慮し、1人当たり7.5㎡以上を満たすことが求められる(法務省編「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」)。

¹²⁴ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第14条第1項第1号。寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5㎡以上を確保すること等(出入国在留管理庁・厚生労働省編「技能実習制度運用要領」)。

外国人住民について、地域の実情に応じて、可能な限り地域住民と同様の公営住宅の入居申込資格を認める。また、多言語による公営住宅の入居者募集案内等の広報の充実に努める。

イ. 外国人住民に対する居住支援の推進

賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、住宅に関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人住民へ多言語で提供する。

地域の実情に応じて、居住支援協議会の設立、外国人への居住支援を行っている団体との連携や居住支援法人としての指定等を含めて必要な施策を検討し、外国人住民に対する居住支援を推進する。

また、居住支援協議会、居住支援法人、受入れ機関、登録支援機関及び不動産関係団体等と連携を図る。

ウ. 住宅入居後のオリエンテーションの実施

家庭ゴミ等の一般廃棄物の取扱い等、地域における生活ルールを巡って、外国人住民と日本人住民との間に起こるトラブルは、生活習慣の差異に起因することが多いことから、地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築する。

エ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進

平常時・緊急時を問わず、自治会等が中心となって、NPO等、その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人住民を受け入れていくことが重要であるため、自治会等への外国人住民の加入を促すとともに、外国人住民と自治会等が連絡を取ることができるとなる仕組みづくりを推進する。

オ. 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

外国人住民への入居時の生活情報の提供や、生活相談に対応できる相談窓口を集住団地内に設置する。

(7) 感染症流行時における対応

現状

新型コロナウイルス感染症の流行は、世界規模に拡大し、感染者数は2,150万人超、死者数は76万人超に上る（令和2年8月17日時点）。

国内では、令和2年（2020年）3月下旬以降、感染が急速に拡大し、政府は、令和2年4月7日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を発出した¹²⁵。

こうした中、すべての都道府県、指定都市、中核市及び外国人集住都市会議構成団体（13市町）において、新型コロナウイルス感染症に関して、多言語による「情報提供」及び「相談受付」を実施している¹²⁶。

¹²⁵ 令和2年5月25日に解除。

¹²⁶ （一財）自治体国際化協会調べ及び総務省調べ。なお、例えば、（公財）札幌国際プラザは、情報提供及び相談受付に加えて、外国人に対する緊急支援として、寄付を募った上で無償の食料提供を実施している。

また、(一財)自治体国際化協会は、多文化共生ポータルサイトに外国人向けの情報を掲載している。

国の施策

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、出入国在留管理庁は、外国人支援ポータルサイトに、政府が多言語で発出した情報、NHK WORLD-JAPAN等の情報リソースへのリンクを掲載している。また、外国人及び受入れ機関を対象とする支援策を取りまとめて、やさしい日本語版も含めて、同サイトに掲載している¹²⁷。

出入国在留管理庁は、帰国困難者の「短期滞在」又は「特定活動」への在留資格変更を許可する等の在留諸申請に関する措置を講じているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援を実施している¹²⁸。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人を雇用する事業所の雇用維持支援及び離職を余儀なくされた外国人労働者に対する就職支援等のため、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に外国人労働者に係る相談支援体制等を強化している。また、ハローワークへの来所が困難な場合等に多言語で電話相談を受けられるよう対応している¹²⁹。

日本政府観光局(JNTO)のコールセンターでは、回線数を増強し、新型コロナウイルス感染症に関する相談や問い合わせに対応している。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)の規定により、国及び地方公共団体並びに国民は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならないこととされている。また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)においても、政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う旨を定めるとともに、政府は、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる旨を定めている。

地方公共団体に求められる取組

ア. 感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応

新型コロナウイルス感染症等、感染症の感染拡大に備えるため、国内に在留する外国人に対して、感染症に関する多言語による情報提供や相談対応を行う体制を整備する。

情報発信については、背景となる制度の概要等、外国人が内容を理解するために必要な情報を的確に伝達するよう留意する。また、できる限り、多言語での情報発信についても、遅滞なく適時適切に行うよう留意する。

なお、対象地域の限定されない全国共通の情報については、全省庁において「外国人向

¹²⁷ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号56。

¹²⁸ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号14及び24。

¹²⁹ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号148。

けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める」¹³⁰こととしていることを踏まえて、国において、一元的に多言語翻訳を行い、迅速に情報提供や周知を行うことが必要である。

イ. 感染症対策における外国人の人権への配慮

感染症流行時における取組の実施に当たっては、患者・感染者や対策に携わった者等、外国人の人権に配慮することの重要性に留意する。

3. 意識啓発と社会参画支援

(1) 多文化共生の意識啓発・醸成

現状

外国人住民が地域において自立し社会参加をしていくためには、外国人への働きかけだけでなく、日本人住民がいかに受け入れるかが重要である。そのためには、地域社会への多文化共生の意識啓発、日本人住民と外国人住民との交流の場をつくること等による多文化共生の意識醸成が必要である。

「多文化共生事例集」（平成 29 年 3 月）では、より多くの地域住民の参加を促す工夫がなされている事例や、幅広い日本人住民へ多文化共生の考え方を発信している事例、各団体との協働や、留学生等の人材の活用により地域における多文化共生の啓発を進めている事例を紹介している。

また、近年、ヘイトスピーチ¹³¹と言われる差別的言動が広く認知¹³²されている中、一部の地方公共団体において、独自の条例を制定して対処する動きがある（表 14）。

表 14 不当な差別的言動に対処するための条例

団体名	条例名	条例の概要
大阪市	大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例 (平成 28 年 7 月 全面施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヘイトスピーチ」該当性を、事後に審査会で判断する。 ・ヘイトスピーチに該当すると認めるときは、公表及び拡散防止の措置を講じる。
世田谷区	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例 (平成 30 年 4 月 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別的取扱いを禁止。 ・文化的違いによる差別について、苦情、意見の申立て、相談をすることができる。
川崎市	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例 (令和元年 7 月 全面施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る禁止規定を設け、違反する場合、勧告、命令、公表することができるほか、命令に違反した者に対する罰則(50 万円以下の罰金)も規定。

国の施策

¹³⁰ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 52。

¹³¹ 「特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般的に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。」(内閣府「人権擁護に関する世論調査」の概要)(平成 29 年 12 月)。

¹³² ヘイトスピーチを伴うデモ等の認知度:57.4%(内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成 29 年 12 月))。

内閣官房及び内閣府は、地域住民と外国人材の交流を促進する事業等について、地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組¹³³に対して、「地方創生推進交付金」により支援している¹³⁴。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」¹³⁵（平成 28 年法律第 58 号）の規定に基づき、国は不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体に必要な助言その他の措置を講じる責務を有することとされている（同法第 4 条第 1 項）。

地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとされ（同法第 4 条第 2 項）、基本的施策として、相談体制の整備（同法第 5 条）、教育の充実等（同法第 6 条）、啓発活動等（同法第 7 条）についても必要な取組を行うよう努めるものとされている。

地方公共団体に求められる取組

ア. 地域住民等に対する多文化共生の意識啓発

地域住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、NPO等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行う。

イ. 不当な差別的言動の解消

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の制定を踏まえ、地域の実情に応じて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等に取り組むよう努める。

ウ. 多文化共生の場づくり

地域において、学校、図書館、公民館等の施設も活用し、NPO等と連携しながら、外国人の人権尊重の啓発や地域に多く居住する外国人住民の言語を学ぶ機会を提供したり、地域住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進する。

エ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

外国人住民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会を設ける。

（２）外国人住民の社会参画支援

現状

外国人住民は、支援される側と捉えられがちな一方、地域社会の一員として日本人住民とともに様々な活動に従事し、住民が主体となる地域運営にも大いに貢献しうる存在と捉えることができる。

¹³³ 技能実習生向け社会科見学の実施（北海道紋別市）、既存の遊休施設を活用した技能実習生の住居（兼交流拠点）の整備（大分県豊後高田市）等。

¹³⁴ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 12。

¹³⁵ 表現の自由（憲法第 21 条）に配慮し、ヘイトスピーチについての禁止規定を置かず、理念法として制定された。

「多文化共生事例集」では、外国人住民の協力を得て地域における課題を的確に捉え、外国人住民の地域社会への積極的な参画を促した事例を紹介している。

また、外国人住民が、主体的に、コミュニケーション支援、生活支援等の担い手として活躍する特徴的な事例も見られる（表 15）。

表 15 外国人住民が主体的にコミュニケーション支援、生活支援等の担い手となっている事例

分類	人材・事例	概要
コミュニケーション支援・生活支援	カブレホス セサル氏 (ランゲージワン(株)社員)	・ペルー出身。来日後、幼少より南米コミュニティで周囲の通訳支援を行う。 ・通訳会社に就職し、電話での通訳業務に従事。
	山浦 育子氏 (荒川区職員)	・中国出身。留学生として来日後、結婚・育児を経て、小中学校での国際理解教育・日本語指導、国際交流協会の中国語相談員を経験。 ・現在は、日本語教育等の支援事業の企画・運営を担う。
	NPO法人フィリピンナガイ サ (静岡県浜松市)	・在住フィリピン人を対象に日本語教室、日常生活に必要な情報提供を実施。 ・在住フィリピン人女性を中心となって運営し、講師もフィリピン人が務める。
	NPO法人 NO BORDERS (群馬県太田市)	・日系ブラジル人有志が設立し、日系人の子供のために日本語・教科学習の支援を実施。 ・町内の高齢者施設への訪問や夏祭り参加等、日系人の子供たちと地域社会との交流の機会も設けている。
	総社市外国人防災リーダー ー (岡山県総社市)	・19名(ブラジル8名・フィリピン4名・中国2名・アメリカ2名・ペルー2名・ベトナム1名)の外国人防災リーダーが、“支援する側”として活動。 ・訓練・研修参加、多言語防災カード作成、西日本豪雨災害時の救助活動等を実施。
コミュニティ活動・地域活動参画	NPO法人 ABT 豊橋ブラ ジル協会 (愛知県豊橋市)	・ブラジル人の自助組織として設立。 ・日本語教室・母語教室、相談業務、日本人向けポルトガル語教室等を実施するほか、インターネットラジオを運営。

(備考)1.(一財)自治体国際化協会『自治体国際化フォーラム』、総務省「多文化共生事例集」(平成29年3月)等を基に作成。

国の施策

内閣官房及び内閣府は、外国人コミュニティにおけるリーダー等の担い手の育成、外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等について、地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組¹³⁶に対して、「地方創生推進交付金」により支援している¹³⁷。

総務省は、令和元年度から「多文化共生地域会議」を開催し、外国人住民の社会参画支援の事例も含めて、先進事例の横展開を推進している。

地方公共団体に求められる取組

ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の

¹³⁶ リーダー発掘を目的とするフットサルイベント開催(福井県越前市)、外国人住民を「国際化推進員」(相談員)として雇用(北海道紋別市)、多文化共生コーディネーター認定制度(広島県安芸高田市)、外国人市民ミーティング・越前市多文化共生推進事業研究会の開催(福井県越前市)、地域・企業・行政による外国人生活基盤支援協議会の構築(福岡県豊前市)等。

¹³⁷ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号12。

自助組織を支援する。

災害時の支援等、外国人住民が支援者となることにより、支援を受ける外国人住民に対して、よりきめ細かなサービスの提供が可能となることを踏まえて、担い手となる外国人住民の育成を図り、その協力を得る。

イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

審議会や委員会等の会議への外国人住民の参加を促進し、地方公共団体の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みを構築する。

ウ. 外国人住民の地域社会への参画促進

地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備するとともに、外国人住民の地域社会（自治会、商店街、PTA等）への参画を促進する。その際、特に外国人である配偶者や子育て世帯等の地域社会とのつながりの形成に配慮する。

エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰

外国人住民の中には、様々な形で地域社会の構成員として活躍し、地元社会に貢献している人々もいる。そのような活動を評価し、周知することにより、地域社会の理解や外国人住民の活躍を促進するため、表彰を実施する。

4. 地域活性化の推進やグローバル化への対応

（1）外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

現状

人口減少に直面する地域においては、その土地に愛着を抱きながら、コミュニティや経済活動の活性化を図ろうとする人材は、国籍を問わず貴重な存在である。外国人住民を支援の対象として捉えるだけでなく、外国人としての視点や外国人がもたらす多様性を積極的に活用することによって、地域資源を新たな観点から捉えたビジネスモデルの形成や、地域産業の振興、技術の継承、ひいては地域の活性化へつなげていくことは、まちづくりに関し有効なアプローチである。

また、人や商品、資本、情報等のグローバルな動きを、地域の活性化のために積極的に取り込んでいこうとする地方公共団体の動きも見られる。

こうしたことを背景に、「多文化共生事例集」において、外国人住民が主体となるような活動を通じて、地域の活性化に貢献している事例、インバウンド観光の需要の発掘により地域の価値を再発見した事例や、留学生をはじめとする外国人の活躍を通じて、人や企業のグローバルな交流を推進した事例等を紹介している。

特に、外国人住民が、主体的に、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力を情報発信したり、地域産品を活用して起業を行ったりするなど、地域活性化を担ったり、グローバル化に貢献している事例や人材が、近年広く認知されている（表16）。

表 16 外国人住民が主体的に地域活性化・グローバル化の担い手となっている事例

分類	人材・事例	概要
起業	齋藤 胡依氏 ((株)ダイコー代表取締役)	<ul style="list-style-type: none"> 中国出身。群馬県太田市でそば処を開業後、そば粉の製粉業を夫婦で起業し、国内や中国・モンゴル産のそば粉を扱う。 そば処の「十割そば」が、平成 26 年に農林水産大臣賞を受賞。 そばづくりの学校を設立し、職人育成や開業前後の支援に取り組む。
	阿部 梅子氏 ((有)うめちゃんキムチ本舗代表取締役)	<ul style="list-style-type: none"> 韓国出身。山形県朝日町(現鶴岡市)の農家の方と結婚。 地元料理コンテスト受賞をきっかけに、キムチの生産販売を開始。 販路拡大とともに、外国人配偶者を雇用。
	ブシヤン アケボノ氏 (あ〜りあわらと農園園主)	<ul style="list-style-type: none"> インド出身。中学生の時に家族で宮城県内に移住。 新規就農し、約 30 種類の有機・無農薬野菜を栽培する農園を経営。
日本文化の継承	フィリップ ハーパー氏 (木下酒造(有)常務取締役)	<ul style="list-style-type: none"> 英国出身、JET として来日。奈良、大阪、茨城で酒造りの修行を積んだ後、木下酒造(京都府京丹後市)で杜氏を務める。
インバウンド	ロス フィンドレー氏 ((株)NAC 代表取締役)	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア出身。来日後スキーのインストラクターとなる。 倶知安町移住後、会社を設立し、通年型アウトドア体験観光を事業化。
	クルト 巖蔵氏 (高野山無量光院僧侶)	<ul style="list-style-type: none"> スイス出身。仏・独・英・伊の各国語で、高野山の曼荼羅、仏像、ふすま絵、精進料理、仏教行事等を解説し、魅力を紹介。
	ポール クリステイー氏 (Walk Japan CEO 兼 The Japan Travel Company (株)代表取締役社長)	<ul style="list-style-type: none"> 英国出身。日・英の企業勤務を経て、大分県国東半島を中心に活動。民家、田畑・森林等の再生を手がける。旅行会社「Walk Japan」代表として同社の提供するツアーを通じて、訪日観光客に知られざる日本を紹介。
地域おこし協力隊 OB の定着	カン ユンス氏 (岡山県真庭市 元隊員)	<ul style="list-style-type: none"> 韓国出身。クラウドファンディングを活用し、空き家を改修して、外国人向け多国籍シェアハウスをオープン。滞在者と地域の交流事業も実施。
	ファビアン イザギレ氏 (栃木県鹿沼市 元隊員)	<ul style="list-style-type: none"> コスタリカ出身。愛知県内での映像制作経験を活かして、同市のプロモーション業務に従事。 現在は、同市内で映像クリエイターとして独立・起業。

(備考) 1. (一財)自治体国際化協会『自治体国際化フォーラム』、観光庁「VISIT JAPAN 大使」、内閣府「クールジャパン・アンバサダー」等を基に作成。

国の施策

国は、外国人旅行者の受入体制に関する仕組みの構築や、外国人に対する日本の魅力の発信といった優れた取組を行っている定住外国人を「VISIT JAPAN 大使」(観光庁)として任命しているほか、発信力のある日本ファンの外国人に対して「クールジャパン・アンバサダー」(内閣府)として情報発信等の協力を依頼している。

内閣官房及び内閣府は、外国人住民と連携・協働し、地域活性化の推進やグローバル化への対応を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組¹³⁸に対して、「地方創生推進交付金」により支援している¹³⁹。

総務省は、地方公共団体が、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱し、一定期間、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援等の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組を推進している。外国人住民が地域おこし協力隊として活躍し、その後地域に定着する優良事例を情報発信している。

¹³⁸ 中国人を採用して養殖岩牡蠣の販路開拓・グローバル展開に向けたマーケティング戦略の立案を実施(島根県海士町)等。

¹³⁹ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 12。

地方公共団体に求められる取組

ア. 優れた取組を行う事例や外国人住民の人材の発掘・情報収集

外国人住民が、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ等の担い手となる事例やスキルやノウハウを有する外国人住民の人材について、発掘や情報収集に努める。

イ. 地域活性化の推進

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の維持・活性化に向けて、外国人住民との連携・協働を推進する。

ウ. グローバル化への対応

急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらしため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図る。

(2) 留学生の地域における就職促進

現状

政府は、「留学生 30 万人計画」（平成 20 年 7 月 29 日）において、「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、2020 年を目途に留学生受入れ 30 万人を目指す」との目標を掲げるとともに、卒業生が日本社会に定着し活躍するために、産学官が連携した就職支援など社会全体での受入れを推進し、社会のグローバル化を図ることとしている。

また、人口減少を見据え、経済の活性化を図り、競争力を高めていくためには、優秀な外国人人材を積極的に呼び込むことが重要であることから、政府は、外国人留学生の国内就職率を 5 割とする目標¹⁴⁰を掲げて、「留学生が積極的に我が国を選んで活躍してもらう」ための施策を講じている。

こうした中、海外から来日する外国人留学生は、年々増加し、令和元年（2019 年）5 月には 31.2 万人¹⁴¹に上っている。

（独法）日本学生支援機構が私費外国人留学生を対象に実施した調査によると、留学の目的について、「日本で働く、もしくは日本企業に就職するため」との回答が 46.2%である（表 17）。

¹⁴⁰ 「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）。なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において、「ハンドブック（「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」（令和 2 年 2 月））も活用して採用プロセス及び採用後の待遇の多様化や積極的な情報発信を促し、留学生の起業を促進する在留資格を 2020 年度中に措置すること等により、希望する留学生の大多数が国内で就職し、活躍できる状況の実現を目指す」としている。

¹⁴¹ （独法）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」。

表 17 留学の目的

留学の目的(複数回答)	割合
学位を取得するため	52.5%
就職に必要な技能や知識を身につけるため	49.4%
日本で働く、もしくは日本企業に就職するため	46.2%
国際的な考え方を身につけるため	30.8%
国際的な経験をつんで国際的な人脈を作るため	29.8%
教養を身につけるため	25.9%
日本語の能力を高めるため	22.0%
異文化に接するため	17.2%
良い環境で研究を行うため	9.7%
その他	0.9%
不明	0.2%

(備考) 1.(独法)日本学生支援機構「平成 29 年度 私費外国人留学生生活実態調査」を基に作成。

2.平成 29 年度において、留学生総数 267,042 人のうち、私費留学生数は 254,116 人(95.2%)((独法)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」)。

また、留学生の卒業後の進路希望は、「日本において就職希望」との回答が 64.6%に上り、最多である(表 18)。

表 18 卒業後の進路希望

卒業後の進路希望(複数回答)	割合
日本において就職希望	64.6%
日本において進学希望	51.5%
出身国において就職・起業希望	18.4%
日本において起業希望	10.6%
日本・出身国以外の国において進学希望	6.2%
出身国において進学希望	5.7%
日本・出身国以外の国において就職・起業希望	5.2%
まだ決めていない	5.2%
不明	1.0%

(備考) 1.(独法)日本学生支援機構「平成 29 年度 私費外国人留学生生活実態調査」を基に作成。

一方、外国人留学生の国内就職率は、約 35%¹⁴²に留まっている。

経済産業省が実施したアンケート調査によると、外国人留学生の就職活動上の課題として、「外国人向けの求人が少ない」、「日本の就職活動の仕組みが分からない」、「日本語による適正試験や能力試験が難しい」等の回答が多い(図 18)。

¹⁴² 平成 30 年度に大学(学部・院)を卒業・終了した者(26,712 人)のうち、国内に就職した者は 9,330 人(34.9%)((独法)日本学生支援機構「平成 30 年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」)。

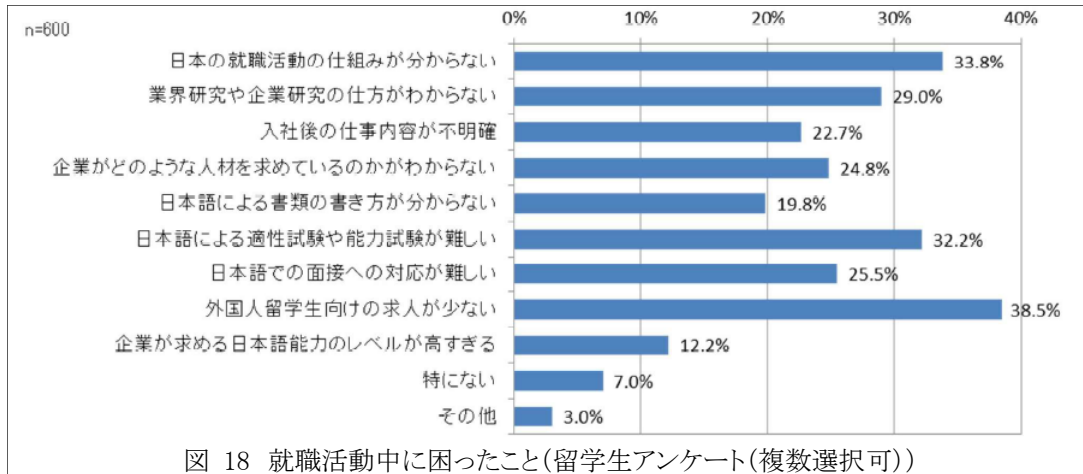


図 18 就職活動中に困ったこと(留学生アンケート(複数選択可))

(出典)経済産業省「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果」(平成 27 年3月)

一方、企業からも、就職活動に臨む外国人留学生に改善して欲しい点として、「日本語能力が不十分である」、「日本企業における働き方への理解が不十分である」等の回答が多い(図 19)。

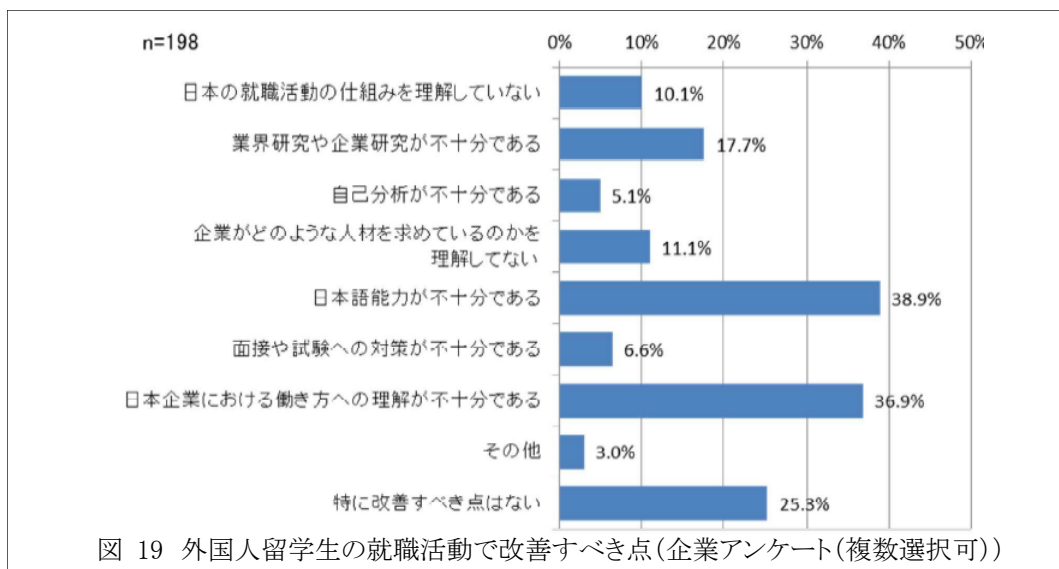


図 19 外国人留学生の就職活動で改善すべき点(企業アンケート(複数選択可))

(出典)経済産業省「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果」(平成 27 年3月)

こうした中、地方公共団体においても、留学生に対する就職支援や起業支援に取り組む動き¹⁴³がある。

留学後の苦労やそのうち克服できなかったことについては、「物価が高い」¹⁴⁴、「日常生活における母国の習慣との違い」、「日本語の習得」、「学校内で日本人学生と交流できな

¹⁴³ 留学生の就職支援や起業支援を行うワンストップサービスセンター(「おおいた留学生ビジネスセンター」)の設置・運営(大分県)、留学生と地域企業とのマッチング事業(北九州市)等。

¹⁴⁴ 高等教育機関における平均月収入額(収入を得ている者の平均月額)は、仕送り 7.7 万円(51.0%)、アルバイト 7.3 万円(57.6%)、奨学金 6.1 万円(35.6%)、知人の援助 4.7 万円(2.3%)、配偶者の収入 9.9 万円(1.9%)等。また、高等教育機関におけるアルバイト従事率は 75.5%(独法)日本学生支援機構「平成 29 年度 私費外国人留学生生活実態調査」。

い」との回答が多い（表 19）。

表 19 留学後の苦勞及び留学後の苦勞で克服できなかったこと

項目	留学後の苦勞	留学後の苦勞で克服できなかったこと
物価が高い	74.0%	54.1%
日常生活における母国の習慣との違い	34.6%	20.3%
日本語の習得	30.7%	16.8%
学校内で日本人学生と交流できない	22.6%	19.2%
宿舎等を探すこと	22.4%	12.9%
英語の習得	17.1%	19.2%
学校の授業についていくこと	13.7%	8.4%
宿舎等におけるルールを守ること	13.7%	8.1%
学校の教員、職員とのコミュニケーションが取れないこと	7.0%	6.4%
その他	4.3%	6.6%
不明	4.8%	11.1%

（備考）1. (独法)日本学生支援機構「平成 29 年度 私費外国人留學生生活実態調査」を基に作成。

国の施策

令和 2 年度は、2020 年を目途に留學生受入れ 30 万人を目指すとした政府の「留學生 30 万人計画」（平成 20 年 7 月）の目標年度に当たり、政府において、数値目標の達成状況に加えて、その実態について、大学の教育研究の国際競争力の向上や諸外国に対する知的国際貢献を果たすなどの同計画が掲げている目的に照らして検証を行い、留學生受入れに関する今後の施策について検討を行うこととしている¹⁴⁵。

文部科学省は、留學生の就職を促進するため、大学が地方公共団体や産業界と連携し、ビジネス日本語、企業文化等キャリア教育、中長期インターンシップといった就職に必要なスキルを一体的に学ぶ環境を創設する取組を支援している¹⁴⁶。

そのほか、国は、留學生の就職支援として、就職活動等に係る「特定活動」の在留資格適用¹⁴⁷、「外国人留學生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知¹⁴⁸、ハローワークによる相談支援¹⁴⁹、インターンシップの充実¹⁵⁰、セミナー・説明会¹⁵¹の開催等を実施することとしている。

地方公共団体に求められる取組

ア. 留學生の地域における就職促進

増加を続ける留學生においては、卒業後に国内での就職や起業を希望する者も多い。留學生について、高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する貴重な人

¹⁴⁵ 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)

¹⁴⁶ 文部科学省「留學生就職促進プログラム」。

¹⁴⁷ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 114、115 及び 130。

¹⁴⁸ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 122 及び 132。

¹⁴⁹ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 124。

¹⁵⁰ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 126、128 及び 129。

¹⁵¹ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」施策番号 124、129 及び 132。

材であることを踏まえて、教育機関、企業等と連携し、就職フェアの開催など地域における就職を促進する。

イ. 留学生に対する生活支援等

留学生は、地域のまちづくりに参画する者も増えており、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めているので、このような観点も踏まえて、地域の実情に応じて、留学生に対する生活支援や地域住民との交流の場の提供を行う。

第4章 多文化共生施策の推進体制の整備

1. 地方公共団体内部での推進体制の整備

現状

総務省が実施したアンケート調査¹⁵²によると、多文化共生推進に係る担当部署を設置する地方公共団体（担当者を配置している団体を含む。）において、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定割合、部局・関係機関間の連携の実施割合が高い（表 20）。

表 20 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定等の実施状況

多文化共生の取組	実施割合	
	担当部署を設置する団体	担当部署未設置の団体
多文化共生の推進に係る指針・計画の策定	86.2%	44.8%
部局間や関係機関間の連携	74.5%	17.5%

（備考）1.総務省が令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い570市区町村（計637団体）を対象に実施したアンケート調査の結果を基に作成。

特に、担当部署を設置する地方公共団体においては、庁内で部局横断的な施策調整を担っている事例や、窓口が明確化し庁外からの相談がしやすくなった事例も見られる（表 21）。

表 21 多文化共生推進に係る担当部署の設置事例

多文化共生推進に係る担当部署の設置事例	担当部署が庁内外の連携上果たしている役割	
	庁内における連携	庁外における連携
群馬県地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者や外国人から選ばれる地域づくりを総合的に推進 ・「受入」「多文化共生」について、関係所属と連携して施策を調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人との新たな共生推進会議やワンストップセンターなど外国人等の声を聴く仕組みづくり ・県内企業・事業者と外国人材の採用マッチング支援等、外国人材の円滑な受入れ ・ぐんま医療通訳派遣システム運営委員会と協定を結んだ医療機関等への医療通訳の派遣等、生活者としての外国人支援
四日市市市民文化部市民生活課多文化共生推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進本部、同幹事会を開催し、情報共有 ・職員研修を実施し、多文化共生の意識を醸成 ・多文化共生プランの取組を中心に部署間の連携を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口が明確化したことで、住民が相談等しやすい環境が実現 ・多文化共生推進協議会（商工会議所、警察、自治会、外国人市民等）を開催し、情報共有 ・外国人市民を雇用している企業等を訪問し、雇用の状況や日本語教育の状況等を情報交換

¹⁵² 総務省が令和元年度に都道府県、政令指定都市及び外国人比率の高い570市区町村（計637団体）を対象に実施。

地方公共団体に求められる取組

ア. 地方公共団体内部での推進体制の整備

多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進するため、地域の実情に応じて、多文化共生施策の推進を所管する担当部署等を庁内に設置するとともに、労政担当部局、各産業分野の人材担当部局、教育担当部局、人権担当部局等の関係部局と横断的に連絡調整を行い、連携を図る。

既に担当部署又は担当者を設置している地方公共団体においては、関係する部署及び機関との間で適切に役割分担がなされるよう留意する。

多文化共生施策の推進を所管する担当部署又は担当者を設置していない地方公共団体においては、地域の実情に応じて、担当部署等を設置し、庁内外で連携がしやすい環境の整備を図ることを検討する。

担当部署等の設置が難しい場合であっても、プロジェクトチーム等により、部局横断的に多文化共生施策の推進体制を整備する。

2. 地域において多文化共生の推進に寄与する組織等との連携・協働

現状

全国の国際交流協会が、地域において、多文化共生を推進している。特に、地域国際化協会¹⁵³は、地域において、日本語講座の開催をはじめとする外国人住民に対する支援、国際理解・教育、外国語講座の開催、ボランティアの登録・養成、市区町村（協会）との連携、民間交流団体との連携等、多文化共生の推進について中核的な役割を担っている（表 22）。

¹⁵³ 全国 62 協会（都道府県：46 協会、指定都市：16 協会）。

表 22 地域国際化協会が実施する主な事業等

事業	事例	
外国人住民支援事業	日本語講座の開催	・日本語講座の開催、日本語指導者の養成・育成 等
	相談業務	・多言語相談窓口の設置、相談員の配置 等
	情報提供	・HP、SNS、機関誌、生活ガイドブック 等
	通訳派遣業務	・通訳ボランティアの登録・紹介 等
	外国人子供支援	・日本語学習支援、学校へのアドバイザー派遣 等
	留学生支援事業	・交流事業の実施、奨学金の支給 等
	外国人住民の自立と社会参画	・災害時外国人支援サポーターの養成 等
国際理解・教育事業	・国際理解講座の開催 等	
外国語講座の開催	・語学教室、国際交流員との交流 等	
海外派遣	・青少年交流事業の実施 等	
海外からの人材等受入	・医師の研修受入、インターンシップの実施 等	
海外移住者支援事業	・交流事業の実施、外国人の県人会への活動助成 等	
国際交流事業	・国際交流サロンの開催 等	
ボランティア登録、養成・育成	・多言語通訳、日本語教育、ホストファミリー 等	
市区町村(協会)との連携事業	・連絡会議、研修 等	
民間交流団体との連携事業	・連絡会議、交流イベント 等	
民間交流団体への支援・助成事業	・活動経費の助成、活動場所の提供・広報 等	
調査・研究・提言	・外国人住民アンケート、教材作成 等	
印刷物等の発行	・機関誌・情報誌の発行 等	
国際交流会館等の運営	・指定管理者制度等により施設を運営	

(備考) 1.地域活性化協会連絡協議会「令和元年度地域国際化協会ダイレクトリー」を基に作成。

また、NPO等、その他民間団体も、地域において、幅広い分野で多文化共生を推進する役割を担っており、「多文化共生事例集」において、優れた事例を紹介している。

(一財)自治体国際化協会は、平成18年度から、地域の多文化共生の担い手として、地域の特徴や地域特有の課題を踏まえ、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定、各施策の実施に向けた関係機関・団体とのコーディネート・実践などを行う「多文化共生マネージャー」の養成研修¹⁵⁴を実施し、これまでに全国559名¹⁵⁵を認定している。また、平成23年度から、多文化共生や国際協力分野で専門的な知識や経験を有する有識者などを「地域国際化推進アドバイザー」として登録し、地方公共団体、地域国際化協会及び国際交流協会に対し派遣し、助言やノウハウの提供等を行っている¹⁵⁶。

技能実習及び新たに創設された特定技能の制度に基づき、監理団体、実習実施者、特定技能所属機関及び登録支援機関といった企業等の主体が、外国人住民の受入れ等を実施している。特に、特定技能所属機関及び登録支援機関は、「1号特定技能外国人支援計画」に基づき支援を実施している。

企業が、地域社会に貢献する活動として、多文化共生の推進の取組を支援する事例¹⁵⁷も見

¹⁵⁴ (公財)全国市町村研修財団・全国市町村国際文化研修所との共催。

¹⁵⁵ 令和元年度末現在。

¹⁵⁶ 地方公共団体においても、関係機関と連携し多文化共生を推進する人材育成の事例として、「多文化共生コーディネーター」(東京都)、「多文化共生推進士」(群馬県)、「多文化共生ソーシャルワーカー」(愛知県)等がある。

¹⁵⁷ あいおいニッセイ同和損害保険(株)は、①外国人住民を対象とした交通安全関連の講習会や交通安全啓発イベントの開催、②外国人コミュニティにおける防災リーダーを核とする共助体制の整備支援に取り組んでいる。令和2年(2020年)6月には、在日ブラ

られる。

国の施策

出入国在留管理庁等関係省庁は、地域において外国人の支援に携わる人材・団体（外国人支援者）の育成を図るべく、外国人に対する生活ガイダンスの実施・各種行政手続に関する情報提供、住宅の確保、生活に必要な日本語の習得の支援、外国人からの相談・苦情への対応等を適切に行うことができるようにするための研修等を行うとともに、適切な支援が行えるよう継続的に情報提供することとしている¹⁵⁸。

また、出入国在留管理庁は、地方公共団体と連携し、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築することとしている¹⁵⁹。

総務省は、多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方公共団体の担当部署又は職員を登録¹⁶⁰し、多文化共生に取り組もうとする地方公共団体が相談することができる「多文化共生アドバイザー」制度を平成31年4月から開始し、活用に係る経費について地方財政措置を講じている。

地方公共団体等に求められる取組

（市区町村）

ア．市区町村の役割

市区町村は、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人住民の最も身近な行政機関として、必要な施策を着実に推進する。その際、積極的に、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウの活用を図る。

多文化共生の推進に必要な施策の実施に当たり、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを活かすため、多文化共生アドバイザー、多文化共生マネージャー及び地域国際化推進アドバイザー等の活用を検討する。

イ．各主体の連携・協働

市区町村の多文化共生推進担当部局は、（国際交流協会又は地域国際化協会がある場合はその協力を得て、）NPO等をはじめ、地域の外国人住民に関わる組織等の把握に努めるとともに、協議の場を設置するなど、多文化共生施策を推進するため幅広く外国人住民に関わる組織等¹⁶¹との連携・協働を図る。

ジル人コミュニティに対する新型コロナ対策セミナー（WEB 動画セミナー）の無償提供を実施している。

¹⁵⁸ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 58。

¹⁵⁹ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」施策番号 58。

¹⁶⁰ 平成31年（2019年）4月時点の登録数：37件（部署34件、個人3件）。

¹⁶¹ 東京外国語大学では、2004年に多文化コミュニティ教育支援室を設置して以来、「多文化社会人材」の養成に取り組んでいるほか、東京都府中市や群馬県大泉町と連携した事業に取り組んできた。また、静岡文化芸術大学では、2012年度から5年間、「多文化子ども教育フォーラム」を運営し、静岡県西部で活動するNPOや学校、行政関係者と共に、外国につながる子供の教育環境改善に取り組んだ。

特に、「技能実習」「特定技能」の在留資格の外国人の受入れ機関等、近年新たに外国人住民に関わるようになった組織等も含めて、幅広く地域における多文化共生施策の推進に必要な連携・協働体制を構築する必要があることに留意する。

(都道府県)

ア. 都道府県の役割

都道府県は、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、必要な施策を着実に推進する。その際、積極的に、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウの活用を図る。

特に、広域の地方公共団体として、市区町村に対して、情報提供をはじめ必要な支援を行い、その取組を促進する。

多文化共生の推進に必要な施策の実施に当たり、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを活かすため、多文化共生アドバイザー、多文化共生マネージャー及び地域国際化推進アドバイザー等の活用を検討する。

I C Tの活用を図る場合は、都道府県内の市区町村との間で共同して導入を図ることも検討する。

イ. 各主体の連携・協働

都道府県の多文化共生推進担当部局は、地域国際化協会の協力を得て、N P O等をはじめ、地域の外国人住民に関わる組織等の把握に努めるとともに、協議の場を設置するなど、多文化共生施策を推進するため幅広く外国人住民に関わる組織等¹⁶²との連携・協働を図る。

特に、「技能実習」「特定技能」の在留資格の外国人の受入れ機関等、近年新たに外国人住民に関わるようになった組織等も含めて、幅広く地域における多文化共生施策の推進に必要な連携・協働体制を構築する必要があることに留意する。

(国)

ア. 外国人の受入れに関する基本的枠組の整備

外国人の出入国に関する行政は国の専管事項であることから、外国人を日本社会にどのように受け入れるかといった基本的な考え方¹⁶³は、国において示されることが必要である。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において示された施策を着実に進

¹⁶² 群馬大学では、2002年度から群馬県と連携した多文化共生事業を始め、2009年度から5年間、「多文化共生推進士」養成に取り組んだ。また、2015年度から5年間、東京都主催の人権啓発イベント「ヒューマンライツフェスタ東京」において、明治大学等の都内5大学のゼミが東京都に多文化共生の提言を行うプレゼン大会が開催された。

¹⁶³ 出入国在留管理行政における取組の基本方針:①我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと、②開発途上国等への国際貢献の推進を図るとともに、技能実習生の保護の観点から、技能実習制度の適正化を推進すること、③受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた環境を整備していくこと、④訪日外国人旅行者の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること、⑤安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な出入国審査及び在留管理と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと及び⑥難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な保護の推進を図っていくこと(法務省「出入国在留管理基本計画」(平成31年4月))。

めるとともに、絶えず変化し続ける外国人との共生をめぐる状況にあわせて、適時適切に外国人の受入れ環境整備に関する企画立案及び総合調整が政府全体で行われることが必要である。

その際、出入国在留管理庁が設置した「『国民の声』を聴く会」や各地方出入国在留管理官署が開催している「出入国在留管理行政懇談会」等を通じて、地方公共団体、企業、外国人支援を行うNPO等から聴取した意見や、外国人個人からの意見に十分配慮することが必要である。

イ. 多文化共生に関する情報提供及び調査研究

外国人在留支援センター（F R E S C）において、一元的相談窓口を設置・運営する地方公共団体等に対する情報提供、研修、通訳支援等を実施するとともに、全国の地方出入国在留管理局に配置された受入環境調整担当官において、地方公共団体との連携・協力や地域における情報収集等の充実・強化を図ることが必要である。

継続的に、外国人が抱える職業生活上、日常生活上及び社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画立案に資するよう、外国人に対する基礎調査を実施するとともに、諸外国における多文化共生のための施策に関する調査等を実施することが必要である。

ウ. 多文化共生アドバイザーの活用促進

多文化共生アドバイザーの活用促進のため、総務省において、各都道府県に1人以上の多文化共生アドバイザーを登録するなど、多文化共生アドバイザーの充実を図ることや、地方公共団体に対して制度を周知し更なる活用を図ることを検討することが必要である。

（企業）

ア. 外国人の雇用に関する法的・社会的責任

外国人の雇用や受入れを行う企業は、労働関係法令等（労働基準法、最低賃金法、労働者派遣法、職業安定法、雇用保険法、健康保険法等）を遵守することが必要である。

加えて、地域社会の構成員として、また、外国人を雇用して利益を得ている企業としての社会的責任（CSR）を果たす観点から、地方公共団体や外国人住民に関わるNPO等、その他の民間団体との連携を図った上で、地域における外国人住民に係る諸問題の解決¹⁶⁴に努めることが必要である。

イ. 地域や企業における多文化共生の推進

企業が、地域における外国人住民が参加するイベントに協力するなど、多文化共生の推進に資する地域貢献を積極的に行うことが期待される¹⁶⁵。

¹⁶⁴ 例えば、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市及び各地域の経済団体は、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」（平成20年1月）を定め、自主的に、日本語教育や地域社会参画の機会確保、労働関係法令の遵守やその観点を取り入れた調達先・取引先の選定等に努める取組をしている。

¹⁶⁵ 今後、外国人住民の増加に伴い、多文化共生の地域社会づくりへの企業の影響力が増していくものと考えられる。「多文化共生事例集」では、企業が外国人住民の生活環境の整備にビジネスとして取り組む事例をコラムのかたちで紹介している。

また、外国人を含む人材の多様性をイノベーションの源泉として位置付け、企業価値の向上に向けて積極的に活用を図ることが期待される。なお、その場合には、職場において、多言語対応等の労働環境整備を図ることが必要である。

第5章 地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況と今後の課題

1. 現状と課題

「地域における多文化共生推進プラン」（平成18年3月）策定以後、多文化共生の推進に係る指針・計画（以下、指針等。）について、全ての都道府県及び指定都市が策定し、指定都市以外の市は7割超の団体が策定している。町村については、2割程度の水準である（表23）。

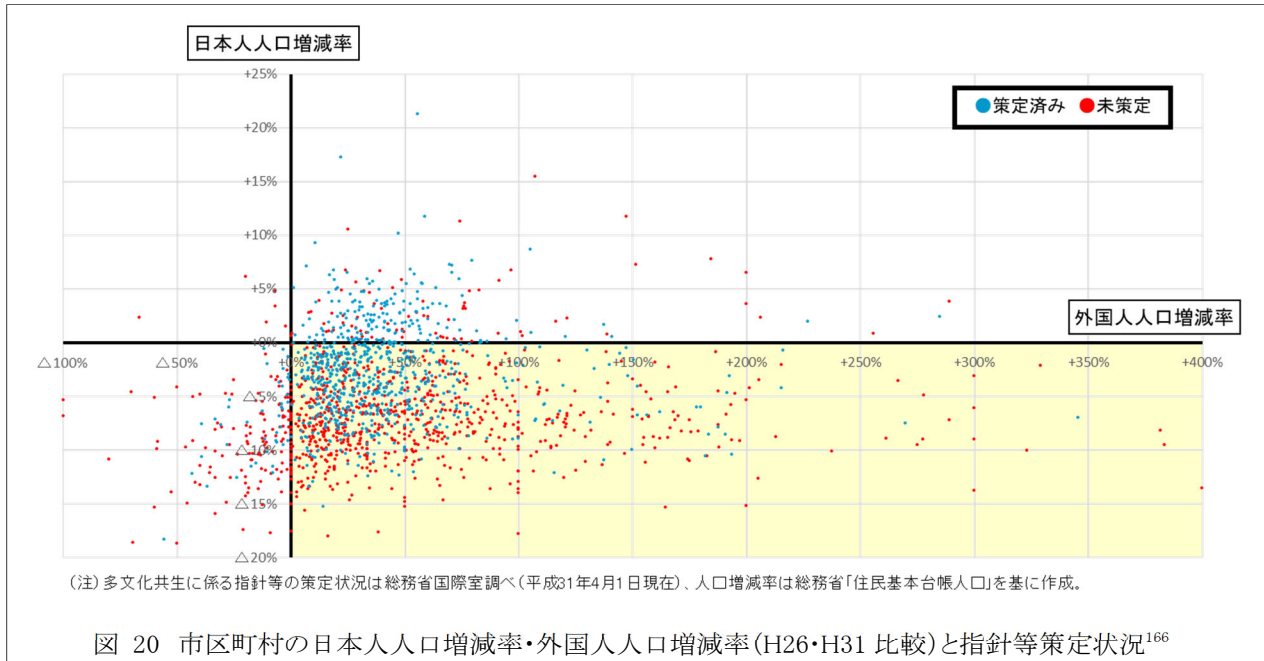
表 23 地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況の推移（再掲）

	平成22年(2010年)4月	令和2年(2020年)4月
都道府県	44 団体 / 47 団体 (94%)	47 団体 / 47 団体 (100%)
指定都市	19 団体 / 19 団体 (100%)	20 団体 / 20 団体 (100%)
市(指定都市を除く)・区	327 団体 / 790 団体 (41%)	571 団体 / 795 団体 (72%)
町・村	100 団体 / 941 団体 (11%)	236 団体 / 926 団体 (25%)
計	490 団体 / 1,797 団体 (27%)	874 団体 / 1,788 団体 (49%)

（備考）1.総務省国際室調べを基に作成。

2.括弧内は指針等の策定割合。

指針等が未策定の地方公共団体では、日本人人口が減少する一方、外国人人口が増加する傾向にある団体も多い（図20）。このような団体では、今後多文化共生施策に取り組む必要性が高まるものと考えられる。



総務省が実施したアンケート調査では、ウェブサイトの多言語化をはじめとする基本的な取組についても、指針等の策定の有無によって取組の割合に差が見られ、地方公共団体における多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進するためには、指針等を策定することが有効である（表 24）。

表 24 多文化共生の取組の実施状況

多文化共生の取組	実施割合	
	指針等を策定済の団体	指針等を未策定の団体
自治体ウェブサイトの多言語化	85.5%	50.3%
防災・災害情報のウェブサイトによる多言語での情報発信	61.7%	29.5%
外国人向け防災セミナー・防災訓練の実施	48.0%	10.4%
災害時に備えた関係機関の連携	35.7%	8.7%
医療・保健・福祉に関する多言語化	50.7%	19.7%
地域における日本語教室の開設	73.8%	29.0%
外国人児童に対する就学促進	57.7%	26.2%

（備考）1.総務省が令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い570市区町村（計637団体）を対象に実施したアンケート調査の結果を基に作成。

こうした中、総務省が実施したアンケート調査においては、指針等の策定を予定していない理由として、「特段の課題が生じておらず必要性を感じていない」、「策定の機運・要望

¹⁶⁶ 市区町村における日本人人口及び外国人人口の増減(平成26年4月→平成31年4月)と指針等策定の状況は次のとおり。

- ・日本人増加・外国人増加:策定済み177団体(10.2%)、未策定78団体(4.5%)
- ・日本人増加・外国人減少:策定済み0団体(0.0%)、未策定6団体(0.3%)
- ・日本人減少・外国人減少:策定済み41団体(2.4%)、未策定113団体(6.5%)
- ・日本人減少・外国人増加:策定済み568団体(32.8%)、未策定750団体(43.3%)

がない」、「担当部署の体制が確保されていない」、「ノウハウが乏しい」といった回答が多く、こうした課題に的確に対応し、指針等の策定を促していくことが必要である(表 25)。

表 25 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定を予定していない理由

回答	割合
担当部署の体制が確保されていないため	61.1%
特段の問題が生じておらず必要性を感じていないため	56.9%
策定の機運・要望がないため	53.5%
ノウハウが乏しいため	41.7%
関係機関等との連携がとれていないため	13.2%
その他	2.1%

(備考) 1.総務省が令和元年度に都道府県、政令市及び外国人比率の高い 570 市区町村(計 637 団体)を対象に実施したアンケート調査の結果を基に作成。

2. 指針・計画策定を促すための今後の対応

総務省は、今後、全国各地において外国人住民の更なる増加も見込まれる中、地方公共団体に対して、地域の実情に応じて、指針等の策定及び指針等に基づく多文化共生施策の推進に取り組むよう促していくことが必要である。

特に、ノウハウが乏しいことを指針等の策定を予定していない理由に挙げる地方公共団体にも対応するため、先進的事例等を共有する「多文化共生地域会議」や、先進的な団体の助言やノウハウを提供する「多文化共生アドバイザー制度」について、一層の活用を図ることが必要である。「多文化共生マネージャー」や「地域国際化推進アドバイザー」の活用の検討を図ることも有効であると考えられる。

また、新たに指針等を策定することを促すためには、地方公共団体の自主的な取組を前提としつつ、例えば、指針等の雛形を手引きとして地方公共団体に示すことも効果的であると考えられる。

既に指針等を策定している地方公共団体に対しては、社会経済情勢の変化に対応するための施策¹⁶⁷を盛り込むなど必要な見直しや改訂を行うとともに、指針等に基づく施策を着実に推進するよう適切に進捗管理を行うよう、促していくことが必要である。

¹⁶⁷ ICT 技術の活用、日本語教育の推進、就学促進、外国人材の受入れ、防災対策等については、近年特に取り組む必要性が高まっていると考えられる。

おわりに

今後、本研究会の検討結果を参考として、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定や多文化共生施策の拡充が進むことが期待される。また、現在設置が進められている全国の一元的相談窓口が、各地の多文化共生推進の拠点として資することも期待される。

国においては、引き続き、政府全体で、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき関連施策を着実に実施するとともに、中長期的観点に立った外国人の受入れに係る施策の拡充・改善を図ることを望む。

また、総務省においては、引き続き、社会経済情勢の変化、国及び地方における施策の動向に注視するとともに、これらにあわせて適宜「地域における多文化共生推進プラン」の見直しを行うことが必要である。

なお、今後、地域においては、外国人住民の出身地や在留目的・活動の多様化に伴い、多文化共生の推進に係る課題が多様化していくことが考えられる中、地域の特性や実情に合わせて創意工夫をした独自の取組を行っていくことも必要である。その際、国内外を問わず、地域間で幅広くグッド・プラクティスの共有を進めていくことが有効である。

巻末資料 1 「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱及び開催実績

「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱

1 開催趣旨

総務省では、平成 18 年（2006 年）3 月に、都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」（以下「総務省プラン」という。）を策定・周知した。

その後、「技能実習」や「特定技能」等新たな在留資格の創設、在住外国人の大幅な増加など、多文化共生施策を取り巻く状況は大きな変化が生じている。また、訪日外国人旅行者数も、昨年、過去最多を記録している。

こうした中、国においては、平成 30 年（2018 年）12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（関係閣僚会議決定）、令和元年（2019 年）6 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（同上）を取りまとめるなど、政府全体で取り組む動きがある。また、地方公共団体においては、多文化共生社会の推進に関する指針・計画等を改訂し、地域社会への参加・自立等新たな視点を盛り込む動きがある一方、指針等が未策定となっている団体も多くみられる状況である。

こうした状況を踏まえ、地域において外国人に対して行政サービスを提供する主体となる地方公共団体におけるこれまでの取組を振り返りつつ、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた総務省プランのあり方について検討を行うため、本研究会を開催する。

2 名 称

本研究会は、「多文化共生の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 構成及び運営

- (1) 研究会の構成員は、別添「構成員名簿」のとおりとする。
- (2) 研究会には、座長 1 名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) 研究会は、非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、座長が必要と認めるときは、配付資料を非公開とすることができる。

4 開催期間

令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 8 月頃までとする。

5 庶 務

庶務は、総務省自治行政局国際室において行う。

構成員名簿

大泉 貴広 (公財) 宮城県国際化協会総括マネージャー

金森 孝治 福岡県苅田町防災・地域振興課長

清水 隆教 (一財) 自治体国際化協会多文化共生部長
【横田 宗親 (※第4回まで)】

田村 太郎 (一財) ダイバーシティ研究所代表理事

新谷 秀樹 岡山県総社市市民生活部長

西 和一 群馬県地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課長

長谷部 美佳 明治学院大学教養教育センター准教授

前田 真子 札幌市総務局国際部長

八木 浩光 (一財) 熊本市国際交流振興事業団事務局長

座長 山脇 啓造 明治大学国際日本学部教授

(五十音順：敬称略)

オブザーバー

【関係省庁】

内閣府 政策統括官(防災担当) 参事官(防災計画担当)

総務省 国際戦略局 技術政策課 研究推進室

消防庁 国民保護・防災部 防災課

出入国在留管理庁 政策課 外国人施策推進室

文部科学省 大臣官房 国際課

文化庁 国語課

厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課

【地方3団体】

全国知事会総務部

全国市長会行政部

全国町村会行政部

開催実績

第1回（令和元年11月1日（金）10：00～12：30）

- （1）研究会の開催要綱
- （2）外国人材の受入れと地域における多文化共生の現状等
- （3）検討の方向性
- （4）多文化共生に関する調査の実施

第2回（令和元年12月25日（水）13：30～16：00）

- （1）地方公共団体における取組事例発表
- （2）外国人から見た多文化共生（ヒアリング）
- （3）多文化共生の必要性・意義について討議

第3回（令和2年1月31日（金）10：00～12：00）

- （1）コミュニケーション支援（ICT技術の活用等）について
- （2）令和2年度の地方財政措置について
- （3）地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告（速報）

第4回（令和2年3月17日（火）13：30～15：30）

- （1）外国人児童生徒等の教育及び日本語教育について
- （2）医療、保健、福祉サービスの提供環境の整備等について
- （3）地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告

第5回（令和2年5月15日（金）13：30～15：30）

- （1）外国人住民向けの防災対策について
- （2）外国人材の適正な受入及び労働環境の確保について
- （3）地方公共団体へのアンケート及び地方公共団体が策定した計画に関する調査の結果について

第6回（令和2年6月5日（金）13：00～15：00）

- （1）多文化共生の地域づくりについて
- （2）多文化共生施策の推進体制の整備について
- （3）多文化共生に係る指針等の未策定団体の課題と対応について

第7回（令和2年6月26日（金）13：00～15：00）

- （1）新型コロナウイルス感染症に係る在留外国人向けの取組について
- （2）多文化共生の推進に関する研究会報告書骨子案について

第8回（令和2年7月27日（月）13：30～15：30）

- （1）多文化共生の推進に関する研究会報告書（目次案）について

第9回（令和2年8月17日（月）10：00～12：00）

- （1）多文化共生の推進に関する研究会報告書（案）について

巻末資料2 「多文化共生の推進に関する研究会」等の開催状況

<p>平成 17 年度 (平成 17 年 6 月～ 平成 18 年 3 月)</p>	<p>「多文化共生の推進に関する研究会」 多文化共生の推進に向けた地方公共団体の取組支援を目的に、地域において必要とされる具体的取組について検討。地方公共団体が地域において多文化共生を推進するという観点から施策の体系（多文化共生推進プログラム）のあり方について検討</p>
<p>平成 18 年度 (平成 18 年 6 月～ 平成 19 年 3 月)</p>	<p>「多文化共生の推進に関する研究会」 上記研究会を踏まえ、「防災ネットワークのあり方」「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」について検討</p>
<p>平成 21 年度 (平成 21 年 9 月～ 平成 22 年 3 月)</p>	<p>「多文化共生の推進に関する意見交換会」 外国人住民の構成は各地域によって異なっており、効果的な取組に差異があるのではないかとという視点から、宮城県、神奈川県、愛知県、新宿区、磐田市、大阪市における多文化共生施策の先駆的な事例の整理・分析を実施</p>
<p>平成 22 年度 (平成 23 年 2 月～ 平成 23 年 3 月)</p>	<p>「多文化共生の推進に関する意見交換会」 地方公共団体における施策の企画及び立案並びに実施に資する情報提供を行うため、先導的取組を行う地方公共団体の担当者及び有識者による意見交換会を開催し、愛知県、浜松市、美濃加茂市、新宿区、群馬県大泉町の活動事例を紹介</p>
<p>平成 25 年度 (平成 24 年 2 月～ 平成 25 年 3 月)</p>	<p>「多文化共生の推進に関する研究会」 東日本大震災を契機に、外国人住民への災害時の多言語情報提供の必要性等に関する課題が顕在化していることから、災害時における地方公共団体の多文化共生に関する取組事例の把握及び課題の解決方法について検討</p>
<p>平成 28 年度 (平成 28 年 2 月～ 平成 29 年 3 月)</p>	<p>「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」 多文化共生プランの策定から 10 年を迎えることから、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため、10 年間の様々な状況の変化も踏まえつつ、多文化共生の優良な取組を把握し、事例集等を作成</p>
<p>平成 29 年度 (平成 29 年 5 月～ 平成 30 年 3 月)</p>	<p>「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」 熊本地震等の経験を踏まえ、避難所等にいる外国人被災者へ災害に関する情報が確実に伝達できるようにするため、これを支援する災害時外国人支援情報コーディネーター制度について検討</p>
<p>平成 30 年度 (平成 30 年 10 月～ 平成 31 年 3 月)</p>	<p>「多文化共生の推進に関する研究会」 多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法として、「多文化共生アドバイザー制度」の創設や「多文化共生地域会議」の開催に係る仕組み等について検討</p>

(注) () は研究会等の設置期間

巻末資料3 多文化共生の取組事例一覧

第2部 今後の多文化共生施策の推進

第3章 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

1. コミュニケーション支援

(1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

取組事例	取組団体
減災のための「やさしい日本語」研究	弘前大学（多文化共生事例集）
民設民営 外国人相談窓口	NPO 法人ふじみの国際交流センター（多文化共生事例集）
「多言語情報の作り方～ヒント集～」の作成	横浜市国際交流協会（多文化共生事例集）
三者通話による119番通報の多言語対応	横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局（多文化共生事例集）
多文化サービス	大阪市立中央図書館（多文化共生事例集）
医療通訳システム構築事業	NPO 法人多言語センターFACIL（多文化共生事例集）
行政サービスの多言語化とわかりやすい日本語の活用	札幌市（第2回研究会資料）
コミュニティ通訳派遣事業	札幌市（第2回研究会資料）
生活情報ガイドブック作成	荻田町（第2回研究会資料）
タブレット型情報端末を利用した多言語通訳支援事業	浜松市（第2回研究会資料）
多言語音声翻訳システム「VoiceTra」導入	豊橋市、綾瀬市（第3回研究会資料）

(2) 日本語教育の推進

取組事例	取組団体
外国人コミュニティによる日本語学習支援等	NPO 法人フィリピンナガイサ（多文化共生事例集）
日本語教室開設事業	兵庫県国際交流協会（多文化共生事例集）
地域参加型生活サポート日本語教育事業	総社市（多文化共生事例集、第2回研究会資料）
日本語教室の設置・運営	総社市（第2回研究会資料）
地域に根ざした日本語学習サポーター育成研修	総社市（第2回研究会資料）
地域密着型日本語学習教材作成	総社市（第2回研究会資料）

にほんごひろば開催	荏田町（第2回研究会資料）
日本語学習等支援者養成講座	浜松市（第2回研究会資料）
地域日本語学習支援事業	浜松市（第2回研究会資料）
外国人支援者のためのポルトガル語講座	浜松市（第2回研究会資料）

2. 生活支援

(1) 教育機会の確保

取組事例	取組団体
外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート	外国人の子ども・サポートの会（多文化共生事例集）
外国人の子ども預かり支援	NPO 法人 NO BORDERS（多文化共生事例集）
横浜市南区・外国人中学生学習支援教室パン提供プロジェクト	公益財団法人横浜市国際交流協会（多文化共生事例集）
外国籍子どもサポートプロジェクト	公益財団法人とやま国際センター（多文化共生事例集）
外国籍児童就学前学校体験教室及び就学後教育支援	Wide International Support in Hamamatsu (WISH)（多文化共生事例集）
外国人の子どもへの不就学に対する取組	浜松市、静岡県（多文化共生事例集）
外国籍親子の放課後の居場所づくり	NPO 法人シェイクハンズ（多文化共生事例集）
外国人幼児向け日本語学習教材等の作成	愛知県（多文化共生事例集）
初期日本語教室・日本語指導ボランティア養成講座、日本語指導体制整備	津市（多文化共生事例集）
こども教室	Minami こども教室実行委員会（多文化共生事例集）
外国人の子どもへの不就学ゼロ作戦事業	浜松市（第2回研究会資料）
外国人にルーツを持つ青少年のキャリア支援事業	浜松市（第2回研究会資料）
外国人学校への日本語教師派遣事業	浜松市（第2回研究会資料）

(2) 適正な労働環境の確保

取組事例	取組団体
外国人向け介護職員初任者研修及び就業支援事業	公益財団法人横浜市福祉事業経営社会（多文化共生事例集）
外国にルーツを持つ若者への支援事業	浜松市（多文化共生事例集）
介護職員初任者研修	一般財団法人グローバル人材サポート浜松（多文化共生事例集）

地域における技能実習制度への新たな関わり	はさき漁業協同組合、神栖市国際交流協会（多文化共生事例集）
外国人と企業とのマッチング	群馬県（第2回研究会資料）
企業向け情報提供・相談対応	群馬県（第2回研究会資料）
多言語・動画による情報発信	群馬県（第2回研究会資料）
知事と外国人との座談会	群馬県（第2回研究会資料）

（3）災害時の支援体制の整備

取組事例	取組団体
外国人市民への防災啓発	公益財団法人仙台観光国際協会（多文化共生事例集）
災害時相互支援に向けた取組	NPO 法人横須賀国際交流協会、船橋市国際交流協会（多文化共生事例集）
外国人による機能別消防団員	草津市（多文化共生事例集）
Let' s Study BOSAI	公益財団法人和歌山県国際交流協会（多文化共生事例集）
外国人防災リーダー養成講座	まんのう町国際交流協会（多文化共生事例集）
桜島火山爆発総合防災訓練	鹿児島市（多文化共生事例集）
災害時外国人支援事業	群馬県（第2回研究会資料）
災害多言語市民スタッフの養成	札幌市（第2回研究会資料）
地域コミュニティ連携防災訓練事業	総社市（第2回研究会資料）
外国人向けの防災教室	総社市（第2回研究会資料）
外国人防災リーダー養成研修	総社市（第2回研究会資料）
外国人防災カード作成事業	総社市（第2回研究会資料）
モデル地区を設定した多文化防災訓練	浜松市（第2回研究会資料）
災害時に備えたネットワーク強化	浜松市（第2回研究会資料）
災害時多言語通訳人材の育成	浜松市（第2回研究会資料）

（4）医療・保健サービスの提供

取組事例	取組団体
かながわ医療通訳派遣システム事業	NPO 法人多言語社会リソースかながわ（多文化共生事例集）
外国籍児童とその家族への支援	多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS（多文化共生事例集）
あいうえお子育てネット	NPO 法人にほんご豊岡あいうえお（多文化共生事例集）

病院体験ツアー	公益財団法人鹿児島県国際交流協会（多文化共生事例集）
在住外国人のメンタルヘルス相談事業	浜松市（多文化共生事例集）
医療通訳ボランティア養成事業	群馬県（第2回研究会資料）
医療通訳派遣事業	群馬県（第2回研究会資料）
医療通訳派遣者等の養成	札幌市（第2回研究会資料）
地域ではぐくむ子育て応援事業	総社市（第2回研究会資料）
多言語医療ガイドの作成・配布	総社市（第2回研究会資料）
外国人市民カウンセリング	浜松市（第2回研究会資料）
あいち医療通訳システム	愛知県（第3回研究会資料）

（５）子ども・子育て及び福祉サービスの提供

取組事例	取組団体
定住外国人とともに学ぶ実践介護塾	公益財団法人宮城県国際化協会（多文化共生事例集）
外国人高齢者支援	NPO 法人神戸定住外国人支援センター（多文化共生事例集）
「福祉から就労」支援事業	総社市（第2回研究会資料）

（６）住宅確保のための支援

取組事例	取組団体
住まいに関する外国人の相談窓口	NPO 法人かながわ外国人すまいサポートセンター（多文化共生事例集）
外国人のための住宅支援事業	公益財団法人京都市国際交流協会、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会京都府支部（多文化共生事例集）

（７）感染症拡大時における対応

取組事例	取組団体
東京都外国人新型コロナ生活相談センター	東京都生活文化局（第7回研究会資料）
多言語コールセンター設置	佐賀県国際交流協会（第7回研究会資料）
特別定額給付金申請書の書き方説明動画作成	佐賀県国際交流協会（第7回研究会資料）
外国人を応援する外国語によるビデオメッセージ作成	佐賀県国際交流協会（第7回研究会資料）

3. 意識啓発と社会参画支援

(1) 多文化共生の意識啓発・醸成

取組事例	取組団体
人権啓発動画「外国人の人権」の配信	東京都（多文化共生事例集）
コミュニティガーデンを活用した多文化共生のまちづくり促進事業	公益財団法人愛知県国際交流協会（多文化共生事例集）
周南市国際交流サロン等運営事業	周南市（多文化共生事例集）
英語での読み聞かせサークル	サークル・タイム（多文化共生事例集）
そうじゃインターナショナルフェスタ	総社市（第2回研究会資料）
国際交流イベント“ワールド文化祭”	苅田町（第2回研究会資料）
アジア太平洋子ども会議イン福岡・苅田	苅田町（第2回研究会資料）
地域共生自治会会議	浜松市（第2回研究会資料）
国際理解教育講座	浜松市（第2回研究会資料）

(2) 外国人住民の社会参画支援

取組事例	取組団体
定住外国人エンパワメント・カレッジ	公益財団法人宮城県国際化協会、公益財団法人山形県国際交流協会（多文化共生事例集）
外国人住民生活情報伝達モデル事業	川口市、芝園団地自治会（多文化共生事例集）
外国人コミュニティ連携事業	公益財団法人大阪国際交流センター（多文化共生事例集）
外国人活躍推進キャラバン	群馬県（第2回研究会資料）
外国人コミュニティコーディネーター養成事業	群馬県（第2回研究会資料）
外国人まちづくりボランティアネットワーク事業	札幌市（第2回研究会資料）
ブリッジ・ビルダーの育成	浜松市（第2回研究会資料）

4. 地域活性化の推進やグローバル化への対応

(1) 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

取組事例	取組団体
留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー	石川県（多文化共生事例集）
多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語教育プロ	一般財団法人グローバル人材サポート浜松（多文化共生事例集）

ジェクト	
Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)	滋賀県（多文化共生事例集）
通年アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現	株式会社 NAC（多文化共生事例集）

（２）留学生の地域における就職促進

取組事例	取組団体
留学生ドラフト会議	株式会社商輪（多文化共生事例集）
別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業	別府市（多文化共生事例集）
外国人留学生の定着促進	群馬県（第２回研究会資料）

第４章 多文化共生施策の推進体制の整備

１．地方公共団体内部での推進体制の整備

取組事例	取組団体
職員研修「やさしい日本語」の実施	総社市（第２回研究会資料）

２．地域において多文化共生の推進に寄与する組織等との連携・協働

取組事例	取組団体
多文化共生市町担当職員研修	広島県（多文化共生事例集）
多文化共生推進士	群馬県（第２回研究会資料）
日本語ボランティアセミナー	札幌市（第２回研究会資料）
外国人市民共生審議会	浜松市（第２回研究会資料）
多文化共生推進協議会	浜松市（第２回研究会資料）

多文化共生事例集

～多文化共生推進プランから10年 共に拓く地域の未来～

作成／多文化共生事例集作成ワーキンググループ



2017年 3月

目次

はじめに	2
事例集	14
概要	15
(1) コミュニケーション支援	
①多言語・「やさしい日本語」による情報提供	24
②大人の日本語学習支援	38
コラム1「企業によるコミュニケーション支援」	45
(2) 生活支援	
①居住	46
コラム2「賃貸住宅管理業界による居住支援」	51
②教育	52
コラム3「企業と連携した子どもの日本語学習支援」	73
③労働環境	74
④医療・保健・福祉	84
⑤防災	98
コラム4「災害時対応と多文化共生」	111
(3) 多文化共生の地域づくり	
①地域社会における多文化共生の啓発	114
②外国人住民の自立と社会参画	124
③多文化共生に関わる体制づくり	132
(4) 地域の活性化やグローバル化への貢献	
①地域の活性化への貢献	138
コラム5「JETプログラム動画コンテスト」	145
②グローバル化への貢献	148
おわりに	155
参考資料	162
「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」の委員名簿及び 開催状況	164
キーワード別事例一覧	165
応募団体一覧	169

はじめに

総務省では、地方自治体における多文化共生の取組に参考となる考え方を示した「地域における多文化共生推進プラン」（以下本事例集において「プラン」という。）を2006年3月に策定し、地方自治体へ通知した。

その後、多くの地方自治体では、プランをモデルに多文化共生の指針等を策定したところであるが（11ページ参照）、プラン策定から10年が経過し、日本における外国人を取り巻く状況も様々に変化していることから、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため、2016年に「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」を設置し、多文化共生の優良な取組を掲載した多文化共生事例集を作成した。

個々の事例の紹介に入る前に、日本における外国人を取り巻く状況について、ここ10年の変化に注目しつつ紹介したい。

1. 外国人を取り巻く状況の変化

（1）在留外国人について

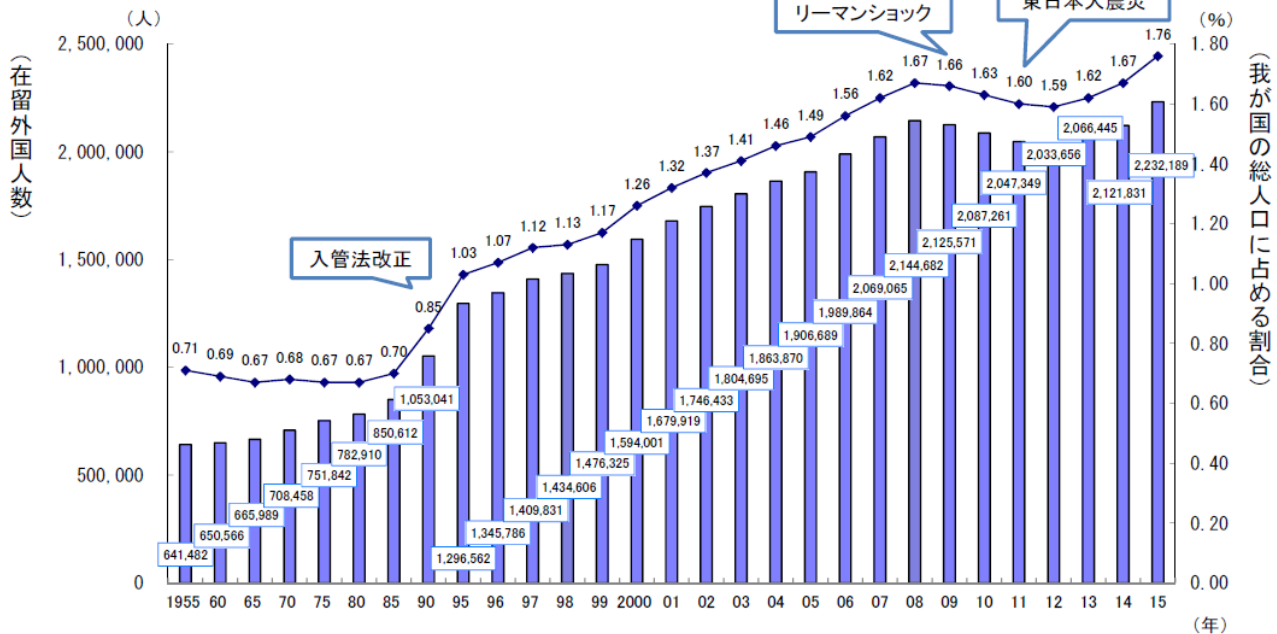
① 総数の推移

日本における在留外国人数¹は、「改正出入国管理及び難民認定法」の施行（1990年）により「定住者」の在留資格が創設され、日系3世まで就労可能な地位が与えられたことや、技能実習制度の創設（1993年）などにより、リーマンショックや東日本大震災の影響で減少した時期はあるものの、増加傾向にある。

2015年末現在の在留外国人数は223万2,189人と過去最高を更新し、日本の総人口に占める割合も過去最高の1.76%となった（図1）。また、国際結婚や外国生活体験などによって、多様な文化背景を有する日本人も増えている。

¹ 主に法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」を用いていることから、統計に関する記載部分においては“在留外国人”と表記しているが、「2. 外国人に関する国の動向」以降においては、プランの表記にならって“外国人住民”と表記している。

図1 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



(注1) 「在留外国人数」は、各年12月末現在の統計である。
 (注2) 1985年までは外国人登録者数、1990年から2011年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数である。
 (注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の統計である。

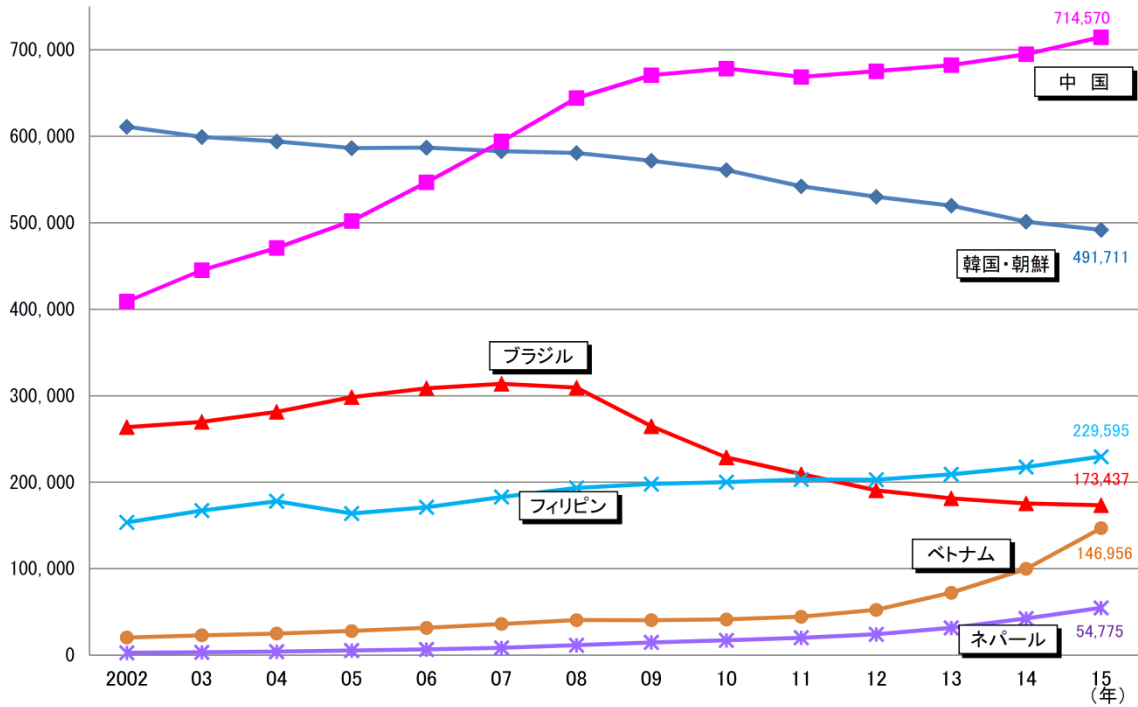
② 国籍別の推移

在留外国人数の国籍別の推移に注目すると（図2）、10年前は韓国・朝鮮や中国、ブラジル出身者が多数であった。その後韓国・朝鮮やブラジル出身者は減少している一方で、留学生や技能実習生の増加といった要因により、フィリピンやベトナム、ネパールといった東南アジア・南アジア各国が、近年は高い伸び率で増加している。特にベトナムは2015年末現在で146,956人（前年比47.2%）と近年急増している。

また、国籍別の割合を10年前と比較すると（図3）、10年前は韓国・朝鮮や中国、ブラジル、フィリピンで全体の4分の3を超えていたが、現在はその割合は低下している一方で、ベトナム、ネパール、タイ、インドネシアなどが一定の割合を占めており、在留外国人の多国籍化が進んでいることがわかる。

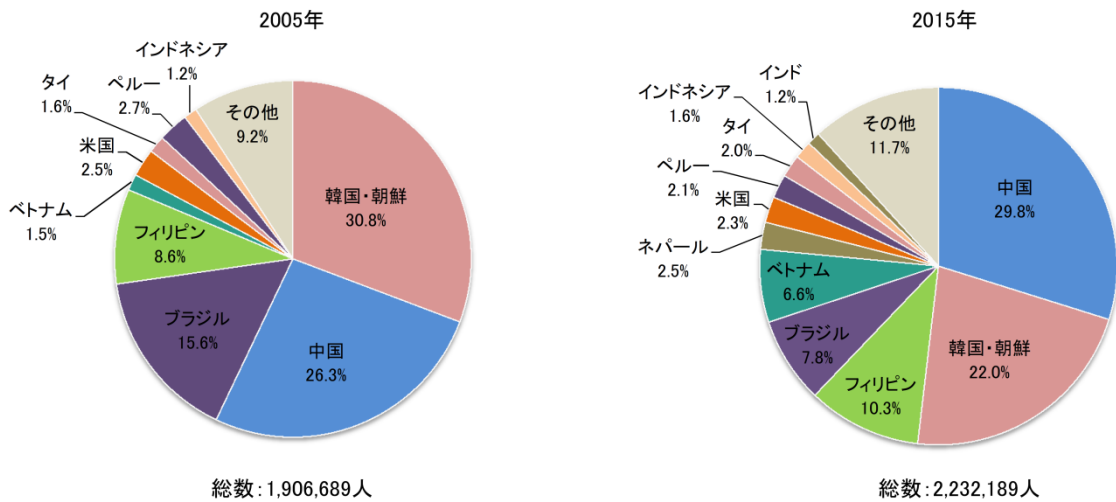
(人)

図2 主な国籍別の在留外国人数の推移



- (注1) 2011年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格を持って在留する者及び「特別永住者」の数である。
- (注2) 2011年までの「中国」は台湾を含むものであることから、比較上、2012年以降についても同じ取扱とした。
- (注3) 「韓国」と「朝鮮」は、2011年まで「韓国・朝鮮」として合算して計上されていることから、比較上、2012年以降についても同じ取扱とした。

図3 国籍別 在留外国人の割合



- (注1) 2005年は、外国人登録者のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数である。
- (注2) 2005年の「中国」は台湾を含むものであることから、比較上、2015年についても同じ取扱とした。
- (注3) 「韓国」と「朝鮮」は、2005年は「韓国・朝鮮」として合算して計上されていることから、比較上、2015年についても同じ取扱とした。
- (注4) 総数に占める割合が1%未満の国籍は「その他」にまとめた。

③ 在留資格別の推移

日本における在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年政令第 319 号）で定められ、身分又は地位に基づく在留資格（「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「永住者」）と、就労等の活動に基づく在留資格（「技能実習」「留学」など）の 2 つに大きく分けられる（資料 1）。このほかに、平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者に永住を認める「特別永住者」がある。

主な在留資格ごとの人数をみると（図 4）、「特別永住者」は、死亡や出生数の減少等の要因により徐々に減少している一方で、「永住者」は毎年増加し続け、2015 年末時点で 70 万人以上と、10 年前と比較して倍増している。また、「定住者」は経済状況の悪化に伴う本国への帰国等の要因により減少傾向にある。

一方、「技能実習」や「留学」の在留資格を持つ者は、国による受入れの推進や日本企業における外国人材への需要の拡大により、近年増加している。

技能実習制度は 2009 年より現行制度となっているが、2016 年 11 月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が成立、公布されたところであり、優良な実習実施者・管理団体に限定して 4～5 年目の技能実習の実施を可能とするなど、更なる制度の拡充が盛り込まれた。また、留学生については、グローバル戦略の一環として、2020 年の実現を目標とした「留学生 30 万人計画」が 2008 年に示されたところであり、いずれも今後の増加が予想される。また、「グローバル人材の卵」として注目される留学生についても、国の留学生 30 万人計画によって、留学生の受入れが進んでいるが、週 28 時間以内のアルバイトが認められる側面に着目し、留学生（特に日本語学校生）を一定の労働力として期待する企業も近年増えている。

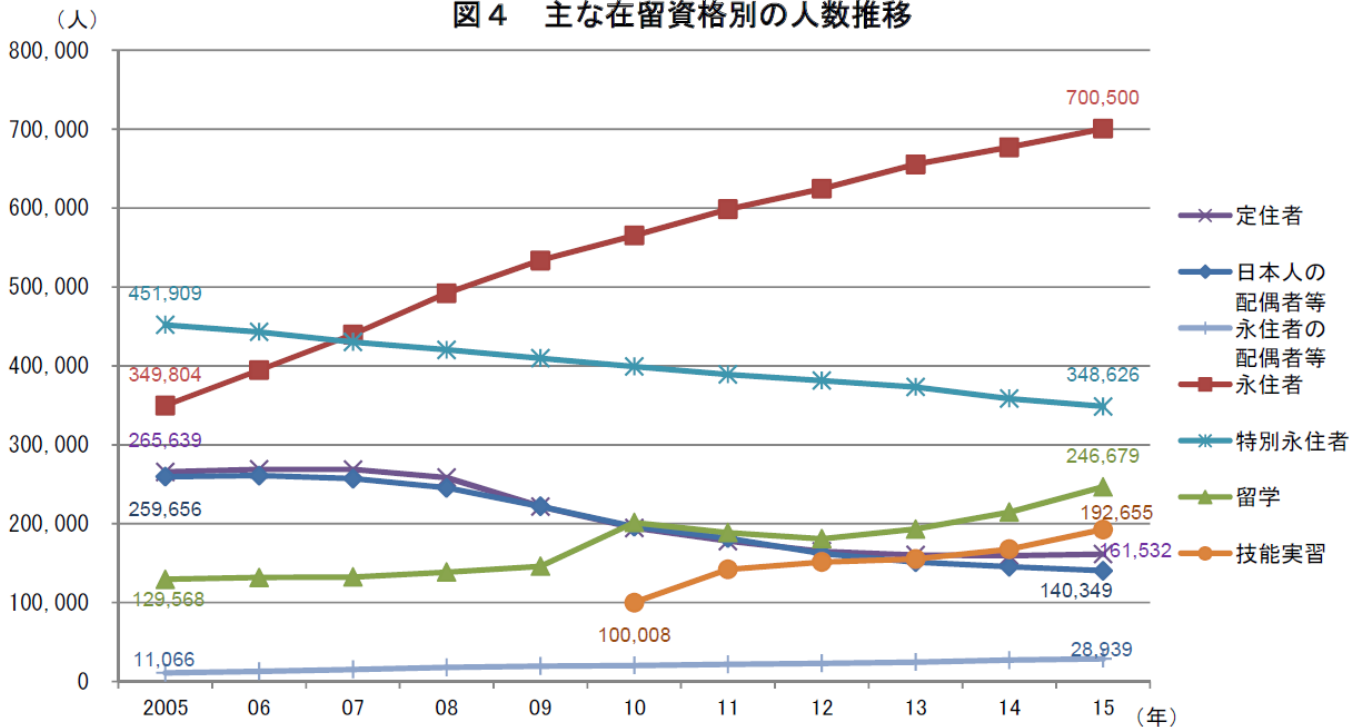
このように、長期間在留する外国人の増加や、新たに日本に入学する外国人の更なる増加といった近年の傾向を踏まえれば、在留外国人が日本社会の重要な構成員となっていくと考えられる。

資料1 主な在留資格等

分類	在留資格等	内容	例
身分又は在留地位に基づく	定住者	特別な理由を考慮し、5年を超えない範囲で一定の在留期間を指定して居住を認める者	日本人配偶者との離死別により在留資格変更を余儀なくされる者や、第三国定住難民など
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子
	永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子
	永住者	一定の要件を満たし、法務大臣が永住を認める者	原則10年以上継続して日本に在留している等の条件を満たす者や、「日本人の配偶者」の在留資格を持ち日本に1年以上居住し結婚後3年以上経過した者、「定住者」の在留資格を持ち日本に5年以上在留した者など
滞在活動に資格に基づく	技能実習	雇用関係の下で日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟をする者	日本の企業が人材育成を目的に受け入れた開発途上国等の青壮年労働者など
	留学	大学、大学院、短大、専修学校の専門課程、準備教育機関、高等専門学校等の教育機関で学ぶ者	日本の大学や日本語教育機関等に通う外国人学生
に入管定め特例された(※資格)	特別永住者	法務大臣が永住を認める者(入管特例法に定められた在留の資格)	敗戦以前から日本に住み、サンフランシスコ平和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している外国人とその子孫など

※「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」。

図4 主な在留資格別の人数推移



(注) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。

(2) 訪日外国人について

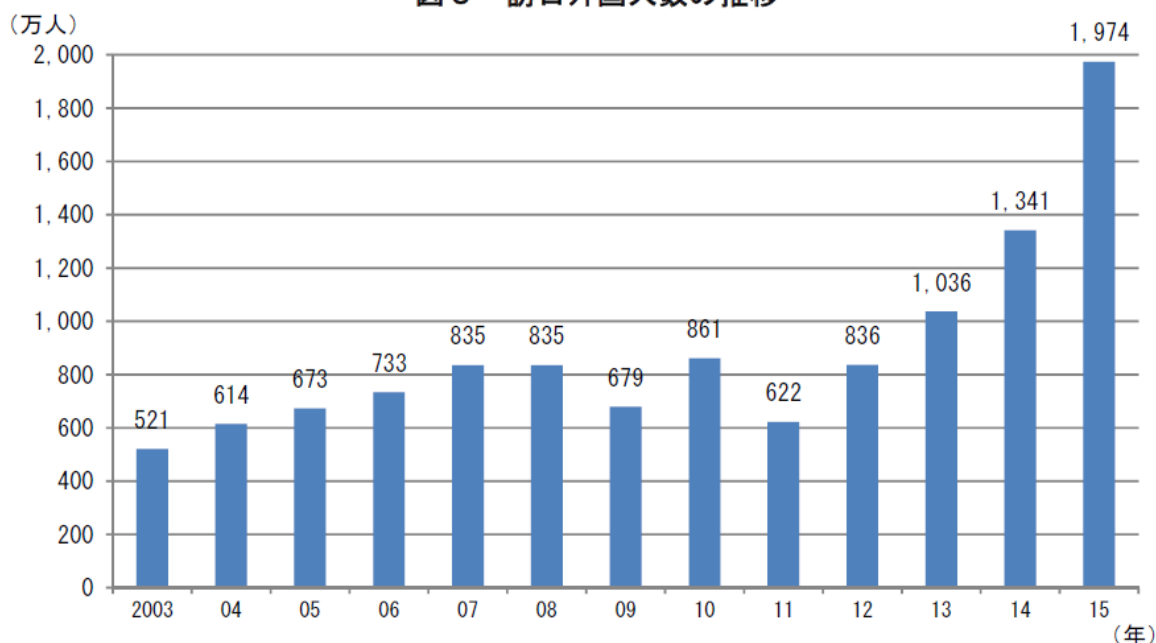
① 総数の推移

多文化共生施策の中には、災害時における多言語での情報伝達支援など、外国人住民だけではなく、訪日外国人も対象としたものもあり、訪日外国人を巡る状況の変化は、多文化共生社会の構築に影響を及ぼす要因の一つと考えられる。

このような中、日本における訪日外国人数の推移を見ると、2003年のビジット・ジャパン事業開始以来、ビザ要件の緩和や免税制度の拡充など官民を挙げての訪日外国人促進施策の取組を通じ、2015年末現在で1,974万人と10年前と比較して約3倍に増加した(図5)。

今後も2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等、国際的に関心の高いスポーツイベントの日本開催が予定されており、訪日外国人数の更なる増加が見込まれる。これらを踏まえ、政府は、訪日外国人旅行者数の目標について、2020年においては4,000万人(従来目標は2,000万人)、2030年においては6,000万人(従来目標は3,000万人)と大幅に見直したところである(2016年3月)。

図5 訪日外国人数の推移



(注) 日本政府観光局(JNTO)による

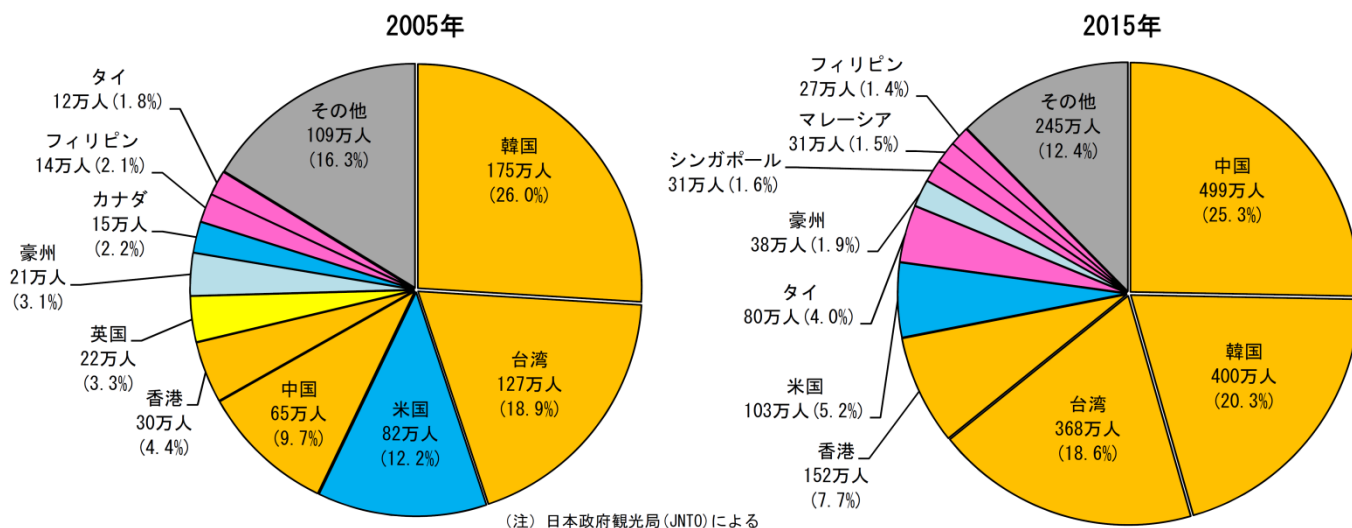
② 国籍別の推移

国籍別の訪日外国人数に注目すると（図6）、2015年末時点において、東アジア地域の国々が上位を占めており、中国、韓国、台湾、香港からの訪日外国人数の合計は、全体の7割を超えている。特に、2005年末現在と比較した場合、中国からの訪日外国人数は499万人と4倍以上に、香港からの訪日外国人数は152万人と5倍以上にそれぞれ増加している。

更に、東南アジア地域の国々については、従前から訪日外国人数の多かったフィリピンやタイに加えて、シンガポールやマレーシアからの訪日外国人数が近年急速な伸びを見せている。

一方、アジア以外に目を転じてみると、米国、豪州、英国、カナダについては、2005年末時点と比較して、訪日外国人数は増加しているものの、全体に占める割合は減少している。

図6 国籍別 訪日外国人の割合



2. 国における外国人施策の動向

(1) 外国人住民の制度的な位置付け

近年における外国人に関する国の動向についてみると、最も大きな転換のひとつは、2012年7月に施行された新たな在留管理制度と

住民基本台帳制度である。

これにより、従前の外国人登録制度は廃止され、外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象になったことで、外国人住民に対して市区町村が行政サービスを提供する基盤が確立された。

(2) 外国人の活用等に関する国の方針

2013年より毎年改訂されている「日本再興戦略」を見ると、国における外国人の活用等に関する方向性が分かる。

2013年6月の「日本再興戦略」では、「グローバル化等に対応する人材力の強化」としての外国人留学生の受入れの促進や、「高度外国人材の活用」として高度外国人材ポイント制度の見直しが掲げられた。

その翌年の「『日本再興戦略』改訂2014」（2014年6月）では、経済成長の担い手として「外国人材の活用」が項目立てされ、技能実習制度の拡充等が掲げられたほか、日本への留学生や海外の優秀な人材が日本で働き暮らしやすくするため、中長期的視点に立って総合的な検討を進めることとされた。

2015年6月の「『日本再興戦略』改訂2015」においても、海外の優秀な人材の我が国への呼び込みが不可欠であるとされ、外国人材の活用は鍵となる施策のひとつに挙げられている。

このように、外国人は日本経済の担い手として捉えられ、優秀な海外の人材を受け入れることが中心に謳われてきたが、2016年6月の「日本再興戦略2016」では、初めて外国人の生活環境の整備についても言及された。

具体的には、「外国人材の活用」として、「高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討」、「外国人留学生、海外学生の本邦企業への支援強化」、「グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進」、「在留管理基盤強化と在留資格手続きの円滑化・迅速化」のほかに、「外国人受入れ推進のための生活環境整備」が掲げられ、例えば、日本語指導を必要とする外国人児童生徒の日本語指導受講率100%を目指すことや、外国人患者受入れ体制が整備

された医療機関を本年度中に 40 か所程度に拡充するなど、具体的な数値目標も明示された。

また、2016 年 6 月の「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（骨太方針）においては、高度外国人材の受入れを拡大するため、JET プログラム（※）終了者等への就労支援や JET プログラムの拡充、外国人の子どもへの教育環境を含む生活環境整備等が掲げられ、「外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める」こととされた。

※ JET プログラムとは、語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の協力のもと、地方自治体等が実施する事業。「外国語指導助手（ALT）」、「国際交流員（CIR）」、「スポーツ国際交流員（SEA）」の 3 つの職種がある。

このように、外国人住民については、かつては日本の少子高齢化や人口減少を見据えた労働力の活用の観点からの検討が中心であったが、近年では地域社会の構成員として生活者の観点に基づく取組も進められている。

3. 地方における多文化共生へ向けた取組

国における取組と並び、歴史的に外国人の多い地域や、1990 年代以降に南米系の日系人等が増加した地域においては、地方自治体や地域の国際交流協会、民間団体等が、独自に外国人住民を対象とした政策に先進的に取り組んできた。2005 年には川崎市が全国に先駆けて「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定している。

また、2000 年代には、個別の地方自治体の取組とともに、浜松市が中心となって 2001 年に設立した「外国人集住都市会議」や、愛知県が中心となって 2004 年に設置した「多文化共生推進協議会」による政策提言活動など、外国人施策に先進的に取り組んでいる地方自

治体間でのネットワークの広がりが見られるのも特徴である。

こうした地方自治体の動きの中、前述の通り、総務省では 2006 年にプランを策定し、地方自治体に対して、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定及び地方における多文化共生の推進の計画的かつ総合的な実施を促した。プランでは多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義した。

プランをモデルに多くの地方自治体が多文化共生の指針や計画を策定するようになり、2016 年 4 月現在では、都道府県では 94%、政令市では 100%の団体が策定している。町村においては未策定の団体が多く、政令市を除く市町村では策定している団体は 40%であるが、地方自治体の人口における外国人住民の占める割合が、全国平均の 1.7%を上回っている市及び区では、約 85%の団体が策定している（総務省国際室調べ）。

4. 地域におけるグローバル化・地方創生の推進

2016 年 9 月には人の国際移動に関する初めての国連サミットが開催されたように、グローバル化の進展により人の国際移動はますます活発となっており、それに伴う諸課題は各国共通のものとなっている。

また、日本においては、人口減少・高齢化の進行と、地方から東京圏への人口一極集中による地域経済の縮小が大きな課題となっており、持続可能な活力ある社会を維持するための地方創生の取組が求められている。

このような状況の中、地域経済における貴重な労働力として、また地域社会の重要な構成員として、外国人住民の役割は増していくであろう。

そこで、外国人を観光客や一時的な滞在者としてだけでなく、生活者、地域住民として認識する視点が、以前にも増して地域社会には求められている。従来の外国人支援の視点を超え、地域社会の

構成員として社会参画を促し、外国人がもたらす多様性を活かす仕組み、そして国籍や民族等にかかわらず、誰もが活躍できる社会づくりが今後求められる。

外国人住民の積極的な地域社会への参画は、外国人の視点に立ったインバウンド関連事業など地域が持つ新たな魅力の創出や、地域特産品のグローバルな販路開拓をはじめとした海外との積極的なつながりによる活性化など、地域産業・経済の振興につながる可能性も秘めている。

事例集

○ 概要

1. 全般的な状況

本事例集の作成にあたっては、プランの策定・通知から10年が経過したことを踏まえ、広く多文化共生に資する取組を対象として、地方公共団体や地域国際化協会、NPO法人等の団体から、自薦・他薦を問わず、幅広く取組事例を募った。

その結果、118件の事例の応募を頂き、「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」構成員から推薦のあった15事例と合わせた133事例について、同ワーキンググループによる検討を行い、52の取組事例を本事例集に掲載した。（掲載事例の選定の視点については、本章末の資料を参照。）

項目ごとの掲載事例の数は以下の通りである。

(1) コミュニケーション支援 (9 事例)	
①多言語・「やさしい日本語」による情報提供	6 事例
②大人の日本語学習支援	3 事例
(2) 生活支援 (28 事例)	
①居住	2 事例
②教育	10 事例
③労働環境	4 事例
④医療・保健・福祉	6 事例
⑤防災	6 事例
(3) 多文化共生の地域づくり (9 事例)	
①地域社会における多文化共生の啓発	4 事例
②外国人住民の自立と社会参画	3 事例
③多文化共生に関わる体制づくり	2 事例
(4) 地域の活性化やグローバル化への貢献 (6 事例)	
①地域の活性化への貢献	3 事例
②グローバル化への貢献	3 事例
計 52 事例	

※ 項目毎に上記色分けをしている

また、大都市や外国人集住都市だけではなく、人口規模の小さい地域や外国人住民の少ない地域などからも応募があったことで、特

性の異なる様々な地域の事例を反映することとなった。

(参考) 地方ごとの掲載事例数¹

北海道・東北	6 事例
関東	14 事例
東海・北陸	13 事例
近畿	13 事例
中国・四国	4 事例
九州	4 事例

加えて、自薦・他薦を問わず募集を行ったことにより、NPO法人や企業のほか、地域に密着した市民団体等も含む、多様な実施主体による取組が掲載されている。

(参考) 実施主体ごとの掲載事例数

都道府県	6 事例
市区町村	10 事例
地域国際化協会等	14 事例
企業	2 事例
NPO法人等	20 事例

2. 項目ごとの概要

本事例集では、プランの構成に基づく「(1) コミュニケーション支援」、「(2) 生活支援」、「(3) 多文化共生の地域づくり」に加えて、新しい項目として「(4) 地域の活性化やグローバル化への貢献」を設けている。

(1) コミュニケーション支援

① 多言語・「やさしい日本語」による情報提供

プラン策定後、外国人住民基本台帳制度の導入により、外国人住

¹ 横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局の「三者通話による119番通報の多言語対応」を各地方ごとにカウントしているため、合計数は掲載事例数と一致しない。

民に対する基礎的行政サービスを提供する基盤が確立された。外国人住民に対する多言語対応については、プランにおいても「地域における情報の多言語化」として盛り込まれているが、外国人住民の増加や多国籍化により、多言語対応の必要性は更に増しているものと考えられる。また、外国人住民が多い地域においては、多言語で様々な情報を発信することにより、日本人住民が外国語に触れる機会を作り、多文化共生や異文化理解を促すきっかけ作りになる。

一方で、外国人住民の多国籍化により、全ての住民の母国語に対応することは困難になってきており、特に災害発生時においては、多言語翻訳は時間を要してしまう可能性がある。そこで、外国人にもわかりやすく、母国語を問わず広く外国人に伝えられる「やさしい日本語」による情報発信が注目されている。

本事例集では、多言語情報の発信や伝達方法について、工夫がなされた優良事例を紹介する。

②大人の日本語学習支援

プランでは、「日本語及び日本社会に関する学習支援」として、日本語や日本社会の習慣等についての学習の必要性を示している。特に第一世代として来日したばかりの外国人は、ライフステージの変化に応じて未知の語彙や制度・社会実態に直面することが多く、日本語能力が向上したとしても、困難な状態に陥る可能性がある。

このような中、外国人住民の地域社会への参画を促すため、従来の日本語教育から一歩前進し、地域生活に密着する「生きた日本語」の教育や、地域住民が参加して交流を深める日本語教室などの様々な工夫について紹介する。

(2) 生活支援

長期間在留する外国人が増加する中、そのライフステージは多様化し、生活環境にかかる必要な支援策はプランを策定した10年前と比べて多様化している。

①居住

外国人住民の入居にあたって、敷金や礼金などの日本特有の住慣習やゴミの処理方法などの地域における生活ルール等、生活習慣の差異に起因するトラブルが起こりやすい。

民間住宅に関する情報提供や生活相談への対応、地域全体でのサポートは、地方自治体が直接関わることのできない場面が多く、NPOやその他関連団体との協力により進めていく例が多い。本事例集では、NPOや公益財団法人が取り組んでいる先進的な取組を紹介する。

②教育

長期間在留する外国人の増加に伴い、外国人の子どもも増加し、学校教育の問題は喫緊の課題となっている。外国人の子どもに対しては、日本語教育と教科教育の両方のサポートを考慮する必要がある。また、保護者の日本語能力や日本の教育制度への理解が十分でなく、学校とうまくコミュニケーションが取れないことなどによって、不就学の子どものが生まれてしまう問題や、外国人の子どもが学校で孤立したり、いじめにあったりして居場所を失う問題、様々なルーツを持つ子どもたちのアイデンティティの問題、さらには保護者の不安定な雇用環境に伴う経済問題など、その課題や背景は複雑化している。

これらの課題に対し、外国人の子どもが日本の学校生活に戸惑わずに早期に適応できるようにするため、就学前の子どもを対象に行う「プレスクール」の取組が注目されている。また、子どもへの支援には保護者の理解や日本語能力が重要であることから、子どもだけでなく保護者も対象とした取組や、子どもの居場所づくりへの取組など、課題解決に向け、各地域の実情に合わせた取組を紹介する。

③労働環境

多文化共生の推進において、外国人の労働環境の整備は重要な役割を占めるが、労働環境は雇用主と被用者たる外国人との関係から

決まることから、地方自治体やNPOなどの公的団体が直接関わる機会が少ない。

人口減少社会においては、産業の現場において外国人が重要なポストに就くようになるなど、その存在が増加する傾向にあると考えられる。国においても高度人材の活用や技能実習制度の拡充が本格化する中、日本語能力の低さが就職に支障をきたしたり、職場内で良好なコミュニケーションをとることができないなど、外国人が新たに就労するにあたっての課題は未だに多い。

地域産業の原動力として地域の発展に貢献してもらうことが外国人のみならず地域社会にとっても重要となっていることを踏まえ、地方自治体や各団体が行っている外国人住民の就労支援や労働環境の改善にかかる取組を紹介する。

④医療・保健・福祉

「はじめに」でも述べた通り、永住者がこの10年で倍増したことに代表されるように、長期間在留する外国人は近年増加している。これに伴い、主な国籍別に見ても、韓国・朝鮮人やブラジル人をはじめ、高齢化が進んでいる実態がうかがえる（下記参考の通り）。

これにより、ライフステージが多様化し、入院、出産や子どもの健康など、外国人住民が日本の医療や福祉サービスの受給者となる場面が増えている。また、外国人観光客をはじめとする訪日外国人も急増しており、医療通訳のニーズは大きくなる一方である。

そこで、外国人住民の医療・保健・介護に関する課題に対する、各地の医療・福祉関係機関や地方自治体における取組を紹介する。

（参考）在留外国人の総数に占める65歳以上の世代の変化（括弧内は割合）

	2005年	2015年
全体	110,743人(5.5%)	→ 153,735人(6.9%)
韓国・朝鮮人	90,265人(15.1%)	→ 118,283人(24.1%)
ブラジル人	2,440人(0.8%)	→ 5,437人(3.1%)
中国人	9,988人(1.9%)	→ 16,503人(2.3%)

（注1）法務省の在留外国人統計（旧登録外国人統計）による。

（注2）2005年は外国人登録者数、2015年は在留外国人数である。

（注3）2005年の「中国人」は台湾を含むものであることから、比較上、2015年についても同じ取扱とした。

（注4）「韓国人」と「朝鮮人」は、2005年は「韓国・朝鮮人」として合算して計上されていることから、比較上、2015年についても同じ取扱とした。

⑤防災

災害発生時には、外国人は情報伝達の点で災害弱者として捉えられやすい。プランにおいても、「災害等への対応」や「緊急時の外国人住民の所在把握」など、外国人住民を「支援される側」として捉えた施策（公助）の例が多く挙げられている。近年の外国人観光客をはじめとする訪日外国人の増加もあいまって、外国人に対する災害時の対応策は各地域において重要なテーマとなっている。

こうした中、防災に関する知識の習得や意識啓発による外国人住民の自助力の向上を目的とした取組が進められている。また、地域ぐるみの訓練等を通じ、外国人住民を地域の一員として日本人住民と共に「支援する側」（共助）として捉えた先進的な取組が見られるようになった。

そこで、本事例集では、「公助」だけでなく「自助」、「共助」の観点から、各地の取組を紹介する。

（３）多文化共生の地域づくり

①地域における多文化共生の啓発

外国人住民が地域において自立し社会参加をしていくためには、外国人への働きかけだけでなく、日本人住民がいかに受け入れるかが重要である。そのためには、地域社会への多文化共生の意識啓発や、日本人住民と外国人住民との交流の場をつくる必要がある。

プランでは、多文化共生の意識啓発のため、住民や企業、NPO等への啓発や、学校、図書館、公民館等の様々な拠点づくり、地域住民が交流する機会となるようなイベントの開催を施策の例として挙げている。

本事例集では、より多くの地域住民の参加を促す工夫がなされている事例や、幅広い日本人住民へ多文化共生の考え方を発信している事例、各団体との協働や、留学生やJETプログラム参加者などの人材の活用により地域における多文化共生の啓発を進めている事例を紹介する。

②外国人住民の自立と社会参画

外国人住民は、支援される側と捉えられがちな一方、地域社会の一員として日本人住民とともに様々な活動に従事し、住民自治的な地域運営の円滑化にも大いに貢献しうる存在と捉えることもできる。

本事例集では、外国人住民の協力を得て地域における課題を的確に捉え、外国人住民の地域社会への積極的な参画を促した事例を紹介する。

③多文化共生に関わる体制づくり

地方自治体の各部署において、外国人住民に日本人住民と同等のサービスを提供していくことが求められる中、外国人を地域社会の一員として捉える多文化共生の考え方は、多文化共生担当部局に特化したものではなく、地方自治体全体において広く共有されていくべきものである。

さらに、外国人住民に対する行政サービスに際しては、人材の有効活用や、包括的な支援を可能とする体制整備など、サービスの提供方法にも工夫を凝らす必要があると考えられる。

本事例集では、地方自治体における多文化共生を担う組織・人材づくりや職員への多文化共生の意識の浸透についての事例を紹介する。

(4) 地域の活性化やグローバル化への貢献

①地域の活性化への貢献

人口減少に直面する地域においては、その土地に愛着を抱きながら、コミュニティや経済活動の活性化を図ろうとする人材は、国籍を問わず貴重な存在である。

外国人住民を支援の対象として捉えるだけでなく、外国人としての視点や外国人がもたらす多様性を積極的に活用することによって、地域資源を新たな観点から捉えたビジネスモデルの形成や、地域産業の振興、ひいては地域の活性化へつなげていくことは、まちづくりに関し有効なアプローチであろう。

本事例集では、外国人住民が主体となるような活動を通じて、地域の活性化に貢献している事例を紹介する。

②グローバル化への貢献

人や商品、資本、情報などのグローバルな動きを、地域の活性化のために積極的に取り込んでいこうとする地方自治体も増えている。地域のグローバル化においては、国や文化の壁を越えて活動し、その多様性を尊重し合いながら活かしていくことが求められる。

本事例集では、インバウンド観光の需要の発掘により、地域の価値を再発見した事例や、留学生をはじめとする外国人の活躍を通じて、人や企業のグローバルな交流を推進した事例などを紹介する。

(参考) 掲載事例を選定する際の5つの視点

① 将来（今後10年間）を見据えた取組かどうか

- ・ 外国人住民の高齢化を見据えた介護分野での取組
- ・ アジアをはじめとした出身国の多様化に対応した取組
- ・ 時代や状況の変化に応じた工夫を加えることで長期・継続的に実施している取組
- ・ 多文化共生を担う組織・人材の育成に関する取組 など

② 多様性を地域の未来に前向きに活かした取組かどうか

- ・ 外国人観光客対応のため外国人住民と連携した取組
- ・ 外国人住民を主役とした地域活性化の取組 など

③ 多くの人・団体の参画を促す仕組みがある取組かどうか

- ・ 地域の住民、団体、企業などを広く巻き込んだ取組
- ・ 地域の外国人コミュニティと連携した取組 など

④ 他の自治体がモデルとして参考にしやすい取組かどうか

- ・ 多くの地域が抱える課題に対応した取組
- ・ 従来の方法に工夫を加えることで事業効果を高めることに成功した取組
- ・ 既存の事業に多文化共生の要素を加えた取組
- ・ 予算や人員をかけずに工夫を凝らして行っている取組 など

⑤ 地域の実情などに合わせた創意工夫を凝らした取組かどうか

- ・ 外国人住民の散在地域ならではの工夫をした取組
- ・ 各地域のコミュニティの特性を活かした取組 など

(その他留意事項)

- ・ 次ページ以降の各事例の紹介においては、地方自治体の実施主体である場合を除き、当該実施主体の所在地を括弧書きで併記している。
- ・ 各事例の紹介中、外国人住民数及び人口に対する外国人住民の割合は、特に断りがない限り、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」に基づく2016年1月1日現在の数値である。

(1) コミュニケーション支援

①多言語・「やさしい日本語」による情報提供

- ◇ 弘前大学人文学部社会言語学研究室
減災のための「やさしい日本語」研究 …………… 25
- ◇ NPO法人 ふじみの国際交流センター
多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口 …………… 27
- ◇ 公益財団法人 横浜市国際交流協会
「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方～原稿づくりから届ける
までのヒント集～」の作成…………… 29
- ◇ 横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局
三者通話による119番通報の多言語対応 …………… 31
- ◇ 大阪市立中央図書館
多文化サービス（外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供） …… 33
- ◇ NPO法人 多言語センターFACIL
医療通訳システム構築事業 …………… 35

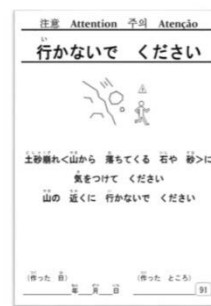
弘前大学人文学部社会言語学研究室（青森県弘前市） 減災のための「やさしい日本語」研究

◆キーワード

情報伝達支援、「やさしい日本語」、防災・減災、発信手段の工夫、長期継続的な取組、多様な主体との連携

◆取組の概要

日本人に比べ、日本語による災害情報や避難情報が伝わりにくい外国人は、災害発生時に情報弱者になりがちである。



弘前大学社会言語学

研究室では、阪神・淡路大震災以降、「やさしい日本語」（※）による情報提供について研究し、その成果を公表している。

※「やさしい日本語」とは：

「簡単な表現を用いる」、「文の構造を簡単にする」、「ふりがなをふる」などの工夫をすることで、普通の日本語よりも簡単で外国人にもわかりやすくした表現方法。比較的容易に作成できるため、迅速に情報を発信でき、母国語を問わず多くの外国人に伝達できる。

例：「直ちに避難して下さい」⇒「すぐ ^に逃げて ください」

◆取組の背景

阪神・淡路大震災では、日本人だけでなく多くの外国人も被災した。災害情報は盛んに発信されたが、日本語に不慣れな外国人には

十分に情報が伝わらなかった。確実に情報を伝えるためには母国語に翻訳することが有効であるが、近年では外国人住民の多国籍化により、全ての外国人の母国語に対応した多言語翻訳は困難であるとともに、翻訳対応には時間もかかるという課題がある。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 幅広い活用を促す取組

本研究室のホームページでは、「やさしい日本語」作成のためのガイドラインや、「やさしい日本語」について学ぶEラーニング教材の公開、「やさしい日本語」作成支援ソフトの無償配布などを行い、幅広い活用を促している。

○ 様々な主体の参加による研究の推進

本研究室では、病院やNPO法人、消防事務組合、地域のコミュニティ放送局、出版社等の様々な協力者と「やさしい日本語」研究会を立ち上げ、定期的に会合を開いて開発や改善を重ねている。

◆取組による成果

- ・ 東日本大震災時は、NPO法人多文化共生マネージャー協議会や仙台市国際交流協会の依頼で、「やさしい日本語」により外国人用災害情報を提供し、外国人支援を行った。
- ・ 「やさしい日本語」の代表的な研究機関である本研究室の取組により、防災パンフレットへの採用や施設での放送、緊急地震速報、ポスターや案内標識などの様々な場面で活用されている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

弘前大学人文学部社会言語学研究室 0172-36-2111

NPO法人 ふじみの国際交流センター（埼玉県ふじみ野市） 多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口

◆キーワード

多言語対応、日本語学習支援、子どもの学習支援、相談窓口、日本人住民の参画、「支援する外国人」の参画、長期継続的な取組、多様な主体との連携

◆取組の概要

NPO法人ふじみの国際交流センター代表の石井氏は、1997年より上福岡市（現ふじみ野市）に一軒家を借りて、約50人のスタッフと共に外国人支援の総合窓口を開設している。



大人の日本語教室の様子

その内容は、入国者への日本語指導、DV被害者への支援、多言語での生活情報の提供、外国人の子どもに対する学習指導・進路指導のほか、多言語での無料生活相談や、外国人住民と日本人住民の交流の場である「交流サロン」の開催等、幅広く外国人住民のニーズに対応している。2016年現在は、ふじみ野市、富士見市、三芳町から外国人生活相談窓口業務の委託を受けている。

◆取組の背景

石井氏は1988年から地域の外国人住民を対象とした日本語教室を公民館で行っていたが、一人住まいの外国人同士が交流する場所やDV被害者へのサポート体制、外国人の子どもたちが日本語の勉強

ができる拠点の必要性を感じ、1997年に地域の人に呼びかけ、ふじみの国際交流センターを開設した。2001年にはNPO法人となり、外国人の自立支援と多文化共生のまちづくりを目的に活動している。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人相談の総合窓口

医療、就労、法律、家族、教育、言語、住居、生活など、外国人から様々な分野の相談を一括して受けつけており、地域の総合窓口となっている。年間600～700件ほどの相談がある。

○ 支援者としての外国人

活動には日本人のほか外国人もボランティアとして参画しており、外国人が受益者としてだけでなく、支援者として活躍する場となっている。それぞれの母国語で相談に乗ったり、自らの経験を踏まえてアドバイスするなど、外国人スタッフだからこそできる支援を行っている。

○ 様々な機関との連携

行政はもとより、警察、病院、学校等、様々な機関と連携することで、相談対応にとどまらず、包括的な支援が可能となっている。

◆取組による成果

- ・ 出身が同じ外国人で後から来日した人のためにボランティアをしたいという外国人や、地域に貢献したいという日本人の仲間を得ることができた。
- ・ 必要な事業を行政に訴え、委託を受けて協働することで、外国人住民に対する支援の必要性を行政が認識するようになった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 ふじみの国際交流センター 049-256-4290

公益財団法人 横浜市国際交流協会（神奈川県横浜市）

「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方 ～原稿づくりから届けるまでのヒント集～」の作成

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

情報伝達支援、多言語対応、発信手段の工夫、外国人の視点の活用、多様な主体との連携

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人向けの多言語発信の必要性が増している中、公益財団法人横浜市国際交流協会では、公益財団法人かながわ国際交流財団、市内の国際交流ラウンジ有志、横浜市と協働で、外国人が理解しやすく活用しやすい多言語情報をどのように作り、



どのように届けるべきかについてのヒント集を2016年3月に作成し、公開した。

編集方針やレイアウト、デザイン、翻訳前の日本語原稿の書き方や工夫すべき点、完成後の情報発信の仕方などについて、多言語情報の作成者にとって役立つようなヒント（例. 見出しや重要な情報は文字の大きさや色を変えること、母国語だけでなく日本語も併記すること、擬人化されたイラストでなく実写に近いイラストを用いること）を紹介している。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人住民の増加により、自治体の窓口での多言語による情報提供の必要性が高まっているとともに、長期間在留する外国人の増加

により、教育や医療、介護などの分野でも外国人住民への対応が求められる場面が増えている。

日本人向けの情報をそのまま翻訳すれば外国人にも同じように伝わると思われがちだが、日本の制度や背景を十分知らない外国人にとっては、母国語になったとしても情報を理解するのが難しい場合がある。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 「現場の声」を活かしたヒント

ヒント集作成にあたっては、多言語情報の作成経験者や翻訳者等からの意見を聞くことにより、多言語情報の作成や翻訳の場面で実際に行われている工夫について、具体的に紹介している。

○ 外国人住民の声を反映

ヒント集には、あえて日本語の表記も記載することの有効性や、絵やイラストの重要性など、日本人の視点からは気付きにくい外国人特有の視点からのヒントも掲載している。

また、外国人住民が多言語翻訳による情報提供について日常生活で感じていることをコラム形式で紹介している。

◆取組による成果

- ・ ヒント集は学校や多文化共生支援団体、行政などの様々な機関へ配布され、活用されている。
- ・ 多言語情報作成者を対象に、外国人住民や翻訳者を交えて、多言語情報作成についてのアイデアの共有や意見交換を行う「多言語情報作成情報交換会」を開催（2016年6月、10月）し、ヒント集の活用を図った。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 横浜市国際交流協会 045-222-1173

横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局 三者通話による119番通報の多言語対応

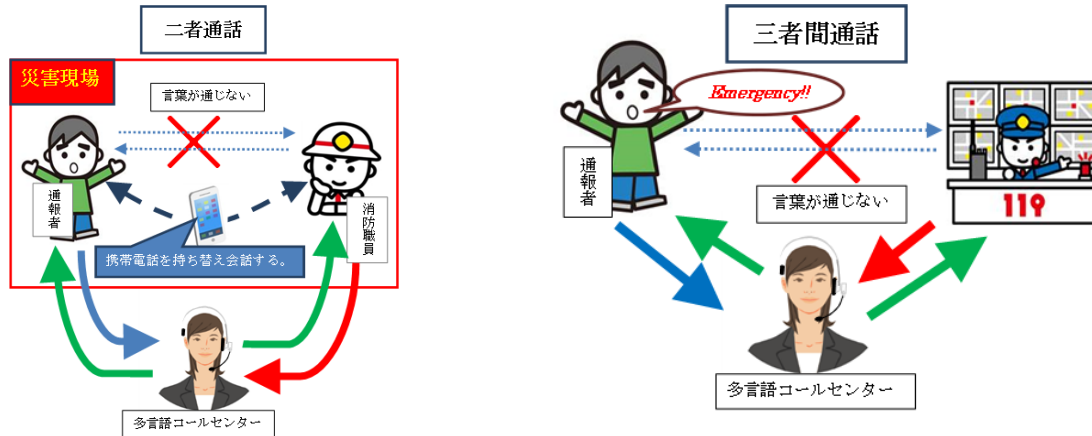
◆キーワード

情報伝達支援、多言語対応、防災・減災、外国人観光客への対応

◆取組の概要

横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局では、日本語が話せない外国人からの119番通報への対応や、災害・救急現場での円滑なコミュニケーションのため、多言語に対応する民間のコールセンターの通訳を介して三者通話を行うシステムを導入している。

5か国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語）に24時間対応している。



◆取組の背景

外国人住民や外国人観光客の増加により、日本語の話せない外国人による119番通報や、災害・救急現場において外国人との会話が必要となる場面は増加している。

外国語での119番通報については、外国語の話せる職員による対応や、印刷物の配布、録音した音声による対応など、自治体によって様々な工夫がなされてきたが、柔軟な対応が難しいことや外国

人住民への周知などに課題があった。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 通報時の迅速かつ円滑な対応

日本語が話せない外国人からの通報があった場合は、通信指令員がコールセンターに接続し、通訳を交えた三者通話に切り替える。同時通訳により、迅速かつ円滑にコミュニケーションを図ることができ、外国人住民からの通報があった際に即座に対応できる。

○ 災害・救急現場における相互通訳

外国人観光客が現場で災害に巻き込まれ、被害者となるケースなど、通報時だけでなく、災害・救急現場で日本語によるコミュニケーションが図れない場合にもコールセンターを活用し、迅速で適切な処理が可能になるという点で有用なツールである。

◆取組による成果

- ・ 外国人からの救急要請の現場で、通訳を介することで症状の詳細や連絡先等を聴取することができ、適切な医療機関へ速やかに搬送することができた。

(参考) 総務省消防庁では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、外国人からの119番通報時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語において365日24時間、迅速かつ的確に対応するため、三者間同時通訳による多言語対応の推進を図って頂くよう各都道府県に通知した(2017年1月)。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

横浜市消防局 045-334-6789

大阪市消防局 06-6208-8181

堺市消防局 072-238-0119

大阪市立中央図書館

多文化サービス

(外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供)

◆キーワード

多言語対応、「やさしい日本語」、地域の多文化共生意識の涵養、日本人住民の参画、長期継続的な取組、多様な主体との連携

◆取組の概要

大阪市立中央図書館では、外国語に関する資料や、外国人が日本を理解するための資料、母国語で読むことのできる資料などを所蔵している。外国資料コーナーでは、地域の外国人住民の傾向を踏まえ、英語や韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語など13言語の図書、雑誌等が利用できる。



大阪市立中央図書館（外観）

また、図書館ホームページは日本語以外に、英語、中国語、韓国・朝鮮語、「やさしい日本語」にも対応している。

これら以外にも、ボランティアによる外国語図書の読み聞かせイベントなど、地域の多文化への理解を深める機会を提供している。

◆取組の背景

大阪市の外国人住民数は12万人を超え、市の全人口に占める割合も4.50%と政令指定都市の中で最も高い。

大阪市立中央図書館は、1996年のリニューアルの際に、日本語以

外を母国語とする外国人住民にとっては母国語に親しむ機会を、また日本人住民にとっては多文化に触れる機会をつくるため、外国に関する資料の提供を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 海外との連携による図書収集等の工夫

2010年にハンブルク市との間で図書館交流協定を締結。ハンブルク市中央図書館との間で図書交換を行い、寄贈図書コーナーを設けている。2013年には駐大阪・神戸米国領事館関西アメリカンセンターとの間でアメリカン・シェルフ・プロジェクトの覚書を締結し、アメリカの教科書やちらし、パンフレットを提供している。また、日本ドイツ文化センターや関西アメリカンセンター等とも共催し講演会等も行っている。

○ 多言語での子ども向け読み聞かせイベント

子ども向けの絵本の読み聞かせイベント「いろんなことばのおはなし会」を2012年より開催しており、2015年度は6回開催した。日本語版と外国語版のいずれもある絵本を選び、ボランティアの協力を得ながら、多言語での読み聞かせを行っている。

◆取組による成果

- ・ 英語、中国語、韓国・朝鮮語の書籍、特に小説、絵本、物語の貸出が多く、外国人住民が母国語に親しむ機会を創出できている。
- ・ 読み聞かせイベントは、日本人が親子で参加するケースも多く、日本人住民が異文化に触れる機会をつくることができている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

大阪市立中央図書館 06-6539-3300

NPO法人 多言語センターFACIL（兵庫県神戸市） 医療通訳システム構築事業

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

情報伝達支援、多言語対応、医療通訳、長期継続的な取組、多様な主体との連携

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人多言語センターFACIL（※）では、日本語の理解が不十分な外国人患者が安心して医療を受けられるようにするため、兵庫県や神戸市と連携して、医療通訳者を医療機関（協力病院）へ派遣する活動を行っている。



県で開催している医療通訳研究会

病院からの依頼でFACILが医療通訳者を手配し、派遣の準備を行う。医療通訳者は受付から診察、検査、会計、薬の受け取り、次回診察の予約まで随行し通訳する。

※“FACIL”はラテン系の言葉で“容易な”の意味。また英語のfacilityにも掛けている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

医療分野においては、現場でのコミュニケーション不足によるトラブルは生死に関わる問題であるため、日本語の理解が不十分な外国人患者と医療従事者双方への通訳支援がとりわけ重要である。

しかし、通訳の手配や経済的負担は、通訳を必要とする外国人患者側が負うものとみなす考え方が未だあることや、費用面やプライバシーの取扱等の課題が多いこともあり、医療機関や行政が積極的

に医療通訳者を採用する状況にはなっていなかった。

多言語通訳・翻訳によるコミュニケーション支援を行っている F A C I L は、医療通訳の必要性を感じ、2003 年より医療通訳システム構築に着手し、2005 年から市内 3 病院で医療通訳派遣を開始した。当初、患者は F A C I L へ医療通訳派遣を依頼する必要があったが、2011 年には病院の一部費用負担開始に伴い、患者が病院に依頼することが可能となった。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 医療機関への医療通訳の意義の啓発

F A C I L では、医療機関向けに「医療通訳研修」を開催。講師に医療通訳制度を導入した病院の医療従事者等を招き、医療通訳の重要性やその意義について、医療機関へ啓発する機会を設けている。

○ 関係団体や自治体との協働

様々な活動団体や地縁組織、行政との協働を行ってきており、地域を巻き込むことを主眼において活動している。2016 年 9 月から兵庫県庁で行っている医療通訳の制度化を目指す研究会では、医療通訳の必要性や人材・資金不足等の現状の問題点を県や医療従事者等と共有している。

◆取組による成果

- ・ 開始当初の 2005 年度は約 30 件の利用だったが、地域の外国人住民の間での認知度の向上や経費負担等の制度の整備に伴い、2015 年度には県内 6 つの医療機関と協力し、依頼数は 360 件に上った。
- ・ 医療通訳を介すことで患者と医療従事者の意思疎通がスムーズになり、また、医師が通訳のしやすさを意識してわかりやすい説明を心がけるようになった等の変化があった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

N P O 法人 多言語センター F A C I L 078-736-3040

(1) コミュニケーション支援

②大人の日本語学習支援

- ◇ NPO法人 フィリピンナガイサ
BAYANIHAN ～みんなで地域をつくっていこう～ …… 39
- ◇ 公益財団法人 兵庫県国際交流協会
セーフティネットとしての日本語教室開設事業 …… 41
- ◇ 総社市人権・まちづくり課
地域参加型生活サポート日本語教育事業 …… 43

NPO法人 フィリピンナガイサ（静岡県浜松市） BAYANIHAN（※） ～みんなで地域をつくっていこう～

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

日本語学習支援、日本人住民の参画、外国人主体の取組、長期継続的な取組

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

浜松市のNPO法人フィリピンナガイサ（※）は、在住フィリピン人が日本社会で自立し、生活の幅を広げていけるよう、日本語初級レベルの在住フィリピン人を対象として日本語教室を開催している（文化庁「生活者としての外国人のための日本語教育事業」に採択）。



バヤニハン日本語教室での交通安全指導

また、地域に住む日本人も「おしゃべりボランティア」として参加しており、地域住民同士の交流の場にもなっている。

※ “BAYANIHAN” はタガログ語で“たすけあい”の意味。

※ “ナガイサ” はタガログ語で“ひとつになる”の意味。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

静岡県浜松市は、外国人住民数が2万人を超える外国人集住都市である。フィリピンナガイサは、浜松近郊のフィリピン人女性が中心となり、在住フィリピン人を主な対象とした生活支援や日本語学習支援を行うため、1994年に発足した（2012年よりNPO法人）。

現在は来日、滞在背景が多様化しており、日系人家族による滞在、呼び寄せの子どもも目立つ。滞在年数が長いフィリピン人女性が、

日本語初級レベルの在住フィリピン人を対象に日常生活に必要な情報提供と日本語を教える教室を開講している。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人による外国人のための支援

日本人が運営する日本語教室が多い中、本事業は在住フィリピン人女性を中心として運営されているほか、講師もフィリピン人が務めている。また、在住年数が長いフィリピン人による新規来日したフィリピン人への世代間の支援という面もあり、支援する側として外国人が活躍している。

○ 実用性の高い学習テーマの設定

学習者は日本語初級者が多いため、病院の受診や買い物、警察や消防への通報、地域の葬祭など、身近な日常生活に関する学習テーマを設定している。

○ 地域の日本人住民との交流

地域の日本人住民が「おしゃべりボランティア」として参加し、学習者の隣に座り、日本語で話しかけ、学習の補助を行っている。フィリピン人が多く在住する地域の自治会の施設等で日本語教室を開講し、近隣住民同士の交流を促している。

◆取組による成果

- ・ 給与や税金に関する講義を行った結果、正しく納税ができた事例や、労働や保険に関する正しい知識に基づき転職できた事例など、外国人の生活支援につながった。
- ・ 日本語教室の開講場所の設定や参加者の募集においては、市の国際課や国際交流協会、自治会等から協力を得ており、地域ぐるみで連携し取組を行うことができた。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 フィリピノナガイサ 090-9175-8380

公益財団法人 兵庫県国際交流協会（兵庫県神戸市） セーフティネットとしての日本語教室開設事業

◆キーワード

日本語学習支援、防災・減災、組織・人材づくり、日本人住民の参画

◆取組の概要

地域における日本語教室及び各教室間のネットワークは、災害時に外国人住民の安否確認、情報収集・発信の拠点となるなど、セーフティネットとしての役割を果たしている。



開設した日本語教室が一堂に会する
合同研修

公益財団法人兵庫県国際交流協会では、県内市町のうち日本語教室のない空白地域に対してその必要性を働きかけ、市町や各地の社会福祉協議会・国際交流協会と協働し、空白地域で初めての日本語教室を立ち上げる事業を2012年度より行った。

具体的には、「日本語学習支援ボランティア養成講座」の実施などにより新規の日本語教室の開設をサポートするとともに、開設後は教室の安定と発展のための支援を行った。

◆取組の背景

東日本大震災では、市役所も被災して行政が十分な対応ができない中、外国人の安否確認や支援ニーズの調査において、地域の外国人社会に通じ普段から顔の見える関係を築いていた日本語教室が力を発揮したことから、災害時のセーフティネットとして地域の日本

語教室が果たす役割が注目されている。また、日本語教室間の連携による県内広域のネットワークも重要である。

阪神・淡路大震災の被災経験がある兵庫県国際交流協会は、2012年時点において県内全 29 市 12 町のうち 1 市 8 町（※）において日本語教室がなかったため、県内市町全てに日本語教室を設置することを目的に取組を開始した。

※相生市、佐用町、市川町、太子町、福崎町、多可町、香美町、新温泉町、神河町

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 日本語教室空白地域での教室開設の支援

兵庫県国際交流協会は、空白地域において、市町が募集した日本語学習を支援するボランティアを対象に、「日本語学習支援ボランティア養成講座」を実施した。同講座には近隣地域の日本語教室の支援者と学習者を招き、支援者としての心構えや学習者の体験談を聞く機会を設け、新しく開設した地域でもすぐに地域間のつながりができるよう工夫した。

○ 継続した教室運営のための支援

兵庫県国際交流協会では、新しく開設された日本語教室が着実に運営されるため、「日本語教室運営強化事業」として各地の日本語教室の合同研修会やフォローアップ研修等を行った。

◆取組による成果

- ・ 2015 年度には県内全市町において日本語教室が開設された。
- ・ 各地域でそれぞれ特色を活かした日本語学習支援や交流が行われ、その活動が地域に根付いている。
- ・ 合同ワークショップへの参加などにより、新規の日本語教室においても、他地域の既存の教室とのネットワークができています。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 兵庫県国際交流協会 078-230-3261

総社市人権・まちづくり課 地域参加型生活サポート日本語教育事業

◆キーワード

日本語学習支援、地域の多文化共生意識の涵養、日本人住民の参画

◆取組の概要

岡山県総社市は、外国人住民を対象とした日本語教室開設事業や、日本語教育に携わる人材の育成を2010年度より行っている（文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業に採択）。



日本語教室の様子

「地域でつながる日本語教室」事業においては、日本語を指導する有資格者の日本語指導者と学習者である外国人住民に加えて、地域住民が外国人住民の日本語学習を支援する「日本語学習サポーター」としてボランティアで参加することにより、日本語教室を「地域住民同士がつながる場」として機能させている。

2015年度の日本語教室には、学習者として外国人住民91名、日本語学習サポーターとして17名が参加した。

◆取組の背景

総社市では、2008年のリーマン・ショック以降における外国人労働者の解雇増を受け、2009年より多文化共生施策の取組を始めた。外国人住民との「顔が見える関係づくり」を目指し、窓口での相談業務を行う中で、外国人住民から日本語教室の開講を望む声が多く聞かれたことから、日本語教育事業を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 地域住民同士の交流の場

地域住民が「日本語学習サポーター」として日本語教室に参加することで、日本語を学ぶ外国人住民が「生きた日本語」に触れる機会となるだけでなく、日本語学習支援を通じて「地域住民同士がつながる場」として日本語教室が機能し、地域における日本人住民と外国人住民の相互交流の促進、日本人住民の多文化共生への意識啓発・醸成につながっている。

○ 地域での日常生活に密着した学習内容

医療や救急、防災、買い物など、日常生活の場面に必要な日本語をロールプレイや実体験により学習したり、市役所内各部署や市内の医療機関等の団体と連携した講習・体験学習を行うことで、地域の行政情報・生活情報を提供する「生活サポートとしての日本語教育」を展開している。

◆取組による成果

- ・ 受講者に対するアンケート調査では、日本語能力の向上を実感している者が多く、全員が「日本語教室が楽しい」と回答しているほか、日本人住民と日本語で話す機会が増えたと回答する者も多かった。
- ・ 外国人住民の自立と社会参加を支援する役割を果たしており、地域住民が外国人支援を担っていく意識の醸成にも貢献している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

総社市人権・まちづくり課 0866-92-8242

○ コラム1 「企業によるコミュニケーション支援」

教育、福祉、生活、語学分野の事業を手掛ける大手企業のグループ会社は、2012年度より、多文化共生事業「いろはにっぽん」を通して、外国人住民が母国と同じように生活できることを目指している。これまでに、自治体や国際交流協会などと共同して生活情報支援（総社市「在住外国人向け防災カード」、四国中央市「在住外国人向け防災カード」、八尾市「多言語リーフレット」、伊賀市「伊賀市オリジナルシート」の制作等）や、日本語教育支援（NPO法人日本ボリビア人協会委託「家で学べる日本語通信講座」や文化庁委託「第3国定住難民向けの日本語通信講座」の制作等）を行っている。

大手流通企業グループ傘下にある銀行は、2016年度に二つの自治体と協定を締結した。名古屋市とは、同行出張所やATM、多言語対応アプリ等を活用した外国人市民及びインバウンドを中心とした観光客向け情報発信を推進するため、「多文化共生・観光推進での連携と協力に関する協定」を締結した。岐阜県可児市とは、海外送金アプリを活用した、外国籍市民向けの多言語による情報提供（市政情報、防災情報、日本語教室案内、相談窓口案内、市主催イベント情報等）などを行うため、「多文化共生の推進に関する協定」を締結した。

2006年に設立された外国人向け賃貸住宅保証会社は、積極的に外国人社員を雇用することで、外国人の物件探しや入居契約を多言語でサポートし、日本の賃貸住宅のシステムや生活習慣についても多言語で情報提供するとともに、滞納賃料のほか、残置物の保管や撤去の費用も保証することで、住宅オーナーの不安を解消している。また、入居後に生活習慣や不動産慣習の違いなどによってトラブルが発生したり、入居者が日本の生活で不安なことがあった場合には、入居者やオーナー、不動産会社が無料で利用できる生活サポートコールセンターを設置して、多言語で対応している。

(2) 生活支援

① 居住

- ◇ NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター
すまいに関する外国人の相談窓口 47
- ◇ 公益財団法人 京都市国際交流協会、公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
京都府支部
外国人のための住宅支援事業 49

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター（神奈川県横浜市） 住まいに関する外国人の相談窓口

◆キーワード

多言語対応、相談窓口、「支援する外国人」の参画、長期継続的な取組、多様な主体との連携

◆取組の概要

NPO法人かながわ外国人すまいサポートセンターでは、県内に在住する、または在住を希望する外国人に対して、入居から退去までの各種の相談受付を2001年度より多言語で行っている（5言語）。



相談窓口の様子

外国人に住居を仲介できる不動産業者の紹介や、入居後のトラブルに関する相談など、支援の内容は多岐にわたっており、2015年度は年間約1,000件の相談があった。

また、日本で住居を借りる際の基本的なルールや敷金・礼金などの用語を解説した「入居退去マニュアル」をはじめ、7種類の多言語マニュアルを作成し配布している。

◆取組の背景

外国人が日本で住居を借りる場合、敷金・礼金など、外国人には一般的ではない慣行があることや、外国人に住居を仲介する不動産業者が少ないこと、入居後に言語や習慣の違いから発生する大家や不動産業者とのトラブルや家賃の滞納など、多くの問題、課題について指摘されていた。また、複雑かつ深刻な問題を併せ持つ相談が多く持ち込まれ、様々な連携が必須となった。

神奈川県では、知事の諮問機関として設置された「外国籍県民かながわ会議」からの提言（2000年10月）を受け、行政と不動産業界、国際交流団体、民間団体等の連携により、かながわ外国人すまいサポートセンターを設立、2001年より多言語対応による相談業務を行っている。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 多様な相談に多言語で対応

相談窓口には外国人スタッフも配置し、英語やスペイン語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語の5言語で対応している。相談内容は住居に関する相談はもちろん、生活困窮による家賃の滞納や、近隣住民とのトラブルをはじめ様々な困窮課題について、行政、司法、関係団体などと連携し解決を目指す。

○ 「住まいサポート店制度」

外国人の入居を仲介する不動産店を「住まいサポート店」として神奈川県国際課に登録、トラブル対応や保証会社、通訳ボランティアの派遣、前記の各種マニュアルの優先配布など、連携・協力して対応する体制を整えている。

○ 他団体との連携

国際交流団体、外国人支援団体、困窮者支援団体、NPO法人、不動産業界団体等と協働し、相談会や講演、研修を行っている。

◆取組による成果

- ・ 外国人の受入れに前向きな「住まいサポート店」とのネットワークが拡大しており、外国人が入居しやすい環境づくり、困窮を抱える外国人などへの支援体制を整えることができた。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 045-228-1752

公益財団法人 京都市国際交流協会、公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会京都府支部（京都府京都市） 外国人のための住宅支援事業

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

多言語対応、留学生支援、長期継続的な取組

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人京都市国際交流協会と公益財団法人日本賃貸住宅管理協会京都府支部では、外国人のための賃貸住宅検索サイト「外国人のためのお部屋情報 HOUSE navi」



(<https://housenavi-jpm.com/>) を共同運営している。

「HOUSE navi」においては、外国人向けの物件について多言語で検索できるほか、多言語対応が可能な不動産会社を紹介している。

また、日本で住居を探す際に必要となる基本的な知識や役立つ情報などもサイト上で公開している。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

京都市内には多くの大学があることから、外国人留学生が多く在住している。また、2014年3月に改訂した「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して～」において、留学生の誘致や市民との交流促進、卒業後の就職支援が重要な施策として掲げられるなど、留学生は今後ますます増加することが見込まれている。

このような中、京都市国際交流協会では、物件の情報を外国人向けに多言語化して検索できるようにしたサイト「HOUSE navi」を 1996

年11月より運営しており、留学生をはじめとする外国人の住宅確保の課題に取り組んできた。「HOUSE navi」における物件情報の更新や対応を向上するため、2013年5月からは日本賃貸住宅管理協会京都府支部と共同で運営している。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 多言語に対応した物件の検索

「HOUSE navi」は、日本語のほか、英語、中国語、韓国・朝鮮語での閲覧や物件の検索ができる。

○ 多言語対応が可能な不動産業者の紹介

京都市内では、英語のほか中国語や韓国語にも対応する不動産業者が増加してきたことから、「HOUSE navi」においては、物件の検索機能だけでなく、母国語での相談が可能な不動産業者の一覧も掲載している。

○ 住居についての様々な情報提供

「HOUSE navi」では、「賃貸Q & A」として、「お部屋探しヒント集」や、契約条件や用語等を解説した「不動産賃貸借マニュアル」、留学生向けの住宅支援制度の解説などを日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語で掲載するなど、外国人が住居を確保するのに必要な情報を多言語で提供している。

◆取組による成果

- ・ サービスの開始から20年が経過し、留学生をはじめとする外国人の円滑な入居に長く役立てられている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 京都市国際交流協会 075-752-3010

公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会京都府支部 075-211-4774

○ コラム2 「賃貸住宅管理業界による居住支援」

全国の賃貸住宅管理会社が加盟する公益財団法人日本賃貸住宅管理協会では、2000年に外国人入居促進研究会（現あんしん居住研究会国際交流部会）を設置して以来、外国人の住環境の改善を目指して様々な取組を行ってきた。

「外国人入居支援BOOK」の作成（2002年）や「外国人居住安定化のためのガイドライン」の策定（2003年）を皮切りに、外国人の賃貸住宅探しのためのウェブサイト「ウェルカム賃貸」の立ち上げ（2007年）、6言語による「部屋探しのガイドブック」と「外国人の住まい方ガイド（DVD）」の制作（2009年）などを行っている。

近年では、外国人留学生の不動産会社でのインターンシップに力を入れているほか、「部屋探しのガイドブック」のベトナム語版とネパール語版を2016年度末に発行する予定である。

(2) 生活支援

②教育

- ◇ 外国人の子ども・サポートの会
外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート …… 53
- ◇ NPO法人 NO BORDERS
外国人の子ども預かり支援 …… 55
- ◇ 公益財団法人 横浜市国際交流協会
横浜市南区・外国人中学生学習支援教室パン提供プロジェクト …… 57
- ◇ 公益財団法人 とやま国際センター
外国籍子どもサポートプロジェクト …… 59
- ◇ Wide International Support in Hamamatsu (WISH)
外国籍児童就学前学校体験教室「ぴよぴよクラス」及び就学後教育支援 … 61
- ◇ 浜松市国際課、静岡県多文化共生課
外国人の子どもの不就学に対する取組 …… 63
- ◇ NPO法人 シェイクハンズ
外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋 …… 65
- ◇ 愛知県多文化共生推進室
外国人幼児向け日本語学習教材等の作成 …… 67
- ◇ 津市人権教育課
初期日本語教室「きずな」「移動きずな」「日本語指導ボランティア養成講座」 …… 69
- ◇ Minami こども教室実行委員会
Minami こども教室 …… 71

外国人の子ども・サポートの会（宮城県仙台市）

外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

子どもの学習支援、居場所づくり、日本人住民の参画、「支援する外国人」の参画、長期継続的な取組、外国人保護者の参加、多様な主体との連携

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

ボランティア団体「外国人の子ども・サポートの会」では、公共施設のフリースペースを主な会場として、放課後や週末に外国人の子どもに日本語・教科学習の1対1のサポートを2005年より行っている。



交流会に参加した子ども・保護者とサポーター

サポーターはボランティアとして募集しており、学生や社会人など多様な立場の人が活動している。サポーターを対象とした勉強会や研修会を実施しているほか、他の団体と連携し、新しい教材や具体的なサポートの方法について情報交換をしている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

宮城県は外国人人口約1.7万人、人口に対する比率は約0.8%と、全国的に見ても外国人住民の占める割合は比較的少数である。また、仙台市に在住する外国人は多いものの一極集中とまではいえず、県内に散在しているとともに、散在地域では外国人住民の抱える課題は地域の課題として顕在化しにくいいため、支援を受けにくい傾向がある。

特に、外国人の子どもは、言葉の壁によりコミュニケーションがうまく取れなかったり、学校での教科学習に支障をきたすことがあり、支援を必要としているケースがある。

そこで、子どもたちそれぞれが抱える問題を1対1でサポートし、また子どもたちの居場所を作るため、活動に着手した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 保護者との面談によるオーダーメイド型サポート

支援の開始にあたって、まず保護者を交えた面談を行い、家庭での様子や日本語・教科の理解度を把握し、一人一人の能力とニーズを見極めて個別のメニューを作成している。

○ 教育機関や各種団体との連携

日本語・教科学習については、学校の先生と情報を共有しながらより効果的にサポートしている。来日直後の教育委員会や転入校への随行や、市民団体や国際交流協会、大学等との連携による進学支援も行い、継続的な支援を行っている。

○ 子どもたちの居場所づくり

同じ場所で複数の子どものサポートを行うことから、同じ立場の子どもたちが出会い、交友関係を築く場所になっている。定期的に交流会を開催し、居場所づくりも行っている。

◆取組による成果

- ・ これまで多くの外国人の子どもたちが進学という目標を達成した（高校30人、大学7人、専門学校4人（2016年3月末現在））。
- ・ 取組を開始して12年が経過し、大学進学を果たした外国人生徒が後輩の支援に回るといった良い循環も見られ、世代間のサポートが根付いてきている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人の子ども・サポートの会 090-2793-8899

NPO法人 NO BORDERS (群馬県太田市) 外国人の子どもの学習支援

◆キーワード

子どもの学習支援、居場所づくり、地域の多文化共生意識の涵養、日本人住民の参画、第2世代による取組

◆取組の概要

日系ブラジル人有志によって設立されたNPO法人NO BORDERSは、群馬県太田市や隣接する大泉町を拠点とし、言葉の壁などで学校になじめずにいる外国人の子どもたちの自立支援のため、日本語・教科学習の補助を行っている。



子どもたちと高齢者の交流

具体的な活動内容としては、放課後に勉強の補助や宿題の手伝い、翌日の学校の準備、ポルトガル語や英語、日本語の学習やレクリエーション等である。

◆取組の背景

太田市や大泉町が位置する群馬県東部は、製造業が盛んで様々な工場が集まっており、ブラジル出身者をはじめとした外国人住民が多い地域である。中でも、大泉町は4万人あまりの住民のうち約6,700人、およそ16%が外国人住民と、全国でも屈指の外国人集住地域である。

保護者が共働きの場合、子どもたちが放課後に過ごす場所がないことが問題となっていた。また、言葉の壁により保護者と学校との間の意思疎通がうまくいかず、子どもの学習支援が家庭内で十分で

きないことから、学校になじめない子どもが生じていた。

このため、子どもたちへの支援の必要性を感じた日系ブラジル人が、地域の日系ブラジル人コミュニティに呼びかけて2016年にNPO法人を設立し、支援を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 日系人による日系人の子どものための支援

日本で生まれ育った日系ブラジル人の青年が中心となって約40人の小学生を支援している。日本語だけでなくポルトガル語を用いた交流や、自らの経験を踏まえて子どもたちに寄り添った支援など、日系人ならではの支援ができている。

○ 子どもたちが地域交流に参加

教室内での学習にとどまらず、町内の高齢者施設への訪問や夏祭りへの参加も行っており、外国人の子どもたちが地域住民と交流を深めるなど、地域社会との交流の機会を多数設けている。

○ 大学生ボランティアスタッフの受け入れ

現役大学生を受け入れ、ボランティアスタッフとして外国人の子どもたちの支援の参加体験を行うことを通じ、多文化共生に関わる意識や国際理解の推進につなげている。

◆取組による成果

- ・ 日本語が得意でなく、子どもの宿題を手伝えずに困っていた家庭や、言葉の壁から学校生活になじめない子どもを抱える家庭にとって非常に重要な取組となっている。
- ・ 子どもたちが支援を受けるだけでなくコミュニティの一員として地域の活動に参加する機会を設けており、地域における多文化共生への理解の促進に貢献している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 NO BORDERS 0276-55-1553

公益財団法人 横浜市国際交流協会（神奈川県横浜市） 横浜市南区・外国人中学生学習支援教室パン提供 プロジェクト

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

子どもの学習支援、居場所づくり、日本人住民の参画

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 横浜市国際交流協会が運営する「みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ」では、横浜市南区内の外国人の中学生を対象に、「南区・外国人中学生学習支援教室」を2012年度から行い、中国、フィリピンの生徒約40人の学習支援を行っている。



南区・外国人中学生学習支援教室の様子

参加する子どもたちの中には、経済的に厳しい環境にあると思われる子どももいたことから、趣旨に賛同する近隣のパン屋の協力を得て、2016年2月より、毎週火曜日の教室終了後に参加した子どもたちとパンを一緒に食べる取組を始めた。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

南区・外国人中学生学習支援教室では、毎年夏休みに、教室に参加している生徒とボランティア支援者の交流会を行っており、一緒にホットドッグ等を作っている。ホットドッグが余った際には生徒が持ち帰るが、家族のために一人で多くのホットドッグを持ち帰る生徒が散見され、経済的に厳しい環境にある子どもが少なくないこ

とが分かってきた。

そこで、近年各地で取り組まれている「子ども食堂」にヒントを得て本取組を始めた。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 食の支援や居場所としての機能

週に1回ではあるが、学習支援教室において食事を提供する機会を設けることで、従来の役割である学習の支援に加え、食の支援や居場所づくりとしての役割も果たすことができている。

○ 地域との協力

スタッフや会場、食材といった面で地域の様々な力に支えられている「子ども食堂」の例と同様に、本取組においても、趣旨に賛同した近隣のパン屋から余剰のパンの提供を受けている。

○ 子どもたちと関係者の交流

教室終了後、ボランティア支援者や事務局と子どもたちがパンを食べながら交流する時間が生まれた。

◆取組による成果

- ・ 週1回のパンの提供を通じ、「学習支援教室は参加生徒を歓迎している」というメッセージの発信になっており、これまであまり出席しなかった生徒が参加するようになり、全体として出席率が上がった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 横浜市国際交流協会 045-222-1171

公益財団法人 とやま国際センター（富山県富山市） 外国籍子どもサポートプロジェクト

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

子どもの学習支援、居場所づくり、日本人住民の参画、多様な主体との連携

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人とやま国際センターは、富山県射水市において外国人の子どもたちを総合的に支援するための「多文化こどもサポートセンター」（以下、「サポートセンター」という。）の開設・運営に向け、「外国籍子どもサポートプロジェクト」を2007年度より3年計画で実施した。



サポートセンターでの絵本の読み聞かせ

2007年8月より「射水多文化共生推進会議」を開催して検討を重ね、プロジェクトの三つの柱である、支援人材育成のための「多文化共生サポーター養成講座」（2007年10月）、「多文化こども交流会」（2007年11月）、「射水市多文化共生実態調査」（2008年2月）を行った。

2008年6月にはサポートセンターをオープンし、上記養成講座の修了生を中心とするサポーターの協力により、学校の宿題の補助や遊びなどを行っている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

富山県射水市は、ロシアとの定期航路を持つ富山新港を抱え、ロ

シア向けの中古自動車販売をビジネスとするパキスタン住民が多く在住している。とやま国際センターでは、外国人の子どもたちの居場所づくりを最終的な目的としたプロジェクトに着手した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 多様な構成員によるプロジェクトの推進

本プロジェクトの開始にあたり、とやま国際センターを中心に、富山県、富山県教育委員会、射水市、射水市教育委員会、富山大学、射水市民国際交流協会などのほか、地域住民（日本人、外国人）もメンバーに加わった。

○ 実態調査による現況やニーズの把握

当時の外国人登録法では、正確な外国人の子どもたちの就学率を出すことができなかったため、射水市や射水市教育委員会と協働し、射水市の外国人登録を元に戸別訪問することで正確な就学率（小学校 94.4%・中学校 82.6%）を把握した。

また、新設するサポートセンターの検討にあたり、外国人の子ども等を対象として、学校で困っていることやサポートセンターで実施してほしいことについてアンケート調査を行い、その結果をサポートセンターの開設場所や活動内容に活かした。

◆取組による成果

- ・ 2008年6月にオープンしたサポートセンターは、2010年度より射水市が運営しており、外国人の子どもたちの学習や遊びの場として定着している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 とやま国際センター 076-444-2500

Wide International Support in Hamamatsu (WISH) (静岡県浜松市) 外国籍児童就学前学校体験教室「ぴよぴよクラス」 及び就学後教育支援

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

子どもの学習支援、就学前の子どもへの支援、大学生による取組、長期継続的な取組、外国人保護者の参加

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

WISHは2012年に設立された地元の大学生30名以上が参加する大学生団体である。

公立小学校に入学前の外国人の子どもたちを対象とし、入学予定の小学校において、登下校、給食、あいさつ、ひらがなや歌、工作などを学び、学校生活を疑似体験する「ぴよぴよクラス」を、2012年から



ぴよぴよクラスの様子

WISHが主体となって開催している。2015年度は18名の外国人の子どもが参加した。

また、入学後の1年生児童に対する学習支援として、WISHメンバーが大学の授業の合間を活用し、小学校の授業に参加し指導補助を行う「スーパーアシスタントティーチャー（通称SAT）」の取組も行っている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

言語や習慣・文化の違いや日本語能力が原因で、日本人との相互理解が進まない外国人住民が多数いる。このため、保護者の中には、学校への偏見や先入観から、子どもを入学させることへの不安が募っていたり、小学校入学後に子どもが学校生活になじめないといっ

た理由で不就学、不登校に陥ってしまうなどの問題が生じていた。

そこで、子どもや保護者の抱える不安を解消するため、浜松国際交流協会が大学生ボランティアの協力を得て2004年より「ぴよぴよクラス」を開講した。その後、徐々に大学生による主体的な取組へとシフトしていき、2012年にWISHが設立され活動を引き継いでいる。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 小学校との連携

単に児童が学校生活を体験するだけでなく、「ぴよぴよクラス」での児童の様子を入学予定の小学校の先生に伝えることで、入学後の指導に活かすことができている。

また、「スーパーアシスタントティーチャー（SAT）」では、小学校側の要望に応えつつ、クラス担任の教員と協力しながら児童のサポートを行っている。これにより、外国籍児童の生活状況の支援もでき、日本人児童のサポートもできるという効果がある。

○ 保護者の就学への意識啓発

「ぴよぴよクラス」開講の1ヶ月ほど前に、WISHメンバーが児童宅を訪問し、アレルギーの有無や食の嗜好、日本語能力を問うとともに、保護者ともコミュニケーションを取っている。クラスの状況は保護者にも共有するとともに、クラス最終日の児童の学習発表会には保護者も招待し、就学の重要性を啓発している。

◆取組による成果

- ・ 本取組は10年以上継続されており、児童と保護者の不安の解消に貢献している。
- ・ 本取組においては、学生が外国人住民を巡る課題に積極的に関わっており、学生の創意工夫や社会意識の醸成につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

WISH <https://www.facebook.com/wish.hamamatsu/>

浜松市国際課、静岡県多文化共生課 外国人の子どもの不就学に対する取組

◆キーワード

不就学の子どもへの支援、外国人保護者の参加、多様な主体との連携

◆取組の概要

浜松市は、外国人の子どもの就学促進のため、2011年度に静岡県や在浜松ブラジル総領事館、地元自治会、警察などの関係機関からなる「浜松多文化共生事業実行委員会」を組織し、「外国人の子どもの不就学ゼロ作戦」事業を開始した。2013年度には、就学状況の確認を基に、相談や情報提供、学習支援などにより外国人の子どもの不就学を無くす「浜松モデル」を確立した。



バイリンガル相談員による家庭訪問
(浜松市)

また、静岡県では、浜松市以外の県内市町に住民登録のある外国人の就学状況の調査を2013年度から実施しており、調査結果を踏まえて、市町・市町教育委員会に対し、子どもの継続的な進路状況の把握と不就学の子どもへの就学指導を促している。

◆取組の背景

外国人に対しては就学の義務が課されていないことや、居住状況が正確に把握できていなかったことなどにより、不就学の子どもを就学に結びつけることは困難であった。

そこで、浜松市は、外国人の子どもの就学状況の継続的な把握と不就学の解消、不就学を生まない仕組みの構築のため、2011年度に

本取組に着手した。

また、静岡県では、県内在住の外国人の子どもの不就学の解消を図る施策の基礎資料とするため、2013年度より就学状況の調査を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 「浜松モデル」の確立（浜松市）

「浜松モデル」は、①転入時の就学案内、②就学状況の継続的な把握、③不就学の子どもや家庭に対するきめ細かな支援、④就学後の定着支援の4つから成り立っており、市教育委員会や外国人学校等と協力し、不就学を生まない仕組みとして構築した。

○ 就学状況の全数調査を継続して実施（静岡県）

浜松市を除く県内市町の協力を得て、住民登録がある小学校1年生から中学校3年生までの年齢の全ての子どもを対象に、2013年度以降、毎年度継続して調査を行っている。新たに就学年齢に達した者及び転入者の名簿を就学者の名簿と照合することで、新規の不就学者を把握しているほか、前年度調査時の不就学の子どものフォローアップ調査も行っている。

◆取組による成果

- ・ 浜松市では、事業開始3年目の2013年9月に外国人の子どもの不就学ゼロの状態を達成。以降も年6回の実態調査を継続し、不就学が判明した場合は速やかに就学支援を行う体制ができている。
- ・ 静岡県では、県内の外国人の子どもの就学状態を継続的に把握できおり、各市町において個々に応じた就学支援を行っている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

浜松市国際課 053-457-2359

静岡県多文化共生課 054-221-3310

NPO法人 シェイクハンズ（愛知県犬山市）

外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋

◆キーワード

子どもの学習支援、就学前の子どもへの支援、居場所づくり、日本人住民の参画、外国人保護者の参加、多様な主体との連携

◆取組の概要

シェイクハンズは、2007年より外国人の親子の放課後の居場所づくりに地域団体と協力して取り組んでいる（2009年にNPO法人化）。



子どもたちの放課後支援の様子

毎週木曜日の放課後には、外国人の小学生を対象に、教科学習や日本語指導、集団遊び等を行っている。

毎週日曜日には、親子を対象とした日本語学習支援や文化体験などを行っている。2016年6月現在、小学生22名、保護者12名が参加。

また、5歳から16歳までの幅広い子どもたちを対象とした日本語・教科学習等の場として「にじいろ寺子屋」を週5回開催しており、2016年6月現在、46人が参加している。

◆取組の背景

愛知県犬山市やその周辺地域は外国人が散在する地域であり、当時、外国人住民に対する行政としての施策は少なく、特に子どもに特化した日本語教室がない状況であった。

日本語の話せない子どもは学校や地域で孤立しやすく、また母国

語も十分に話せないために保護者とのコミュニケーションにも支障をきたすケースもあった。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 総合的な子育て支援

シェイクハンズでは、日本語・教科学習の補助だけでなく、「にじいろ寺子屋」において、日本語能力試験の受験指導や未就学児童を対象としたプレスクール（※）を実施するなど、様々な体験の場やボランティアの場を設けている。また、学生から高齢者まで地域住民が様々な形で支援者として参加しており、地域全体で外国人の子育て支援を担っている。

※プレスクール：

日本の小学校へ入学を予定している子どもに対し、日本の学校文化や習慣等に慣れることを目的として、小学校での生活の体験等を行う取組。

○ 関連機関との情報共有

地域内の小中学校と情報共有に努め、外国人の担当教諭などと協力するとともに、周辺自治体（犬山市・江南市・扶桑町・大口町）とも情報共有のうえ協働している。

◆取組による成果

- ・ 外国人の子どもが様々な体験に触れることで意欲的に学習するようになり、中学校での宿題の提出率の向上や、日本語能力試験を受験した 28 名全員合格、中学校 3 年生の生徒の高校進学 100%（2016 年度）などの成果があった。
- ・ 他団体との連携や地域のコミュニティ行事への参加を通じ、外国人の地域社会への参加の推進や地域における多文化共生の意識向上につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 シェイクハンズ 0568-61-0971

愛知県多文化共生推進室

外国人幼児向け日本語学習教材等の作成

◆キーワード

多言語対応、「やさしい日本語」、就学前の子どもへの支援、発信手段の工夫、外国人保護者の参加

◆取組の概要

愛知県では、小学校入学前の外国人の子どもが、入学した学校で戸惑うことなく学校生活に早期に適応できるよう、初期の日本語指導及び学校生活指導を行うプレスクールの普及を2006年度から進めている。

2015年度には、日本の学校生活をわかりやすく説明した幼児向け教材「たのしい1ねんせい」と、保護者向け啓発冊子「～1年生になるまえに～小学校入学への手引」を作成し、教育委員会等を通じて、就学時健康診断等の際に外国人の子どもがいる家庭に配布した。これらの冊子は、県のホームページからもダウンロードでき、プレスクールの教材等として活用されている。



○外国人幼児向け日本語学習教材等紹介ページ（愛知県多文化共生推進室）

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/purekyouzai.html>

◆取組の背景

2006年度以降、県内の4市でモデル的にプレスクールを実施し、

そこで得られた教材やノウハウを普及させるため、2009 年度に「プレスクール実施マニュアル」をまとめた（全国初）。その後、毎年度プレススクールの普及に向けた説明会を開催し、実施市町村は 15 市町まで増加した（2015 年度）。

この事業を更に充実させるため、2015 年度にはプレススクール等に活用できる幼児向けの日本語学習教材及び保護者向けの啓発冊子を作成した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○「たのしい1ねんせい」の内容の工夫

学校生活で必要となるあいさつや数字の読み方、日常生活に関する基本的な単語など、小学校入学にあたって覚えておくことが望ましい日本語を、ひらがなと 5 か国語で表記した。

また、学校生活を楽しみにして迎えられるよう、学校の一日や行事を紹介した。なお、日本語に馴染みがない家庭でも言葉絵本として活用し、学校生活について親子で話をするきっかけとなるよう、イラストを多用している。

○「～1年生になるまえに～小学校入学への手引」の内容の工夫

保護者が知っておくことが望ましい日本の学校行事や学校生活での注意事項を、「やさしい日本語」（ふりがな付）と 5 か国語で表記した。国ごとに文化が異なるため、保護者が日本の学校について理解し、学校とよい関係を築くために必要な内容を記した。

◆取組による成果

- ・外国人の子どもを支援している NPO 法人や学校で広く活用され、現場の教員等から高い評価を得ている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

愛知県多文化共生推進室 052-954-6138

津市人権教育課

初期日本語教室「きずな」「移動きずな」「日本語指導ボランティア養成講座」

◆キーワード

子どもの学習支援、組織・人材づくり、日本人住民の参画、多様な主体との連携

◆取組の概要

三重県津市では、2012年度に日常生活に必要な日本語や日本の学校の習慣等を学ぶ「きずな」を開室、2013年度より「きずな」教室に通えない生徒のために在籍校で同じカリキュラムを受けられる「移動きずな」を実施している。これまでに68名が卒業し、2016年8月現在は11名が在室。



きずな教室の様子

指導は市教育委員会職員とボランティアが行っており、公募したボランティアに対しては、国際交流協会や日本語教室、公民館との共催により毎月2回「日本語指導ボランティア養成講座」を実施している。修了認定を受けた57名が「きずな」教室等で活躍している。

◆取組の背景

津市は、外国人住民数が市人口の約2.6%を占める外国人集住都市である。

2011年5月に行った調査において、津市立小中学校に318名の日本語指導が必要な児童生徒がいることが判明し、その指導は各学校

や担当職員に任されていた。日本語で行われる授業を理解できないまま過ごしている生徒もいることから、統一した基準に基づく日本語指導の必要性を感じ、2011年度より市立の小中学校における日本語指導体制の構築に着手した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 各学校での日本語指導体制の整備

2011年度はすべての学校に日本語教育担当を置き、日本語指導体制を構築するとともに、文部科学省の日本語指導カリキュラムを基軸とした日本語教育担当者研修を実施した。

また、日本語指導が必要かどうかの判断基準「津市版日本語能力把握スケール」を作成し、各学校ではスケールをもとに個々の能力に応じた支援をどのように行うかを話し合うための「日本語能力判定会議」を開催している。

○ 「きずな」教室で使用する指導案の作成

「きずな」教室の開室にあたり、誰が指導しても日本語指導が着実に積み上がるように、1時間の指導で使用する教材と指導案が一緒に入った津市独自の指導用パックを2012年度に作成し、活用している。

◆取組による成果

- ・ 外国人生徒の高校進学率は2006年度の56%に対し、2015年度は92%となった。
- ・ 日本語指導ボランティアは開室当初の3名から62名まで増加（2016年度現在）。参加したボランティアに外国人支援の意識が芽生えており、地域の多文化共生の啓発にもつながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

津市人権教育課 059-229-3249

Minami こども教室実行委員会（大阪府大阪市）

Minami こども教室

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

子どもの学習支援、居場所づくり、日本人住民の参画、外国人保護者の参加

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

夜間学習支援教室「Minami こども教室」は2013年9月から始まり、教室の所在する大阪府中央区から、毎回、30数人の外国にルーツを持つ子どもたちが参加している。



子どもの状況に合わせた1対1での日本語・教科学習などのサポート

学習はボランティアによるマンツーマンで行われ、学校の宿題の補助や日本語の基礎的な学習のほか、独自の日本語力向上プログラムに取り組んでいる。

学習終了後は、夜間であることからボランティアが自宅まで送り届けており、その際に見えてくる子どもたちの生活背景などから、必要なソーシャルワークに取り組むのも大事な活動である。

通常の学習のほか、絵本の読み聞かせ、野外活動を通じた体験学習、ダンス、料理、レクリエーションなどの交流も行っている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

大阪府は人口に占める外国人住民の割合が約4.5%と政令指定都市の中で最も高い。大阪府の繁華街ミナミにある大阪府立南小学校には、10か国を超える国籍やルーツの様々な子どもたちが通い、全校児童の約4割を占める。中には日本語での学習に困難を抱えたり、

ひとり親で夜間に就労し、その間は子どもだけで過ごす家庭も少なくない。

このような状況の中、南小学校から相談を受けたNPO法人関西国際交流団体協議会（国際交流団体のネットワーク組織）を中心として、外国人支援団体や大学、日本語教育を担当していた元教員などが実行委員会を2013年5月に結成し、教室活動が始まった。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ ボランティアの募集と育成

教室で子どもの指導を行うボランティアは、学生や社会人など様々である。新規のボランティアには、外国人の子どもが抱える課題や指導に必要なことなどについて説明会や定期的な研修会を実施し、教室の役割やねらいを理解してもらっている。

○ 日本語指導の工夫

日本語学習には、市販のドリルや教員経験者が独自に作成した教材を用いている。2016年度からは本読みを通じた日本語学習「Minami Fun time」に取り組んでいる。

○ 家庭環境に応じた支援

保護者への聞き取りから、母語や日本語の理解度、来日履歴等を把握し、子どもや家庭の状況に応じた支援を行っている。

◆取組による成果

- ・ 参加する子どもの学習意欲の向上、子どもたちの語りを通して、援助の必要性がわかることによって、公的支援と結びついた。
- ・ 外国人家庭の地域での孤立を防ぎ、地元の住民組織や地域社会との連携が緊密にできるようになった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

Minami こども教室実行委員会事務局 06-6222-1192

○ コラム3 「企業と連携した子どもの日本語学習支援」

愛知県の小中高等学校には、2014年5月現在、全国で最も多い10,375人の外国人児童生徒が在籍しており、そのうち日本語指導が必要な児童生徒も6,373人と全国最多で、全国の約22%を占めている。

こうした子どもたちを支援するため、2008年度に地元経済界や企業等と協力して「日本語学習支援基金」を造成し、地域の日本語教室等を支援することにより、地域社会全体で外国人の子どもたちの日本語習得促進と、地域での居場所づくりを進めている。

当初、基金は2015年度末までとしていたが、基金を再造成し、2016年度から5年間、引き続き外国人の子どもたちの日本語教育を支える体制づくりを継続していくこととした。

(2) 生活支援

③労働環境

- ◇ 公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会
外国人向け介護職員初任者研修及び就業支援事業 …………… 75
- ◇ 浜松市国際課
「COLORS」による外国にルーツを持つ若者への支援事業 …………… 77
- ◇ 一般財団法人 グローバル人財サポート浜松
介護職員初任者研修 …………… 79
- ◇ はさき漁業協同組合、神栖市国際交流協会
地域における技能実習制度への新たな関わり …………… 81

公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会（神奈川県横浜市） 外国人向け介護職員初任者研修及び就業支援事業

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

就労支援、介護、「支援する外国人」の参画

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人横浜市福祉事業経営者会では、神奈川県の外国人住民を対象とした「介護職員初任者研修」を2009年度より行っており、研修後は、介護サービス事業所との相談会や面接会の開催などによるきめ細やかな就職支援を行っている。



介護職員初任者研修の様子

就職後は定期的に職場を訪問し、職場定着支援を行っているほか、介護サービス事業所を対象とした外国人の雇用についてのセミナーも開催している。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人の就職環境においては、言葉の壁によるコミュニケーションの問題や採用する企業側の理解の問題など、様々な課題が指摘されている。

横浜市福祉事業経営者会では、外国人住民の就職を支援するため就業コーディネーターを配置して、2009年度より職業紹介事業を開設。神奈川県や県内市町村をはじめとする様々な団体からの委託業務として、研修や就職支援、定着支援を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 介護職員初任者研修の工夫

研修においては、横浜市福祉事業経営者会で作成した日本語テキストを使用し、日本語の補講を多く取り入れることで、介護分野で働く意欲のある外国人住民について、日本語能力を問わず広く対象としている。

○ きめ細かな就職支援

外国人の雇用を考えている介護サービス事業所が出展し、来場した外国人と個別面談を行う「外国人等の就職相談会・面接会」を開催するなど、研修終了後にもきめ細かい就職支援を行っている。

○ 介護サービス事業所側の理解を促すための取組

介護人材として外国人の雇用を考えている介護サービス事業所の採用担当者等を対象に、外国人の雇用について必要な基本的知識を学ぶためのセミナーを開催することで、事業所側の外国人への理解を深めている。

◆取組による成果

- ・ 2015年度は、支援した外国人83名が就職した。これまで約450名の外国人が就職しており（2015年度末時点）、地域の外国人の就業支援につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会 045-840-5815
045-846-4649

浜松市国際課

「COLORS」による外国にルーツを持つ若者への支援事業

◆キーワード

就労支援、大学生による取組、第2世代による取組

◆取組の概要

COLORS とは、Communicate with Others to Learn Other Roots and Stories の略で、第2世代の大学生らが設立・運営をしている団体である。浜松市が公益財団法人浜松国際交流協会へ委託した事業のうち、COLORS が実施主体となり、以下の2事業を行っている。



出張 COLORS の様子

まず、「出張 COLORS」では、COLORS メンバーが市内定時制高校へ出向き、外国にルーツを持つ生徒を対象にゲームや座談会を行い、日本での生活や将来について考える機会を作っている。2015年度は3回実施し、延べ78人が参加した。

また、既に就職して社会で活躍している第2世代を招き、座談会等を行う「外国時にルーツを持つ若者による若者のための就職セミナー」を実施し、2015年度は18人の参加があった。

◆取組の背景

静岡県浜松市は外国人集住都市であり、長期間在留する外国人住民の増加に伴い、第2世代の社会参加が課題のひとつとなっている。2013年度の「浜松市多文化共生都市ビジョン」において多様性を

活かした文化の創造が施策に位置付けられた。それを踏まえ浜松国際交流協会が実施したイベント「78 カ国の浜松市民が大集合！？～未来はみんなでつくる～」をきっかけに、外国にルーツを持つ学生らが日常的な交流や意見交換の場を設ける試みとしてCOLORSが発足した（2014年1月）。前述した2事業を含め、多様性を活かして活躍できる社会を目指して活動している。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国にルーツを持つ若者のニーズに合わせた支援

「出張 COLORS」では、日本での生活や就職、将来、国籍等についての座談会や入社試験ゲームなど、高校生が受け入れやすいよう内容を工夫しながら、高校生の声を聞きニーズに合わせたテーマで開催している。

○ ルーツを活かした第2世代の社会参画を目指す取組

「外国にルーツを持つ若者による若者のための就職セミナー」では、これから就職を考えている第2世代が、働いている第2世代との交流を通じて、自身の多様性やルーツを強みとして活かして社会参画できるように支援をしている。

また、企業の採用担当者にも参加を呼びかけ、企業に第2世代の魅力を認識してもらえようとするセミナーとしている。

◆取組による成果

- ・ 留学生などの海外から来る人材に注目していた企業に対して、日本で育った第2世代の持つ可能性を認識させることもでき、企業側にとっても参加者側にとってもメリットがあった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

浜松市国際課 053-457-2359

一般社団法人 グローバル人財サポート浜松（静岡県浜松市） 介護職員初任者研修

◆キーワード

「やさしい日本語」、日本語学習支援、就労支援、介護、「支援する外国人」の参画、発信手段の工夫、多様な主体との連携

◆取組の概要

一般社団法人グローバル人財サポート浜松では、外国人住民が介護の担い手として資格を取得し活躍できる場を作るため、「介護職員初任者研修」を行っている。



就労中の修了者

外国人にとって、資格の取得は、専門用語や書き言葉の面でハードルが高いことから、オリジナルの教材を開発し、介護現場で必要な日本語の学習サポートや報告書の作成方法等を指導している。

◆取組の背景

長期間在留する外国人住民の増加に伴い、全国的に高齢の外国人住民の数も増加しており、静岡県浜松市においても、約 20,000 人の外国人住民のうち、65 歳以上の人口は 700 人を超えている（2015 年 10 月時点）。うち要介護認定者は 80 人を超えており（2015 年 4 月時点）、外国人住民を介護の対象として捉える必要性が高まっている。

外国人住民に対する介護を考えると、母国語でのコミュニケーションが可能で文化的背景を理解している外国人の介護人材は重要である。

また、浜松市の外国人住民は主に製造業に従事しているが、リー

マン・ショック以降は安定雇用の就労を希望する傾向があり、介護職は転職先としても重要になりつつある。

そこで、グローバル人財サポート浜松では、2011年度より、外国人を対象とした介護資格の取得支援を開始した。(2012年度まで「介護訪問介護員2級(ホームヘルパー2級)取得講座」として実施)。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 関連法人との連携による円滑な実施

本事業の実施にあたっては、介護福祉施設等を運営する社会福祉法人や企業と連携し、講師派遣や会場使用、介護現場における研修等を円滑に行っている。

○ 介護の職場体験

静岡県社会福祉協議会との連携により「介護の職場体験」プログラムを導入し、研修期間中に実際の現場で介護を体験する機会を設けており、施設側の外国人人材登用の理解向上にもつながっている。

○ オリジナル教材の開発

オリジナルの教材「やさしい日本語とイラストでわかる 介護のしごと」を出版し、研修で活用している。教材では、仕事の内容や記録を付ける際のポイント等について、イラストやふりがな付きの文章を用いて紹介し、外国人にもわかりやすいよう工夫している。

◆取組による成果
<ul style="list-style-type: none">・ 外国人ワーカーを採用した施設からは、コミュニケーションの取り方の上手さや明るさなど、外国人人材が評価されている。・ 外国人ワーカーにも伝わるように施設内で丁寧なコミュニケーションを心がけるようになった結果、日本人にとっても働きやすい職場環境になったという声もあった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人 グローバル人財サポート浜松 053-482-8451

はさき漁業協同組合、神栖市国際交流協会（茨城県神栖市） 地域における技能実習制度への新たな関わり

◆キーワード

技能実習生との関わり、地域の多文化共生意識の涵養、日本人住民の参画

◆取組の概要

はさき漁業協同組合では、茨城県内で初めて受け入れた外国人漁業技能実習生の環境の整備に力を入れている。

技能実習の一部として行う日本語講習のカリキュラムは地元の神栖市国際交流協会へ委託して実施している。これをきっかけに、神栖市国際交流協会は、着物の試着体験をはじめ、地元高校生との空手や書道を通じた交流などの様々なプログラムを実施しており、地域住民と技能実習生との交流が進んでいる。

また、漁業会社などの実習実施機関が合同で出資して技能実習生のための寮を建設し、全寮制での受入れ体制を取っている。



地域のまつりに参加・交流する
技能実習生

◆取組の背景

はさき漁協では、2015年4月に茨城県内では初めてとなる漁船漁業に従事するインドネシア人の技能実習生の受入れを行った。

技能実習生と地域住民の両者が関わる機会が少ないケースにおける双方の不安を解消し、「実習生とウィンウィンの関係を築きたい」

と考えたはさき漁協は、寮やインターネット環境などの住環境の整備や、地元住民との交流を深める機会を設けるなど、受入れ体制づくりを進めている。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 日本文化等を通じた交流活動

技能実習生が日本文化を学び、日本の同年代の若者とふれあう機会として、市内高校の空手道部（2015年）及び書道部（2016年）との交流会を行った。高校生とペアでの書道体験やクイズ、ゲームなどを通して、お互いの理解を深め、親しみを感じるようなプログラムとなるよう工夫した。

また、地元住民とも交流を深めるため、古くから行われている地元の祭礼「大潮祭り」に、技能実習生全員が参加し、地元住民と一緒に神輿をかつぐなど地域の行事にも積極的に参加をした。

○ 寮生活における食文化の体験

寮生活では、日本の食材や調味料を用いた食事を通じて実習生が日本の食文化を体験するとともに、日本の食材を活かした母国料理も作っている。

また、食材や調味料などはできる限り地元商店から購入するなど、町の活性化にも微力ながら貢献できるような取組にしている。

◆取組による成果

- ・ 文化交流等を通じ、技能実習生と地域の日本人住民との間に顔の見える関係が構築され、相互理解による不安解消につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

はさき漁業協同組合 0479-44-1122

神栖市国際交流協会 070-3923-5936

(2) 生活支援

④医療・保健・福祉

- ◇ 公益財団法人 宮城県国際化協会
定住外国人とともに学ぶ実践介護塾 85
- ◇ NPO法人 多言語社会リソースかながわ (MICかながわ)
かながわ医療通訳派遣システム事業 87
- ◇ 多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS
外国籍児童とその家族への支援 89
- ◇ NPO法人 にほんご豊岡あいうえお
「あいうえお子育てネット」 91
- ◇ NPO法人 神戸定住外国人支援センター
外国人高齢者支援 93
- ◇ 公益財団法人 鹿児島県国際交流協会
病院体験ツアー 95

公益財団法人 宮城県国際化協会（宮城県仙台市） 定住外国人とともに学ぶ実践介護塾

◆キーワード

介護、日本の制度の理解促進、外国人の視点の活用、多様な主体との連携

◆取組の概要

公益財団法人宮城県国際化協会では、外国人住民を対象に、高齢者福祉制度や認知症についての講義や実技、施設見学などを行う「実践介護塾」を2015年度に全3回実施し、中国や韓国・朝鮮、フィリピン出身者など延べ45名が参加した。



実践介護塾における施設見学

講座修了後には、「アウトプットプログラム」として、県内の介護職従事者と、講義を受講した外国人との間で意見交換する機会を設けた。

◆取組の背景

宮城県では、県内市町村に外国人が散在しており、特に配偶者として在留する割合が大きい。長期間在留する外国人住民の増加に伴い、本人あるいはその配偶者の老後の問題や、両親の介護の問題は差し迫った課題となっている。

しかし、外国人住民の日本の公的介護制度についての理解は十分とはいえず、日本の高齢者福祉に関する制度や介護に対する考え方の母国との隔たりからギャップに苦しんでいる外国人も見られる。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 様々な機関の協力による幅広い内容の講義

宮城県職員による介護保険制度の講義や、介護老人保健施設職員による介護の現状についての講義、地元大学の教授による認知症についての講義など、様々な機関から各分野の専門家を講師として招いた。また、県内の介護施設の協力により、施設見学や介護食の試食体験等も行った。

○ アウトプットプログラムによる実践的な意見交換

アウトプットプログラムにおいては、県内の介護職従事者に介護塾の概要やアンケート結果などを紹介した後に、受講した外国人とディスカッションする場を設けた。日本と母国の高齢者福祉制度の違いや外国人から見た日本の介護、外国人が介護職に従事する上で課題などについて、双方が理解を深めた。

◆取組による成果

- ・ アンケートでは高齢者福祉制度や認知症に対する理解が深まったと好評であった。
- ・ アウトプットプログラムでは、介護現場で働く日本人が「介護サービスを受ける外国人」「介護の現場で共に働く外国人」の視点で考える良い契機となった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 宮城県国際化協会 022-275-3796

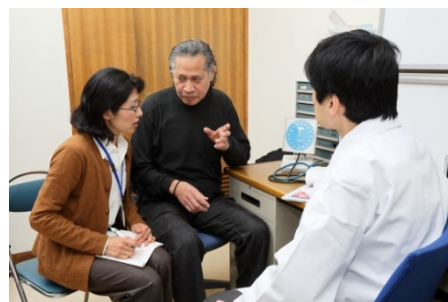
NPO法人 多言語社会リソースかながわ（M I C かながわ）（神奈川県横浜市） かながわ医療通訳派遣システム事業

◆キーワード

情報伝達支援、医療通訳、組織・人材づくり、多様な主体との連携

◆取組の概要

NPO法人多言語社会リソースかながわ（M I Cかながわ）では、神奈川県及び県内市町村と協働し、協定医療機関（※）からの派遣依頼を受け、ボランティアの医療通訳スタッフを派遣する「かながわ医療通訳派遣システム」を運営している。2015年度の通訳派遣回数は約



医療通訳の様子
（写真：神奈川県提供）

5,800件となった。協定医療機関以外に、M I Cかながわ単独で協定を結んだ医療機関に対しても、通訳の派遣を行っている。

医療機関からの依頼に対し依頼内容に合った適切な通訳者を手配する役割は、M I Cかながわのボランティアスタッフであるコーディネーターが担っている。

また、M I Cかながわでは、県広報等で公募した医療通訳スタッフに対する育成研修や、医療通訳スタッフのスキルアップのためのフォローアップ研修を行っている。

※協定医療機関：医療通訳を必要とする医療機関とは、費用負担等を明確にした覚書を交わし、自治体、M I Cかながわと三者協定を締結した上で通訳派遣を行っている。2015年度は35病院と協定を締結。

◆取組の背景

外国人住民の増加に伴い、日本語を十分に話せない外国人患者が

医療機関を受診した際、円滑なコミュニケーションができない問題が生じ始めた。

2000年10月の「外国籍県民かながわ会議」の知事への提言の中に医療通訳の整備の必要性が盛り込まれたことから、県は医療通訳の制度化を目指す「医療通訳制度検討委員会」を2001年度に設置し、2002年度には医療通訳派遣のモデル事業を実施することとし、制度運営を担うMICかながわが設立された。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 医療通訳スタッフに対する医療研修

医療通訳スタッフに関し、患者と医師の間の円滑な意思疎通のために医療の専門知識は重要であるとの観点から、年3回の研修を実施している。講師には協定病院の医師など専門家を招き、医療の専門分野や福祉サービスについて理解を深め、スタッフのレベルアップを図っている。

○ コーディネーターの技術向上

患者の言語や病状に合わせ、経験やレベルの異なる通訳者を手配する必要があり、医療通訳派遣において重要な役割を担っていることから、調整技術の向上や情報共有のため、月1回の定例会議を開催している。

◆取組による成果

- ・ 開始当初の2003年度と比較し、協定医療機関は6から35まで拡大し、通訳派遣件数も8倍以上となっており、外国人患者と医療機関のコミュニケーションの円滑化に寄与している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 多言語社会リソースかながわ（MICかながわ）
045-314-3368

多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS（山梨県甲府市） 外国籍児童とその家族への支援

◆キーワード

多言語対応、保健、外国人保護者の参加、多様な主体との連携

◆取組の概要

多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS（※）は、外国人の子どもやその家族を、医療専門職者や保健師、教育関係者等とつなぐ役割を果たすべく 2012 年より活動しており、具体的な事業としては、外国人学校に通う子どもを対象に、多言語での健康診断や健康セミナー、健康相談及び「外国につながるのがある子どものための日本語作文コンテスト」などを行っている。



外国人学校での視力検査

また、保健医療の観点から、熱中症やノロウィルス、インフルエンザ流行時には手洗いの方法などについて、中国語や韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語等の多言語のリーフレットやチラシの作成・配布なども行っている。

※ “JUNTOS” はラテン系の言葉で “ともに” の意味。

◆取組の背景

山梨県は、県人口に占める外国人住民の割合は約 1.6%と全国で見ても平均的だが、ブラジル人集住地区の中央市（約 4.4%）や中国人が外国人住民数の 2 割以上を占める甲府市（約 2.6%）など、集住地域があるのが特徴である。

ブラジル人学校をはじめとした外国人学校では、健康診断の費用や学校医を独自に確保しなければならず、学校教育法で定められた学校のように保護者の負担なく健康診断を実施することが難しいのが現状である。また、日本語を十分に話せない親は病院に行きにくいこともあり、外国人の子どもの健康上の問題が発見される機会が少ないと考えられている。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 医療機関等との協働

外国人学校における健康診断には、ボランティアで医療機関や開業医、山梨県立大学看護学部学生・教員が参加するとともに、公益財団法人山梨県健康管理事業団が協力し、内科、耳鼻科、歯科検診や、視力、聴力、心電図検査などを、日本の小学校とほぼ同じ内容で実施している。また、2013年度に行われた健康相談会には、ブラジル総領事館の協力でブラジル人医師が派遣された。

○ 健康診断を踏まえた生活全般への支援

上記健康診断においては、食習慣の問題や運動量の少なさによると考えられる肥満の子どもが多く見られたことから、地域の保健師の協力を得て、子どもや保護者を対象に、ポルトガル語での食育セミナーや、栄養バランスの良い調理方法を学ぶ講座の開催に発展した。

◆取組による成果

- ・ 健康診断の結果、聴力や視力の低下に気付いていないケース、歯科医にかからず虫歯が悪化しているケースなど、これまで明らかになっていなかった外国人の子どもが抱える問題を発見することができ、適切な保健支援につなげることができている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS 080-3428-8733

NPO法人 にほんご豊岡あいうえお（兵庫県豊岡市） 「あいうえお子育てネット」

◆キーワード

情報伝達支援、多言語対応、「やさしい日本語」、就学前の子どもへの支援、保健、外国人保護者の参加

◆取組の概要

NPO法人にほんご豊岡あいうえおでは、主に子育てをしている母親とその子どもを中心に様々な外国人支援を行っている。



就学前説明会の様子

2015年度には、豊岡市と連携し、市の乳幼児健診アンケート及び健診お知らせ

の多言語化を行った。また、豊岡病院との連携により、入院や出産に関する手続きや注意事項などの資料の多言語化も行った。

そのほか、外国人の母親と子どもを対象に、日本の学校に関する基本的な知識や習慣について紹介するとともに、保護者同士が母国語で交流する機会である「就学前説明会」を開催している。

◆取組の背景

にほんご豊岡あいうえおでは、豊岡市を中心に外国人住民への生活支援や日本語教室の取組を進めてきた。

日本語教室においては、結婚し、仕事や家事、育児をしながら日本で生活している女性の外国人住民が見られ、中には、日本語での簡単な日常会話はできるが、医療や教育に関する専門的な言葉はわからず不安を抱える者もいた。

そこで、にほんご豊岡あいうえおでは、特に出産や子育ての面で

の外国人住民への支援の必要性を感じ、本取組に着手した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 実用的で、外国人が理解しやすい多言語資料の作成

入院や出産に関する資料の多言語化においては、現場ですぐに活用できるものを作るため、保健師や看護師に翻訳してほしい内容やレイアウトを考えてもらい、それをもとに作成した。

また、外国人にわかりにくい表現や言い回しなどは「やさしい日本語」への置き換えや注釈をつけるなど、そのまま翻訳するだけでなく、外国人にも理解しやすいよう工夫した。

(例. 「あやす」→「子どもを笑わせること」など)

○ 「就学前説明会」での工夫

「就学前説明会」では、主に「やさしい日本語」を用いて説明し、学校へ提出する書類等、特に説明が必要なものについては、翻訳したものを用意した。また、絵や写真による説明だけでなく、実物を用意することで、見て触ったり、使ったりする機会を設けた。

ほかにも、制服の有無などの各学校によって異なる制度について、各学校の説明会で配布される日本人向けの資料をもとに、必要な情報を個別に説明するなどの工夫をした。

◆取組による成果

- ・ 翻訳した資料は病院や市の窓口で活用されており、多言語版と日本語版の資料を示すことで外国人住民との意思疎通が容易になり、窓口の職員からは、安心して対応できるとの声が聞かれる。
- ・ 「就学前説明会」に参加した外国人住民からは、「自分の国と全然違う。初めて聞くことばかりで驚いた」「実際に手にとって見ることができてよかった」などの感想があり、外国人住民の不安解消につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 にほんご豊岡あいうえお 0796-20-4037

NPO法人 神戸定住外国人支援センター（兵庫県神戸市） 多様な文化的背景を持つ外国人高齢者支援

◆キーワード

居場所づくり、介護、「支援する外国人」の参画、外国人の視点の活用、長期継続的な取組

◆取組の概要

NPO法人神戸定住外国人支援センターでは、高齢の外国人住民の多様な文化的背景を尊重した介護・福祉サービスに取り組んできた。

具体的には、通所介護事業「デイサービスセンターハナの会」の開設（2005年1月）、居宅介護支援事業・訪問介護事業「ハナ介護サービス」



デイサービスセンターハナの会の様子

の開始（2009年4月）、「グループホームハナ」の開設（2012年7月）、グループホームに併設する「小規模多機能型居宅介護ハナ」の開設（2013年10月）などであり、ニーズに合わせて支援を拡大してきた。

◆取組の背景

古くから韓国・朝鮮出身者が多く住んでいる神戸市では、外国人住民の高齢化が進んでいる。高齢の外国人住民の中には日本語を理解できない者も多く、医療や介護が必要になっても言葉の壁により支援を受けられない場合がある。

外国人住民を対象とした食事会の開催等を通じ、居場所づくりを支援していた神戸定住外国人支援センターでは、言葉や文化の違いにより日本の介護・福祉サービスになじめない外国人住民に対する

更なる支援の必要性を感じ、本事業に取り組んだ。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 利用者の出身国の文化的背景に配慮したサービス

スタッフは日本人だけでなく、サービスの利用者の出身国に合わせて、韓国・朝鮮や中国、ベトナム出身の人材を登用しており、利用者それぞれの母国語に対応するほか、出身やルーツに配慮した食事、民族楽器等を用いたレクリエーションなどのきめ細かいサービスにより、多様な文化的背景を持つ利用者に居場所を提供している。

○ 通訳派遣による高齢者の行政手続きの支援

外国人高齢者には、それぞれの日本語理解状況を考慮し、神戸市と連携してコミュニケーションサポート事業（通訳派遣）を行うなど、外国人高齢者が一人で行うことが難しい行政手続きなどの支援も行っている。

○ 外国人スタッフへのヘルパー資格の取得援助

ヘルパー資格を持っていない外国人スタッフへの資格取得援助制度（講習費援助）を実施している。また、無料での資格試験対策学習会や日本語学習支援などの援助も行っている。

◆取組による成果

- ・ 多様なスタッフが多様な文化的背景を持つ利用者を支援する環境ができおり、高齢の外国人住民の居場所として定着している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 神戸定住外国人支援センター 078-612-2402

公益財団法人 鹿児島県国際交流協会（鹿児島県鹿児島市） 病院体験ツアー

◆キーワード◆

多言語対応、「やさしい日本語」、医療通訳、日本の制度の理解促進、日本人住民の参画

◆取組の概要◆

公益財団法人鹿児島県国際交流協会では、外国人住民に日本の医療システムや病院での受診の流れを知ってもらうことを目的として、県内の医療機関の協力を得て、病院体験ツアーを2011年度に開始し、その後2013年度から実施している。2015年11月開催時は8か国・地域出身の17人が参加した。



外国人が診察室で医師から問診を受ける様子

参加者は、日本における医療保険の仕組みや医療機関での受診について病院側から説明を受けたのち、ボランティアの通訳とともに、言語ごとのグループ（英語、中国語、「やさしい日本語」）に分かれて院内を見学する。

2016年度には、当該ツアー参加者から要望が多かった日本の医療保険制度の仕組みについて鹿児島の医療機関に勤めている外国人を招いて説明を行う場を設けた。

◆取組の背景◆

日本語を話せない外国人住民にとり、病院に行って診察を受けることはハードルが高く、また日本の医療制度に対する理解も十分に

ないことが多いため、安心して医療を受けられない懸念があった。

そこで、外国人住民が安心して医療を受けられるように、地元の病院に協力を依頼し、受診する際のシミュレーションをしながら院内を見学するツアーを行っている。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 病院との協働による実践的なツアー

体験ツアーは、入り口の看板によって診療科目や診療時間を確認することから始まり、問診票の記入や診療受付、医師の診察、会計、処方箋を元に院外の薬局からの薬を受け取るところまでを行っており、一連の流れを体験することで、外国人住民の診療に対する不安を払拭している。

また、病院側に健康保険証、診察券、在留カードの模擬用を作成してもらい、実践的なシミュレーションを行っている。

○ 通訳ボランティアの参加

ツアーの中では、受講者が内容をより深く理解できるよう、通訳ボランティアが通訳を行う。通訳ボランティアとしては、実際に日本の医療現場に携わっている外国人住民や、日本で医療通訳をしている者の協力を得た。

◆取組による成果

- ・ 初めて日本の病院を訪れる参加者もあり、参加後は病院の受診に対する不安が少なくなったとの声が聞かれた。
- ・ 協力した病院側も、外国人住民への対応を体験したことで、外国人が不安を感じる部分を把握でき、対応や説明をどのようにしたらよいか考える良い機会となっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 鹿児島県国際交流協会 099-221-6620

(2) 生活支援

⑤防災

- ◇ 公益財団法人 仙台観光国際協会
外国人市民への防災啓発 99
- ◇ NPO法人 横須賀国際交流協会、船橋市国際交流協会
災害時相互支援に向けた取組 101
- ◇ 草津市危機管理課
外国人による機能別消防団員 103
- ◇ 公益財団法人 和歌山県国際交流協会
Let's Study BOSAI 105
- ◇ まんのう町国際交流協会
外国人防災リーダー養成講座 107
- ◇ 鹿児島市危機管理課
桜島火山爆発総合防災訓練 109

公益財団法人 仙台観光国際協会（宮城県仙台市） 外国人市民への防災啓発

◆キーワード◆

多言語対応、防災・減災、地域の多文化共生意識の涵養、日本人住民の参画、「支援する外国人」の参画、発信手段の工夫

◆取組の概要◆

公益財団法人仙台観光国際協会では、外国人住民の防災意識の啓発のため、様々な取組を行っている。

2012年度より、外国人住民が企画・運営に参画する防災訓練に取り組んでおり、仙台観光国際協会は実施主体である町内会と外国人住民との調整を行っている。

2013年度には、地震や津波に対する備えや災害が起きたときの対応に関するビデオ「地震！その時どうす

る？」を英語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、ポルトガル語、タガログ語、ネパール語等の12言語で制作し、市内の日本語学校や大学等にDVDで配布したほか、インターネット上で公開した。

2015年度には、多文化共生のまちづくりに関する情報誌「まちなか多文化かわらばん」を制作し、公共施設で配布したほか、市内の全ての町内会に配布した。



(上) 防災訓練への外国人の参加
(下) 多文化共生の啓発情報誌と多言語防災ビデオ

◆取組の背景◆

東日本大震災では、仙台国際交流協会（現・仙台観光国際協会）

は仙台市との協定に基づき「仙台市災害多言語支援センター」を運営し、外国人被災者への情報提供等の支援を行った。

支援を通じ、地域住民がこれまで地域防災において外国人住民を共助の担い手と捉えていなかった点や、外国人住民自身が地域防災を担う意識を持っていなかった点が課題として挙げられた。

そこで、外国人住民の防災意識を啓発し、地域防災への参画を促すため、本取組を始めた。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人住民が参加する防災訓練の実施

外国人住民が企画・運営に参画する防災訓練の実施にあたっては、仙台観光国際協会がコーディネーターとして、実施主体である町内会と外国人住民をつなぐ役割を担っており、外国人住民の視点が加わることによって、日本人住民にとっても新鮮な訓練を行うことができ、双方にとって新たな学びの機会となっている。

○ 地域の日本人住民への多文化共生の啓発

日本人住民の多文化共生の啓発を図ることを目的に配布した「まちなか多文化かわらばん」では、地域において外国人住民に関してトラブルになりがちである自転車やごみ、防災などをテーマとして取り上げ、漫画を用いるなど楽しくわかりやすい内容とした。

◆取組による成果

- ・ 防災訓練においては、外国人住民の団体が炊き出しを行うなど積極的に参画する光景が見られ、外国人住民の地域防災に対する意識の向上が見られる。
- ・ 「まちなか多文化かわらばん」の配布後には、防災等の地域の問題について、町内会から仙台観光国際協会に相談が入るなどの反響があり、地域課題の掘り起こしにつながった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 仙台観光国際協会 022-268-6251

NPO法人 横須賀国際交流協会（神奈川県横須賀市）、 船橋市国際交流協会（千葉県船橋市） 災害時相互支援に向けた取組

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

防災・減災、「支援する外国人」の参画、広域連携

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人横須賀国際交流協会と船橋市国際交流協会では、それぞれの市の外国人支援サポーター（災害発生時に外国人住民を支援するボランティア）が、両市において相互に活動できるように、船橋市（夏）・横須賀市（冬）で開催される避難所宿泊訓練に、双方のサポーターが参加して交流する取組を2009年度から行っている。



2009年8月の避難所宿泊訓練の様子
（船橋市立小室小学校）

訓練には開催市の外国人住民やサポーターに加え、もう一方の市のサポーターが参加し、学校の体育館で実際に宿泊して外国人住民のサポートを体験する。

2009年度には、両市のいずれかで災害が発生した場合に、被災地へ支援に向かうことを念頭に置いた「災害時外国人支援ハンドブック～災害時相互支援に向けて～」を作成した。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

船橋市国際交流協会では、「災害時外国人支援サポーター養成講座」を船橋市と共催して2007年度より行っていたが、船橋市で災害が発生した場合、サポーターは支援者になる前に被災者となる可能性が

考えられた。

そこで、1996年から船橋市と横須賀市間で締結している「災害時における相互応援に関する協定」からヒントを得て、横須賀市のサポーターと合同で訓練を行うことで、災害時に両市のサポーターが相互支援できるよう、本取組に着手した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ サポーター同士の顔の見える関係

両市のサポーター同士が、宿泊訓練を通じてそれぞれの地域の特徴や外国人住民について話し合う場を設け、災害時の支援において重要な顔の見える関係を築く機会とした。

○ ハンドブックの工夫

ハンドブックには外国人支援に関する情報のほか、両市の外国人住民の居住状況や地理的特徴がまとめられている。また、外部からの支援者が活動しやすいよう、地名にふりがなをふるなどの工夫がなされている。

◆取組による成果

- ・ 両市のサポーター間に顔の見える関係ができ、また、集大成としてのハンドブックの作成を通じて、両市の災害時相互支援の体制づくりが進んだ。
- ・ 参加したサポーターにとっては、改めて自分の住む地域について見直す機会となり、「支援する」ことだけでなく、「他市から支援を受ける」ことについて考えるきっかけとなった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

NPO法人 横須賀国際交流協会 046-827-2166

船橋市国際交流協会 047-436-2083

草津市危機管理課 外国人による機能別消防団員

◆キーワード

留学生支援、防災・減災、「支援する外国人」の参画

◆取組の概要

滋賀県草津市では、2015年9月に留学生を中心とした9名の外国人住民を機能別消防団員(※)として任命した。

彼らは消火やがれきの撤去は行わず、災害時は語学力を駆使した外国人被災者への通訳・翻訳支援や避難所における支援活動を、平常時は外国人住民への災害に対する

啓発を行うべく、防災訓練や啓発イベントへの参加等の活動を行っている。

※機能別消防団員：能力や事情に応じて、特定の活動のみ参加する消防団員。



機能別消防団員任命式

◆取組の背景

草津市には、留学生を中心に約2,000人の外国人が住んでいる。中には日本語を全く話せない者もあり、災害発生時の避難誘導や避難所での生活の際に支障をきたす恐れがある。

そこで、市は母国語・英語・日本語が堪能で日本の生活習慣や文化に理解の深い留学生に注目し、2015年度に滋賀県国際交流協会や立命館大学に協力を呼びかけ、外国人住民のみで構成される機能別

消防団を結成した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人住民の共助の意識の啓発

災害時は支援が必要な立場にあると考えられている外国人住民が消防団員となり、様々な訓練を通じ、助けを求める側から助ける側へのシフトチェンジを図っている。

任命された外国人は中国人5人、ベトナム人3人、韓国人1人の計9名であり、うち6名が留学生である。心臓マッサージや人工呼吸などの救命処理に関する訓練等を通じ、防災知識を深めている。

○ 留学生の地域社会への貢献

地域のイベントへの参加などを通じた様々な啓発活動においては、学んできた語学や生活習慣、文化への理解を活かして、社会に貢献する機会となっている。

◆取組による成果

- ・ これまで防災に関して知識のなかった外国人が、消防団員としての訓練等を通じて、周りの人を助ける使命感を得ることができ、災害時の共助の意識の向上につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

草津市危機管理課 077-561-6852

公益財団法人 和歌山県国際交流協会（和歌山県和歌山市）

Let's Study BOSAI

◆キーワード

多言語対応、「やさしい日本語」、防災・減災、日本の制度の理解促進、多様な主体との連携

◆取組の概要

公益財団法人和歌山県国際交流協会では、外国人住民のための防災ワークショップ「Let's Study BOSAI」を2014年度より毎年実施している。2016年度は11の国や地域から46名が参加した。



防災ワークショップの様子

和歌山県气象台や防災士会和歌山県支部の協力を得ており、大雨や台風、地震についての入門講座や、NHKラジオの外国語放送の紹介、救急救命についての講座、避難所を模したセットによる避難生活のシミュレーション、起震車での地震の揺れ体験などを行ったほか、外国人向けに防災情報を掲載した「防災ガイド」をNHK和歌山放送局と共同で制作し配布した。

◆取組の背景

外国人住民の中には、地震などの被害を経験したことがない人も少なくない。また、言葉の壁によって災害発生時に情報が伝わりにくいケースや、地域との日頃のつながりが弱いことで近隣住民からの人的サポートを得にくいケースも想定される。

こうしたことから、外国人住民が被災時に冷静に正しく行動するための知識と経験を習得することを目的として、NHK和歌山放送

局からの協力要請を受け、和歌山県国際交流協会が2014年度から本事業を開始した。2015年度からは和歌山県国際交流協会、NHK、和歌山市の3者で共催している。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 参加者確保の工夫

和歌山県人口に占める外国人住民の割合は約0.6%と比較的少なく、過去に行った外国人住民向けの防災イベントでは、参加者の確保に課題があった。

そこで、和歌山県国際交流センター（指定管理者：和歌山県国際交流協会）が主催する日本語教室の特別授業として位置付けるとともに、NHK和歌山放送局による広報の効果もあって、安定的に参加者を確保できている。

○ 「やさしい日本語」の活用による内容の工夫

本事業の進行や説明は、災害時の情報伝達の観点から原則として「やさしい日本語」で行い、必要に応じて通訳が補助を行った。

また、「防災ガイド」は中国語と英語のほか「やさしい日本語」でも作成し、想定される津波の高さなど和歌山県独自の情報を盛り込むなど、内容も工夫した。

◆取組による成果

- ・ 開催後のアンケートでは、参加者の大半が「とても役に立った」と回答し、外国人住民の防災意識の向上につながった。
- ・ 講師として参加した各団体の発表者は、「やさしい日本語」を用いた外国人住民への発表を通じ、「やさしい日本語」の必要性を認識するとともに、「やさしい日本語」による発信力の醸成につながった。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 和歌山県国際交流協会 073-435-5240

まんのう町国際交流協会（香川県まんのう町） 外国人防災リーダー養成講座

◆キーワード

日本語学習支援、技能実習生との関わり、防災・減災、日本の制度の理解促進、「支援する外国人」の参画

◆取組の概要

まんのう町国際交流協会では、外国人住民を対象として、災害に関する用語や通報の方法に関する日本語講習や実技研修などを含む防災講座「外国人防災リーダー養成講座」を2010年度より開講しており、修了者を外国人防災リーダーとして認定している。



消防署員指導による応急手当の講義

これまで3回（2010年度、2013年度、2015年度）実施し、延べ32名が防災リーダーとして認定された。

本講座の主な内容は、前述した日本語講習のほか、起震車による地震の体験や外国人住民の居住地区ごとの避難場所の確認等である。講座の最後に簡易な筆記テスト及び応急手当等の技能テストを行い、外国人防災リーダーとして認定証を渡している。

◆取組の背景

まんのう町は、人口約19,000人のうち、外国人住民は技能実習生を中心とした約150人と少ないが、近年、人口減少や高齢化が進んでいることから、地域における外国人住民の役割の重要性は増している。

こうした現状を踏まえ、地域の防災の観点から、要支援者として捉えられることの多い外国人住民が、災害時に地域の援護を必要とする高齢者や子どもたちと協力し合ってお互いを助け合えるよう、本事業を開始した。一定の在留期間後の帰国が見込まれる技能実習生や研修生に対しても、母国の防災をリードする人材として活躍してほしいとの期待から本講座への参加を呼びかけている。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 共助の意識の醸成

防災に関する知識と技能を身に付けた外国人住民に認定証を渡すことで、自助・共助の意識を高め、災害時に外国人住民の中心となって活動してもらうだけでなく、日本人住民の支援や、外国人住民と日本人住民のパイプ役を担う人材を育成すべく事業を行っている。

○ 人口の少ない町ならではの工夫

まんのう町の外国人住民は少なく、技能実習生や研修生を受け入れている企業数も多くはないが、外国人を受け入れている企業全てに開催案内を送付するなど、町の情報網を活かして、小さい町ならではの細かいフォローができています。

◆取組による成果

- ・ 受講者からは、「消火器の使い方を体験できてよかった。家にもあるが使い方を知らなかった。」「家族や地域の役に立ちたい。外国人リーダーとして、地域住民と一緒に頑張りたい。」などの声があり、外国人住民の自助・共助の意識啓発につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

まんのう町国際交流協会 0877-73-0108

鹿児島市危機管理課 桜島火山爆発総合防災訓練

◆キーワード

多言語対応、防災・減災、外国人観光客への対応、「支援する外国人」の参画

◆取組の概要

鹿児島県鹿児島市と同県が共催している「桜島火山爆発総合防災訓練」には、2014年度から地域の外国人住民が参加している。2016年度は30人の外国人住民が参加した。



巡視艇による海上輸送

外国人住民は、防災訓練において島外への避難訓練のほか、避難所運営訓練でのボランティアや、外国人に必要な情報を日本語で集め、翻訳して発信するための「災害時多言語支援センター」の設置運用訓練などに参加した。

また、2015年度からは、外国人観光客が被災する場面を想定し、従来の日本語に加え、英語、中国語及び韓国・朝鮮語での避難放送を行っている。

◆取組の背景

鹿児島市では、桜島の噴火を想定した防災訓練を県との共催で1970年度から実施している。2016年度は住民や防災関係機関等約4,600人が参加するなど、多くの関係機関や地域住民が関わる大規模な訓練となっている。

公益財団法人鹿児島市国際交流財団及び公益財団法人鹿児島県国

際交流協会では、外国人住民が大規模な防災訓練に参加することにより、災害時に担い手となって活動する意識を高めることを目的として、2014年度から、防災訓練に参加した外国人住民に対して様々な講習や訓練を行っている。

また、2015年8月に桜島の噴火レベルが4（避難準備）に引き上げられた際、立ち入りが禁止された施設に外国人観光客が立ち入ってしまった事例があったことから、2015年度から避難放送の更なる多言語化に取り組んだ。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 訓練内容の工夫

参加した外国人住民は、被災した外国人観光客を想定した島外への避難訓練や、避難所の体育館において、日本語の話せる外国人住民が日本語を話せない被災者役に対し通訳でサポートを行う訓練など、支援される側と支援する側の両方の立場を体験しながら、様々な実践的な訓練を行った。

○ 外国人観光客を対象とした災害・避難情報の伝達

2015年度の避難放送においては、クルーズ船の寄港等により近年増加傾向にある東アジアからの外国人観光客を想定し、従来の日本語に加え、英語、中国語と韓国・朝鮮語も用いて、避難を呼びかける文章を2回繰り返し放送した。（噴石を避けるための避難壕への4か国語看板設置も進めている。）

◆取組による成果

- ・ 外国人住民が防災の知識を身につけ、また母国語と日本語の両方を活かして支援する立場を経験することで、外国人住民の災害時の自助・共助の意識の啓発につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

鹿児島市危機管理課 099-216-1513

○ コラム4 「災害時対応と多文化共生」

日本における多文化共生の取組は、災害とともに進展してきた。1995年の阪神・淡路大震災を機に、コミュニティFMやウェブサイトを通じた多言語での情報提供や、多文化共生をテーマにした市民活動が広がりを見せた。2004年の新潟中越地震では、外国人避難者のニーズ把握と情報提供を目的に避難所巡回活動が行われ、この経験をもとに自治体国際化協会では2005年度に「災害多言語情報支援ツール」を開発した。

2007年の新潟中越沖地震では「災害多言語支援センター」が設置され、全国の国際交流協会職員らが柏崎市に応援に駆けつけ、これを機に災害時に人材を派遣して被災地を応援する流れができた。2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震でも、支援ツールを活用した避難所での多言語表示や、ボランティアによる避難所巡回活動、災害多言語支援センターの設立と人材派遣が行われた。

国内観測史上最大規模の地震となった東日本大震災では、車両やガソリンが不足する中、機動力と現場経験のある国内外の国際協力NGOが地域国際化協会と連携し、広範な被災地で活発な支援活動を行った。また、沿岸部を中心に甚大な被害を受けた東北三県において、地域の日本語教室が災害時に外国人住民のセーフティネットとなり、平時の地道な地域活動の重要性が再認識された。

自治体や国際交流協会による災害時対応も進化を遂げている。通訳ボランティアなどの育成や、多言語支援センターの設置を地域防災計画に盛り込んだり、国際交流施設の指定管理業務に位置付ける自治体も増えている。また同時に被災する可能性の低い遠隔地の国際交流協会間で、災害時に支援し合う協定を結んだり、定期的に訓練を実施してボランティアを派遣し合う地域もある。東京都では住民向けの防災ブック「東京防災」を2015年に3言語で作成するなど、外国人住民への配慮は全国的にも定着化しつつある。

日本語がわからないことや地域の地理や災害に詳しくない点では、外国人は災害時に配慮が必要な対象であるが、近年は地域住民の高齢化と外国人住民の永住化の進展で、担い手としての外国人への期待も高まっている。東日本大震災では、それまで「支援される側」と位置付けられることの多かった外国人住民が「支援する側」に回って地元で活躍する事例が多く見られた。岐阜県や鹿児島市、滋賀県などでは、外国人が消防団員として活躍している事例があり、2015年の関東・東北水害では、平日日中の災害であったこともあり、夜勤明けの外国人が日本人の高齢者を救った事例も報告されている。災害時にすばやく被災地に駆けつけ、炊き出しを行う外国人コミュニティもある。

熊本地震では熊本市国際交流振興事業団が熊本市と連携し、異文化に配慮のある食事や物資を配置して多言語での情報提供に努める「外国人対応避難所」を運営した。日頃からのつながりを活かし、外部からの支援者や外国人コミュニティの力も借りながら、被災した外国人も安心して避難生活が送れるようサポートした。平時から自治体や国際交流協会、外国人コミュニティなど多様な担い手が、外部の団体などとも連携しながら多文化共生の地域づくりを進めることが、災害時のスムーズな対応にもつながることが証明された事例といえよう。

(3) 多文化共生の地域づくり

①地域社会における多文化共生の啓発

- ◇ 東京都人権施策推進課
人権啓発動画「外国人の人権」の配信 115
- ◇ 公益財団法人 愛知県国際交流協会
コミュニティガーデンを活用した多文化共生のまちづくり促進事業
～地域の人々が協働する緑の空間～ 117
- ◇ 周南市観光交流課
周南市国際交流サロン等運営事業 119
- ◇ サークル・タイム(Circle Time)
英語での読み聞かせサークル 121

東京都人権施策推進課

人権啓発動画「外国人の人権」の配信

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

地域の多文化共生意識の涵養、発信手段の工夫

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

東京都では、「外国人の人権
～成熟した多文化共生社会の実
現に向けて～」と題した人権啓
発映像を 2014 年度に作成し、動
画配信サイト YouTube での配信
(<https://www.youtube.com/watch?v=l6spuxbwIXs>)



やイベントなどでの上映を行っている。

動画は、外国人観光客や外国人人口の増加など、外国人に関する東京都の現状に触れた上で、住宅や就労、教育、ヘイトスピーチなど外国人に係る課題等を紹介している。また、外国人観光客・外国人住民への街頭インタビューや、多文化共生を研究する大学教授のメッセージのほか、多文化共生モデルとして外国人が多く住む新宿区や江戸川区の取組などを紹介し、外国人と日本人が互いに尊重し合いながら共生できる社会を構築するために大切なことを伝えている。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

東京都は、様々な国の人々や文化が集まる国際都市として発展している一方で、言語、文化、宗教、生活習慣の違いや、これらへの無理解から、外国人への差別や偏見が問題となっている。

そこで、日本人が外国人の人権について考えると同時に、お互い

が文化の多様性を理解し、尊重することの大切さを伝えるために動画を作成し、インターネットを通じて広く公開している。

なお、東京都では、2015年8月に「東京都人権施策推進指針」を、2016年2月に「東京都多文化共生推進指針～世界をリードするグローバル都市へ～」を策定している。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 動画配信サイト YouTube での公開

動画は、外国人の人権や多文化共生について日本人の意識啓発を目的としており、特に若い世代への啓発を図るため、動画配信サイト YouTube を活用して発信している。

○ 地域コミュニティの取組紹介

多文化共生社会を実現するためには地域コミュニティにおける取組も重要であり、外国人と日本人が交流する機会を通じて、お互いの文化を理解する取組事例を紹介し、視聴者に気付きを醸成するコンテンツを盛り込んでいる。

◆取組による成果

- ・ YouTube 上での再生に加え、イベントや研修などでも上映されており、外国人の人権や多文化共生の啓発に貢献している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

東京都人権施策推進課 03-5388-2588

公益財団法人 愛知県国際交流協会（愛知県名古屋市）

コミュニティガーデンを活用した多文化共生のまちづくり促進事業～地域の人々が協働する緑の空間～

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

地域の多文化共生意識の涵養、地域活性化、日本人住民の参画

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人愛知県国際交流協会は、愛知県刈谷市一ツ木町において、刈谷市とNPO法人NIED・国際理解教育センターとの協働のもと、外国人住民を含む地域住民が気軽に集い、一緒に野菜や花を育てることで交流する「ワールド・スマイル・ガーデン」を2014年度に開設した。ガーデンにおいては、畑作り等の農作業や夏・秋の収穫祭など、地域住民が主体となって様々な活動を行っている。



大盛況のクリスマス会

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

多文化共生社会の実現にあたっては、外国人住民を含む多様な地域住民が多文化共生の重要性を認識し、積極的に関わることが重要であると考えられる。しかし、多文化共生についてのイベントや講座を開催しても、参加する住民に限られる場合や一過性で終わってしまう場合もあることが課題であった。

そこで、愛知県国際交流協会では、ブラジルやフィリピン、中国などの多様な出身国の外国人住民がいることや、自治会活動が盛んであること、刈谷市が多文化共生に力を入れていることなどの理由

から刈谷市一ツ木町を実施場所として、外国人住民を含む地域住民が日常的に気軽に集い交流する拠点を作るため、本事業を開始した。

2015年度には、地域住民によって構成される「ワールド・スマイル・ガーデン一ツ木」（任意団体）が設立され、前記の3者と共に実行委員会を組織することで、地域住民の主体性がより一層増している。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 地域住民主体のガーデン運営

ガーデンのイベントは地域住民が自ら企画するとともに、外国人住民も積極的に企画に参加できるよう、ガーデンの一部に外国の野菜などを自由に栽培できる「多国籍ガーデン」を設置している。また、これから栽培してみたい野菜をそれぞれの言語で紹介するなど、外国人住民と日本人住民との交流を図っている。

○ 地域との関わりによるまちづくりの視点

活動は農作業だけでなく、「地域づくり」、「まちづくり」につなげていくため、「地域の情報交換の場」「防災&子どもの食育の場」「老若男女・世代間の交流の場」をテーマとしている。

防災の観点からは、非常食として用いられるアルファ米の作り方体験や収穫物を用いたカレーの調理等を行った。

◆取組による成果

- ・ 地域とのつながりに重点を置いた活動により、小さな子どもを持つ若い子育て世代の活動参加が増えたことで、多様な世代の交流ができています。
- ・ 外国人住民が地域の一員として参加し、地域一体となって活動しており、地域に根ざした多文化共生の促進につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 愛知県国際交流協会 052-961-8746

周南市観光交流課

周南市国際交流サロン等運営事業

◆キーワード

地域の多文化共生意識の涵養、日本人住民の参画、多様な主体との連携

◆取組の概要

山口県周南市では、外国人住民を含む地域住民が「気軽に」、「自由に」、「楽しく」交流する機会として、国際交流イベント「国際交流サロン」を、徳山高等専門学校及び徳山大学と協働し2013年度より実施している。



国際交流サロンにおける座禅体験

2015年度は、「座禅及び自然体験」（7月）、「稲刈り体験及び竹細工」（9月）、「食文化交流会」（1月）を行った。

また、拡大事業として、大規模な国際交流イベントである「国際交流フェスタ」を2013年度より毎年実施している。2015年度は、留学生や技能実習生が参加し、各国の代表的な料理の提供や、ステージ上での歌や踊りの披露、パネル展示、外国語講座などを行った。

◆取組の背景

周南市の人口のうち外国人住民が占める割合は約0.9%であり、全国平均を下回る状況だが、大学や高等専門学校などに多数の留学生が在籍しているほか、各企業が技能実習生を受入れている点が特徴である。

このような状況の中、周南市では、多文化共生のまちづくりのために身近な場所での交流の機会が必要と考え、2012年度に外国人住

民約 300 名を対象にアンケート調査を行ったところ、「外国人住民と日本人住民の交流は必要である」との回答が約 9 割だったのに対し、「交流の機会が不足している」との回答が 6 割以上であった。

この結果を踏まえ、周南市では、外国人住民と日本人住民との交流の機会を継続的に提供することを目的に、本事業を実施した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人住民を含む官民一体の実施主体

市内の国際交流団体の代表者や、徳山大学や徳山高専の教員、留学生、企業の技能実習生等の約 20 名で構成される「周南市国際交流サロン運営委員会」において、「国際交流サロン」の企画・立案や実施を行っている。

○ 幅広い住民の参加を促す工夫

「国際交流サロン」の実施にあたっては、広報紙等の一般的な広報のほか、大学や専門学校、技能実習生を受け入れている企業等への参加の依頼や、委員による口コミでの広報なども通じて、外国人住民の参加を促している。

また、「国際交流フェスタ」では、市内で行われる物産展等の大規模なイベントと合同開催することで、幅広い住民が参加するよう工夫している。

◆取組による成果

- ・ アンケートでは、どのイベントも高評価（「大変良かった」又は「良かった」が約 9 割）であり、参加者が満足するとともに、外国人住民と日本人住民の交流の場としての役割が果たしている。
- ・ 事業への参加を通じて知り合った住民同士が、その後 SNS で交流を深めるなど、サロン以外の場にも交流が広がっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

周南市観光交流課 0834-22-8372

サークル・タイム(Circle Time) (佐賀県佐賀市) 英語での読み聞かせサークル

◆キーワード

留学生支援、地域の多文化共生意識の涵養、日本人住民の参画、外国人主体の取組、外国人保護者の参加

◆取組の概要

サークル・タイムは、佐賀県内のJET-AALT(外国語指導助手)やJET-CIR(国際交流員)を中心に構成されたボランティアグループであり、地域住民の親子を対象として、子どもたちの異文化コミュニケーションに対する積極的な姿勢を養



J E T参加者による異文化交流

い、異文化交流の体験を促進することを目的に、英語での絵本の読み聞かせや歌、ダンス、工作等による異文化交流の活動を2011年度より行っている。

◆取組の背景

佐賀県は、県人口に対する外国人住民の比率が約0.5%と、全国的に見ると外国人住民は少ないといえる。

このような状況の中、子どもたちが学校の授業以外で気軽に英語や異文化を体験できる機会がまだまだ少ないと感じた県内のJET-AALTやJET-CIRが中心となり、子どもたちが異文化に体験する身近な機会を作るため、アメリカの小学校の授業でよく行わ

れているサークルタイム（絵本の読み聞かせの時間）を参考に、本取組を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ J E T - A L T , C I Rによるボランティア活動

本活動は、県内のJ E T - A L TやJ E T - C I Rがボランティアで行っている。「Leader」役のJ E Tボランティアが毎回1人以上参加し、イベントの企画や進行を行っている。

○ 地域の留学生や日本人ボランティアの参加

留学生や、異文化交流に関心のある日本人もボランティアとして活動に参加することができ、地域住民の交流の場にもなっている。

○ 保護者も交えた異文化交流

活動には子どもだけでなく保護者も参加してもらい、ダンスや英語を一緒に体験し、子どもをサポートしてもらっている。子どもが保護者とともに体験することで、自宅でも習った英語を使うなど、更なる異文化理解の機会を作っている。

◆取組による成果

- ・ 子どもが英語や異文化と気軽に触れ合える場を無料で提供していることに対し、保護者から感謝の言葉をもたらしている。
- ・ 毎回参加する子どもは徐々に緊張せずに積極的に参加するようになり、英語を少し話せるようになるなどの変化が見られた。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

サークル・タイム (Facebook)

<https://www.facebook.com/sagacircletime/>

(3) 多文化共生の地域づくり

②外国人住民の自立と社会参画

- ◇ 公益財団法人 宮城県国際化協会、公益財団法人 山形県国際交流協会
宮城・山形 定住外国人エンパワメント・カレッジ …………… 125
- ◇ 川口市協働推進課、芝園団地自治会
外国人住民生活情報伝達モデル事業 …………… 127
- ◇ 公益財団法人 大阪国際交流センター
外国人コミュニティ連携事業 …………… 129

公益財団法人 宮城県国際化協会（宮城県仙台市）、
公益財団法人 山形県国際交流協会（山形県山形市）

宮城・山形 定住外国人エンパワメント・カレッジ

◆キーワード

防災・減災、日本の制度の理解促進、広域連携、多様な主体との連携

◆取組の概要

公益財団法人宮城県国際化協会と、公益財団法人山形県国際交流協会は、両県の外国人住民が日本の社会制度や防災について合同で学ぶ講座「宮城・山形 定住外国人エンパワメント・カレッジ」を2013年に合同で開講した。



エンパワメント・カレッジ参加者

宮城県と山形県を交互に会場として全6回の講座を行い、両県から12の国・地域出身の64名の参加があった。

◆取組の背景

東日本大震災で得られた教訓に、外国人住民の平時からの自助力の向上と近隣住民との共助ネットワーク構築の必要性が挙げられる。また、離れた場所同士であっても、平時から顔の見える関係となっておくことで災害時の共助ネットワークを築くことも重要である。

東日本大震災時は、多くの外国人が仙台ー山形間の陸路を通じて国外に退避したことから、宮城県国際化協会では、それまであまりつながりの無かった宮城と山形の連携の必要性を感じ、地殻プレートが異なり地震発生時に同時に被災する可能性が低い山形県国際交

流協会と合同で本取組に着手した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 講義内容の工夫

在留管理制度や年金、保険制度、母語継承教育、ストレスとメンタルケア、葬儀事情、防災と広域ネットワークなどをテーマとし、行政書士や臨床心理士、企業等を講師に招いて講義を行った。両県の外国人が交流する機会とするため、毎回の講義にディスカッション等の場面を設けた。

○ フォローアップ事業等の実施

本カレッジ終了は、両県で主催される各種研修会に引き続き相互参加するなど研鑽の場の共有が図られている。

また、本カレッジ終了時のアンケートでは、参加した宮城県の外国人住民の多くがストレスとメンタルケアに関心があったことから、メンタルケアにフォーカスした研修も行った。

◆取組による成果

- ・ 異なる県域の協会による共同開催には、職員同士の関係構築から予算執行、報告書の作成と困難なことが多かったが、講座終了後には両協会間に信頼関係が生まれた。
- ・ 講座を通じ、両県の外国人の県域を越えた顔の見える関係の構築ができた。また、会場までの長時間のバス移動の中で、県内の在住外国人相互のつながりも生まれた。
- ・ 講座終了後に発生したフィリピン台風被害の折には、被災地支援のために現地入りする宮城県の参加メンバーに山形県の参加メンバーが義捐金を託すなど、相互支援の輪が広がっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 宮城県国際化協会 022-275-3796

公益財団法人 山形県国際交流協会 023-647-2560

川口市協働推進課、芝園団地自治会 外国人住民生活情報伝達モデル事業

◆キーワード

情報伝達支援、地域の多文化共生意識の涵養、発信手段の工夫

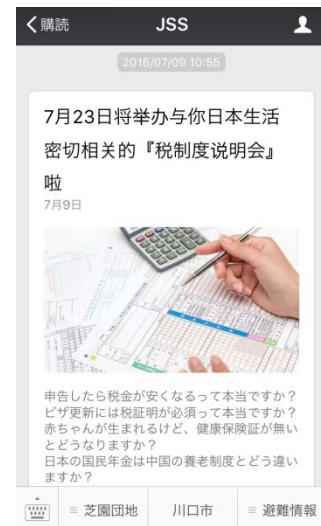
◆取組の概要

川口市は、芝園団地（約 5,000 人の居住者のうち半数近くを外国人住民が占める、UR都市機構が設置・管理する団地）を対象とし、外国人住民に対する効果的な行政情報等の提供手段について、2014 年度に検討を行った。

調査の結果、芝園団地の外国人住民の多くが「^{ウェイシン}微信」(※) というソーシャルメディアを使用していることが判明した。

そこで、川口市と芝園団地自治会で協議し、自治会で「微信」のアカウントを取得した。テスト事業として、2015 年 5 月から記事の配信を開始した。その内容は、団地でのイベントの告知のほか、マイナンバー制度や在留管理制度に関する情報、災害時の避難の流れなどであり、日本語及び中国語で配信している。登録者数は順調に伸び、2016 年 3 月時点で 258 人となっている。

※「^{ウェイシン}微信」：中国でよく使われている、文字や音声によるチャットや写真の送受信等ができるソーシャルメディア。



微信による情報の配信

◆取組の背景

「川口市多文化共生指針 改訂版」の策定（2014 年 6 月）の際に実施した外国人住民へのアンケート調査において、多くの外国人住

民が市の行政情報を「友人、知人からの口コミ」で入手しており、市の広報やホームページは外国人住民にはあまり活用されていないことがわかった。

このような状況を踏まえ、川口市は芝園団地自治会やUR都市機構等関係団体とともに、外国人住民への効果的な情報提供の在り方について2014年10月から検討を始めた。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 効果的な情報伝達手段の採用

芝園団地の外国人住民を対象とした調査により、情報伝達についての現状を把握し、伝達手段として「微信」を採用したことで、多くの登録者を得ることができた。

○ 記事の配信頻度や内容の工夫

記事の配信の頻度が高いと、読者が煩わしく感じアカウントを削除してしまう恐れがあるので、月に2~3回を目安に配信している。

また、記事は、芝園団地商店会やUR都市機構なども提供しており、自治会報、イベント案内、管理事務所からのお知らせ、観光情報など、行政情報だけでなく様々な内容の記事を織り交ぜている。

◆取組による成果

- ・ 「微信」を用いたイベントの告知等を通じ、外国人住民の地域の行事へ参加を広く促すことができ、団地内での外国人を含む住民の交流の機会が増えた。
- ・ 中国人の自治会役員が生まれる等、外国人住民の自治会への関わりが増えた。
- ・ 熊本地震の2日後に配信した「避難の流れ」は79%の閲覧があり、必要な情報を多くの外国人住民に発信することができている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

川口市協働推進課 048-227-7607

公益財団法人 大阪国際交流センター（大阪府大阪市） 外国人コミュニティ連携事業

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

地域の多文化共生意識の涵養、外国人主体の取組

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人大阪国際交流センターでは、大阪市の外国人住民が力を発揮し活躍できる環境を整えるための「外国人コミュニティ連携事業」を2014年度より開始している。同年度は、外国人住民やNPO法人等による7回の意見交換会を開催し、今後の事業展開について検討した。



「教えて！あなたのやりたいこと」
参加外国人

2015年度には実際に外国人住民が主体となって様々な取組を行った。具体的には、子どもと保護者が一緒に外国語や音楽、遊びを通じて多文化を体験する「夏休み親子で多文化体験」や、外国人住民が自転車・街歩きツアーを企画し案内まで行う「Osaka Short Trips」などのイベントを、外国人住民が主体となって実施した。

また、2016年2月には、今後様々な取組を行うにあたって、担い手となり得る外国人住民との連携強化を図るため、今後大阪で取り組みたいこと等について外国人住民同士が意見交換をする「教えて！あなたのやりたいこと」を開催した。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般的に、外国人住民は多くの行政分野において支援を受ける側と考えられやすいが、近年では、在住歴の長い外国人住民が、新しく来日した外国人住民を支援したり、災害発生時に外国人住民が地

域住民への支援に参加するなど、支援する側としての側面も注目されている。

日本人住民と外国人住民が共に暮らしやすい社会をつくるためには、地域の課題を共通認識し、お互いが助け合い、両者の力が発揮できる環境を整えることが必要であるとの考えのもと、大阪国際交流センターでは、外国人住民が主体となって活躍する体制づくりを目指し、本事業に着手した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人住民主体の事業を行うための体制づくり

本事業の実施にあたっては、NPO法人多文化共生センター大阪等の有識者が参加する「外国人コミュニティ連携事業委員会」を開催し、様々な面から助言をもらうなど、外国人住民がNPO法人や関係者の協力を得て主体的に事業を行う体制構築を図った。

○ 協働できる外国人住民の発掘

「教えて！あなたのやりたいこと」では、身近な課題や自分のできること等について外国人住民を対象としたアンケートを実施し、その結果を元に外国人住民同士が意見交換を行うことで、参加した外国人住民は問題意識を共有できた。

◆取組による成果

- ・ 外国人住民が地域の課題をNPO法人等と共有し、主体となってイベントを企画・運営するプロセスを実現できた。
- ・ 「教えて！あなたのやりたいこと」の参加者からは、「様々な人のニーズを知るきっかけになった」「同じ悩みの話ができ一緒に対策を見つけられると思った」等の意見が寄せられるなど、主体的な課題解決への意識の向上が見られ、協力体制を強化できた。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

公益財団法人 大阪国際交流センター 06-6773-8182

(3) 多文化共生の地域づくり

③多文化共生に関わる体制づくり

- ◇ 浜松市精神保健福祉センター、浜松市国際課
在住外国人のメンタルヘルス相談事業 133
- ◇ 広島県国際課
多文化共生市町担当職員研修 135

浜松市精神保健福祉センター、浜松市国際課 在住外国人のメンタルヘルス相談事業

◆キーワード

メンタルヘルス、医療通訳、相談窓口、「支援する外国人」の参画

◆取組の概要

浜松市では、2010年7月より、ブラジル人住民を主な対象とした「外国人メンタルヘルス相談窓口」を浜松市多文化共生センター内に開設している。

現在、ブラジルでの心理士資格を有する相談員2名で対応しており、ブラジルの母国語でメンタルヘルス相談が可能となっている。2015年度は561件の相談があった。



2名の心理士が母国語で対応

◆取組の背景

浜松市では、2008年後半に深刻化した経済状況の悪化を受け、2009年に外国人住民のメンタルヘルスの実情や傾向を把握するため、市内の外国人住民の約半数を占めるブラジル人住民を対象としたメンタルヘルスに関する実態調査を行った。

調査の結果、失業や収入減等を背景に、言語や文化の違いなども含む複合的な要因により、精神的なストレスを抱える外国人住民が少なくない実態が明らかになった。

そこで浜松市は、こころの健康を維持するための施策の必要性を感じ、外国人住民に対する精神面からの支援のためメンタルヘルス相談窓口を開設した。2010年度の相談件数は697件と想定を遥かに

超え、外国人住民に対するメンタルヘルス対策のニーズが浮き彫りとなった。またメンタルヘルスの問題を抱える外国人が精神科に受診する際の医療通訳支援を行うため、2011年7月から相談員1名を増員し体制を強化した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人住民のワンストップ相談窓口

相談窓口が開設されている浜松市多文化共生センターには、メンタルヘルス相談窓口以外にも多言語で相談できる窓口等が設置されている。ワンストップで各種相談を受けられることでメンタルヘルス不調者を早期に発見し、必要な支援につなげることができる。

○ 通訳を介さない母国語での相談

外国人住民からの相談内容は、子育てや就学に関する問題、家庭内の問題など多岐に渡るが、相談員が母国語で相談に対応することで、相談員が母国語で相談に対応することで、心理的・文化的背景を踏まえた対応ができる。

○ 相談と並行した心理士による精神科医療通訳

医療受診が必要な外国人住民に対して心理士による通訳を利用することで適切な医療に結び付けることができる。

◆取組による成果

- ・ 相談窓口を開設した2010年度から2015年度までに、4,000件を超える相談があり、外国人住民に対するメンタルヘルス相談窓口の需要が示されている。実際に助けを必要としている外国人住民に対し、必要な支援を行う体制が整備できている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

浜松市国際課 053-457-2359

広島県国際課

多文化共生市町担当職員研修

◆キーワード

組織・人材づくり、地域の多文化共生意識の涵養、多様な主体との連携

◆取組の概要

広島県では、県内市町や市町国際交流協会の職員を対象に、外国人住民向けの施策や多文化共生についての研修を2009年度より実施している。研修主体である公益財団法人ひろしま国際センターにおいて、「基礎研修」、「テーマ別研修」、「相談員等ネットワーク構築研修」を行っている。



基礎研修の様子

初任者を対象とした「基礎研修」では、外国人との対応の基礎のほか、「やさしい日本語」をテーマに講義を行っている。

また、防災・教育支援・多文化共生施策などから毎回異なるテーマを選定する「テーマ別研修」では、外部から講師を招いて先進的・具体的な取組事例を学ぶ。

更に、「相談員等ネットワーク構築研修」においては、窓口相談についての講義を行い、相談事例の共有や意見交換などを通じ、職員間のネットワークの構築を図っている。

◆取組の背景

広島県では、2008年度に県内全市町に外国人相談窓口担当課が設置されたことから、市町における多文化共生の取組が促進されるよう、また、市町等担当職員の知識や企画能力の向上を図るため、市

町等の職員を対象とした研修を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 県内市町の幅広い職員を対象とした研修

それぞれの市町によって外国人住民の状況や多文化共生への取組度合いは異なるが、県内市町や市町国際交流協会の職員が一堂に会する研修を通じ、県域全体での職員の多文化共生の意識向上を図っている。

また、対象者を多文化共生の担当課に限定せず、テーマに関連する関係課まで広げており、多文化共生の意識を持つ職員の増加につながっている。

○ 研修内容の工夫

研修内容や講師の選定においては、多文化共生担当者から市町における課題や希望を聴取して決定している。

また、2014年度にテーマ別研修の一環として実施した「避難所運営ゲーム」（災害時における避難所の運営の疑似体験）では、グループ毎に外国人参加者の配置、多文化特色のカードを追加したほか、一般の参加者も対象としたことから、多様な立場からの意見交換ができた。

◆取組による成果

- ・ 研修実施後のアンケートでは概ね好評を得ており、特に基礎研修について、業務に活かすことができるとの意見が多く聞かれた。
- ・ 税務担当課や市民課などの多文化共生担当課以外の課からの参加や、毎年新規採用職員が参加する市もあるなど、参加者は年々増加しており（2013年度 74人、2014年度 84人、2015年度 136人）、県内市町等の職員の多文化共生の意識啓発に貢献している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

広島県国際課 082-513-2359

(4) 地域の活性化やグローバル化への貢献

①地域の活性化への貢献

- ◇ 石川県国際交流課
留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー …………… 139
- ◇ 一般財団法人 グローバル人財サポート浜松
多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語
教育プロジェクト …………… 141
- ◇ 滋賀県国際室
Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City) …………… 143

石川県国際交流課

留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー

◆キーワード

地域活性化、外国人観光客への対応、発信手段の工夫、外国人の視点の活用

◆取組の概要

石川県では、外国人の視点から見た地域の魅力を発信する「留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー」を2015年度より年2回開催している。

これは、県内の大学に通う留学生やJET参加者を対象に、金沢・加賀・能登の観光地を散策し、その魅力につ



能登でのモニターツアー

いて話し合い、石川県への理解を深めてもらった上で、見聞・体験したことをSNS等を通じて母国の家族や友人、知人等に広く発信してもらう取組である。2015年度は県内5大学から24か国40名が参加した。

◆取組の背景

外国人住民は、支援の対象者として様々なサポートが必要な面もある一方で、主体的に地域活動に参加することで、外国人としての視点を活かして地域の活性化に貢献する可能性も秘めている。

石川県では、県人口当たりの留学生の割合が全国上位であることを活かし、外国人特有の視点を観光振興に活かすべく、2015年度よ

り本事業を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 外国人の視点を活かした取組

ツアーの後には、観光地の魅力や改善点、発信方法などについて参加者同士が話し合うワークショップを行い、外国人の視点で石川県の魅力を探っている。

また、県内の観光地における外国人観光客の受入環境の整備等に関する外国人の視点からの意見を得ることもできている。

○ 県の魅力の掘り起こしとSNSによる海外への発信

SNS等による発信を通じ、外国人の視点からの県内観光地の新たな魅力の掘り起こしや効果的な発信が期待でき、県の魅力の海外発信に貢献している。

◆取組による成果

- ・ 参加者からは「日本の伝統工芸を体験できる機会はありませんので貴重な体験だった」「前より日本に親近感を持った」などの感想があり、外国人住民が地域の文化や魅力を理解する機会となっている。
- ・ SNSでの発信に対しては、石川県への行き方や投稿した写真の場所について詳しく聞かれるなどの反響があり、2015年度には情報発信した相手のうち19か国から96人が来県した。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

石川県国際交流課 076-225-1381

一般社団法人 グローバル人財サポート浜松（静岡県浜松市） 多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語教育プロジェクト

◆キーワード

日本語学習支援、組織・人材づくり、地域の多文化共生意識の涵養、外国人主体の取組

◆取組の概要

一般社団法人グローバル人財サポート浜松では、外国人を主な対象として、日本人には自国の文化を、外国人には日本の文化を伝えることのできる「多文化コンシェルジュ（案内人）」を育成する「多文化コンシェルジュ育成講座」を2013年度より行っている



私立高校でのグローバル講座

（文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業に採択）。

本講座は2つのコースからなるが、ベーシックコースは、「多文化コンシェルジュ」として必要な日本語能力のほか、日本人と外国人住民との架け橋として必要となる知識を学ぶ場としている。

また、ステップアップコースでは、ベーシックコースで学んだことを活かし、同国出身者の外国人住民に対して母国語を活用しながら日本語を教える方法について講義を行っている。

加えて、浜松市中部協働センターや私立高校との共催で、「多文化コンシェルジュ」を講師とし、日本人住民に対して国際理解と交流を推進するための「文化講座」を2013年度より開催している。

◆取組の背景

高度な日本語能力を有する外国人住民は、日本人住民に対しては

自らの文化等を日本語で伝え、同国出身の外国人に対しては日本の生活習慣や情報を母国語で伝えることで、日本人と外国人をつなぎ、相互理解を深めるための役割を果たすことができると考えられる。

この考えのもと、グローバル人財サポート浜松では、外国人住民が「多文化コンシェルジュ」として高度な日本語能力とともに高い情報発信・コミュニケーション能力を身につけ、社会参画を促し、地域の多文化共生づくりに寄与できるよう、本事業を開始した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 自国と日本の文化の両方を発信する力の養成

ベーシックコースでは、自国の文化を日本語で伝えるため、日本語での情報発信やプレゼンテーションの方法、企画書の書き方などについての講座を開催している。

また、日本の文化を外国人に伝えることができるよう、旅館の女将から日本社会のマナーを学んだり、インターネット会社の担当者からブログ作成のノウハウを学ぶなど、幅広い内容としている。

○ 次世代を担う人材の育成

「多文化コンシェルジュ」の活躍の場を設けることによって、外国人住民の自己表現や社会参画を促し、日本人と外国人のつなぎ役として多文化共生のまちづくりに貢献し、外国人コミュニティのリーダーとなる人材の発掘・育成につなげている。

◆取組による成果

- ・ 受講者からは、日本語能力検定以外の学習目標を持つことができ、大変有意義であったとの感想があった。
- ・ 受講者は、前記の「文化講座」において講師として自国文化を紹介したり、初級日本語学習者を対象とした日本語教室を開催するなどの活躍が見られ、外国人住民の社会参画につながっている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人 グローバル人財サポート浜松 053-482-8451

滋賀県国際室

Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)

◆キーワード

地域の多文化共生意識の涵養、地域活性化、外国人の視点の活用、多様な主体との連携

◆取組の概要

滋賀県は、起業家育成を目的とするイベント「Startup Weekend」(※)を滋賀県内で開催している「Startup Weekend 滋賀実行委員会」及び長浜市、創業支援事業を行う一般社団法人バイオビジネス創出研究会と共催し、



多文化共生をテーマに盛り込んだ「Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)」を2015年11月に開催した。

県内外から31人が参加し、「外国にルーツを持つ人々と一緒に作りあげるサービス」をテーマにビジネスモデルを考案し発表した。

※「Startup Weekend」: 本拠地をアメリカシアトルに置くNPO法人UP Globalが展開する世界的な起業家育成プログラムであり、日本でも東京、大阪、福岡など10都市以上で各地域の実行委員会により開催されている。週末の3日間泊まり込みで新しいビジネスモデルを作り上げる体験を行う。

◆取組の背景

滋賀県では、これまでも「多文化共生講座」などの実施を通じて

県内における多文化共生の啓発を図ってきたが、既に多文化共生に関わっている人の参加は得られる一方で、多文化共生にあまり関心を持っていない層への発信方法が課題となっていた。

このような状況の中、「Startup Weekend 滋賀実行委員会」との意見交換の結果、直接的な関係が薄い起業家育成のイベントに「多文化共生」をテーマとして盛り込むことで、新たな層への啓発が期待できるとの考えのもと、本イベントを共催することとした。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 多文化共生に関心の薄い層からの幅広い参加

本イベントの参加者の募集にあたっては、多文化共生というキーワードを前面に出さないことで、起業やまちづくり、デザインなどに関心のある幅広い分野の参加者を得た。

○ 外国人住民との会話を通じたビジネスモデルの構築

本イベントにおいては、1日目は参加者がチームを作ってアイデア等の共有を行い、2日目にビジネスモデルの構築、3日目に各チームによる発表を行った。

ビジネスモデルの構築にあたっては、開催場所である長浜市の外国人住民から意見を聞きながら議論を行う場を設けた。

◆取組による成果

- ・ 参加者 31 人の多くが多文化共生という言葉が知らなかったが、外国人住民からの意見を元にビジネスのアイデアを練ることで、多文化共生に関心事として盛り込むことができた。
- ・ イベント後もミーティングを重ね、事業化へ向けて進んでいるチームもある。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

滋賀県国際室 077-528-3063

○ コラム5 「JETプログラム動画コンテスト」

自治体国際化協会では、2016年度、JETプログラム（10ページ参照）30周年記念事業の一環として、JET参加者の視点から発掘した日本の地域の魅力を動画で発信する「動画コンテスト」を実施した。

現在、JETプログラムには世界40か国から4,952人の外国青年が北は北海道から南は沖縄まで配置されている。本コンテストは、こうした外国人の視点を活用した地域の活性化を目的としており、秋冬編と春夏編の2回にわたり動画を募集したところ、秋冬編には50作品、春夏編には57作品の合計107作品もの応募が全国各地から寄せられた。

応募動画では、外国人の視点で捉えた日本の四季や自然、祭り、伝統芸能、地域の人々との交流などが題材として取り上げられている。これらの動画の中から最優秀賞をはじめとする10個の受賞作品（<http://jetprogramme.org/30thvideocontestwinners/>）が選定されたが、これらの動画は、いわゆる「よそ者」が地域の人々と深い絆をつくり、従来とは異なる視点で地域の魅力を発信するものとなり、地方創生を進める上での新しい息吹をもたらすものとなった。この動画集はYouTubeを通じて、全世界に発信されているほか、日本政府観光局（JNTO）等のサイトでも紹介されるなど、地域の魅力発信、観光インバウンド促進のためのキーコンテンツとして活用されている。

世界各国から参加したJET青年と日本の地域、ひいては日本と世界をつなぐ貴重なコンテンツとして本コンテストを継続的に実施する意義は大きく、自治体国際化協会では本コンテストを含め、今後も外国人の視点をいかした地域活性化の取組を進めていく予定である。

地域に暮らす外国人が、地域コミュニティに溶け込み、新たな視点で地域の魅力を再発見し、それに付加価値をつけていく、つまり、多文化共生と地域活性化のコラボが、今後の多文化共生推進の重要な切り口になっていくことを期待したい。

■最優秀賞



"Ekin Kabuki Festival, Akaoka, Japan" by Alexander Barnett

■アイデア賞



"A Gourmet Tour of Aomori" by Soo Young Park

(4) 地域の活性化やグローバル化への貢献

② グローバル化への貢献

- ◇ 株式会社 NAC
通年アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の
実現 149
- ◇ 株式会社 商輪
留学生ドラフト会議 151
- ◇ 別府市文化国際課
別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業 153

株式会社 N A C （北海道倶知安町）

通年型アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現

◆キーワード

就労支援、地域活性化、外国人観光客への対応、外国人主体の取組、長期継続的な取組

◆取組の概要

1995年にオーストラリア出身のロス・フィンドレー氏によって設立された株式会社N A C（ニセコアドベンチャーセンター）は、北海道南西部のニセコ地域において、北海道で初めてとなるラフティング（※）の事業化に取り組んだ。



ラフティングの様子

ラフティングの普及により、スキーを中心とする冬の観光に加え、夏でも外国人を含む多くの観光客が訪れる通年観光を実現することができ、地元の雇用機会の創出やニセコ地域の活性化につながった。

※ラフティング：筏（いかだ）を意味するラフトとよばれるゴムボートに乗り、川下りするスポーツ。

◆取組の背景

北海道の南西部に位置するニセコ（倶知安町、ニセコ町などからなる地域）は、その美しい自然景観や、国内屈指のスキー場を抱えることから、スキーリゾート地として全国からスキー客が多数訪れる地域であり、冬の観光が中心であった。

オーストラリア出身のロス・フィンドレー氏は、1989 年に来日し、ニセコ地域の自然に惹かれ、1991 年よりニセコに移り住んだ。ニセコの自然を活かし、冬季以外でも観光客が訪れる通年観光を実現するため、夏のニセコの自然を活かすことのできるラフティングに注目し、事業化を図った。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 地域活性化への先導役

当時国内ではあまり知られていなかったラフティングを、ガイドを付け安全性を高めるなどの工夫により事業化し、季節を問わず楽しむメニューとして確立したことで、ニセコ地域に新たな魅力を生み出し、地域活性化への先導役となった。

◆取組による成果

- ・ 冬にスキーリゾートに就業するが、夏には当地を離れていた若者のほか、外国人観光客向けの外国語ガイドの需要など、地域における通年での新たな雇用機会の創出につながった。
- ・ 外国人としての視点からのインバウンド需要の掘り起こしにより、外国人観光客だけでなく、国内外からの移住者が増加した。それに対応すべく、外国人向けの施設や教育体制も整うなど、地域のグローバル化が進み、活性化している。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

株式会社 N A C 0136-23-2093

株式会社 商輪（茨城県水戸市） 留学生ドラフト会議

◆キーワード・・・・・・・・・・・・・・・・

就労支援、留学生支援、外国人主体の取組

◆取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

株式会社商輪では、海外展開を検討する県内企業に対し、進出先の現地法人でリーダーとなり得る人材を提供すべく、県内の外国人留学生と企業をマッチングさせる「留学生ドラフト会議」を2014年から毎年開催している。



留学生ドラフト会議の様子（企業に向けたプレゼン）

商輪では、まず日本企業での就職を希望する留学生を募集し、書類選考や面談等を行った後、将来海外事業でリーダーとなるために必要な能力を強化するための研修「留学生リーダー育成塾」を実施して、留学生のスキルアップを図る。

「留学生ドラフト会議」においては、留学生が企業の経営者に対し、プレゼンテーションや面談での自己PRを行い、企業側は最終的に興味を持った留学生（リーダー候補）を指名する。

指名された留学生については、商輪のコーディネートにより、企業訪問やインターンシップを行い、双方が合意すれば就職が内定する。

◆取組の背景・・・・・・・・・・・・・・・・

同社の社長は留学生として来日しており、日本で通訳・メディア取材の仕事を経験した際に、地元の企業におけるグローバル人材へのニーズを感じていた。

そこで、留学生の強みを企業にアピールし、両者をつなげることで企業の海外進出に貢献したいという思いと、自らの苦労や経験を他の留学生のために活かしたいという思いから、商輪を立ち上げた。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 留学生のマッチング

筑波大学をはじめとする茨城県内の大学には、合わせて 2,500 人以上の外国人留学生が在籍しているが、卒業後は帰国したり、東京で就職するなど、県内に残る者は少なかった。

「留学生ドラフト会議」では、留学生を県内企業とマッチングするため、留学生が地元の企業に貢献することにつながっており、また、企業側としても、地元の留学生が持つポテンシャルを認識することができた。

○ 企業と留学生の双方におけるメリット

「留学生ドラフト会議」においては、面談や企業でのワークショップ、また留学生プレゼンテーション等の様々な取組で企業と留学生が交流する機会が設けられていることから、海外進出を目指す企業側にとっては、採用前に留学生のレベルや考え方、意欲等を十分に知ることができ、より希望に合った人材の獲得につながっている。

また、留学生側としても、企業見学や面談、インターンシップ等で企業の事業内容を具体的に知る機会が多いことから、イメージに合った会社への就職が期待できる。

◆取組による成果

- ・ 本事業により初めて留学生を採用した企業からは、日本人では気付きにくい視点や感性を評価する声があり、海外進出・インバウンドの分野での活躍が期待されている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

株式会社 商輪 029-231-7432

別府市文化国際課

別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業

◆キーワード

留学生支援、地域の多文化共生意識の涵養、地域活性化、外国人主体の取組、大学生による取組

◆取組の概要

大分県別府市では、外国人留学生主体の団体が地域活動を行う場合に、その経費を助成する「別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業」を2014年度より実施している。2015年度は15事業に助成を行った。



助成の対象となるのは、市内の大学に在学する学生で構成されるとともに、その半数以上が外国人留学生からなる団体である。対象事業は「国際交流、国際協力又は多文化共生を推進する地域活動」と幅広く設定しており、外国人留学生の自発的活動を促すことを目的としている。

ベトナム人留学生による伝統舞踊（高齢者施設）

◆取組の背景

別府市は、市人口約12万人に対し外国人住民は約4,000人（約3.5%）と全国的に見ても外国人住民の割合が多い。中でも、立命館アジア太平洋大学には2,900人以上の外国人留学生が在籍している（2016年11月現在）など、外国人留学生数が非常に多いことが特徴である。

これまで別府市では、行政が主導となり、日本人住民と外国人住

民の交流活動等、多文化共生へ向けた取組を行ってきたが、その広がりや持続性には限界が感じられた。

そこで、別府市に愛着がある外国人留学生による様々な活動を促進することで、外国人としての視点に基づく独自性のあるアイデアによって多文化共生が促進され、また、別府市のグローバル化及び活性化につながることに期待し、本事業を実施した。

◆取組のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・

○ 留学生の自発的な活動の促進

初年度である 2014 年度の助成事業数は 6 件（5 団体）であったが、2015 年度には 15 件（15 団体）に増加するなど、様々な団体による自発的な活動が促されている。

○ 留学生の視点による幅広い活動

助成対象となった活動は、公民館等で市民を招いて自国の文化等を紹介する交流事業のほか、地域の国際交流団体と連携した日本語初等教育や、観光関係者と連携したムスリムフレンドリーマップの制作、別府の魅力を世界に発信する短編映画の制作など、幅広い内容となっている。

◆取組による成果

- ・ 活動を通じて、留学生と地域住民との顔の見える関係が生まれているほか、アイデアを活かした幅広い活動による地域活性化、グローバル化に結びついている。

◆問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・

別府市文化国際課 0977-21-1131

■ おわりに

1. 現在の多文化共生施策の傾向

本事例集で紹介した事例を横断的に見ると、「キーワード」からもわかるように、いくつかの共通点があり、現在の多文化共生施策の傾向が見える。(キーワードについては157ページを参照。)

ひとつは、行政やNPO法人、大学、企業、ボランティアなどの「多様な主体との連携」により、多角的な視点から幅広い活動を行っている点である。

地域の様々な団体が連携することを通じ、各団体が有する外国人住民とのネットワークや、通訳・翻訳者等の人材資源、大学における専門的な研究成果など、それぞれの主体の持つ強みを有効に活用している事例が多く見られた。

また、外国人住民の「相談窓口」の事例の中には、例えば、DV被害者からの相談に対して、警察等と連携して対応するなど、適切に関係機関と連携することにより、単なる相談対応にとどまらない包括的・総合的な支援やワンストップ対応を可能としているものもあった。

次に、外国人を「支援する側」に位置付けた取組である。

地方自治体や日本人住民が、外国人住民を対象として支援を行う事例、すなわち外国人住民が「支援される側」となる事例は、本事例集の中にも様々な分野において見られ、長期にわたって各地で取り組まれてきたことがわかる。

一方で、本事例集で紹介した、外国人住民が支援者として事業に参画している事例や、在住歴の長い外国人住民が新しく来日した外国人を支援している事例、外国人住民やコミュニティが地域の日本人住民に対して自国の文化等の理解を広めようとする事例からもわかるように、外国人住民は支援の対象である一方で、「支援する側」にもなり得る。これらの事例では、外国人ならではの視点や文化、または経験を活かすことによって、外国人住民が「支援する側」として活躍している。

また、外国人住民が支援者として参画しているだけでなく、外国人やその第2世代が主役となって自ら事業を運営している事例も見られた。近年の外国人住民の増加傾向を勘案すれば、今後とも「支援する外国人」の存在に対する注目が増していくものと考えられる。

また、取組の対象に着目すると、多文化共生意識の涵養を目的として、日本人住民を対象に行っている取組や、地方自治体における多文化共生担当以外の部局も含めた幅広い「組織・人材づくり」などが行われている。

このように、外国人住民に対する取組のみならず、受入れ側である日本人住民に対する多文化共生の意識啓発が、今後も重要な方向性のひとつとなるだろう。

さらに、高齢の外国人住民が増える中、「介護」を必要とする外国人住民は今後も増加することが見込まれるが、本事例集においても、介護や医療等についての「日本の制度の理解促進」を目的とした事例や、高齢者の「居場所づくり」の事例、同じ母国語でのコミュニケーションが可能な外国人の介護人材の養成を目的とした事例、介護分野における外国人の「就労支援」の事例など、将来における外国人住民の更なる高齢化を見据えた取組が見られた。

加えて、より効果的・効率的な取組とするための手段の工夫も随所に見られた。

具体的には、急速に発展するICTであるインターネットやソーシャルネットワークを最大限活用し、「発信手段の工夫」をしている事例や、地域の課題について実態調査を継続的に行い、現状を的確に把握した上で取組を行っている事例、外国人住民一人一人の特性を見極めて、オーダーメイド型のきめ細やかな支援を行っている事例などが挙げられる。

以上のように、日本各地で多様な主体が連携し、その事業の担い手や対象、手法に様々な工夫を凝らしながら、多文化共生の推進に取り組んでいることがわかる。

中でも、これらの特徴が端的に表れているのが、「防災・減災」に向けた取組であろう。災害対応は人命に関わることもあり、本事

例集にも見られるように、外国人も視野に入れた防災への様々な取組が全国各地で行われている。

具体的には、災害発生時に相互支援が可能となるよう地域内の連携だけでなく広域の連携を目的とした取組や、日本人住民と外国人住民が共に避難訓練や防災に関する講座に参加する取組、外国人住民が「支援する側」である防災リーダーとして活躍している取組、「やさしい日本語」の活用により災害時の情報が外国人住民に確実に伝わるよう工夫をした取組などが挙げられる。

このように、上記のような視点を多文化共生の取組に加えることが、今後さらに重要性を増すと考えられる。

(参考) キーワード一覧

※ () 内は事例数

事例の内容や分野を端的に表すワード

情報伝達支援(7)	保健(2)
多言語対応(14)	介護(4)
「やさしい日本語」(7)	メンタルヘルス(1)
日本語学習支援(7)	医療通訳(4)
子どもの学習支援(9)	防災・減災(10)
就学前の子どもへの支援(4)	組織・人材づくり(5)
不就学の子どもへの支援(1)	相談窓口(3)
居場所づくり(7)	地域の多文化共生意識の涵養(15)
就労支援(5)	地域活性化(5)
技能実習生との関わり(2)	日本の制度の理解促進(5)
留学生支援(5)	

主体や方法等に関し事例に横断的に見られる特徴を表すワード

外国人観光客への対応(4)	大学生による取組(3)
日本人住民の参画(18)	第2世代による取組(2)
外国人主体の取組(7)	長期継続的な取組(11)
「支援する外国人」の参画(12)	外国人保護者の参加(9)
発信手段の工夫(8)	広域連携(2)
外国人の視点の活用(5)	多様な主体との連携(20)

2. 多文化共生施策のこれから—国内・海外の取組より—

これまで、地方自治体における多文化共生施策は、外国人住民の多い自治体を中心として、その地域の課題を解決するために先進的に取り組まれてきた。

しかし、近年においては、外国人住民の増加やその在留期間の長期化に加え、全国各地における外国人観光客の増加も著しく、多文化共生の推進は、外国人が集住する地域だけではなく、全国的に取り組むべき課題となっている。

また、産業・社会構造の変化に伴って外国人住民の在留目的が多様化しているほか、様々な事例で見られる通り、多国籍化・高齢化等によりその課題も多様化している。

そのため、今後の多文化共生の取組においては、

- ・ 外国人住民を「支援される側」として捉えた従来の見方を超えて、外国人住民の持つ多様性を資源として地域の活性化やグローバル化に活かしていくという視点が重要になる。
- ・ 従来の集住都市間の連携のみならず、より広い範囲の自治体が連携を図るとともに、外国人住民に係る諸課題の解決や多様性を活かした地域づくりに関するベストプラクティスを発信し、幅広く共有していくことも重要である。
- ・ 一方で、外国人住民を取り巻く課題の多様化等の進展により、他の自治体の取組をそのままモデルとして自らの自治体に適用することは容易ではなく、地域の特性や実情に合わせた創意工夫を凝らした独自の取組を行っていくことも求められる。

一方、欧州においては、グローバル化等による移民の増加と国内での統合が図られる中、文化的多様性を好機と捉え、都市の活力や革新、創造、成長の源泉とする都市政策である「インターカルチュ

ラル・シティ（Intercultural City）¹」というアプローチが注目されている。この考え方は、2008年の欧州文化間対話年（European Year of Intercultural Dialogue）や同年の欧州評議会による文化間対話白書（White Paper on Intercultural Dialogue）²をきっかけに始まったものである。

本プログラムは欧州評議会が主導して進めており、会員都市相互の視察や特定の課題をテーマにした会議の開催などの具体的な活動を進めている。前述の通り、多様性の利点（diversity advantage）を活かした都市政策や、住民が文化的多様性を都市競争力の源泉として理解できるよう啓発を行っており、メディアと連携した多様性の啓発の取組や多様性をビジネスに活かす取組等を支援している。現在では、欧州を中心に約120都市が欧州評議会によって「インターカルチュラル・シティ」に認定されている。

米国においても、移民を歓迎し、多様性を活かす自治体のネットワークである「ウェルカミング・シティーズ・アンド・カウンティーズ（Welcoming Cities and Counties）」という全国組織が2013年に設立され、80を超える自治体が参加している。また、カナダには、「シティーズ・オブ・マイグレーション」というウェブサイト（2009年開設）があり、北米と欧州を中心にグローバルな都市の優良事例の情報交換を通じて、移民統合の手法の改善を行うことを目指している。

東アジアにおいても、韓国や台湾などで、外国人住民を受け入れる地方自治体の取組が進んでいる。韓国では、日本の「外国人集住都市会議」をモデルとして、2012年11月に安山市が中心となって「全国多文化都市協議会」が設立され、現在24都市（会長都市：ソウル市九老区）が加盟している。

このように、多様性を地域の活力と捉えること、また、国内外で幅広い連携を図ることが、今後の多文化共生の大きな方向性といえるだろう。

¹ http://www.coe.int/t/dg4/cultureheritage/culture/cities/default_en.asp

² http://www.coe.int/t/dg4/intercultural/source/white%20paper_final_revised_en.pdf

3. 今後について

プラン策定から10年が経過し、これまで述べた通り、各地で様々な多文化共生に関する取組が展開されてきた。その一方で、外国人を巡る近年の状況を踏まえれば、多文化共生施策は、ここで紹介した地域に限らず、全国で推進されるべきものであることは言うまでもない。このため、まずは、総務省等が多様な手段を通じて本事例集の積極的な普及に努め、全国の関係者に対し、各分野における取組内容を知ってもらうための努力をすべきである。

更に、本事例集の内容が広く普及する中で、多様な関係者が参加して多文化共生施策が議論される場が広がることに伴い、他地域での取組を参考にしつつ新たな事業を開始するケースや、現在実施中の事業の内容を見直すケースが想定されるところであり、本事例集の積極的な活用につながることを期待される。

これに関連し、自治体国際化協会では、本事例集にも掲載されている外国人向けの子育てガイドや防災ハンドブックなど、各地で作成・公表された多文化共生ツールに関する情報を集約し共有化する「多文化共生ツールライブラリー」を開発するとともに、災害時の避難所等での多言語情報提供を支援する「災害時多言語表示シート」の見直しを進めてきた。

今後は、同協会が中心となって、多文化共生ツールの共有化の流れを促進するとともに、地方自治体や地域国際化協会等をはじめとする多様な主体が活用できる共同・共通ツールの開発に努め、効果的・効率的に施策を実施することが期待される。

また、いずれの地域も共有する課題である自然災害に関する「防災・減災」の取組に関しては、外国人住民は、コミュニケーション面に加え、文化・慣習の違い、更には災害経験の多寡といった点で、他の災害時要援護者とは異なるハンディキャップを有しており、外国人特有の災害対策が急務であると考えられる。

更に、外国人住民は、必要な情報が的確に伝われば避難所に自力で向かうことができるほか、「支援する側」として活動することもできる点を勘案すれば、外国人への情報伝達支援は重要な課題である。

総務省では、災害発生時の避難所等において、日本語の理解が不十分な外国人被災者に対し、災害情報等を整理し多言語への翻訳等を通じて的確に伝達するとともに、被災者としてのニーズを把握して自治体職員等へ伝達する「情報コーディネーター（仮称）」の創設に向け、2017年度に研究会を設置する予定であり、実効的な仕組みづくりが期待される。

今後とも、国や地方自治体等は、これらの取組を含む様々な施策を推進し、外国人住民が地域社会の一員として安心して生活できるとともに、地域の未来を拓く役割を担う多文化共生社会づくりに努める必要がある。

參考資料

「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」の委員名簿 及び開催状況

(1) 「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」委員名簿

(五十音順・敬称略)

秋元 ガイナシ 光 NPO 法人多言語教育研究所 理事長

石塚 良明 浜松市企画調整部 国際課長

伊藤 正志 総務省自治行政局 国際室長 (※第2回～)

【植村 哲 (※第1回まで)】

岩田 ヘレン (株) さすがコミュニケーションズ 代表取締役

大村 昌枝 (公財) 宮城県国際化協会 次長

三枝 健二 (一財) 自治体国際化協会 理事

田村 太郎 (特活) 多文化共生マネージャー全国協議会 代表理事

陳 孝仁 (公財) 佐賀県国際交流協会職員

(座長) 山脇 啓造 明治大学国際日本学部 教授

(2) 開催状況

第1回 2016年2月25日 (募集方法や選定の視点の検討)

第2回 2016年8月31日 (掲載事例の選定①)

第3回 2016年10月26日 (掲載事例の選定②)

第4回 2017年2月28日 (事例集最終案の確認)

キーワード別事例一覧

キーワード	取組名	団体	頁	
情報伝達支援	減災のための「やさしい日本語」研究	弘前大学人文学部社会言語学研究室	25	
	「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方～原稿づくりから届けるまでのヒント集～」の作成	公益財団法人 横浜市国際交流協会	29	
	三者通話による119番通報の多言語対応	横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局	31	
	医療通訳システム構築事業	NPO法人 多言語センターFACIL	35	
	かながわ医療通訳派遣システム事業	NPO法人 多言語社会リソースかながわ(MICかながわ)	87	
	「あいうえお子育てネット」	NPO法人 にほんご豊岡あいうえお	91	
多言語対応	外国人住民生活情報伝達モデル事業	川口市協働推進課、芝園団地自治会	127	
	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	NPO法人 ふじみの国際交流センター	27	
	「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方～原稿づくりから届けるまでのヒント集～」の作成	公益財団法人 横浜市国際交流協会	29	
	三者通話による119番通報の多言語対応	横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局	31	
	多文化サービス(外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供)	大阪市立中央図書館	33	
	医療通訳システム構築事業	NPO法人 多言語センターFACIL	35	
	住まいに関する外国人の相談窓口	NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	47	
	外国人のための住宅支援事業	公益財団法人 京都市国際交流協会、公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会京都府支部	49	
	外国人幼児向け日本語学習教材等の作成	愛知県多文化共生推進室	67	
	外国籍児童とその家族への支援	多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS	89	
	「あいうえお子育てネット」	NPO法人 にほんご豊岡あいうえお	91	
	病院体験ツアー	公益財団法人 鹿児島県国際交流協会	95	
外国人市民への防災啓発	公益財団法人 仙台観光国際協会	99		
Let's Study BOSAI	公益財団法人 和歌山県国際交流協会	105		
桜島火山爆発総合防災訓練	鹿児島市危機管理課	109		
「やさしい日本語」	減災のための「やさしい日本語」研究	弘前大学人文学部社会言語学研究室	25	
	多文化サービス(外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供)	大阪市立中央図書館	33	
	外国人幼児向け日本語学習教材等の作成	愛知県多文化共生推進室	67	
	介護職員初任者研修	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	79	
	「あいうえお子育てネット」	NPO法人 にほんご豊岡あいうえお	91	
	病院体験ツアー	公益財団法人 鹿児島県国際交流協会	95	
日本語学習支援	Let's Study BOSAI	公益財団法人 和歌山県国際交流協会	105	
	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	NPO法人 ふじみの国際交流センター	27	
	BAYANIHAN ～みんなで地域をつくっていこう～	NPO法人 フィリピンナガイサ	39	
	セーフティネットとしての日本語教室開設事業	公益財団法人 兵庫県国際交流協会	41	
	地域参加型生活サポート日本語教育事業	総社市人権・まちづくり課	43	
	介護職員初任者研修	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	79	
	外国人防災リーダー養成講座	まんのう町国際交流協会	107	
	多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語教育プロジェクト	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	141	
	子どもの学習支援	外国人の子どもの学習支援	NPO法人 NO BORDERS	55
		外国人の子どもの学習支援	外国人の子ども・サポートの会	53
外国人の子どもの学習支援		NPO法人 NO BORDERS	55	
横浜市南区・外国人中学生学習支援教室パン提供プロジェクト		公益財団法人 横浜市国際交流協会	57	
外国人子どもサポートプロジェクト		公益財団法人 とやま国際センター	59	
外国籍児童就学前学校体験教室「びびよクラス」及び就学後教育支援		Wide International Support in Hamamatsu (WISH)	61	
外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋		NPO法人 シェイクハンズ	65	
初期日本語教室「きずな」「移動きずな」「日本語指導ボランティア養成講座」		津市人権教育課	69	
Minamiこども教室		Minamiこども教室実行委員会	71	
外国籍児童就学前学校体験教室「びびよクラス」及び就学後教育支援		Wide International Support in Hamamatsu (WISH)	61	
就学前の子どもへの支援	外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋	NPO法人 シェイクハンズ	65	
	外国人幼児向け日本語学習教材等の作成	愛知県多文化共生推進室	67	
	「あいうえお子育てネット」	NPO法人 にほんご豊岡あいうえお	91	
	外国人の子どもの不就学に対する取組	浜松市国際課、静岡県多文化共生課	63	
居場所づくり	外国人の子どもの学習支援	NPO法人 NO BORDERS	55	
	外国人の子どもの学習支援	外国人の子ども・サポートの会	53	
	横浜市南区・外国人中学生学習支援教室パン提供プロジェクト	公益財団法人 横浜市国際交流協会	57	
	外国人子どもサポートプロジェクト	公益財団法人 とやま国際センター	59	
	外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋	NPO法人 シェイクハンズ	65	
	Minamiこども教室	Minamiこども教室実行委員会	71	
	外国人高齢者支援	NPO法人 神戸定住外国人支援センター	93	
	外国人向け介護職員初任者研修及び就業支援事業	公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会	75	
就労支援	「COLORS」による外国にルーツを持つ若者への支援事業	浜松市国際課	77	

キーワード	取組名	団体	頁
	介護職員初任者研修	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	79
	通年型アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現	株式会社 N A C	149
	留学生ドラフト会議	株式会社 商輪	151
技能実習生との関わり	地域における技能実習制度への新たな関わり	はさき漁業協同組合、神栖市国際交流協会	81
	外国人防災リーダー養成講座	まんのう町国際交流協会	107
留学生支援	外国人のための住宅支援事業	公益財団法人 京都市国際交流協会、公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会京都府支部	49
	外国人による機能別消防団員	草津市危機管理課	103
	英語での読み聞かせサークル	サークル・タイム(Circle Time)	121
	留学生ドラフト会議	株式会社 商輪	151
	別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業	別府市文化国際課	153
保健	外国籍児童とその家族への支援	多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS	89
	「あいうえお子育てネット」	NPO法人 にほんご豊岡あいうえお	91
介護	外国人向け介護職員初任者研修及び就業支援事業	公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会	75
	介護職員初任者研修	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	79
	定住外国人とともに学ぶ実践介護塾	公益財団法人 宮城県国際化協会	85
	外国人高齢者支援	NPO法人 神戸定住外国人支援センター	93
メンタルヘルス	在住外国人のメンタルヘルス相談事業	浜松市精神保健福祉センター、浜松市国際課	133
医療通訳	医療通訳システム構築事業	NPO法人 多言語センターFACIL	35
	かながわ医療通訳派遣システム事業	NPO法人 多言語社会リソースかながわ(MICかながわ)	87
	病院体験ツアー	公益財団法人 鹿児島県国際交流協会	95
	在住外国人のメンタルヘルス相談事業	浜松市精神保健福祉センター、浜松市国際課	133
防災・減災	減災のための「やさしい日本語」研究	弘前大学人文学部社会言語学研究室	25
	三者通話による119番通報の多言語対応	横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局	31
	セーフティネットとしての日本語教室開設事業	公益財団法人 兵庫県国際交流協会	41
	外国人市民への防災啓発	公益財団法人 仙台観光国際協会	99
	災害時相互支援に向けた取組	NPO法人 横須賀国際交流協会、船橋市国際交流協会	101
	外国人による機能別消防団員	草津市危機管理課	103
	Let's Study BOSAI	公益財団法人 和歌山県国際交流協会	105
	外国人防災リーダー養成講座	まんのう町国際交流協会	107
	桜島火山爆発総合防災訓練	鹿児島市危機管理課	109
	宮城・山形 定住外国人エンパワメント・カレッジ	公益財団法人 宮城県国際化協会、公益財団法人 山形県国際交流協会	125
組織・人材づくり	セーフティネットとしての日本語教室開設事業	公益財団法人 兵庫県国際交流協会	41
	初期日本語教室「きずな」「移動きずな」「日本語指導ボランティア養成講座」	津市人権教育課	69
	かながわ医療通訳派遣システム事業	NPO法人 多言語社会リソースかながわ(MICかながわ)	87
	多文化共生市町担当職員研修	広島県国際課	135
	多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語教育プロジェクト	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	141
相談窓口	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	NPO法人 ふじみの国際交流センター	27
	住まいに関する外国人の相談窓口	NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	47
	在住外国人のメンタルヘルス相談事業	浜松市精神保健福祉センター、浜松市国際課	133
地域の多文化共生意識の涵養	多文化サービス(外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供)	大阪市立中央図書館	33
	地域参加型生活サポート日本語教育事業	総社市人権・まちづくり課	43
	外国人の子どもの学習支援	NPO法人 NO BORDERS	55
	地域における技能実習制度への新たな関わり	はさき漁業協同組合、神栖市国際交流協会	81
	外国人市民への防災啓発	公益財団法人 仙台観光国際協会	99
	人権啓発動画「外国人の人権」の配信	東京都人権施策推進課	115
	コミュニティガーデンを活用した多文化共生のまちづくり促進事業～地域の人々が協働する緑の空間～	公益財団法人 愛知県国際交流協会	117
	周南市国際交流サロン等運営事業	周南市観光交流課	119
	英語での読み聞かせサークル	サークル・タイム(Circle Time)	121
	外国人住民生活情報伝達モデル事業	川口市協働推進課、芝園団地自治会	127
	外国人コミュニティ連携事業	公益財団法人 大阪国際交流センター	129
	多文化共生市町担当職員研修	広島県国際課	135
	多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語教育プロジェクト	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	141
	Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)	滋賀県国際室	143
	別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業	別府市文化国際課	153
地域活性化	コミュニティガーデンを活用した多文化共生のまちづくり促進事業～地域の人々が協働する緑の空間～	公益財団法人 愛知県国際交流協会	117
	留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー	石川県国際交流課	139
	Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)	滋賀県国際室	143

キーワード	取組名	団体	頁	
	通年型アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現	株式会社 NAC	149	
日本の制度の理解促進	別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業	別府市文化国際課	153	
	定住外国人とともに学ぶ実践介護塾	公益財団法人 宮城県国際化協会	85	
	病院体験ツアー	公益財団法人 鹿児島県国際交流協会	95	
	Let's Study BOSAI	公益財団法人 和歌山県国際交流協会	105	
	外国人防災リーダー養成講座	まんのう町国際交流協会	107	
	宮城・山形 定住外国人エンバワメント・カレッジ	公益財団法人 宮城県国際化協会、公益財団法人 山形県国際交流協会	125	
外国人観光客への対応	三者通話による119番通報の多言語対応	横浜市消防局、大阪市消防局、堺市消防局	31	
	桜島火山爆発総合防災訓練	鹿児島市危機管理課	109	
	留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー	石川県国際交流課	139	
	通年型アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現	株式会社 NAC	149	
日本人住民の参画	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	NPO法人 ふじみの国際交流センター	27	
	多文化サービス（外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供）	大阪市立中央図書館	33	
	BAYANIHAN ～みんなで地域をつくっていこう～	NPO法人 フィリピンナガイサ	39	
	セーフティネットとしての日本語教室開設事業	公益財団法人 兵庫県国際交流協会	41	
	地域参加型生活サポート日本語教育事業	総社市人権・まちづくり課	43	
	外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート	外国人の子ども・サポートの会	53	
	外国人の子ども学習支援	NPO法人 NO BORDERS	55	
	横浜市南区・外国人中学生学習支援教室パン提供プロジェクト	公益財団法人 横浜市国際交流協会	57	
	外国籍子どもサポートプロジェクト	公益財団法人 とやま国際センター	59	
	外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋	NPO法人 シェイクハンズ	65	
	初期日本語教室「きずな」「移動きずな」「日本語指導ボランティア養成講座」	津市人権教育課	69	
	Minamiこども教室	Minamiこども教室実行委員会	71	
	地域における技能実習制度への新たな関わり	はさき漁業協同組合、神栖市国際交流協会	81	
	病院体験ツアー	公益財団法人 鹿児島県国際交流協会	95	
	外国人市民への防災啓発	公益財団法人 仙台観光国際協会	99	
	コミュニティガーデンを活用した多文化共生のまちづくり促進事業～地域の人が協働する緑の空間～	公益財団法人 愛知県国際交流協会	117	
	周南市国際交流サロン等運営事業	周南市観光交流課	119	
	英語での読み聞かせサークル	サークル・タイム(Circle Time)	121	
	外国人主体の取組	BAYANIHAN ～みんなで地域をつくっていこう～	NPO法人 フィリピンナガイサ	39
		英語での読み聞かせサークル	サークル・タイム(Circle Time)	121
外国人コミュニティ連携事業		公益財団法人 大阪国際交流センター	129	
多文化コンシェルジュの活躍による人と文化の多様性を活かした日本語教育プロジェクト		一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	141	
通年型アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現		株式会社 NAC	149	
留学生ドラフト会議		株式会社 商輪	151	
「支援する外国人」の参画	別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業	別府市文化国際課	153	
	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	NPO法人 ふじみの国際交流センター	27	
	住まいに関する外国人の相談窓口	NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	47	
	外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート	外国人の子ども・サポートの会	53	
	外国人向け介護職員初任者研修及び就業支援事業	公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会	75	
	介護職員初任者研修	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	79	
	外国人高齢者支援	NPO法人 神戸定住外国人支援センター	93	
	外国人市民への防災啓発	公益財団法人 仙台観光国際協会	99	
	災害時相互支援に向けた取組	NPO法人 横須賀国際交流協会、船橋市国際交流協会	101	
	外国人による機能別消防団員	草津市危機管理課	103	
	外国人防災リーダー養成講座	まんのう町国際交流協会	107	
	桜島火山爆発総合防災訓練	鹿児島市危機管理課	109	
	在住外国人のメンタルヘルス相談事業	浜松市精神保健福祉センター、浜松市国際課	133	
	発信手段の工夫	減災のための「やさしい日本語」研究	弘前大学人文学部社会言語学研究室	25
「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方～原稿づくりから届けるまでのヒント集～」の作成		公益財団法人 横浜市国際交流協会	29	
外国人幼児向け日本語学習教材等の作成		愛知県多文化共生推進室	67	
介護職員初任者研修		一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	79	
外国人市民への防災啓発		公益財団法人 仙台観光国際協会	99	
人権啓発動画「外国人の人権」の配信		東京都人権施策推進課	115	
外国人の視点の活用	外国人住民生活情報伝達モデル事業	川口市協働推進課、芝園団地自治会	127	
	留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー	石川県国際交流課	139	
	「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方～原稿づくりから届けるまでのヒント集～」の作成	公益財団法人 横浜市国際交流協会	29	
	定住外国人とともに学ぶ実践介護塾	公益財団法人 宮城県国際化協会	85	
	外国人高齢者支援	NPO法人 神戸定住外国人支援センター	93	
	留学生等いしかわ魅力発信モニターツアー	石川県国際交流課	139	

キーワード	取組名	団体	頁	
	Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)	滋賀県国際室	143	
大学生による取組	外国籍児童就学前学校体験教室「びよびよクラス」及び就学後教育支援	Wide International Support in Hamamatsu (WISH)	61	
	「COLORS」による外国にルーツを持つ若者への支援事業	浜松市国際課	77	
	別府市外国人留学生地域活動助成金交付事業	別府市文化国際課	153	
第2世代による取組	外国人の子どもの学習支援	NPO法人 NO BORDERS	55	
	「COLORS」による外国にルーツを持つ若者への支援事業	浜松市国際課	77	
長期継続的な取組	減災のための「やさしい日本語」研究	弘前大学人文学部社会言語学研究室	25	
	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	NPO法人 ふじみの国際交流センター	27	
	多文化サービス（外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供）	大阪市立中央図書館	33	
	医療通訳システム構築事業	NPO法人 多言語センターFACIL	35	
	BAYANIHAN ～みんなで地域をつくっていこう～	NPO法人 フィリピンナガイサ	39	
	住まいに関する外国人の相談窓口	NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	47	
	外国人のための住宅支援事業	公益財団法人 京都市国際交流協会、公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会京都府支部	49	
	外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート	外国人の子ども・サポートの会	53	
	外国籍児童就学前学校体験教室「びよびよクラス」及び就学後教育支援	Wide International Support in Hamamatsu (WISH)	61	
	外国人高齢者支援	NPO法人 神戸定住外国人支援センター	93	
	通年型アウトドア観光メニューの確立による雇用の創出と通年観光の実現	株式会社 NAC	149	
	外国人保護者の参加	外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート	外国人の子ども・サポートの会	53
		外国籍児童就学前学校体験教室「びよびよクラス」及び就学後教育支援	Wide International Support in Hamamatsu (WISH)	61
		外国人の子どもの不就学に対する取組	浜松市国際課、静岡県多文化共生課	63
外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋		NPO法人 シェイクハンズ	65	
外国人幼児向け日本語学習教材等の作成		愛知県多文化共生推進室	67	
Minamiこども教室		Minamiこども教室実行委員会	71	
外国籍児童とその家族への支援		多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS	89	
「あいうえお子育てネット」		NPO法人 にほんご豊岡あいうえお	91	
英語での読み聞かせサークル		サークル・タイム(Circle Time)	121	
広域連携		災害時相互支援に向けた取組	NPO法人 横須賀国際交流協会、船橋市国際交流協会	101
	宮城・山形 定住外国人エンパワメント・カレッジ	公益財団法人 宮城県国際化協会、公益財団法人 山形県国際交流協会	125	
多様な主体との連携	減災のための「やさしい日本語」研究	弘前大学人文学部社会言語学研究室	25	
	多文化が未来を拓く 民設民営 外国人相談窓口	NPO法人 ふじみの国際交流センター	27	
	「外国人に伝える広げる多言語情報の作り方 ～原稿づくりから届けるまでのヒント集～」の作成	公益財団法人 横浜市国際交流協会	29	
	多文化サービス（外国語資料の提供・外国語に関する情報の提供）	大阪市立中央図書館	33	
	医療通訳システム構築事業	NPO法人 多言語センターFACIL	35	
	住まいに関する外国人の相談窓口	NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター	47	
	外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート	外国人の子ども・サポートの会	53	
	外国籍子どもサポートプロジェクト	公益財団法人 とやま国際センター	59	
	外国人の子どもの不就学に対する取組	浜松市国際課、静岡県多文化共生課	63	
	外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋	NPO法人 シェイクハンズ	65	
	初期日本語教室「きずな」「移動きずな」「日本語指導ボランティア養成講座」	津市人権教育課	69	
	介護職員初任者研修	一般社団法人 グローバル人財サポート浜松	79	
	定住外国人とともに学ぶ実践介護塾	公益財団法人 宮城県国際化協会	85	
	かながわ医療通訳派遣システム事業	NPO法人 多言語社会リソースかながわ(MICかながわ)	87	
	外国籍児童とその家族への支援	多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS	89	
	Let's Study BOSAI	公益財団法人 和歌山県国際交流協会	105	
	周南市国際交流サロン等運営事業	周南市観光交流課	119	
	宮城・山形 定住外国人エンパワメント・カレッジ	公益財団法人 宮城県国際化協会、公益財団法人 山形県国際交流協会	125	
	多文化共生市町担当職員研修	広島県国際課	135	
	Startup Weekend Shiga (Change Makers in Nagahama City)	滋賀県国際室	143	

応募団体一覧

本事例集作成にあたり、多くの団体から取組事例の応募を頂いた。感謝の意を込め、巻末に応募団体の一覧を掲載させて頂く。

- 北海道 一般社団法人 ワールズ・ミート・ジャパン(推薦者:函館市生涯学習文化課)
小樽市秘書課
株式会社 NAC(推薦者:倶知安町総合政策課)
札幌市交流課
東川町交流推進課
- 青森県 弘前大学人文学部社会言語学研究室(推薦者:WG 構成員)
- 岩手県 一般社団法人 北上市国際交流協会
北上市生涯学習文化課
- 宮城県 NPO法人 大崎タイムス福祉部
外国人の子ども・サポートの会(推薦者:公益財団法人 宮城県国際化協会)
公益財団法人 仙台観光国際協会(推薦者:仙台市交流企画課)
公益財団法人 宮城県国際化協会
- 山形県 公益財団法人 山形県国際交流協会(推薦者:WG 構成員)
- 福島県 公益財団法人 福島県国際交流協会
福島市国際交流協会
福島市定住交流課
- 茨城県 茨城県国際課
株式会社 商輪(推薦者:茨城県国際課)
はさき漁協(推薦者:茨城県国際課)
神栖市国際交流協会(推薦者:茨城県国際課)
- 群馬県 NPO法人 NO BORDERS(推薦者:WG 構成員)
- 埼玉県 NPO法人 ふじみの国際交流センター
川口市協働推進課
埼玉県国際課
芝園団地自治会(推薦者:川口市協働推進課)
所沢市国際交流フォーラム実行委員会(推薦者:所沢市文化芸術振興課)
- 千葉県 千葉市国際交流課
船橋市国際交流協会(推薦者:WG 構成員)
- 東京都 板橋モンゴル孤児支援の会(推薦者:公益財団法人 板橋区文化・国際交流財団)
東京都人権施策推進課
東京都総合防災部(推薦者:WG 構成員)
羽村市地域振興課
公益財団法人 板橋区文化・国際交流財団

府中市市民活動支援課

神奈川県 NPO法人 横須賀国際交流協会(推薦者:WG 構成員)
 NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター(推薦者:WG 構成員)
 NPO法人 多言語社会リソースかながわ(MICかながわ)(推薦者:WG 構成員)
 公益財団法人 横浜市国際交流協会
 葉山町政策課
 横須賀市国際交流課
 横浜市消防局(推薦者:WG 構成員)
 公益財団法人 横浜市福祉事業経営者会(推薦者:WG 構成員)

新潟県 公益財団法人 柏崎地域国際化協会
 上越日豪協会
 長岡市国際交流課

富山県 アレッセ高岡(推薦者:高岡市多文化共生室)
 公益財団法人 とやま国際交流センター

石川県 石川県国際交流課
 公益財団法人 石川県国際交流協会(推薦者:石川県国際交流課)
 小松市国際都市推進課

山梨県 公益財団法人 山梨県国際交流協会
 多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS(推薦者:甲府市市民課)
 笛吹市市民活動支援課

長野県 公益財団法人 長野県国際化協会
 長野県国際課

静岡県 NPO法人 フィリピンナガイサ(推薦者:浜松市国際課)
 Wide International Support in Hamamatsu (WISH)(推薦者:浜松市国際課)
 公益財団法人 浜松国際交流協会(推薦者:浜松市国際課)
 沼津市地域自治課
 有限会社 伸栄総合サービス(推薦者:浜松市国際課)
 一般社団法人 グローバル人財サポート浜松
 静岡県多文化共生課
 浜松市国際課

愛知県 NPO法人 シェイクハンズ
 NPO法人 多文化共生リソースセンター東海
 公益財団法人 愛知県国際交流協会
 豊橋市多文化共生・国際課
 愛知県多文化共生推進室

三重県 NPO法人 伊賀の伝丸(推薦者:伊賀市市民生活課)
 伊賀市外国人児童生徒受入促進事業運営協議会(推薦者:伊賀市市民生活課)
 伊賀市市民生活課

- 伊賀日本語の会(推薦者:伊賀市市民生活課)
津市人権教育課
小田町住民自治協議会(推薦者:伊賀市市民生活課)
- 滋賀県 草津市危機管理課(推薦者:滋賀県国際室)
滋賀県国際室
長浜市市民活躍課(推薦者:滋賀県国際室)
- 京都府 綾部国際交流協会
京丹後市国際交流協会(推薦者:WG 構成員)
公益財団法人 京都市国際交流協会(推薦者:WG 構成員)
- 大阪府 Minamiこども教室実行委員会(推薦者:大阪市人権企画課、NPO 法人 関西国際交流団体協議会)
大阪市教育委員会事務局指導部
大阪市教育委員会事務局生涯学習部
大阪市城東区総務課
大阪市消防局
大阪市人権企画課
大阪市中央区市民協働課
大阪市鶴見区魅力創造課
大阪市西淀川区教育支援課
大阪市立中央図書館
大阪府文化・スポーツ課
公益財団法人 大阪国際交流センター
堺市消防局
NPO法人 多文化共生センター大阪(推薦者:大阪市人権企画課)
- 兵庫県 NPO法人 多言語センターFACIL
NPO法人 にほんご豊岡あいうえお(推薦者:豊岡市秘書広報課)
NPO法人 神戸定住外国人支援センター(推薦者:神戸市国際課)
公益財団法人 兵庫県国際交流協会
- 和歌山県 公益財団法人 和歌山県国際交流協会
- 岡山県 一般財団法人 岡山県国際交流協会
総社市人権・まちづくり課(推薦者:WG 構成員)
総社ブラジリアンコミュニティ&インターナショナルフレンズ(推薦者:総社市人権・まちづくり課)
- 広島県 NPO法人 安芸高田市国際交流協会(推薦者:WG 構成員)
広島県国際課
- 山口県 公益財団法人 山口県国際交流協会
国際交流ひらかわの風の会(推薦者:公益財団法人 山口県国際交流協会)
しものせき国際交流ねっと(推薦者:公益財団法人 山口県国際交流協会)

周南市観光交流課
ほうふグローバルネット(推薦者:公益財団法人 山口県国際交流協会)
香川県 まんのう町国際交流協会
佐賀県 サークル・タイム(Circle Time)(推薦者:WG 構成員)
大分県 別府市文化国際課
鹿児島県 公益財団法人 鹿児島県国際交流協会(推薦者:WG 構成員)
鹿児島市危機管理課(推薦者:WG 構成員)

全 114 団体

作成／多文化共生事例集作成ワーキンググループ

